

オンライン ISSN 2436-0104
冊子版 ISSN 1345-5060

アジア研究所・アジア研究シリーズ No.115

習近平指導部3期目の試練

2023～2024 年度研究プロジェクト
「中国・習近平政権の着地点Ⅳ」

亜細亜大学アジア研究所
2025 年 3 月

アジア研究所・アジア研究シリーズ No.115

習近平指導部 3 期目の試練

2023～2024 年度研究プロジェクト
「中国・習近平政権の着地点Ⅳ」

研究代表者 遊川 和郎

目 次

まえがき	1
習近平新時代・3期目の試練 遊川 和郎	4
習近平政権の発展戦略と「自立自強」のイノベーション 大西 康雄	12
中国の過剰生産能力 4.0 大橋 英夫	21
ポスト・コロナ期の中国の国際金融 曾根 康雄	29
食糧供給と食糧安全保障戦略の新動向 森 路未央	44
中国の環境政策の変遷と大気問題 今村 弘子	56
ネット配達員は労災保険の夢を見るか？ —中国のプラットフォーム就労における社会保障の課題— 澤田 ゆかり	63
統一主導権とその反作用—新時代の台湾政策 塩沢 英一	70
台湾問題でグローバルサウスの取り込みを強化する中国 大嶋 英一	80
中ロ関係の「底線」—中ソ国交正常化（1989年5月） 中居 良文	88

習近平指導部 3 期目の試練

まえがき

本報告書は、2023～24年度（令和5年～6年度）に実施したアジア研究所の研究プロジェクト「中国・習近平政権の着地点Ⅳ」の成果論文である。本研究プロジェクトは2012年に「中国の夢」「中華民族の偉大な復興」のスローガンを掲げて発足した習近平指導部が2期10年の任期を終えるはずの2022年においてどのような成果を収め、またどのような課題を次期指導部に引き継ごうとしているのか、すなわち習近平指導部の成し遂げた業績と問題点を内政、経済、社会、外交など各分野から検証していこう、と2016年にスタートした。

ところが2017年の第19回党大会で2期目に入っても指導部の後継体制は明示されず、2018年の全人代では国家主席の任期が廃止され、習主席の出口は見えなくなった。2022年の第20回党大会では異例の3期目入りを実現するとともに、共産主義青年団（共青团）に連なる人脈は悉く排除され、習主席に忠誠を誓うかつての部下が次々と抜擢された。もはや政権内に異を唱える者は誰もいない。これにより盤石な習近平一強体制が確立されたかのように見えるが、現実には主席礼賛がこだまする中で打ち出される政策は迷走し、後継者不在のまま「晩年の誤り」が蓄積されている可能性も否定できない。

本プロジェクトは、こうした習近平体制でまさに進行中の事象をとらえて議論を重ねた。コロナ禍を経てオンラインのみの議論から、対面とオンラインを併用したハイブリッド方式での研究会が可能となり、8回の研究会を行った（2024年末現在）。

各研究会の概要と成果報告の要旨は以下のとおりであるが、コロナ禍を経た中国経済や社会の変化、米中摩擦や国際経済の地殻変動、台湾統一に対するアプローチといった問題意識が目立った。

【研究会】

2023年度

5月9日 「習近平新時代の10年と3期目の課題」 遊川和郎

7月26日 「共同富裕の現状と課題」 澤田ゆかり

10月16日 「食糧輸入の拡大と農業の海外進出（投資・協力）」 森路未央

12月1日 「米台関係を振り返る」 大嶋英一

3月7日 「インド太平洋地域のサプライチェーン——中国の新たな役割」 大橋英夫

2024年度

5月13日 「中央アジア（タジクスタン・ウズベキスタン）情勢と中国外交」 中居良文

7月10日 「好転のはずみが見つからない中国経済」 今村弘子

9月9日 「新時代の台湾問題を解決する総体方略とは何か」 塩沢英一

（12月末現在）

【各章の要旨】

第1章 習近平新時代・3期目の試練（遊川和郎）

2022年に異例の3期目入りを果たした習近平総書記であるが、権力基盤を盤石とする一方で、打ち出される政策の妥当性や予見可能性の低さなど一強体制に起因する政策運営の危うさを感じさせる事例が散見されている。中でも、国家安全へ傾斜する一方で、力強さを欠く経済に対して打ち出す施策は、果たして問題の所在がきちんと認識されているのか首をかしげざるを得ないものが少なくない。低迷する経済への有効な対策に加え、社会に漂う閉塞感、国民の不安払拭が解決を急ぐべき課題として重要度を増している。統制強化による安定ではなく、弱者への支援を通じた社会の再構築が望まれる。

第2章 習近平政権の発展戦略と「自立自強」のイノベーション（大西康雄）

第2期習近平政権は、米国との経済摩擦激化に対応しながら「質の高い」経済発展を最優先課題に置いた。「質の高い」経済発展実現のために、イノベーションには自前での持続的発展可能性を意味する「自立自強」が求められるようになったが、さらには現行国家体制維持を最優先とする「総合的国家安全観」の強まりも無視できない影響を与えている。習政権は、従来以上に研究開発への投資を拡大し、人材育成にも注力してきた。その成果もあって研究開発力は高まり、世界をリードするハイテク産業も成長している。しかし、基礎研究分野はまだ弱体で、重要技術を自製化できていない。習政権第3期における「自立自強」の可否はまだ今後に委ねられているといえよう。

第3章 中国の過剰生産能力4.0（大橋英夫）

中国製EVの輸出攻勢に伴うEUと中国の貿易摩擦にみられるように、中国の過剰生産能力が再び国際的

な問題となっている。中国ではなぜ過剰生産能力が形成されるのか。またなぜそれが繰り返されるのか。本研究では、改革開放後の中国でみられた4度の過剰生産能力問題をそれぞれ過剰生産能力1.0~4.0と位置づけ、まず「新三様」と呼ばれる新エネルギー関連産業を中心とする過剰生産能力4.0の実態把握に努め、次に過剰生産能力1.0~3.0の事例を需要・供給両面から考察する。そして以上の分析を通して、繰り返し発生する過剰生産能力問題の背景を、マクロ経済情勢、中央・地方関係、産業振興策、企業行動パターンから解明し、中国経済に根深く存続する慣習・制度・政策的要因を明らかにする。

第4章 ポスト・コロナ期の中国の国際金融（曾根康雄）

ポスト・コロナ期の中国経済は国内景気の低迷が続く中、対外的には2022年以降、直接投資・証券投資がいずれも純流出となっている。厳格な資本規制が継続されているため人民元の国際化も停滞気味である。ただし、ストックコネクト等の取引額および人民元建て決済件数は増大している。また、国際情勢の変動に伴い、グローバルサウス諸国への働き掛けの活発化、中東との経済・金融関係の強化、気候変動対策向け投融资の増大など、新たな動きが見られる。世界が大きな転換点を迎えている時こそ、国際金融市場におけるマネーの流れの小さな変化にも目配りし、新たな秩序のあるべき姿を模索し、日本が果たすべき役割を見出す作業を続けなければならない。

第5章 食糧供給の近況と食糧安全保障戦略の新動向（森路未央）

中国における食糧安全保障を焦点に、食糧生産と輸入の変動と要因、現政権が重視する目的や具体的な強化策を整理し、今後の食糧供給の方向性を考察した。

食糧は生産も輸入も増加している。輸入は2020年から22年頃までの在庫不足からすでに脱却しているが、高水準の輸入量が続いている。政府は2013年時点で、適度な輸入を行う方針を示していたが、適度とは言えない数量に至っている。2022年は現政権が力を入れる「国家安全保障」の強化項目に食糧安全保障が加わった。このことは、それまで経済論理による扱いから党の強化がさらに加わることを意味し、政権の本気度が理解できる。すでに食糧部門も「双循環」戦略のように、中国の食糧安全保障は「国内生産力の強化+輸入の多角化」という新しいフェーズに入り、輸入2億トン時代に近づいているといえる。

第6章 中国の環境政策の変遷と大気問題（今村弘子）

中国では経済成長が優先され、環境問題に関心を示すことはなかった。改革開放政策後、高度成長が続くなかで、環境問題は無視できないほど悪化し、中国も環境対策に本腰を入れざるを得なくなっていった。関連法規がいくつも制定され、また幾度かの組織改編を経て、現在の生態環境部は多岐にわたる環境問題に取り組んでいる。環境問題のなかでも大きな問題になっている二酸化炭素をはじめとする大気の問題にも中国は力をいれている。パリ協定から米国が脱退する中で、中国の存在感は一段と強くなっているが、経済が停滞から回復過程でも環境問題へ力をいれることができるのかの正念場になっている。

第7章 ネット配達員は労災保険の夢を見るか？

—中国のプラットフォーム就労における社会保障の課題—（澤田ゆかり）

中国の社会保障改革は、急増するギグ・ワーカーへの対応を迫られている。本章は、フード・デリバリーの配達員を事例として、既存の社会保険に対する忌避感が強いこと、その背景には彼らにとって割高な保険料と長い加入年数が課せられるのに加え、プラットフォーム企業が提供する保険への不信感が根強いこと、また地縁・業縁による相互扶助がリスクを軽減する状況を明らかにした。これに対して中国政府は、2022年から新たな職業障害保障制度のパイロット事業を展開し、保険料を配達員ではなくプラットフォーム企業に負担させて加入者数を拡大した。ただし社会保険の断片化など懸念があり、その評価はまだ定まっていない。

第8章 統一主導権とその反作用—新時代の台湾政策（塩沢英一）

習近平政権の台湾政策は胡錦濤前政権を継承しつつ、2期目後半に「新時代に党が台湾問題を解決するための総体戦略」として独自性を強めた。その特徴は、台湾統一に20世紀中葉までとの期限を設定し、中国自身が「主導権・主動権」を握って統一を実現することである。主導権を握るために建軍100年までに米国の介入を阻止して台湾を東西南北4方向から制圧する能力の獲得目標を決めたが、この目標が2027年台湾侵攻説を招いた。台湾政策は全体主義的イデオロギー、南シナ海支配、香港での人権抑圧など他領域の強硬と相乗して台湾の自立志向を後押しし、西側の対中拡大抑止力を大幅に強化させる作用を生んだ。中国は武力統一に慎重にならざるを得ない。

第9章 台湾問題でグローバルサウスの取り込みを強化する中国（大嶋英一）

新型コロナウイルスの流行が一段落して以来、中国の外交は活発化しており中国を訪れる各国の指導者も増加している。そのような中で特徴的なのは、いわゆるグローバルサウス諸国が中国との共同声明等の公式文書において、「台湾は中国の不可分の一部である」ことを認め「国家統一実現のための中国政府のあらゆる努力を支持する」ケースが増えていることである。中国がこのような共同声明等を積極的に発出する要因と意図は何なのか。

中国としては、台湾問題は中国の国内問題であり、米国等の介入は内政干渉であるということをグローバルサウスの多くの国に認めさせることで外部環境を有利に転換し、統一促進を図っていると考えられる。台湾問題に関しグローバルサウスは単なる傍観者ではない。

第10章 中ロ関係の「底線」—中ソ国交正常化（1989年5月）（中居良文）

1989年5月、中ソ両国は国交を正常化した。本章はこの国交正常化の意味を考える。中ソ国交正常化とは一体何だったのか。国交正常化はその後の中ソ・中

ロ関係にどのような影響を及ぼしたのか。本章は、中ソ国交正常化が実現したタイミングに着目する。この時期には両国が進めてきた改革政策の限界が明らかになった。そして、この時期を境に両国の改革政策は分岐していった。中ソ国交正常化の最大の意味は、この時点で中ソ関係が「普通の」関係になっていたことにある。中ソ国交正常化は両国が嵐の中で漂流し、激突することを防ぐ、錨の役割を果たした。

厳しい対中姿勢で結束していた米国、日本、韓国は、2025年には新指導者の下、中国との新たな関係を模索することになる。国内情勢の推移とともに、中国を取り巻く国際環境の変化についても、より詳細な検討が必要となろう。本研究プロジェクトは引き続き習近平体制での課題を冷静に議論していく。

2024年12月

研究プロジェクト代表 遊川和郎

※なお、本報告書に掲載された論文は、アジア研究所および各執筆者が属する機関の公式見解ではありません。

習近平新時代・3期目の試練

遊川 和郎

Challenges in his third term of Xi Jinping's new era

Kazuo YUKAWA

はしがき

2022年の中国共産党第20回全国代表大会（党大会）で異例の3期目入りを果たした習近平総書記は、盤石の権力基盤を構築する一方で、打ち出される政策の妥当性や予見可能性の低さなど一強体制に起因する政策運営の危うさを感じさせる事例が散見される。本稿では、習近平政権が3期目に入った2023～24年について、内政、経済・社会情勢からその成果と直面する課題を検証する。

第1節 一強体制下での前例なき政権運営（内政）

1. 習近平人事も重要ポストの解任

2023年3月、期替わりの全国人民代表大会が開催された。第20回党大会を経て習近平長期政権の目標実現に向けた政府人事と組織の改編が注目点だった。人事については、これまでの登用・退任の前例・慣例を当てはめることができず、またそれに代わる新たなルールができていないことが大きな特徴といえる。各ポストの軽重や位置づけも微妙に変化した。

同一ポストは2期10年という任期制限については、2018年の全人代で憲法を改正し国家主席・副主席を除外した。習近平はこの憲法改正により、予想通り国家主席に満票で選出された。国家副主席には、前年の党大会で常務委員からヒラ党員となっていた韓正が就任した。国家副主席のポストは、1998年～2013年の江沢民、胡錦濤時代には次期主席候補（政治局常務委員）が担ったが、習時代になるとその意味合いは無くなり、18年にはやはり中央委員未選出（前常務委員）の王岐山が就任した。序列8位（7名の政治局常務委員の次）に据えたヒラ党員の国家副主席は習主席の次を狙う位置ではないとあえてその可能性のない人物を就けているようにも見える。

「七上八下（政治局常務委員は就任時68歳未満）」と呼ばれる年齢制限が適用されなかったのは、習近平主席の他、中央軍事委員会副主席の張又俠（1950年生まれ、留任）と外交担当の國務委員となった王毅（1953年生まれ、新任）の2人だったが、その根拠は示されていない。

國務院の各部部长・委员会主任（閣僚）ポスト（26名）は慣例では65歳が定年だが、何立峰副首相（1955年生まれ）、劉昆財政部長（1956年生まれ、留任）、王小洪公安部長（1957年生まれ）、王志剛科学技術部長（1957年生まれ、留任）、李尚福国防部長（1958年生まれ）、易綱人民銀行行長（1958年生まれ、留任）は今回65歳以上で選出された（國務院平均61.7歳）。全体として若返り感に乏しく期待の新戦力も見当たらない。全人代後に新華社が発表した新指導部選出過程を振り返る記事では、「1955年1月1日以降の生まれからノミネートした」とするが、今回限りの特例なのか新たな年齢基準となるのかは不明である。

前年の党大会で中央委員に選出されず引退かと思われた劉昆、王志剛、易綱、李小鵬交通運輸部長（1959年生まれ、李鵬元首相の子）が再任されたのもちぐはぐな感じが否めない。人民銀行行長についてはその後2023年7月25日、全人代常務委員会で潘功勝（1963年生まれ、非中央委員）が新行長に選出された。

他方、2023年12月30日付で王毅の後任として外交部長に就任した秦剛（1966年生まれ）は、部長に昇格してわずか2ヵ月半で國務委員（副首相級）に異例のスピード昇進を果たしたが、6月には動静が確認されなくなり、7月末に解任が発表された。同じく全人代で国防部長、國務委員に選出された李尚福は8月末以降消息不明となり、10月末に解任が明らかになった。2024年7月に開催された第20期中央委員会第3回全体会議（三中全会）において秦剛前外相の党中央委員の辞任を承認、李尚福前国防相は三中全会に先立つ中央政治局會議（6月27日）で、前任の魏鳳和元国防相とともに重大な

規律・法律違反が確認されたとして党籍剥奪の処分が決定した。さらに24年11月には、中央軍事委員会の苗華委員の職務を停止し「重大な規律違反」の疑いで調べていることを発表、軍内の混乱はなお収まっていない。

就任以来、反腐敗で権力基盤を盤石にした習主席だが、3期目に入ってもこうした取り組みは続く。当初の反腐敗は政敵に繋がる人脈が主だったが、秦剛や李尚福、魏鳳和、また苗華はいずれも習主席の下でその地位に抜擢された大物である。香港紙『星島日報』によれば、調査や処分を受けた「中央管理幹部（多くが副部級以上）」は2023年に45人で、2012年以降の最多だった。また2024年上半年はすでに同36人に上り、通年では過去最多となる可能性がある¹。この36人中5人は「正部級幹部」で、5月に現職閣僚の唐仁健・農業農村部長が「重大な規律違反」の疑いで調査を受けていることが公表され、9月の全人代常務委員会で解任が決まった。2024年10月、中央規律検査委員会は唐一軍前司法相の党籍剥奪を発表した（同年4月、「重大な規律違反」の疑いで調査中と発表）。唐前司法相は習主席がかつてトップを務めた浙江省の勤務が長く、遼寧省省長などを経て2020年4月から23年1月まで司法相を担い、江西省の政協主席を歴任した。

2. 国務院の地盤沈下

2023年の全人代で国務院総理が李克強から李強に代わったが、単なる交代ではすまなかった。李強首相就任直後の第1回国務院全体会議において、「国務院工作規則」が静かに改正された。長年、毎週開催されていた国務院常務会議が月に2〜3回程度に減らされ、同会議の職責も「国務院の活動における重要事項の討論・決定」から「党中央に審議・決定を仰ぐ重要事項の討論」と明らかに縮小した。国務院は党からの指示を唯々諾々と執行する機関へと変質したのである。2023年の全人代閉会直後というタイミングから考えれば、習氏に抵抗するはずのない李強首相に国務院の権限縮小を吞ませることは織り込み済みだったのだろう。

そして翌2024年の全人代においては「国務院組織法」が改正された。鄧小平時代の1982年憲法に沿って制定された国務院組織法はその後一度も改正されていなかったが、2018年の憲法改正を経て今回初の改正となった。その要諦は、党の全面的指導を絶対原則とし、政府が党に従属するよう明確に位置付けたことである。改正は2023年版「国務院工作規則」との齟齬をなくす形で行われた。党が国務院に対して優位性を示し、首相は党内

序列二位と言いながら習氏の使用人に過ぎないことが明確に示されたのである。

毛沢東独裁時代の反省から鄧小平が作り上げたトップの任期制限、党に対して国務院が一定の力を有する中国式の権力制御システムは完全に崩壊、落城した。習近平の独裁に抵抗できる組織的な勢力が壊滅状態に追い込まれたことを意味するのである。

2024年全人代の最大のサプライズは、首相記者会見取りやめである。1993年から続いていた閉会後の首相記者会見を今後行わないと開会前日に発表された。93年以降、李鵬、朱鎔基、温家宝、李克強、そして李強（1回だけ）と5人の首相が毎年全人代閉会後の会見に臨んだ。記者の所属媒体（国別）や質問内容は事前に一定の調整がなされていたものの、直面する経済課題から社会、民生、外交、二国間関係に至る広範な質問に対して首相が2時間以上にわたってメモを見ないで答える姿には、首相の能力の高さや覚悟、人柄がにじみ出ていた。

2023年は、李強氏が首相に就任して初の会見に臨み、短めながら無難にこなしたが、今後任期中には会見を行う予定はないという。習一強体制の下、首相がスポットライトを浴びてはならない。また習氏の側近ではあるものの地方から引き上げて経験の浅い李強首相が記者会見でボロを出すのも困るのである。

李強首相については、三中全会（2024年7月）の文件起草小組にも入っておらず（組長・習近平、副組長・王滬寧、蔡奇、丁薛祥）、中長期の経済政策を議論する場から外れるケースが散見され、外資誘致など対外的な通商分野での活動がその仕事となっているように見受けられる。

第2節 創新に傾斜した経済政策（2023年）

1. 回復力の乏しい景気

約3年にわたって続いた厳格なゼロコロナ政策が終了したことにより、2023年の年初には景気のV字回復、成長率の上振れを予想する声が多かったが、第1四半期から4.5%、6.3%、4.9%、5.2%、通年では目標の5%前後を達成（5.2%）したもののその回復力は大方の期待を裏切るものだった。

景気回復が力強さを欠いたのは、不動産開発大手の経営悪化が表面化し市況の低迷が消費など経済全体に影響を及ぼしていることが大きい。飲食や観光などコロナ禍で制約されていた需要の回復はあったものの、個人消費は盛り上がりず財布のひもは固い。地方政府の債務問題、地政学リスクに伴う外資の投資控え、民営企業の活動もふるわない。さらにこうした景気の足を引っ張る要因に対する政府の対策が空回りし、国家安全か景気への

¹ 三中料深化從嚴治黨 李尚福李玉超將撤中委 2024-07-
<https://std.stheadline.com/daily/article/2610742>

コ入れか力点が定まらない政策も景気の先行き不安を増幅させている。

表 1. 経済成長目標と実績

	成長目標	実績値	キーワード
2012 年	7.5%	7.9%	
2013 年	7.5%前後	7.8%	「三期叠加」
2014 年	7.5%前後	7.4%	「新常态」
2015 年	7%前後	7.0%	「GDP で英雄を語るな」
2016 年	6.5～7%	6.7%	「供給側改革」「三去一降一補」「灰色の犀」
2017 年	6.5%前後	6.9%	「房住不炒」(16 年中央経済工作会议)
2018 年	6.5%前後	6.7%	
2019 年	6.0～6.5%	6.0%	「六穩 (六つの安定)」
2020 年	設定せず	2.2%	「六保 (六つの確保・保障)」
2021 年	6%超	8.4%	「双循環」
2022 年	5.5%前後	3.0%	「穩字当头、穩中求進」
2023 年	5%前後	5.2%	「以進促穩」、「先立後破」、「新三樣」
2024 年	5%前後	5.0%	「中国経済光明論」、「新質生産力」

(資料) 報道から筆者作成

2. 科学技術への傾斜

2023 年 12 月に開催された中央経済工作会议は、減速感が強まる中で 2024 年に向けてどのような経済政策 (景気対策) を打ち出すのか注目されたが、そこでの議論は周囲の期待とは異なるものだった。

経済運営の基本方針については、これまでも主旋律である「穩中求進 (安定の中で前進を求める)」に「以進促穩 (進歩を通じた安定の促進)」、「先立後破 (先に作って後で壊す)」の二つが加った。その解釈は一つではないが、前者はより積極的なイノベーションによって安定がもたらされるという攻めの姿勢、後者は後先考えず何も受け皿のないところで新しいことを進めてはならない、という慎重な姿勢と読み取ることができる。

そのうえで注目されたのが 2024 年の経済工作の筆頭に「科学技術イノベーションにけん引された現代化産業体系建设」が置かれたことである (前年は 2 番目)。前年 (2023 年目標) では内需拡大が筆頭 (2024 年目標では 2 番目) だったので 1 番目と 2 番目が交代した格好だが、減速する目下の経済状況に対する対策としては内外で認識のギャップを感じさせるものだった。

西側先進国の対中デリスクングを念頭に置いたものと思われ、科学技術イノベーション促進による戦略的な産業振興と「サプライチェーン強靱化」による万全な防御態勢の構築という 2 面性を有しているものの、現下の息切れする経済動向の中で打ち出す重点政策としては必ず

しも焦点が合っていないように見える。直面する景気減速に対する施策と長期的な発展の青写真の間のギャップは埋めがたい。

上述の中央経済工作会议で注目されたキーワードが「新たな質の生産力 (新質生産力)」である。「新質生産力」が注目されるのは、習近平主席が 2023 年 9 月に黒竜江省を視察した際、「科学技術革新の資源を統合し、戦略的新興産業と未来産業の発展をリードし、新たな質の生産力を加速度的に形成する」と提起したからに他ならない。

中国メディアによれば、「新質生産力」とは、新興産業と未来産業を積極的に発展させ、科学技術のイノベーションによって産業の振興をリードし、新たな経済成長の領域を切り開き続ける力のことを指す。従来型の生産力との差は技術水準の高さとイノベーションがカギとなっている点にあるという。その具体例としては、脳型知能や遺伝子技術、未来ネットワーク、深海・深宇宙開発、水素エネルギーとエネルギー貯蔵といった最先端の科学技術と産業変革分野において、新たな産業を創出して発展させることとしている²。

2024 年 1 月末の政治局集団学習会では、「新質生産力」をテーマに行われ、質の高い発展は新時代の絶対原則であるとして、習主席が新質生産力の発展加速を促す発言を行った。

3. 「新三樣」の出現と新たな成長エンジンの模索

手詰まり感の強いニュースの多かった 2023 年の中国経済の中で明るい話題は「新三樣 (新御三家)」の出現だった。圧倒的な世界シェアを誇る伝統的な輸出工業製品のアパレル、家具、家電を「老三樣 (旧御三家)」と呼び、2023 年に輸出を急激に伸ばした新エネルギー車、リチウムイオン電池、太陽電池を「新三樣」と中国メディアは持て囃した。「新三樣」の輸出額合計は 2023 年、初の 1 兆元超え (1.06 兆元、前年比 29.9% 増) で、その躍進は労働集約型が中心だった輸出工業製品が高度化した象徴的な事例、また民営企業の旺盛な活力の事例として取り上げられている。ガソリン車を含む自動車輸出台数は 491 万台 (同 57.9% 増) で日本を抜いて初めて世界第一位に躍り出た (うち新エネ車は同 77.6% 増の 120.3 万台)。

「新三樣」の他に、船舶も輸出 4940 艘と同 23.2% の大幅増、造船業三大指標 (造船竣工量、新規受注量、手持

² 人民網日本語版「中国、『新たな質の生産力』の形成を加速」2024 年 01 月 10 日

中国国際放送局「中国の新しいキーワード『新質生産力』とは？」2023 年 10 月 06 日

ち受注量)は14年連続世界一を記録した。2024年1月には中国初の国産大型クルーズ船「愛達・魔都(Adora Magic City)」が就航(上海外高橋造船建造)、中国メディアによれば、独、仏、伊、フィンランドに続く5番目の大型クルーズ船建造国となり、技術的に難度の高い航空母艦、大型液化天然ガス(LNG)運搬船、大型クルーズ船の3つの建造をクリアしたという。

また初の国産旅客機「C919」が東方航空に納入され、2023年5月、国内で運行を開始した。同機は中国商用飛機(COMAC)が開発した座席数158~192席の中型旅客機で米ボーイング「737」や欧州エアバス「A320」と競合する機体だが、世界標準での安全性証明は取得せず巨大な自国市場での実績を優先し、その後で低価格を武器にした輸出拡大を図るものと見られている³。2024年8月には中国国際航空と中国南方航空にも同機を初めて納入、国内3大航空会社が計9機を保有する。

2023年の中央経済工作会議、続く2024年の全人大報告で戦略的新興産業の1つとして明記されたのが「低空経済」である。観光・遊覧、都市警備、医療救護、緊急支援、農林業、電力網巡回検査など幅広い分野への応用が期待され、2023年の経済規模5059.5億元(前年比34%増)が2030年には2兆元規模に達する見通しである。2024年2月、上海峰飛航空科技(AutoFlight)が有人eVTOL世界初の海上飛行を伴う都市間(深圳-珠海)航路の飛行を実現、4月には億航智能(EHang)がeVTOL「EH216-S」の型式証明、標準耐空証明、量産許可を中国民用航空局から取得したと発表、新たな成長エンジンとして期待をされている。

第3節 低迷する景気と手詰まり感(2024年)

1. 経済政策への疑問

2024年は前年と同じ5%前後の成長目標に対し、第一四半期5.3%、第二四半期4.7%(上半期5.0%)、第三四半期4.6%となんとか目標の範囲で推移しているものの、景況感は芳しくない。中国政府は悲観的な「中国経済衰退論」が流布することに神経質になり、中国メディアは「中国経済光明論」で民心を鼓舞し、困難はあるものの中国経済の前途に不安がないことを強調する。

そのような中、中国経済の政策判断に対する米国識者の疑問が相次いで提起された。ノーベル経済学賞受賞者のポール・クルーグマン氏はブルームバーグテレビジョンとのインタビューで、「中国の指導者が生産の代わりに消費需要を支えるため、政府支出を一段と活用するこ

とに『異様なほど消極的』と指摘、「中国側がリアリズムを完全に欠いているように見受けられる事実は、われわれ全てにとって脅威だ」と語った(6月2日)。この指摘は多くの識者が感じている問題だと言ってよい。指導部は「新質の生産力」などイノベーションに傾斜し、需要喚起策といえは3月にやっと打ち出された「以旧換新(設備や消費財の買い替え促進)」くらいなのである。

また米国『フォーリンポリシー』誌では“Why Is Xi Not Fixing China's Economy?”(習近平はなぜ中国経済を修復しないのか)と題する評論(Scott Kennedy氏)を掲載し、その可能性を4つ挙げた。一つは“he doesn't know”、習氏の耳に中国経済の現実が届いていないという可能性。毛沢東時代の大躍進政策の失敗を想起させるものだ。次に、“he doesn't know what to do”、問題は十分にわかっているが利害関係が錯綜する中、結論が導き出せないでいるとする説。人口減少や不動産問題への対応が想起される。また現指導部が中央での行政経験を十分に積んでいるとは言えず、地方や各部門間の調整、一つの問題の解決が引き起こす副作用をどう処理するか最適解を出せないでいることもこの仮説の範疇に含まれる。3番目に“he doesn't care”、これも問題はわかっているが、習氏の関心は権力維持(国家安全)にあり、経済問題に対する関心が薄いようにも見える。ただ経済問題を放置して安定した政權運営が可能だとも思えず、その点是指導部も理解しているだろう。最後に“he doesn't agree”、前3者と異なり、現在の政策が直面する課題に応えられていないという批判に指導部が同意していないという可能性である。西側の技術、市場、資金へのアクセスが失われることがあるとすれば、国内技術の開発を優先することが必要であり、またその計画がうまく進んでいるという自負である。

いずれも巷間指摘されている可能性だが、現下の経済状況に有効な手が打たれないことへの危機感を表すものである。

2. 三中全会

鄧小平時代の通例では、党大会から1年後の秋に開催されていた中国共産党の「中央委員会第3回全体会議(三中全会)」だが、何のアナウンスもないまま年を越し、2024年4月末ようやく7月の開催が発表された(7月15~18日開催)。三中全会終了直後に発表されたコミュニケにおいてまず注目されたのが、同決定で定めた改革任務を建国80周年の2029年までに完成させると宣言したことだった。これまで2049年、2035年という長期の目標設定はあったが、2029年は初めて提起されたもので、2027年の第21回党大会を経てなお自身がその改革を見届ける立場にすることを示唆するものとの見方もある。

³ 日本経済新聞「中国国産ジェット「C919」運航開始 輸出へ野心」2023年5月29日

る。いずれにしても目標達成の期限設定を短くすることで自身の求心力を保つ狙いがあるだろう。景気浮揚に向けた個別の施策を期待する声も海外にはあったが、中央委員会全体会議というハイレベルな会議であるのでは個別の政策よりも、三中全会の方向性が海外から向けられる懸念とどの程度かみ合っているかという点の方が重要である。

その後に発表された「さらなる改革の全面的深化、中国式現代化の推進に関する中共中央の決定」全文では60項目にわたって改革項目が列挙された。形式的には2013年の三中全会における「全面的な改革深化に関する若干の重大問題の決定」を踏襲している。

3. 消費拡大

第二四半期の景気が失速する中、三中全会を経て年後半に向けての施策が相次いで打ち出される。7月30日の中央政治局会議では、消費のテコ入れによる内需拡大を強調、これを受けて国務院が早速6方面20項目の重点任務からなる「サービス消費の質の高い発展促進に関する意見」を打ち出した。2024年上半期のサービス消費の比重は前年比1.1ポイント高い45.6%で、1人当たりGDPが1.2万米ドルを超え、都市化率66.2%、老年人口（60歳以上）2.97億（人口比21.1%）という現在の段階に適したサービスを拡大して消費につなげていこうという狙いである。

また7月31日付で「経済社会発展の総合的グリーン変革の加速に関する意見」、「人間中心の新型都市化戦略を深化させる5か年行動計画」を策定、発出した。

表2. 「サービス消費の質の高い発展促進に関する意見」の概要

	6方面	20項目の重点分野
1	基礎型消費の潜在力発掘	飲食・宿泊、家事代行サービス、介護・託児
2	消費活力改善の刺激	文化・娯楽、旅行、スポーツ、教育・研修、住宅サービス
3	新型消費の育成、発展	デジタル、グリーン、ヘルスケア
4	サービス消費の原動力増強	サービス消費シーンの刷新、同ブランド育成、サービス業の市場開放
5	サービス消費環境の改善	監督管理強化、コンプライアンス経営の誘導、サービス消費の標準整備
6	政策保障の強化	財税金融面の支援強化、人材による下支え、統計・モニタリングのレベル向上

（出所）「国務院关于促进服务消费高质量发展的意见」（2024年8月3日）から筆者作成

4. 定年延長・出産子育て支援

人口減少時代に入り、労働力不足や少子化対策、高齢化社会への対応は待ったなしとなるなか、法定退職年齢の引き上げは長年の課題と言われていた。2021年3月にまとめた25年までの5カ年計画には定年年齢を「段階的に引き上げる」と明記したが、孫の世話を子供の代わりに行う老人の日常から、導入への抵抗は大きかった。

9月、全人代常務委は法定退職年齢の漸進的延長を決定した。三中全会でも、「本人の希望に基づき、弾力的、穏当、漸進的に退職年齢延長の改革を進める」（第46項）としていたが2025年1月から下記の通り延長することとした。

表3. 法定退職年齢の漸進的延長（2025年1月1日～）

法定退職年齢延長	男性：現行現行60歳→63歳（4ヵ月毎に1ヵ月延長）
	女性（幹部）：55歳→58歳（ ） 女性（一般）：50歳→55歳（2ヵ月毎に1ヵ月延長）
年金受給の最低納付期間延長	15年→20年（2030年～毎年6ヵ月延長）
退職年齢の繰り上げ・延長	現行の定年年齢まで最長3年の繰り上げ可 労使の協議で最長3年の延長可

（出所）全国人民代表大会常務委員会关于实施渐进式延迟法定退休年龄的决定（2024年9月13日）から筆者作成

また10月には国務院が「出産・子育て支援政策体系の改善加速と、子育てに優しい社会の構築促進措置」を発出した。実際に出生数の増加に直結するとは考えにくいですが、現段階における政府の施策としては、踏み込んだ跡も見られる。

表4. 政府の出産・子育て支援策

1. 出産支援強化	出産保険による保障機能拡充、基本医療保険に加入するフレキシブルワーカー、農民工、新しい就業形態者が出産保険に加入できるよう条件の整った地方を指導する。産休制度を充実させ、出産奨励休暇、育休（男性を含む）など確実に実施する。子育て手当を導入し、地方の政策との連携を図る。リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）サービスを強化し、適切な分娩鎮痛や生殖補助医療の保険適用（還付）などを地域に指導する。
2. 保育サービス体制の強化	小児医療サービスの水準向上、条件に適合した小児用医薬品の医療保険還付対象に含める。インクルーシブ保育サービスの供給を増やし、優先的に都市レベルでの総合保育サービスセンターの普及を図り、区内、事業主主導の託児施設、家庭託児拠点など多様な託児・保育一体サービスを発展させる。インクルーシブ保育支援政策を充

	実させ、適格地方自治体が実情に応じて適切な運営補助金を支給することを奨励。
3. 教育、住宅、雇用などの支援策強化	質の高い教育資源の供給を拡大し、小中学校の放課後サービスや社会実践プロジェクトの積極的な展開を支援し、複数の子供が同じ学校に通うための具体的な実施措置を導入するよう各地方に奨励する。住宅支援政策を強化し、条件の整った地方は複数の子供を持つ家庭の住宅購入支援を拡充するよう奨励する。従業員の権益保護を強化し、雇用主は実情に応じてフレキシブルワークや在宅勤務など家庭に優しい労働環境を創出する。
4. 出産・育児に優しい社会の雰囲気作り	結婚と出産に関する新しい文化を積極的に構築し、結婚、恋愛、出産、家族に対する前向きな考え方を積極的に奨励する。宣伝・教育活動を強化し、関連する内容を小中高の教育に取り入れる。

(出所) 国務院《关于加快完善生育支持政策体系推动建设生育友好型社会的若干措施》(2024 年 10 月 29 日) から筆者作成

5. 異例の政治局会議と不動産対策

景気浮揚に向けた政府の動きが顕在化したのは国慶節を目前に控えた9月末だった。9月24日、中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会という3大金融監督管理機関のトップが一堂に会して記者会見を行った。「組合拳」と呼ばれる複数の政策の同時発信による相乗効果を狙ったもので、3方面の政策が打ち出された。

第一の矢が金融緩和である。預金準備率を 0.50 ポイント引き下げ、金融市場へ長期流動性約 1 兆元を供給する。また、2024 年末までに状況を見ながらさらに 0.25～0.50 ポイントの預金準備率引き下げを行う可能性を示唆した。政策金利に関しては、7 日物リバースレポ金利を 1.70% から 1.50% に 0.20 ポイント引き下げることにより、中期貸し出しファシリティー (MFL) は約 0.30 ポイント引き下げ、ローンプライムレート (LPR) や預金金利なども 0.20～0.25 ポイントの引き下げが想定されるところとした。

次に不動産市場への支援である。住宅ローン金利を平均 0.5 ポイント引き下げる施策により 500 万世帯、1.5 億人に恩恵が及び、合計で年間約 1500 億元の金利負担を減らせると試算する。また、1 軒目と 2 軒目の住宅ローンの最低頭金比率を統一し、全国一律で 2 軒目の最低頭金比率を現行の 25% から 15% に引き下げる。5 月に人民銀行が創設した 3000 億元の保障性住宅の再貸出について、中央銀行の比率を 60% から 100% に引き上げる他、2022 年 11 月に打ち出した金融による不動産市場支援策 16 項目 (金融 16 条) も 2026 年末まで延長する。前半に打ち出した「ホワイトリスト」政策 (地方政府が融資適格とみなした居住用不動産プロジェクトをホワイト

リストに推薦し、銀行は同リストの融資承認手続きを迅速に行う) を進める。

3 つ目が株式市場の振興策 (株価対策) である。証券、ファンド、保険会社が資産担保を通じて中央銀行から流動性を獲得できるスワップ執行ファシリティーを創設。また、株式買い戻しや株式保有増を目的としたリファイナンス、銀行が上場企業や主要株主への貸し出しを提供することを誘導する政策ツールを創設すると発表した。

さらに 2 日後の 9 月 26 日に開かれた中央政治局会議では経済情勢を議論し、目標 (5% 成長) 達成に向けた対策を指示した。通常、毎月末に開催される政治局で経済状況に関する議論を行うのは 4 月、7 月、12 月で 9 月は党規律などを論じることが多い。7 月に続いて再び経済に焦点を充てた異例の取り組みで指導部の本気度が示されたものとの受け取りが広まった。特に「不動産市場の下落を止める」という表現が初めて盛り込まれたことのインパクトもあった。2023 年 7 月の政治局会議で、それまで用いられていた「房住不炒 (家は住むもので投機のためではない)」という表現が姿を消し「不動産市場の需給関係が大きく変化するという新たな状況に適応し、(中略) 不動産市場の安定的かつ健全な発展を促進する」とされたが、「下落を止める」とさらに踏み込んだことで最大の経済課題である不動産問題に政府 (党) が本腰で取り組む期待が高まった。

この政治局会議を受け、北京、上海、広州、深圳という一線都市を含む都市が国慶節にかけて現行の不動産政策 (購入抑制措置) の見直しを発表した (表 5 参照)⁴。

表 5. 1 線都市の住宅購入制限の緩和

北 京	上 海	広 州	深 圳
頭金比率 1 軒目 15%、2 軒目 20% に引き下げ。非北京籍住民は社会保険料納付年限を満 5 年から 3 年に短縮 (5 環路内)	頭金比率 1 軒目 15%、2 軒目 25% に引き下げ。非上海籍住民は社会保険料納付年限を満 3 年から 1 年に短縮 (外環路外)	広州戸籍、非戸籍住民を問わず、全市の住宅購入は資格審査、戸数制限を設けず	頭金比率 1 軒目 15%、2 軒目 20% に引き下げ。転売制限廃止、登記証取得後、即売出可

(出所)『人民日報』2024 年 10 月 8 日付から作成

国慶節明けの 10 月 8 日には国家發展改革委員会の鄭柵潔主任が記者会見を行い、カウンターシクリカル (逆周期的) 調節機能の強化、有効需要の拡大、企業への支援強化、不動産市場の下げ止まりと安定化、資本市場活性化の各側面から具体的な措置を講じると説明した。

その後も 10 月 17 日、倪虹・住宅都市農村建設相が記

⁴ 10 月 4 日までに 20 以上の省、130 都市以上で国慶節に合わせた政策措置発表、販促活動が展開された。

者会見を行い、ホワイトリスト制度による融資枠を2024年末までに4兆元（10月16日時点では2兆2300億元）に拡大し、不動産開発会社の資金繰りを支援すると表明した。しかし、政府は不動産市場のテコ入れを図るものの、不動産開発投資、販売（金額、面積）も前年比マイナスが続き、市場は大規模な財政支出策など政府の一段の経済対策を催促する。

11月8日、全人代常務委員会が追加財政を承認し、藍仏安・財政相が記者会見を行った。地方政府がインフラ投資などに活用する特別地方債の発行残高の上限を2024年から26年まで年2兆元ずつ計6兆元引き上げ、これとは別に今後5年で4兆元分の特別地方債を手当てすると説明、地方債務対策の合計規模が10兆元になるとした。また一連の施策によって「地方政府が解消すべき隠れ債務は現状の14.3兆元から2.3兆元に減る」との見通しも示した。しかし、10兆元という規模には一定のサプライズがあったものの不動産不況で困窮した地方財政の破綻を防ぐ意味合いが強く、需要刺激とは別の措置に却って市場の失望感が高まった。

第4節 2025年に向けた施策

1. 財政出動への期待

第二・第三四半期と景気の減速感が強まり、第四四半期に打ち出された上述の施策も不完全燃焼の状態だった12月、次のサプライズは中央政治局会議（12月9日）とそれに続く中央経済工作会議（12月11-12日）だった。中央政治局会議では、25年の経済政策に関して「より積極的（「更加積極」）な財政政策と適度に緩和的（「適度寛鬆」）な金融政策」という表現に注目が集まった。「適度に緩和的」という金融政策は、リーマンショックによって4兆元経済対策を打ち出した2009～10年に一度使われたことのある表現で、2011年以降は「穏健」という中立的で小幅な金利操作が行われていた。「より積極的」という財政政策は、2024年に3%と設定された赤字率が2025年の全人代では4%前後に設定されるのではと市場は予想している。

中央経済工作会議で打ち出された2025年の重点任務では、前年筆頭の「科学技術イノベーションにけん引された現代化産業体系建設」が二番目に下がり、筆頭には再び「大々的な消費喚起と投資収益の向上、国内需要の全方位的な拡大」が上がった。その中で目新しいのは、「低・中所得層の負担軽減と消費能力、意欲、レベルを高めるための措置の実施」で、退職者基礎年金、都市・農村住民の基礎年金の増額、都市・農村住民向け医療保険の財政補助基準引き上げが明記された。

目新しいキーワードでは、「両新」政策（大規模設備

の更新政策と消費財の買い換え政策）、「首發經濟（企業による新製品の発表や新業態、新モデル、新サービス、新技術の導入、店舗の初開設などの経済活動を指す）」⁵、また冰雪經濟、銀髮經濟の発展も列挙された。

表 6. 2025年9つの重点政策（中央経済工作会議、2024.12/11-12）

1	消費喚起、国内需要の全方位的拡大
2	技術革新にけん引された新質生産力の発展、現代化産業体系建設
3	経済体制改革による牽引、国有企業改革の深化
4	高水準の対外開放拡大（サービス分野）、自由貿易試験区の質的向上
5	重点分野のリスク防止、不動産市場の安定化
6	新型都市化の推進と農村の全面振興、農産品の安定供給
7	地域発展戦略の加速、東・中・西・東北地区の産業協力
8	グリーン低炭素社会への転換加速
9	民生の改善、幸福感・安全感の増強

（出所）『人民日報』2024年12月13日付から作成

2. 国民の不安払拭

9つの重点政策に列挙された中で、9番目の「民生の改善」は昨年と同様であるが、「保障の拡大と民生の改善を通して人々の獲得感、幸福感、安全感を高める」との記述が加わった。報道されているだけでも2024年11月には珠海、無錫、常德で無差別殺傷事件が発生、珠海での事件の翌12日に習近平主席が異例の重要指示を発出した。

一連の事件の背後には「社会への報復」という動機が報道では指摘されているが、低迷する経済への有効な対策に加え、社会に漂う閉塞感、国民の不安払拭が解決を急ぐべき課題として重要度を増している。政府の統制強化による表面的な安定を図るのではなく、真に弱者への支援を通じた社会の再構築が望まれる。

参考文献

- 中国经济这十年（2012-2022）编写组（2022）、『中国经济这十年』経済科学出版社
- 遊川和郎（2019a）、「習近平政権『新時代』の成果と展望」『習近平政権第1期総括』、亜細亜大学アジア研究所
- 遊川和郎・湯浅健司編著（2022a）、「習近平『一強』体制の行方」、文眞堂
- 遊川和郎（2022b）、「習近平『新時代』で中国、世界はなるのか」『亜細亜大学アジア研究所所報』第188号
- 遊川和郎（2023a）、「習近平新時代十年の成果と課題」『中

⁵ 新華網：中国共産党3中全会「決定」の用語解説

国 異例の長期政権はどこに向かうのか』、亜細亜大
学アジア研究所
遊川和郎・湯浅健司 編著 (2023b)、『点検 習近平政権

長期政権が直面する課題と展望』、文眞堂
遊川和郎・湯浅健司 編著 (2024)、『新中国産業論』序
章 pp.1-12、文眞堂

習近平政権の発展戦略と「自立自強」のイノベーション

大西 康雄

Xi Jinping Administration's Development Strategy Relying on Self-reliance and self-strengthening innovation

Yasuo ONISHI

はしがき

習近平政権（以下、習政権）は、第2期（2017年10月～22年9月）に入って、第14次5カ年計画（2021～25年）を策定し、最優先課題を米国との経済摩擦激化に対応しつつ「質の高い」経済発展を図ること、に置いた。同5カ年計画の柱の一つである「双循環」（二重循環）戦略はこの課題に応えるための枠組である¹。そして、「質の高い」経済発展や「双循環」戦略を具体化していく過程で重要視されることになったのが、「自立自強」のイノベーションである。

習政権は、発足以来一貫してイノベーション駆動による経済発展を指向し、強調してきた。それは第1には、労働力と資本の投入増加に依拠した経済発展方式が限界に達し、成長率が低下して、今後の成長をもたらす主動力は生産性向上（全要素生産性向上）であることが意識されるようになったことによる。第2には、米国との摩擦が長期化し、その本質が技術覇権を巡る角逐であることが目を追うにつれ明らかになったことによる。

こうした情勢変化のなかで、イノベーションには自前での持続的発展可能性＝「自立自強」が求められることになり、さらに、イノベーション以外の分野の諸施策においても、現行国家体制維持を最優先とする考え方＝「総合的国家安全観」が強調されることになったと見ることができる。

本稿では、中国共産党の会議での議論や関連する政策文書、法律に基づき、イノベーションを分析軸としつつ、習政権の発展戦略の変遷と今後の展望を試みたい。なお

習政権においては「全面的改革」＝あらゆる分野における改革、が強調されるようになっていることから、発展戦略についても特に必要な場合を除き「経済」を冠さないこととする。

第1節 第20回中国共産党全国代表大会と「質の高い発展」

第20回中国共産党全国代表大会（2022年10月。以下、第20回党大会）のハイライトは、習近平総書記をトップとする体制が第3期目に入ったことである。改革開放の開始以来確立されてきた総書記任期は2期10年間までという不文律を破ったことになり、今後の党活動を統率する理論の登場が待たれることになった。そうした中で発展戦略を巡る議論のキーワードとなったのが「質の高い発展」である。

1. 「質の高い発展」の再提起

この言葉自体は、早くも中国共産党第19回全国代表大会（2017年10月、以下、第19回党大会）で用いられていた。そこでは、「革新」、「協調」、「グリーン」、「開放」、「共有」という五つの「新発展理念」（第13次5カ年計画で提示済み）を体现したものと説明されていた²が、今回は、新たな解釈が追加されたことになる。

第20回党大会政治報告（習総書記）³の第3章「新時

¹ 大西康雄（2023）「習近平政権の経済発展戦略—双循環戦略と今後の展望—」（『中国 異例の長期政権はどこに向かうのか』亜細亜大学アジア研究所、所収）

² 習近平「小康社会の全面的完成の決戦に勝利し、新時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取る——中国共産党第19回全国代表大会における報告」（https://jp.xinhuanet.com/2017-10/28/c_136711568.htm）

代の新征途における中国共産党の使命・任務」において「今後五年」の主な目標・任務の第1に「経済の質の高い発展において新たな突破を遂げ、科学技術の自立自強能力を著しく向上させ、新たな発展の形と現代化経済体系の構築に重要な進展が見られるようにする」が挙げられたのを受ける形で、第4章「新たな発展の形の構築を加速し、質の高い発展の推進に力を入れる」においてより詳しい説明が行われている。同章の構成は次の通りとなっており、これらを満たすことが「新たな発展の形」=「質の高い発展」であることが示されたのである。

- (1) ハイレベルの社会主義市場経済体制を構築する
- (2) 現代化産業体系を構築する
- (3) 農村振興を全面的に推し進める
- (4) 地域間の調和発展を促進する
- (5) ハイレベルの対外開放を推進する

第19回党大会が示した6つの重点分野——(1) サプライサイド構造改革、(2) 革新型国家建設の加速、(3) 農村振興戦略、(4) 地域間の調和発展戦略、(5) 社会主義市場経済体制の充実化、(6) 全面的開放の新たな枠組みづくり——を基本的に受け継ぎながらも重点と順位に変化が見られる。第14次5カ年計画（2021～25年）策定の過程で行われた政策論議を反映していると考えられる。

(1) では、改めて国有資本・国有企業改革に第一優先順位が置かれており、(2) においては、実体経済重視を確認し、「製造強国」を筆頭に品質、航空・宇宙、交通、ネットワーク、デジタル分野でも強国化し、デジタル中国の構築を加速するとしている。(5) においては、国内大循環を主として国内・国際の「双循環」の相互促進による新たな発展局面の構築を進めるとしており、あくまで発展の基礎を国内循環に置く意図が示されている。

2. 「自立自強」の強調

第4章に続く第5章では、科学技術に依拠した国造りが強調される。「科学教育興国戦略を実施し、人材による現代化建設へのサポートを強化する」との章題どおりに、冒頭において「科学技術を第一の生産力とし、人材を第一の資源とし、イノベーションを第一の原動力とする」ことで発展すべきとされる。そのために「教育の優先発展、科学技術の自立自強、人材による牽引・駆動の堅持」が目指される。同章の構成は次の通りであり、中

国が科学技術分野の「自立自強」を強く希求している姿を示すものとなっている。

- (1) 人民に満足してもらえる教育をしっかりと行う
- (2) 科学技術イノベーション体系を整備する
- (3) 革新駆動型発展戦略の実施を加速させる
- (4) 人材強国戦略を踏み込んで実施する

このうち(1)では、第一に「德育」を重視するとして、「党の教育方針の全面的貫徹」が強調されており、「自立自強」は党の方針に沿うべきことが示されている。

(2) では、「イノベーションをわが国の現代化建設の核心に据える」として、「研究開発活動への党中央の統一の指導体制」の充実、「新型举国体制」の整備、「国の戦略的科学技術力強化」が挙げられている。さらに「国の研究機関、高水準研究型大学、研究開発リーディング・カンパニーの位置づけと配置を最適化」するとして、同分野における党のコントロール強化を図る意図が示されている。

(3) では「自立自強」実現のための制度のあり方が示される。「ハイレベルの科学技術の自立自強の早期実現をはかる。国の戦略的需要を導きとし、力を集中して独創的・先駆的な科学技術のブレイクスルーを行い、基幹革新技術の開発を必ず成功させる」など、やはり党・国家主導のイノベーション体系構築が主内容となっている。ただし、「企業主導の産・学・研の高度融合強化」、「科学技術イノベーションの主体としての企業の地位を強化」、「研究開発型中小・零細企業の成長に好ましい環境を整備」、など企業の活力に期待する言及も見られる。

(4) では、「党が人材を管理する原則を堅持」するとしつつも、「人材戦略計画を充実させ、さまざまな人材の包括的開発を堅持し、大規模な、合理的な構造の、優れた資質を持つ人材を育成する」とし、「人材の国際交流」強化も求めており、人材確保に腐心している様子も窺える。

冒頭で述べたように、第20回党大会における議論の焦点は、異例の第3期目に突入する習体制のイデオロギー面での権威付けにあった。習体制は今後を主導する理念として「質の高い発展」に新たな意義を与えることで権威付けの重要な柱にしたと理解できる。そして、その後の情勢の展開の中で、「質の高い発展」とそれを支える科学技術イノベーションの役割はさらに強調されていくことになった。

第2節 20期3中全会決定と「新たな質の生産力」

中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議（2024年7月、以下、第20期3中全会）は、党大会（22年10月）翌年の秋が多い同会議の通常日程からみれば8カ月

³ 習近平「中国の特色ある社会主義の偉大な旗印を高く掲げ社会主義現代化国家を全面的に建設するために団結奮闘しよう—中国共産党第20回全国代表大会における報告」(http://www.peoplechina.com.cn/tjk/20da/202210/t20221017_800310426.html)

遅れの開催となった。経済状況の悪化から開催が遅れているのではないかと憶測や、早期の開催（による大規模な政策決定）を待望する報道もあったが、結果を見ると、当面の国家運営の大方針を示す決定がなされた会議だったといえる。

1. 改革を原動力とした発展

第20期3中全会は「中共中央の改革をさらに全面的に深化させ、中国式の現代化を推進することに関する決定」（以下、「改革深化決定」）⁴を採択した。その重点については、会議開始に当たって習近平総書記が行った「説明」（別掲記事として報道されている。以下「説明」）が簡潔に示している。「説明」では、全体（15章60項目）の構成について次の通り概括されている。

第1部分（第1章）：改革を全面的に深化させ「中国式の現代化」を達成するための全体的要求を記述

第2部分（第2～14章）：経済、政治、文化、社会、エコ文明、国家安全、国防・軍隊建設などの分野における具体的措置を列挙して説明

第3部分（第15章）：共産党の改革全般への指導強化と党建設の制度改革、党風（党の紀律）建設を要求

第1部分においては、改革の全面的深化に依拠して発展するという基本的な考え方を強調している。すなわち、ハイレベルの社会主義市場経済体制を改善・発展させ、科学技術の自立自強を図り、ハイレベルの対外開放を進めて、新しい発展パターンを建設する、という考え方である。第20回党大会の議論を継承しているが、科学技術の優先順位がより引き上げられている。

第2部分は改革の各論で、経済体制改革の重要な問題として挙げられているのは（1）「政府と市場の関係」の取り扱い、（2）高い品質での経済発展の推進、（3）マクロ経済管理の健全化、（4）都市・農村の一体的発展、（5）高い水準での対外開放体制メカニズム、である。

（1）では、国有企業の役割を強化したうえで民営企業の発展を促進するとされており、政府主導の色彩が強い。ただし、「民営経済促進法」の制定が提起されており、また、財産権の保護、行政・刑事手段を行使した経済紛争への介入の防止・是正を強調し、また、全国统一市場の形成や公平な競争を妨げる各種規定・法規の整理・廃止など、市場経済を活用しようとする意図も示されている。同法については、2024年10月に意見募集稿が公表されている⁵。

⁴ 「改革をいっそう全面的に深化させ、中国式現代化を推進することに関する中共中央の決定」2024年7月18日（<https://jp.news.cn/20240721/938b8afe526441a28b5242768bc3edc0/c.html>）

（2）では、新しい経済発展モデルを支えるために「ハイテク、高効率、高い品質」を特徴とする「新たな質の生産力」を育成することが強調されているのが注目される。「新たな質の生産力」がもう一つのキー概念として登場した。その育成のための新制度構築、未来産業への投入、国家標準のレベルアップによる従来型産業の高度化など、実際の施策面では政府の役割が強調されている。

（5）では、対外開放関連の制度面の改善継続や地域の特色に応じた外資導入政策につながる説明がなされ、あわせて「一帯一路」の共同建設が強調されている。

また、「改革深化決定」の要求している改革措置を2029年（建国80周年）までに完成する、とされた。こうした目標期限はこれまで提起されたことのないものである点が注目される⁶。

2. 「新たな質の生産力」と全面的イノベーション

「説明」では、新しい経済発展モデルの原動力として「ハイテク、高効率、高い品質」を特徴とする「新たな質の生産力」を要求している。ここで用いられる「生産力」概念はマルクス経済学のもので、財・サービスを生産するための投入を指す。近代経済学では「生産関数」の投入側を構成する諸要素（労働力、資本財、天然資源、技術、インフラ、組織・経営手法等）に当たる。上記した3つの特徴別にみると下記の通り内容を整理できる。

- （1）ハイテク：情報技術、新素材等の導入による生産効率と品質の向上
- （2）高効率：生産要素の投入量に対して産出量を最大化することであるが、投入量増加ではなく、全要素生産性向上による最大化が重要
- （3）高い品質：消費者ニーズに合った高品質な製品・サービスの提供

さらに「従来型生産力」との比較を示すと第1表のようになろう（表は関志雄論文⁷の表を改変した上で引用させて頂いた）。

⁵ 司法部 国家发展改革委关于《中华人民共和国民营经济促进法（草案征求意见稿）》公开征求意见的通知（<https://yyglxxbsgw.ndrc.gov.cn/htmls/article/article.html?articleId=2c97d16c-9091ccb0-0192-752305fb-0022>）

⁶ 2029年は、習政権第3期（2022～27年）を超えているため、習近平がさらに任期を延長する布石であるとの観測が行われている。

⁷ 関志雄（2024）『「新質生産力」の発展を目指す中国—カギとなる先端技術と産業の融合—』（<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/240702ssqs.html>）

【第1表】新たな質の生産力と従来型生産力の比較

比較項目	従来型生産力	新たな質の生産力
生産力向上要因	物的資本や労働力など有形要素の投入量増加	イノベーションによる質的向上、効率の向上による増加
生産拡大方式	標準化された製品の大量生産	個性化・カスタマイズされた製品、サービスの提供
資源・環境への負荷	資源・エネルギー多消費、環境負荷大	資源・エネルギー節約、環境負荷小

(出所) 関志雄論文の表を一部改変。

「説明」では、イノベーションについて、科学技術イノベーションや人材の高度化を含む全面的イノベーションであるとされており、下記の分野別の改革措置を列挙するとともに、それらを統一的に計画、実施する必要性が強調されている。

(1) 教育体制改革では、大学改革が主内容となる。国家の戦略的ニーズが牽引する学問分野を設定し、人材育成モデルを構築する。

(2) 科学技術体制改革では、国の科学研究機関、ハイレベルの研究型大学、科学技術リーディング・カンパニーの位置付けと配置を最適化する。

(3) 人材発展体制・メカニズム改革では、国家戦略の人材力の建設を加速し、様々な人材の資質を向上させ、若手のイノベーション人材の発掘・選抜・育成メカニズムを整備する。

改革措置を主導するキーワードはここでも「国家(の)戦略」である。

3. 「新たな質の生産力」と内外環境変化

「新たな質の生産力」の発展は、「質の高い発展」という新しい経済発展モデルを実現するためだけでなく、内外環境の大きな変化に対応するためにも必要とされている。以下で課題別に整理しておこう⁸。

(1) 第4次産業革命の急速な進行

近年における目覚ましい技術革新は、第4次産業革命と称されるほどに経済・社会・産業システム全体の既存モデル転換を迫っている。特にAI、ビッグデータ、ロボット工学等の分野の新技术は、従来は無かった生産要素の組合せを通じて新しい価値創造を可能とすると同時に、雇用構造の変化や格差(デジタル格差を含む)という課題をもたらしている。「新たな質の生産力」はこうした課題に対応するものである。

(2) 労働力不足の深刻化

中国では、計画出産政策の転換にもかかわらず、予想よりもかなり早く人口減少が始まり、高齢化と相まって生産労働力不足が深刻化している。「新たな質の生産力」は、既にみたようにイノベーションによる生産性の上昇や高付加価値産業への転換を通じて労働投入量の増加に頼らない成長を実現する手段となりうるものである。

(3) 米中経済・技術摩擦の長期化

米中経済対立の最も深刻な影響は、サプライチェーンの脆弱性が露わになったことである。「新たな質の生産力」の発展とは、国内産業の技術革新と高度化を推進してハイテク産業の育成を加速させることを意味する。これによって、対立の影響を軽減し、将来的に技術・経済の自立を実現することが目指される。

(4) 国際競争の激化

中国は低価格帯製品を中心に国際競争を勝ち抜いてきた。しかし、付加価値貿易の視点から見れば、貿易を通じて中国にもたらされる付加価値は大きくない。こうした状況を脱して輸出製品を高付加価値化することが求められている。また、これまでの過程で世界全体の需要をも上回る生産力を形成したため、競争にさらされる欧米諸国を中心に中国製品への懲罰的関税賦課やダンピング訴訟が提起されるとともにその「過剰生産力」を批判する議論が巻き起こっている。こうした議論に反論するためにも、高付加価値でブランド力のある製品を産み出せる「新たな質の生産力」が必要である。

(5) 持続可能な発展の実現

持続可能な発展は、中国に限らず国際社会の共通課題である。この課題は、【第1表】に示したように、資源・エネルギー節約型で環境負荷の小さい「質の高い発展」を通じてはじめて達成することができる。

第3節 総合的国家安全観の強調と「自立自強」

習政権の発展戦略を検討するにあたっては、国家安全保障をすべてに優先する「総合的国家安全観」を理解することが必要である。そして、本稿がテーマとする科学技術の「自立自強」は、この理念と表裏一体となって重視されている。

1. 総合的国家安全観の対象拡大

総合的国家安全観は、提起されて以来一貫してその対象を拡大してきた。まず、提起された当初(2014年4月)においてすでに11重点分野(政治、軍事、国土、経済、

⁸ 本整理は基本的に、前出の関論文の分析に負っている。

文化、社会、科学技術、情報、生態、資源、核）が挙げられ、この理念が伝統的な国家安全保障の範囲を超え非伝統的安全保障を包括するものであることが示されており、そこには科学技術も含まれていた点を確認しておく必要がある⁹。

さらに、中国共产党第19期六中全会において採択された「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」（2021年11月11日）¹⁰では、海外利益および、宇宙、深海、極地、バイオといった新しい分野を加えた16分野が挙げられ、上記11重点分野の「情報」は「サイバー」に改められた。

続いて、中共中央宣伝部、中央国家安全委員会弁公室がまとめ、2022年4月に出版された『総体国家安全観学習綱要』¹¹では、金融、食糧、人工知能、データが追加され、国家安全保障にかかわる重点分野の数は20となっている。

2. 関連法の整備

総合的国家安全観を確保する手段として、関連法の整備も急ピッチで進められてきた。その主要なものを施行順に列挙すると【第2表】の通りである。一見してわかるように、表中には米国との貿易摩擦激化の中で立法された貿易・投資関係の法も多数含まれている。米国との対立が総合的国家安全観をより厳しいものとしていることがわかる。

【第2表】総合的国家安全観関連の法整備

「国家安全法」（2015年7月1日）
「反テロリズム法」（2016年1月1日）
「境外非政府組織境内活動管理法」（2017年1月1日）、「インターネット安全法」（2017年6月1日）、「国家情報法」（2017年6月28日）
「核安全法」（2018年1月1日）
「外商投資法」（2020年1月1日）、「外商投資安全審査弁法」（2021年1月18日）、「香港特別行政区国家安全維持法」（2020年6月30日）、信頼できないエンティティリスト規定（2020年9

⁹ 「中央国家安全委員会第一次会議召開習近平發表重要講話」（2014年4月15日新華社）（https://baike.baidu.com/reference/13777610/533aYdO6cr3_z3kATKWCxPn4MXrNMd_5vuXTULdzzqIP0XOpX5nyFI899pk88Lh_HQXctZYtMoZEwqX6DIRE6-hDLrNxF-tm8nT5VjrEzb_4p5ls）

¹⁰ 「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」（2021-11-16）（http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/jzzg/202111/t20211119_10450316.htm）

¹¹ 中共中央宣伝部、中央国家安全委員会弁公室（2022）『総体国家安全観学習綱要』学習出版社・人民出版社

月19日）、輸出管理法（2020年12月1日）
「バイオ安全法」（2021年4月15日）、「反外国制裁法」（2021年6月10日）、「データ安全法」（2021年9月1日）、個人情報保護法（2021年11月1日）
改正「反スパイ法」（2023年7月1日）
改正「国家秘密保護法」（2024年5月1日）

（出所）筆者作成

3. 新型挙国体制とハイテク産業支援

科学技術は総合的国家安全観が重視する分野である。特に米中摩擦激化以降は、欧米の先端技術へのアクセスが難しくなったことから、その自立自強が目指されるようになっていく。自立自強を確保するために取られているのが「新型挙国体制」である。ここで「新型」とは、研究活動において市場メカニズムを利用し、インセンティブを供与する手法を用いていることを指し、「挙国」とは、教育研究活動に対して中国共产党が統一的指導と人材管理を行う体制であることを指している。

こうした枠組みを前提としながら、産業別ではハイテク産業支援がその規模と内容において目立っている。例えば半導体産業である。同分野では、よく知られているように「国家集成电路産業投資基金」（筆者注：集成电路＝半導体）が設立され、基金を投入して回収するという市場メカニズムを用いた運用がなされている。

第1期（2014年開始、実績987億2,000万元＝約1.97兆円）は投資を終えて回収期に入っており、第2期（2019年開始、コミットメント額2,041.5億元＝約4.08兆円）が実施中である。第1期分は全て投資されたうえ回収の時期に入っており、基金として有効利用されたことが確認できる。先端半導体の製造や半導体自給率の向上などの指標については未達との報道もあるが、これらは実は基金の公式の目的とされたことはなく、これをもって基金の可否を判断することは適切とは言えないと指摘されている¹²。また、さらに規模の大きな第3期（24年5月、3,440億元＝約7兆円）が設立された¹³。具体的な投資重点などは明らかでないが、今後の動きを注視する必要があるだろう。

産業用ロボット産業では、多種多様な企業向け補助金が投入されている。中央・地方政府は、中流（ロボット本体の製造）に手厚く補助している。この方針は、同産業の弱点が上流と下流にある実態からは正しいといえな

¹² 丸川知雄（2024）「中国の半導体産業：政策関与と現状」（『中国の“科技強国”戦略と産業・科学技術イノベーション』科学技術振興機構、所収）

¹³ 「中国政府が国策半導体ファンド「第3弾」を設立資金規模7兆円超、財政省や国有金融機関が出資」（2024年6月14日）（<https://toyokeizai.net/articles/-/759117>）

いが、結果として産業チェーンの川上から川下まで一群の中国企業の育成が進んでいる。補助金は同産業の基礎固めの役割を果たしているといえよう¹⁴。

第4節 自立自強の成果

中国の歴代政権は、経済発展の中で研究開発への投資に注力してきており、R&D 費は経済規模の拡大に伴い対 GDP 比率は上昇している。とりわけ習政権になって以降は、本稿で見てきたように、総合的な国家安全観やそれを背景とした科学技術の自立自強への希求が強まり、2016 年以降 7 年連続で 2 桁成長を維持してきた事実がある。

その成果のほどはどうだったであろうか。むろん、それを全て「自立自強」の成果ということはできないわけであるが、今後を予測するためにも現状を整理しておきたい。

1. 研究開発力の向上

中国の研究開発費は 22 年に 3 兆元（約 60 兆円）、対 GDP 比 2.55% に達したが、これは習政権が始まった 2012 年と比較して約 3 倍である。こうした時間軸での比較に加えて、国際的な比較においても中国の研究開発の質的向上は著しい。英国の科学誌 Nature などを出版する Springer Nature 社が 24 年 6 月 18 日、学術論文の発表数などをもとに世界の大学や研究機関をランキングした「Nature Index Research Leaders 2024」によると、トップ 10 のうち第 1 位を含む 7 つを中国の研究機関・大学が占めている【第 3 表】。

【第 3 表】Nature Index 大学・研究機関ランキング 2024

1 位 中国科学院	6 位 北京大学
2 位 ハーバード大学	7 位 フランス国立科学研究センター
3 位 マックス・プランク協会	8 位 南京大学
4 位 中国科学院大学	9 位 浙江大学
5 位 中国科学技術大学	10 位 清華大学

(出所) Nature Index Research Leaders 2024

分野別に見ると、「生命科学、化学、地球環境科学、健康科学、物理科学」という 5 分野のうち中国が化学、地球環境科学、物理科学の 3 部門で世界トップを占めた。ちなみに生命科学、健康科学では米国が依然としてトッ

プだった。上記研究によると、2022 年において、自然科学系の 82 誌で発表された論文について各研究機関の貢献度を集計した結果、中国が 1 位となり、米国は 2 位に転落している。

後述するように、これらの成果には課題もはらまれているが、中国の研究開発力が向上していることは紛れもない事実である。

2. 人材育成

科学技術の自立自強を支える人材の育成も進んでいる。研究者数（注：中級ポスト者¹⁵ 及び大卒者の合計）は 20 年現在で 228.1 万人で、EU28 カ国の 209.7 万人、米国の 158.6 万人を上回っている。2020 年の人口 1 万人当たりの研究者数で見ると、中国は 16.2 人と依然として他の主要国より極めて少ないものの、増加傾向にある。トップは韓国の 86.3 人、日本は 2 位で 55.0 人（2021 年）である。

人材育成策としては、いわゆる STEM 人材（科学 Science、技術 Technology、工学 Engineering、数学 Mathematics の分野を総合的に学び、将来、科学技術の発展に寄与できる人材）育成に力が入れられており、25 年の STEM 博士課程卒業生は 77,179 人と同年の米国の 39,959 人のほぼ 2 倍になると予想されている。研究開発から産業現場での応用までを担う幅広いマンパワーが形成されているといえよう。

3. ハイテク産業の急成長と成長要因

産業に目を転じると、ハイテク分野を中心とした成功例を指摘することができる。第 1 には、近年「新三様」（三つの代表的製品）と呼ばれている EV、太陽光パネル、リチウム電池の三大産業がある。その急成長と輸出の拡大は印象的である。発展の初期段階では海外技術を導入し、政府による融資や補助金の投入をテコに生産力拡大と価格低減を果たし、輸出に打って出るというプロセスが観察できる。国内需要を主体としながらも、輸出も拡大している高速鉄道（車輛、関連設備）産業もここに分類できるかもしれない。

第 2 には、これに先行して、インターネット・プラットフォーム開発を基礎に消費者の支持を得て急成長したインターネット通販、モバイル決済（アリペイ、

¹⁴ 張紅詠 (2024) 「産業用ロボットのサプライチェーンと経済安全保障」(『中国の“科技強国”戦略と産業・科学技術イノベーション』科学技術振興機構、所収)

¹⁵ 中級ポストの意味は①専科大卒で専門職経験 7 年以上、その内、研究助手経験 4 年以上；②大卒で専門職経験 5 年以上、その内、研究助手経験 4 年以上；③修士号取得者で専門職経験 3 年以上、のいずれかであること。

WeChat ペイ等）や、急成長の後に縮小しつつあるシェア自転車、等の産業がある。これら新興産業の発展においては、民間企業がその主体となり、政府規制の無い（ないし緩い）領域で成長の基盤を築いた、等の点が共通している。

第3には、国家の大規模投資や優遇政策をテコに成長したという点では「新三様」産業と類似していながらも、まだ本格的輸出段階には至っていない半導体や産業用ロボット、AIなどの産業がある。当該産業の成長は、第3節でみたように、単純な補助金支給ではなく、基金貸し付け、優遇融資のような市場メカニズムに依拠している点が特徴的である。

第4には、国際的に技術開発競争が激しく、国家による支援で基盤を固める段階にある航空宇宙産業や、量子技術関連産業がある。当該産業については、中国に限らず全世界が自国産業保護育成の施策を講じているのが現状であり、こうした趨勢はまだしばらく続くであろう。

第5節 自立自強の課題

以上で見たように、中国の科学技術政策は確かに成果を上げ、人材育成や技術の産業化も進んでいる。しかし、自立自強を掲げたイノベーション追求の課題もまた明らかになりつつある。

1. コア技術分野の遅れ

第1に挙げられるのは、研究開発への投資拡大にもかかわらず、多くの技術分野において遅れが存在していることである。米国との経済・技術摩擦が激化する中でこうした遅れは産業発展を阻害する「ネック技術」として顕在化している。中国自身、これら技術を「卡脖子」（首根っこを締め上げる）技術として認識し、2018年にそれらを「コア技術」リスト【第4表】として公表するとともに、努力を集中して技術的な突破を果たすように求めてきている。

【第4表】ボトルネックを形成する35項目のコア技術リスト（2018年時点）

1. リソグラフィー装置	19. 高圧プランジャーポンプ
2. チップ	20. 航空機設計ソフトウェア
3. オペレーティングシステム	21. フォトレジスト
4. 触覚センサー	22. 高圧コモンレールシステム
5. 真空蒸着装置	23. 透過型電子顕微鏡
6. 携帯電話 RF 装置	24. ロードヘッダーの主軸受
7. 航空機エンジンナセル	25. マイクロスフェア
8. iCLIP 技術	26. 水中コネクタ

9. 大型ガスタービン	27. 燃料電池の主要材料
10. レーザーレーダー	28. ハイエンド溶接電源
11. 耐空性規格	29. 燃料電池ダイヤグラム
12. ハイエンドコンデンサ・抵抗器	30. 医療用画像機器部品
13. コア産業用ソフトウェア	31. データベース管理システム
14. ITO ターゲット材	32. エポキシ樹脂
15. コアアルゴリズム	33. 超精密研磨加工
16. 航空機鋼材	34. 高強度ステンレス鋼
17. フライス	35. 走査型電子顕微鏡
18. 高級軸受鋼	

（出所）『科技日報』2020年9月24日 より筆者作成

リスト公表後5年経過した2023年6月の報道では、このうち21項目について技術的「突破」を果たしたとの評価が下されている¹⁶。ただし、この報道だけでは本当にネックが解消されたか否かを判断するには材料不足だと言わざるを得ない。

2. 基礎研究力の弱さ

第2に挙げられるのは、基礎研究力の弱さである。まず、基礎研究分野に投じられるリソースがまだまだ少ない。国別に見ると、日本は基礎、応用、開発にそれぞれ約15%、20%、65%を投資している。米国など他国も基礎研究への投資割合はおおむね15～20%だが、中国は5%ほどで極端に低いとされる¹⁷。ただし、急速に改善されており、23年には同比率は6.77%に上昇した。

また人材不足も存在する。前節でみたように研究者やSTEM人材の数は揃っているが、基礎研究で成果をあげるような高度人材は不足しているとの見方がある。端的な例では、中国本土の科学者で科学部門のノーベル賞を受賞したのは1人しかいない¹⁸。科学人材のボリュームからするといかにも少ない。

3. 研究成果を産業化する能力の弱さ

第3に挙げられるのは、研究から産み出された成果を知的財産権とし、或いは産業化する能力が見劣りするこ

¹⁶ 「五年过去了、你知道35项“卡脖子”技术我们攻破了多少项吗？」2023年6月9日。（https://jres2023.xhby.net/sy/kj/202306/t20230609_7969289.shtml）

¹⁷ 論文ランキングで中国躍進、「基礎研究の実績は不足：JST アジア・太平洋総合研究センター副センター長 黒木慎一氏」（『日経産業新聞』2022年10月25日）

¹⁸ 2015年の屠呦呦（中国中医科学院）。受賞理由は抗マラリア薬の発見。

とである。知的財産の登記数自体は順調に増加している。23年の統計を見ると、発明特許92万1,000件、実用新案特許209万件、意匠特許63万8,000件であり、PCT（特許協力条約）国際特許出願の受理件数は7万4,000件、ハーグ国際意匠出願件数は1,814件となり、これらの出願件数は世界トップクラスを維持している¹⁹。また、「製品の市場投入を通じて使用された特許数／所有している特許数」で示される産業化率は23年で39.6%であり²⁰、同年の日本39.6%と比肩している。

しかし、知的財産権貿易を見ると、22年に輸入2,983億元、輸出889億元と大幅な入超状態にある。当面の経済・社会の発展に必要とされている技術については、依然として輸入（使用料支払）しなければならないことが示されている。

第6節 中国のイノベーション体制の評価

本稿では、習政権が発展戦略の中でイノベーション体制をどのように位置づけているのかを確認したうえで、政権が追求する「自立自強」のイノベーションについて、その成果と課題を分析してきた。最後に、こうした分析を踏まえながらイノベーション体制の現状について評価を試みたい。

1. キャッチアップ型イノベーションモデル

中国のイノベーション能力は決して低くないが、いまだ弱点が存在する。第4節3.で紹介したように、ハイテク産業でも顧客指向、効率重視の産業のイノベーションでは強みを確立しているが、新規技術開発やそれを応用するエンジニアリングが必要な産業でのイノベーションには強弱があり、基礎研究から取り組まなければならない科学ベースの産業のイノベーションではまだ後れを取っている。

イノベーションが成功した要因を分析すると、大規模性、スピード、低コスト、等を挙げることができ、そこに政策による促進効果が加わっていることが見て取れる。「新三様」産業はその典型である。

以上を総合的に判断すると、現時点での中国のイノベーションはキャッチアップ型に属する段階にある。技術的先駆者をキャッチアップし、或いはその道筋に沿っ

てイノベーションを行うことで成功する、というモデルである。

2. 高度な自立自強は可能か

自立自強のイノベーションと科学技術体制を構築する上では、以上で見たような弱点を克服することが必要である。中国自身もその必要性は自覚しており、短期的には「コア技術」リストを定めて、重要技術分野における突破に集中的に取り組んでいる。また、中長期的には科学技術体制において基礎研究分野を重視し、同分野において自由な探索的研究と非合意的研究（Non-Consensus Research）を奨励する方向性を示している²¹。

本稿ではこの問題に深入りして論じる余裕はないが、第3節で分析した、総合的国家安全観の強調が有する影響については述べておく必要がある。すなわち、国家安全保障が全てに優先する方針の下で、本当に自由な研究活動が確保されるのか、海外との研究・人材交流が制限されることはないのか（諸外国側からの規制はここでは論じない）、といった問題にはまだ確たる答えが得られていないというべきである。

何よりも、「自立自強」＝自前での持続的発展可能性と狭く理解してしまえば、中国が単独で成し遂げられることには限界がある。総合的国家安全観が科学イノベーションに与える影響については、今後とも注意深い観察が求められるというのが本稿のとりあえずの結論となるう。

参考文献

（日本語文献）

- 亜細亜大学アジア研究所（2024）『中国 異例の長期政権はどこに向かうのか』亜細亜大学アジア研究所
 科学技術振興機構（2024）『中国の“科技強国”戦略と産業・科学技術イノベーション』科学技術振興機構
 科学技術振興機構（2023）『中国の“製造強国”政策と産業・科学技術』科学技術振興機構
 遊川和郎・湯浅健司・日本経済研究センター（2023）『点検 習近平政権—長期政権が直面する課題と展望』文眞堂
 川島真・21世紀政策研究所編著（2022）『習近平政権の国内統治と世界戦略—コロナ禍で立ち現れた中国を見

¹⁹ 「2023年知的財産権に関する活動の進捗状況を発表」2024年1月22日（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/01/0bcb6506e0a3f942.html>）

²⁰ 「中国の発明特許産業化率、5年連続上昇」2024年4月22日（https://spc.jst.go.jp/news/240404/topic_1_05.html）

²¹ 白尾隆行（2024）「最近の中国の研究ファンディング政策の特色：研究開発費の投入方法からみた研究開発システムの現状と今後」（『中国の“科技強国”戦略と産業・科学技術イノベーション』科学技術振興機構、所収）では、研究資金ファンディングの実態を分析して、この問題の今後について展望を試みている。

る』勁草書房

大西康雄編（2019）『習近平「新時代」の中国』アジア
経済研究所

（英語文献）

Naughton, Barry（2021）“The Rise of China’s Industrial
Policy, 1978-2020”, Universidad Nacional Autonoma
de Mexico, Facultad de Economia, Ciudad Universi-
taria.

McKinsey（2015）“The China Effect on Global Innova-
tion”.

[https://www.mckinsey.com/~media/mckinsey/
featured_insights/Innovation/Gauging the strength](https://www.mckinsey.com/~media/mckinsey/featured_insights/Innovation/Gauging_the_strength)

of Chinese innovation/MGI China Effect_Executive
summary_October_2015.ashx

（中国語文献）

習近平（2023）『論科技自立自強』北京、中央文献出版
社

中共中央党史和文献研究院（2023）『十九大以来重要文
献選編（下）』北京、中央文献出版社

中共中央党史和文献研究院（2021）『十九大以来重要文
献選編（中）』北京、中央文献出版社

中共中央党史和文献研究院（2019）『十九大以来重要文
献選編（上）』北京、中央文献出版社

中国の過剰生産能力 4.0

大橋 英夫

China's Overcapacity 4.0

Hideo OHASHI

はじめに

2024年4月に訪中したイエレン米財務長官は、中国の過剰生産能力が世界経済に及ぼす影響への懸念が高まっているとして、中国が電気自動車（EV）、太陽光パネル、半導体などを過剰に生産しており、国内市場の需要低迷に伴って世界市場に大量に流出していると指摘した（『日本経済新聞』2024年4月8日）。これに先立ち、2023年12月に訪中したフォンデアライエン欧州委員長も同様の指摘をしている¹（『日本経済新聞』2023年12月8日）。2024年6月のG7プーリア首脳コミュニケでは、中国とは明示されていないものの、「非市場政策及び慣行」と「世界的な過剰生産能力」の関係に対して懸念が示された（外務省2024）。これに対して同年5月に訪欧した習近平国家主席は、中国の新エネルギー産業は世界の供給を豊かにし、インフレ圧力を緩和し、気候変動対策にも貢献していると説明し、「中国の過剰生産能力問題というものとは存在しない」と反論している²（『日本経済新聞』2024年5月7日）。

中国の過剰生産能力問題は、1990年代、2000年代、2010年代に繰り返し顕在化している。これらをそれぞれ過剰生産能力1.0、2.0、3.0と呼ぶとすれば、2020年代は過剰生産能力4.0となる。それでは、中国ではこの

ような過剰生産能力がなぜ形成されるのだろうか。またそれが繰り返し重大な経済問題として顕在化するのとはなぜだろうか。

そこで本論では、まず、この過剰生産能力4.0の実態を分析する。次に、過剰生産能力1.0～3.0との比較を通して、改革開放後の過剰生産能力問題の特徴を抽出する。そして、過剰生産能力が中国で重大な政策課題となっている背景を包括的に考察してみたい。

第1節 過剰生産能力4.0の発生

1. 生産設備稼働率の推移

過剰生産能力を評価する方法としては、工業部門の稼働率がひとつの判断材料となる。ここでは、稼働率0%は遊休状態、100%はフル稼働状態を意味する。中国の過剰生産能力4.0が指摘されるのは、中国の工業部門（一定規模以上）の稼働率が後述する2015～16年頃の過剰生産能力3.0の水準並みに低迷しているからである³（図1）。コロナ危機の期間は例外であるとしても、それでも中国の工業部門の稼働率はこの間70%台半ばを続けており、一般に80%前後にあった米欧諸国と比べても、その停滞感は免れ得ない。

2. 「新三様」の動向

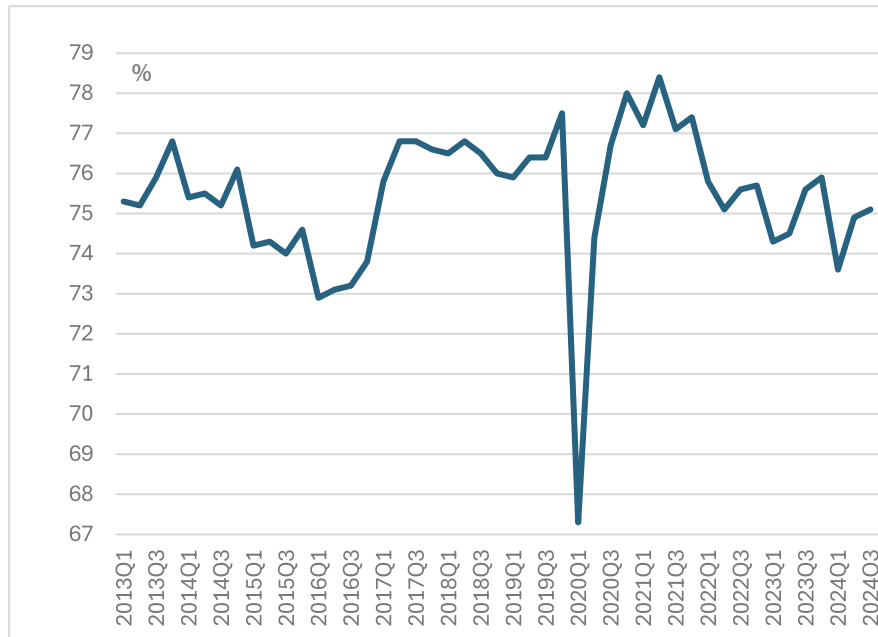
過剰生産能力4.0を象徴する工業製品は、「新三様」と呼ばれるEV、リチウム電池、太陽光パネルである。「新三様」の輸出は2020年半ばから急増し始めた。それまで新エネルギー関連製品をめぐる、中国と諸外国との間でくすぶっていた貿易摩擦は、中国製EVの登場により一気に表面化した（図2）。いうまでもなく、自動車

¹ EUは2000年代から中国の過剰生産能力の問題点を繰り返し指摘してきた。European Chamber（2009）、（2016）を参照。

² 『人民日報』（2024年5月6日）掲載の鐘才文「世界的な生産能力は市場競争と国際分業の帰結である」にみられるように、一部の国が政治的目的から、経済分野で「デカップリング」、「スモールヤード・ハイフェンス」、「フレンドショアリング」などの措置を実施した結果、大量の重複建設と世界的な過剰生産能力が形成されたというのが中国側のもうひとつの主張である。

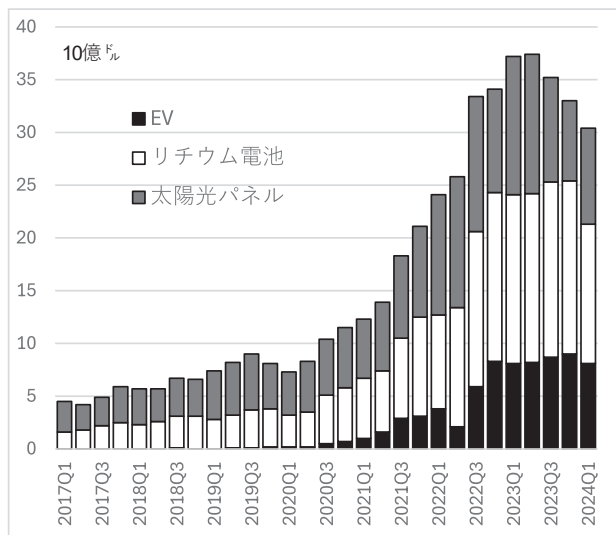
³ ここでの稼働率は「産能利用率」=実際の産出高／生産能力×100%を意味する。

図1 工業部門の稼働率の推移（四半期）



資料：国家統計局「国家数据」より作成。

図2 「新三様」輸出の推移



注：EV (HS 870380)、リチウム電池 (HS 850760)、太陽光パネル (HS 85414020、854142、854143)。

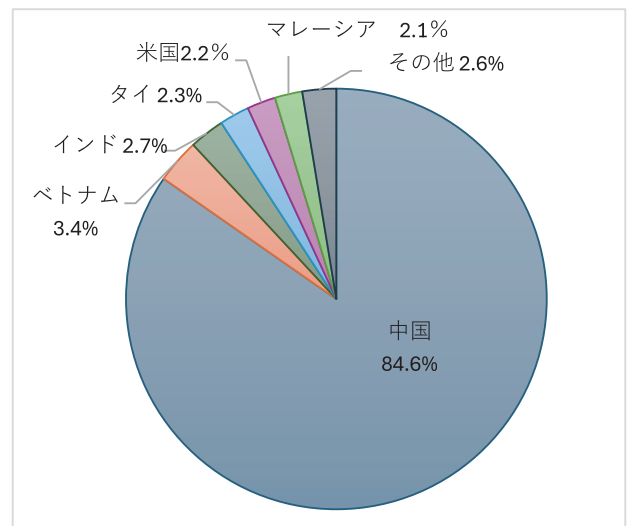
資料：Global Trade Atlas より作成。

産業は現代産業の頂点に位置する産業であり、中国の自動車輸出、しかも次世代技術とみられていたEV生産・輸出で中国がそのトップに躍り出たことは世界に多大な衝撃を与えた。

「新三様」のうち、ここでは太陽光パネルの事例をみてみよう。太陽光パネルの生産では、2023年に中国は世界全体の85%を占めており、その生産高はすでに世界需要の2倍超の規模に達している。しかも中国と大差があるものの、中国に次ぐ東南アジア諸国の太陽光パネル生産も、中国メーカーの存在を抜きには語れない⁴ (図3)。

しかしながら、中国の大量生産を受けて、2022年後

図3 太陽光パネルの国別生産高（2023年）



資料：Statista (2024)。

半から太陽光パネルの価格は下落し始め、翌2023年を通して、その価格はほぼ半減した(図4)。太陽光パネル価格の下落は、太陽光発電産業の業績に決定的な打撃

⁴ 米国商務省は2023年8月18日、中国系太陽光発電製品メーカー5社について、中国の太陽光発電製品に課しているアンチダンピング税(AD)および補助金相殺関税(CVD)を回避するため、東南アジア4ヵ国を経由して米国に迂回輸出を行っているとして最終決定した。また2024年11月29日、カンボジア、マレーシア、タイ、ベトナムの東南アジア4ヵ国製の太陽電池に対してAD関税を賦課する仮決定を発表した(ITA 2024)。

を与えており、2022年後半に大幅に利潤をあげた中国の主要メーカーは、翌2023年後半になると急激な業績悪化に直面した（図5）。

3. 過剰生産能力 4.0 の背景

過剰生産能力 4.0 は工業部門における稼働率の低迷に反映されている。その原因は多岐にわたるが、ここでは次のような点に着目したい。

第1に、需要面では、コロナ危機以後の消費の不振があげられる。ゼロコロナ政策の終結後、中国経済はいわばその反動で急速な回復過程に入ったが、消費を中心にそれが持続することはなかった。なかでも不動産市場が

「バブル崩壊」ともいえる状況に突入し、結果として消費回復が予想通り進まず、国内需要の低迷が続いている。

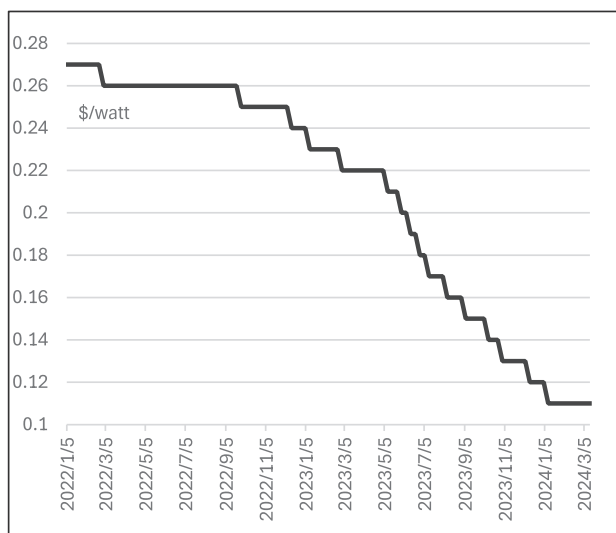
第2に、2020～21年にかけて輸出が大幅に増加し、一部の製造部門は積極的な生産拡大に踏み切った。中国の対外貿易はトランプ米政権によって仕掛けられた貿易戦争の影響を受けつつも、コロナ危機のなか米国を中心にリモートワークをはじめとする「巣ごもり特需」のために、対米輸出が一時期急増した。ところが、その後は輸出が減少に転じ、輸出産業の一部で過剰生産が発生した。

第3に、供給面では、中国政府の産業振興策に応じて、「新三様」に代表される新興産業が精力的に投資・生産を拡大し続けた結果として、明らかに供給過剰となっている。

たとえば、「新三様」のうち、規制が比較的緩かったリチウム電池に関して、米国は2023年にその輸入の72%を中国に依存していた。しかし24年5月の301条対中追加関税の見直しにより、米国のリチウム電池輸入の関税率は7.5%から25%に引き上げられた。これにより中国におけるリチウム電池の生産過剰のリスクはさらに高まった。

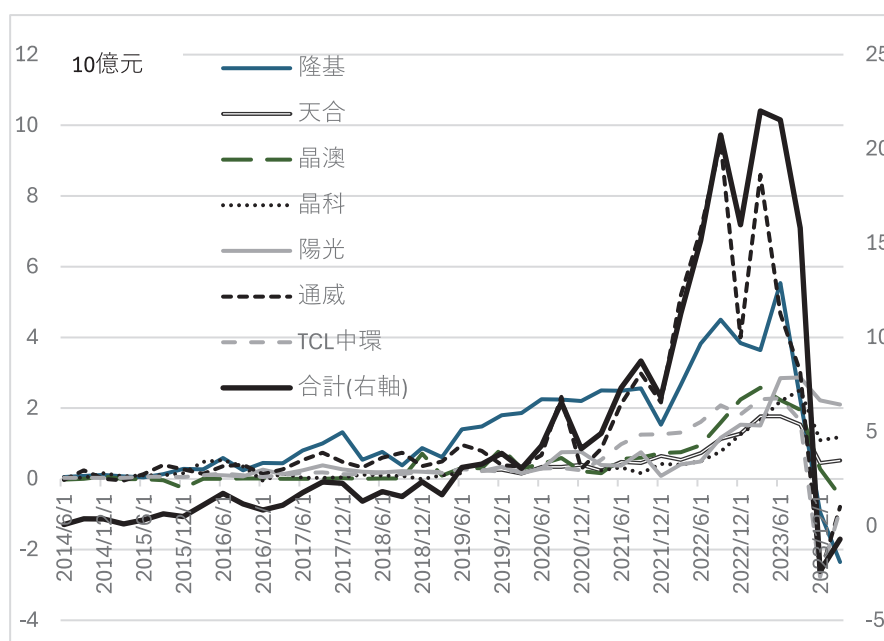
このように過剰生産能力 4.0 は、伝統的な産業分野では、消費低迷、とくに不動産価格の急激な下落による消費不振に起因している。一方、新興産業では、産業振興策に応じた投資・生産能力の拡大により供給過剰が生じているのである。

図4 太陽光パネル価格の推移



資料：Bloomberg（2024a）より作成。

図5 太陽光発電産業の利潤の推移



資料：Bloomberg（2004b）より作成。

第2節 改革開放期の過剰生産能力

1. 過剰生産能力 1.0～3.0 の特徴

1) 過剰生産能力 1.0

建国後 30 年間にわたって抑圧されてきた消費は、改革開放への転換により一気に解放された。その結果、1980 年代には多様な消費財に対する需要が急増し、経済成長の牽引車となった。これを受けて消費財産業に対する投資が急激に拡大し、固定資産投資は高水準で推移した。耐久消費財の普及に反映されるように、1990 年代半ばまでに中国は「不足の経済」を基本的に克服した⁵。

過剰生産能力は消費財分野に集中した。たとえば、カラーテレビや冷蔵庫の生産能力の稼働率は 50% に低下し、繊維部門も綿紡織の約半分が遊休状態となった（表 1）。一方、インフレ基調の中国経済に対して、財政・金融政策は引き締め基調に転じざるをえず、消費も抑制気味に転じた。しかも当時の中国製品は、残念ながら、輸出に活路を見出せるような品質・価格水準にはなかった。さらに 1997 年にはアジア通貨危機が発生し、輸出を過剰生産の「捌け口」にすることはほぼ不可能となった。結果として、過剰生産能力は企業在庫の増加、財務状況の悪化をもたらし、企業業績を著しく劣化させた。これに伴い、企業間での債務の焦げ付き・「三角債」と銀行の不良債権の増加が深刻な社会問題となった。

表 1 主要耐久消費財の生産設備稼働率と普及状況（1995 年）

	稼働率 (%)	保有量／都市 100 戸 (台)	保有量／農村 100 戸 (台)
自転車	54.5	194.3	139.8
ミシン	56.0	63.7	64.6
扇風機	65.1	167.4	100.5
カラーテレビ	46.1	89.8	22.9
洗濯機	43.4	89.0	20.5
冷蔵庫	50.5	66.2	7.3
掃除機	43.2	10.0	—
エアコン	33.5	8.1	0.2
ビデオ	40.3	18.2	1.1

資料：『中国統計年鑑』各年版より作成。

これに対して、中国では赤字財政政策による内需拡大が図られ、インフラ事業の整備をはじめ、その後の投資主導型の成長路線が展開されるようになった。また企業部門では、1993 年の「社会主義市場経済体制の構築に関する決定」に基づき国有企業改革が進められ、1990 年

代末には従業員のリストラも始まった。過剰生産能力との関係では、重複建設にメスが入り始め、まず繊維産業の綿紡錘の廃棄と人員の配置転換が進められた。

2) 過剰生産能力 2.0

2001 年に中国の WTO 加盟が実現した。それに先立つ数年前から、中国の WTO 加盟を睨んだ外資輸出企業の中投資が急増し、中国の輸出能力は飛躍的に高まった。また中国国内では土地所有権の譲渡が「解禁」され、不動産投資が急増した。インフラ開発の公共投資と相俟って、中国では空前の建設ブームが到来した。

この動きにあわせて、中国各地では鉄鋼、セメント、ガラス、電解アルミニウムのプロジェクトが林立し、これらの工業生産能力は飛躍的に拡大した。2000 年代前半に中国は世界 GDP の 8～10% を占める経済大国となっていた。その中国が世界の工業製品の生産量の相当部分を一国で占める存在となった。たとえば、石炭の 50%、アルミニウムの 30%、鋼材の 45%、合成樹脂の 40%、セメントの 40% といった具合である。したがって過剰生産能力 2.0 の重点は、これら素材系基礎工業の過剰生産能力の抑制・解消となった。

この時期は上記の工業製品の生産が急拡大する一方で、稼働率の低下が顕在化しつつあった。大規模な建設が進められ、投資規模は予想される需要をはるかに上回る規模に達していた。しかもすべてが最新の設備投資というわけではなく、生産技術の遅れによる非効率な生産も続けられた。そのため原料・エネルギーの浪費が目立ち、さらには品質基準に達しない製品が大量に生産された。

この結果、製品価格が下落し、一部の製品の価格は原価を下回ることとなり、在庫増と減収により企業業績は再び悪化した。2000 年代半ば以降、過剰生産能力の抑制策が相次いで打ち出されるようになった。これが正式に基本方針とされたのが第 11 次 5 ヵ年計画（2006～10 年）であり、原材料工業（鉄鋼、電解アルミ、石油精製、建材）における新規投資の抑制と遅れた技術、設備、製品の「淘汰」が提起され、同時に固定資産投資の調整、過剰生産能力産業の構造調整、新規投資プロジェクトの抑制が強調された（国務院 2006）。

3) 過剰生産能力 3.0

主要産業の過剰生産能力は、その後も基本的に維持・拡張された⁶。2008 年のリーマンショックは中国製品の輸出環境を著しく悪化させ、国際需要の急激な縮小をもたらした。これに対して中国政府は 4 兆元の景気刺激策

⁵ 1990 年代の中国経済については、大橋（2005）を参照。

⁶ この時期の過剰生産能力については、大橋（2017）を参照。

を打ち出し、世界経済の「救世主」として称賛された。しかしこの景気刺激策後の生産能力の拡大、経済過熱、マクロ経済の失調は、過剰生産力問題をさらに悪化させたともいえる。

国務院は2013年に鉄鋼、セメント、アルミニウム、ガラス、船舶の5業種の過剰生産能力の矛盾解決に関する「指導意見」を發布している（国務院2013）。これは上記の第11次5ヵ年計画期に、過剰生産能力の解消が当初の予定通り進まなかったことを意味する（図6）。

2013年の「指導意見」では、第12次5ヵ年計画（2011～15年）期の鉄鋼産業における生産能力の圧縮要求4800万トンが8000万トンに引き上げられた。ところが、第12次5ヵ年計画期を通して、粗鋼生産量とその生産

能力はそれぞれ1.19億トン、2.64億トン増加しており、「圧縮要求」とは桁違いの生産量と生産能力の増強が進められた（図7）。しかも中国政府が提起してきたのは、「遅れた生産能力の淘汰」（「淘汰落後産能」）であり、過剰生産能力の解消ではなかった。後述するように、ここから過剰生産能力を抱える産業・企業を所管する官庁・地方政府を中心として、過剰生産能力の解消に対しては相当大きな抵抗があったものとみられる。

2. 過剰生産能力 4.0 の特徴

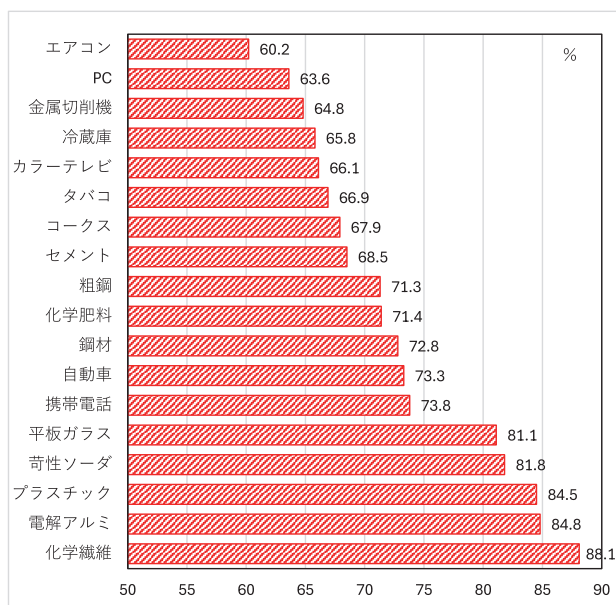
改革開放後に繰り返し重大な政策課題となった過剰生産能力1.0～3.0を振り返ってみると、過剰生産能力4.0には次のような特徴がみられる。

第1に、過剰生産能力問題を抱える産業は広範囲に及んでいる。1990年代後半の過剰生産能力1.0は主として消費財産業が中心であった。2000年代後半の過剰生産能力2.0では、中国のWTO加盟に伴う輸出産業の急拡大に加えて、リーマンショックという外的ショックの影響を受けた。これに続く2010年代の過剰生産能力3.0では、鉄鋼、石炭、セメント、ガラスなど、川上産業が中心となった。過剰生産能力4.0は、従来からの川下・川上産業に加えて、上述したように、太陽光発電などの新エネルギー産業、通信、エレクトロニクス、医薬品製造などの新興産業が含まれている。

第2に、伝統産業の過剰生産能力の発生は、供給面よりも需要面に起因することが多い。綿紡織を中心とする繊維産業やセメントやガラスなどの伝統産業は、すでに一連の生産能力の削減を経験しており、2010年代に入り、これら伝統産業の固定資産投資は製造業全体の伸びを下回っている。ここから、伝統産業における過剰生産能力が供給要因によって発生しているのではないことは明らかであろう。製品ラインアップや生産効率上の課題がある程度克服されてきたことを考慮に入れば、伝統産業にみられる過剰生産能力問題は、たとえば、「不動産バブル」の崩壊といった想定外の需要要因によるものと考えられる。

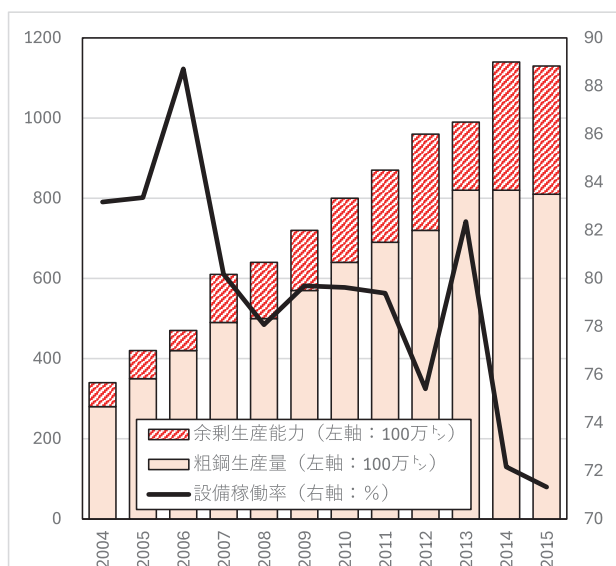
第3に、新興産業の過剰生産能力問題は、すでに過剰設備が存在するなか、産業振興策により供給能力がさらに増強された結果として捉えることができる。本来であれば、生産能力が過剰になれば、企業は製品価格と利益率の低下に直面するために、設備投資を抑制することになる。ところが、過剰生産能力4.0の焦点となっている新エネルギーを中心とする新興産業は、中国政府の産業振興策、その将来見通しを前提として企業経営がなされており、すでにある程度の設備過剰がみられるにもかかわらず、設備投資を持続してきたことに根本的な原因を求めることができよう。

図6 主要工業製品生産設備の稼働率（2015年）



資料：『中国統計年鑑』各年版より作成。

図7 粗鋼生産・余剰生産能力・稼働率の推移



資料：『中国統計年鑑』各年版より作成。

第3節 過剰生産能力の背景

1. マクロ経済情勢

1) 家計部門の低消費・貯蓄増加

建国以来、中国では工業生産を最優先する経済政策が採られてきた。一方、所得や消費はほとんど顧みられることなく経済運営がなされてきた。たとえば、改革開放直後の第6次五か年計画（1981～85年）では、実際には30年以上抑圧された消費が一気に解放された期間であるにもかかわらず、同計画で所得と消費に言及されたのはわずか1頁、分量的には全体の1%にも満たなかった。また中国が高所得国の所得水準にほぼ到達した時期の第14次五か年計画（2021～25年）でも、家計消費への言及は1パラグラフにとどまっており、やはり消費は産業発展との関係で考慮される傾向が強い。

中国経済が高度成長を経験した改革開放期を通していても、家計所得の伸びは常に経済成長を下回っており、低消費の局面が続く一方で、家計貯蓄は相対的に高い伸びを示した。受益者負担が原則となった改革開放期には、社会安全網がいまだ脆弱ななかで、住宅価格や教育費が高騰し、家計部門は貯蓄増強を目指さざるをえなかったという事情もあった。

2) 企業部門の高貯蓄・高投資

家計部門の消費が長期にわたり低水準を続ける一方で、貯蓄は国有金融部門を通して社会各部門に分配された。低金利政策のもとで家計貯蓄は効率的に動員され、産業・企業部門に低金利で貸し出された。家計部門から企業部門への円滑な所得移転は、現代中国の政治的安定の基盤をなした。

企業部門では、改革開放後も久しく賃金の伸びが低く、労働分配率に大きな変化はみられなかった。経済改革を通して社会安全網への企業の関与も限定的となり、国有企業の配当の未払いも黙認されてきたために、社内留保を十分に蓄積することができた。社内留保を蓄積した企業は、銀行融資に依存することなく、自己資金で投資を続けることが可能となった。

3) 「調整弁」としての輸出拡大

中国のWTO加盟の見通しが立ち始めた頃から、外資輸出企業の対中投資が本格化した。それまで生産過剰に陥っていた消費財分野でも、製品の品質が改善され、中国製の工業製品の市場は世界大に拡大した。その後、輸出は時として深刻な貿易摩擦を生じさせながら、過剰生産能力の「調整弁」、あるいは「捌け口」の役割を果たすようになった。しかし中国製品の輸出は、アジア通貨危機やリーマンショックの時期のように、外需の急激な

変化により多大な影響を受ける傾向がある。その場合には、内需の制約が過剰生産能力問題をさらに深刻化させることになる。

2. 中央・地方関係

1) 地方利益の表出

建国後の中国では、大躍進期や「三線建設」にみられたように、安全保障上の観点からも、各地に独立した工業体系を樹立することが重視され、いわば分散的な産業立地の形成が図られてきた。全国的なコーディネーションが中途半端なまま、社会的分業は未発達な状態にあり、産業集積が生み出すような高い経済パフォーマンスは期待されていなかった。

これを受けて、改革開放後も中国の各地方では、地元域内での生産・消費、雇用の地元優先、域外商品の流入制限、さらには「ローカルコンテンツ」要求といった地方保護主義が蔓延し、とくに改革開放直後の中国経済は「諸侯経済」の様相を呈した。ここでは他の地域に先んじて地元経済の振興が図られた。企業的意思決定も同様であり、市場のシグナルよりも、地方の利益（雇用、プロジェクト、税収）が優先された。地方政府も地元企業に対する依存度が高く、地方政府は地元企業に対する補助金・債務保証を通して資金アクセスを提供し、また積極的に企業・投資誘致活動を展開した。

2) 地方依存の政策遂行

中央政府の政策遂行に際しても、地方依存体質が認められる。たとえば、中央主導のトップダウン型の産業政策の遂行に際しては、地方政府に優先部門への資本・補助金の割当・配分を担当させ、中央政府は資金を提供することなく、地方政府に投資資金を手配する裁量権を与えた。財政請負制における地方政府による歳入の部分的留保、分税制による中央政府から地方政府への財政移転、土地制度改革を契機とする地方政府による土地使用権の譲渡など、中央政府は地方政府が使用する資金源を保証することにより中央主導の政策遂行を図った。

3) 地方政府間の競争

改革開放期における地方政府の役割としては、インフラの整備、社会サービスの提供に加えて、やはり経済発展が最優先された⁷⁾。ここでは各地方が経済活動の協力・補完態勢を整備するというよりも、同様の優先産業の誘致・建設をめぐる、地方間で熾烈な競争が展開されることになる。2010年に戦略的新興産業の振興が打ち出されると、34の一級行政区のほぼすべてが太陽光発電プロジェクトを組織化し、戦略的新興産業をターゲットにした工業団地の開発に着手した。

地域経済振興が重要な考課基準となっている以上、地方幹部も地元経済のパフォーマンス、誘致活動、地方補助金による倒産回避、地元企業に対する M&A の回避に敏感にならざるをえない。しかし一連の努力が過剰生産能力の形成と多大な負債を残す結果になった地方も少なくない。

3. 産業振興策

1) 地域振興策の施行

地域経済の振興を目的として、まず地方政府により生産企業に対して市場価格を下回る価格で土地の手配がなされた。次に補助金、優遇価格での電力・工業用水の提供など、多様な優遇措置が講じられた。また急速な工業化により環境汚染が深刻化した頃には、汚染工場・環境規制違反企業の操業停止やそれに伴う失業が懸念されたことから、一部の地方では国家レベルの環境基準とは別に環境保護費用の最小化を容認する政策も採られた。一連の地域振興策により、地域・企業間競争はさらに激化した。

2) 産業政策の展開

中国経済が輸出・投資主導型経済から内需・イノベーション主導型経済への転換を進め始めた 2000 年代半ばから、中国政府は産業構造の高度化を目指して選択的な産業政策を導入し始めた⁸。中国の産業政策を国際比較の視点から分析した DiPippo et al. (2022) によると、2019 年の中国の産業政策支出の対 GDP 比は 1.7% に達しており、日米独仏などが 0.5% にも満たないなか、圧倒的な支出額となっている。具体的な政策措置としては、政府補助金、R&D 支援・優遇税制、戻し税制度などの優遇税制、低金利融資、政府投資基金などが含まれる。さらに土地の手配、支払い猶予、債務の株式転換、行政指導・裁量による保護政策など、これら「中国の特色ある」施策も一連の産業政策に含まれよう。

こうして内外市場の需要を上回るほどの生産能力を抱えた企業は、価格下落、経営不振、リストラ断行、失業

増加といった悪循環に陥り、債務返済のためにさらに増産を繰り返し、値引き要請に直面するなかで、最終的には工場閉鎖に追い込まれることになる。しかし、このような市場環境のなかで生き残った企業は、必ずしも生産性・収益性の高い企業ばかりというわけではなく、むしろ補助金や低利融資を巧みに利用できた企業であることが多い。

3) 国家政策の遂行

リーマンショック直後の 4 兆元の景気刺激策のように、中央政府の鳴り物入りの政策には各地方も対応せざるをえない。習近平「新時代」には、「国家安全」、「自立自強」、「自力更生」といった政策志向が一面的に強調されている。この方針に応じるとなると、国内市場や国内完結型サプライチェーンを前提とする生産活動が優先され、産業政策をさらに強化していく必要性が高まり、過剰生産圧力はますます強まることになる。ここでは、上述したような地方幹部の考課基準を満たすための地方・企業間競争にとどまらず、党中央に対する忠誠心を表明する場として、中央政府の意向に沿った政策執行に努める姿勢が一層強調されることになる。

4. 企業行動パターン

1) 市場シェア志向

生産活動に従事する中国企業には、市場シェアの拡大を最優先する行動パターンが定着している。一般に中国企業の行動パターンは説明責任や透明性を欠いていることが多いが、企業評価の基準としては、何よりも市場シェア、そしてその前提となる生産能力と生産規模が重視される。相対的に技術水準の低い伝統産業や知的財産権の保護意識が低かった産業分野においては、生産ラインの増設は比較的容易に、自己資金を用いて投資がなされる傾向がある。そのため蓄積された社内留保も、労働分配率を高めたり、社内福祉の充実に努めたり、株主に配当として支払われることはなく、やはり市場シェアの拡大・確保のために再投資に充てられることが多い。

2) 「殺到する経済」⁹

中央政府が特定産業分野の振興方針を明らかにすると、上述したように、企業や地方政府は重複投資を厭わず投資に走り、激しい競争が展開される。多くの企業はほとんど利益も見込めない場合でも、競合分野・製品の生産をめぐる、文字通り「体力」勝負の消耗戦を戦い抜くことになる。こうして企業は産業振興策の優遇措置を逸早く享受し、市場シェアを握ろうとする。企業は自

⁷ 角崎 (2013) によると、浙江省の県級市である温嶺市の 2005 年時点の鎮幹部職位目標責任制では、経済発展 (34.8%)、社会発展 (14.2%)、和諧社会 (18.2%)、民生 (12.1%)、環境 (10.5%)、環境 (10.5%)、党の発展 (10.2%) のウェイトからなる考課基準が設けられており、地方幹部の「政績」評価では経済発展 (GDP 成長、工業発展、企業誘致など) の比重が圧倒的に高かった。

⁸ 2000 年代半ばからの中国の産業政策については、大橋 (2025) を参照。

⁹ この表現は梶谷 (2024) による。

社製品の差別化よりも、生産拡大を優先し、激しい価格競争を通して競合他社を上回る生産量の実現が目指される。これまでのところ、経営改善、研究開発により競争優位を確保しようとする企業はきわめて限定的であった。一方、国内需要が限定される条件のもとでは、過剰在庫は輸出に充てられる。しかし輸出も貿易摩擦や地政学上の市場変動の影響を被ることがあり、結果として国内の過剰生産能力はさらに深刻化することになる。

3) 「ゾンビ企業」の誕生

市場金利を下回るような銀行融資や地方政府の産業振興策に支えられた企業は、生産停止になれば債権者が資金の返還を要求するために、キャッシュフローの維持だけを目的として生産活動を続行することになる。しかし増産に踏み切った企業は過剰在庫を積み増す結果となり、製品価格はさらに下落の一途をたどる。資金力を喪失した企業は、また銀行や地方政府に支援を求めることになる。こうして実質的に支払い不可能に陥ったものの、信用義務の履行のためにキャッシュフローを維持し続ける「ゾンビ企業」が誕生することになる。程度の差こそあれ、こうした「無為」の生産が過剰生産の一旦を担っている場合がある。

おわりに

中国における過剰生産能力の発生は、特定企業・産業に特殊な現象ではなく、中国社会の伝統や慣習までも包摂したきわめて根深い問題である。本研究では、改革開放後、4度にわたり顕在化した過剰生産能力をレビューし、そのメカニズム解明の一端に迫ろうとした。少なくとも本研究では、過剰生産能力1.0~4.0に関する需要・供給面の分析を通して、(1) マクロ経済情勢、(2) 中央・地方関係、(3) 産業振興策、(4) 企業行動パターンの4つの契機を捉えることができた。

しかし過剰生産能力問題を究明しようとするには、より根本的な原因、すなわち改革開放前の経済制度や企業行動の「遺産」にも遡及して考察を進める必要がある。たとえば、中国の伝統社会における中央・地方関係、また計画経済期の「自力更生」に基づく「フルセット主義」(「大而全、小而全」)、生産ノルマ達成に向けての圧力と「放」→「乱」→「収」→「死」と続く経済過熱の循環メカニズムや「投資飢餓症」などである。また本研究の第3節で考察した過剰生産能力の背景として掲げた要因も、それぞれ緻密に実証していく必要がある。これが本研究に課された今後の課題といえよう。

参考文献

- 大橋英夫 (2005) 『現代中国経済論』 岩波書店。
- 大橋英夫 (2017) 「中国の過剰生産能力と国有企業改革」『国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係：中国の国内情勢と対外政策』 日本国際問題研究所。
- 大橋英夫 (2025) 「中国の産業政策の形成と発展」『世界経済評論』 第69巻第1号。
- 外務省 (2024) 「G7 プーリア・サミット」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pageit_000001_00005.html>、6月15日。
- 梶谷懐 (2024) 「中国における需要拡大型の産業政策」『アジア研究』 第70巻第4号。
- 角崎信也 (2013) 「農村『群性事件』の構造分析」『政権交代期の中国：胡錦濤時代の総括と習近平時代の展望』 日本国際問題研究所。
- Bloomberg (2024a), “China’s Overcapacity Is More About Solar and Batteries Than Evs,” April 4.
- Bloomberg (2024b), “China’s Factory Glut Alarms the World But There’s No Quick Fix,” May 9.
- DiPippo, Gerald, Ilaria Mazzocco, and Scott Kennedy (2022), *Red Ink: Estimating Chinese Industrial Policy Spending in Comparative Perspective*, Center for Strategic and International Studies.
- European Chamber (2009), *Overcapacity in China: Cause, Impacts and Recommendations*, European Union, Chamber of Commerce in China.
- European Chamber (2016), *Overcapacity in China: An Impediment to the Party’s Reform Agenda*, European Union, Chamber of Commerce in China.
- ITA (2024), “Recent Case Announcements” <<https://www.trade.gov/preliminary-determinations-anti-dumping-duty-duty-investigations-crystalline-photovoltaic-cells>>, International Trade Administration, Department of Commerce, November 29.
- Statista (2024), “Distribution of solar photovoltaic module production worldwide in 2023, by country” <<https://www.statista.com/statistics/668749/regional-distribution-of-solar-pv-module-manufacturing/>>.
- 国務院 (2006) 『中華人民共和國国民経済和社会發展第十一個五年規画綱要』 <http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_268766.htm>、3月14日批准。
- 国務院 (2013) 「關於化解產能嚴重過剩矛盾的指導意見」 <http://www.gov.cn/zwggk/201310/15/content_2507143.htm>、10月15日發布。

ポスト・コロナ期の中国の国際金融

曾根 康雄

China's International Finance in the Post-COVID Period

Yasuo SONE

はしがき

ポスト・コロナ期の中国経済は、国内景気の低迷が続いている。習近平政権の第3期目（2022年～）の経済運営は、不動産市場の低迷、消費の不振、地方政府債務の増大など課題が山積しており、国内の金融リスクも依然として大きい。こうした中、対外的には資本取引を厳しく規制せざるを得ず、金融の国際化の急速な進展は望めない。一方で、国際政治経済情勢は大きく変化しており、中国の対外金融関係に様々な影響を与えるとともに、この機を捉え新たな国際金融秩序の構築に向けた働き掛けを着々と進めているようにも見える。本章では、ポスト・コロナ期の中国の国際金融環境の変化および新たな国際金融秩序に向けて中国が何を目指しているのかについて考察を試みる。

第1節では、中国を取り巻く国際資金フローの変化と特徴を考察する。コロナ禍によりサービス収支とりわけ旅行収支の赤字が大幅に縮小し、経常収支の黒字が拡大した。他方、2021年まで純流入が続いていた直接投資、証券投資は22年以降いずれも純流出に転じ、海外投資家が保有する中国の人民元建て証券残高は緩やかな減少傾向にある。

第2節では、人民元国際化の現況と国際化に繋がる可能性のある近年の動きに注目する。為替市場、外貨準備、決済通貨などの指標で見る人民元の地位は、コロナ禍を経てもさほど変化はなく、データ上はプレゼンスが高まったとは言えない。ただし、厳格な資本規制が継続する一方で、香港との間のストックコネクト、ボンドコネクトによる投資額はこの10年で大幅に増大した。また、人民元クロスボーダー支払システム（CIPS）を利用した人民元決済件数は、国際銀行間通信協会（SWIFT）のそれには遠く及ばないものの、着実に増大している。

第3節では、国際情勢の変化とそれに伴う中国の国際金融上の影響を考察する。ウクライナ侵攻により西側諸国から経済制裁を受けたロシアとの間で貿易取引での人

民元決済が増大していること、G7との間でグローバルサウスに対する働き掛けを競っていること、サウジアラビアなどの中東産油国との経済・金融関係が拡大していること、気候変動対策プロジェクトを通じて発展途上国への支援が増大していること、など新たな動きを考察する。

第4節では、金融制度の市場化改革を本格的に始めた1994年以來の過去30年間の国際金融システムへの適応に向けた改革を振り返るとともに、最近の中国国内の金融政策決定プロセスの変化を踏まえ、金融の対外開放で中国が何を狙っているのかを検討する。

最後に、世界が直面する問題への中国の取り組みに、いかに対応していくべきかを考えてみたい。

第1節 国際マネーフローの変化

中国の国際収支は、コロナ禍によりサービス収支とりわけ旅行収支の赤字が大幅に縮小し、経常収支の黒字が拡大した。他方、2021年まで純流入が続いていた直接投資、証券投資は22年以降いずれも純流出に転じた。なお、16年に2186億米ドルに達していた「誤差脱漏」の流出額は、23年は379億米ドルに縮小しており、内外資本移動に対する管理が強化されたことが窺える【第1表】。

後述するロシアのウクライナ侵攻とそれに対する西側主要国による経済制裁、エネルギー・食料価格の上昇、米ドル高など国際経済情勢が変動する中、新興国からの資金流出が顕著になった。中国に関しても、21年まで積み上がってきた海外投資家の中国株式・債券保有額が、22年は減少に転じた。「外貨準備増減額－経常収支」で算出される資金流出額は、2015年の8057億米ドルをピークに減少傾向となっていたが、「ゼロコロナ」政策を実施していた2020～22年は流出額が増加した【第1図】。

コロナ禍を経て、中国の資本・金融取引のトレンドに

は大きな変化が生じた。

直接投資では、中国は資本の純輸入国から純輸出国に転じた【第2図】。新規の対内直接投資が減少しているだけでなく、統計上で関連企業債務がマイナスとなる現象が現れている。非金融事業会社については、22年第2四半期以降ほぼ一貫して関連企業債務にマイナスが計上

されている。これは、既存の対中投資企業が中国での投資資金を引き揚げ、もしくは他国に移転しているものとみられる。米中対立による投資制限や制裁措置、地政学リスクへの懸念、中国経済とくに消費の低迷などがその理由と考えられる。これまで多額の資本を中国に投入して事業経営を行っていた海外企業が、サプライチェーン

【第1表】国際収支要約表

(億米ドル)

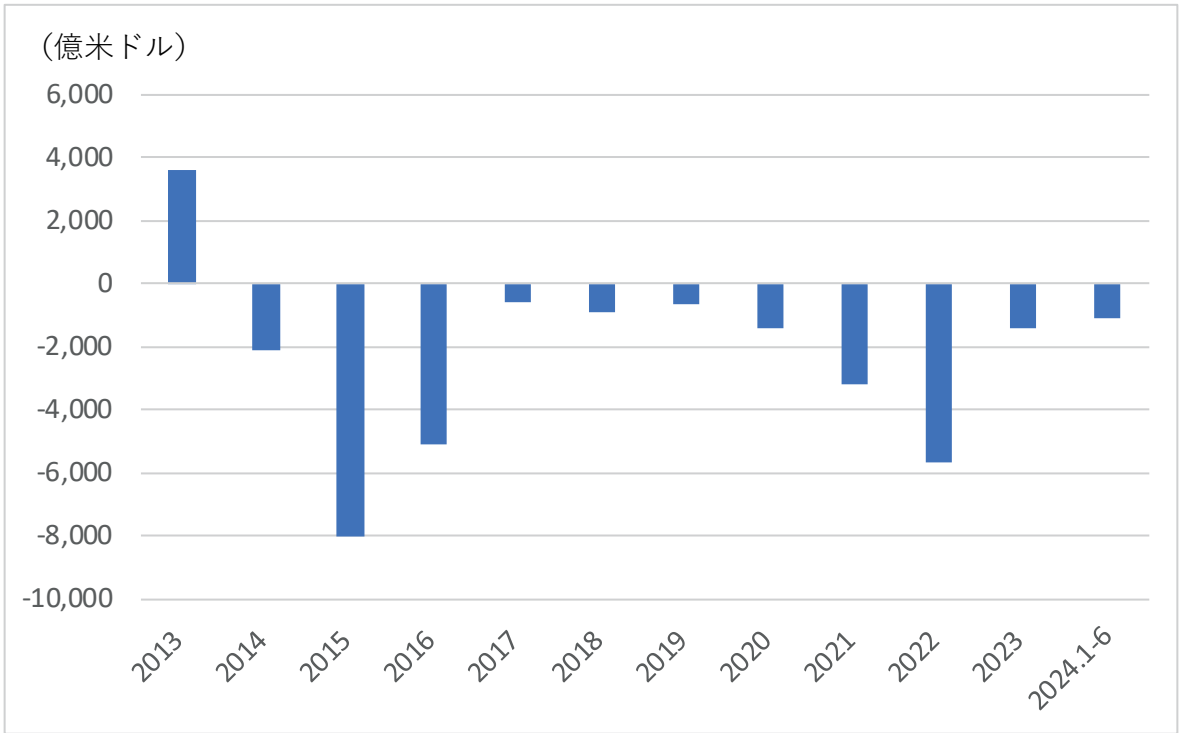
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024. 1-6
経常収支	1,482	2,360	2,930	1,913	1,887	241	1,029	2,488	3,529	4,434	2,530	937
財サービス貿易収支	2,354	2,213	3,579	2,557	2,170	879	1,318	3,586	4,615	5,776	3,861	1,654
財貿易収支	3,590	4,350	5,762	4,889	4,759	3,801	3,930	5,111	5,627	6,650	5,939	2,884
輸出	21,486	22,438	21,428	19,895	22,162	24,174	23,866	25,100	32,158	33,468	31,792	15,796
輸入	-17,896	-18,087	-15,666	-15,006	-17,403	-20,374	-19,936	-19,989	-26,531	-26,818	-25,853	-12,912
サービス貿易収支	-1,236	-2,137	-2,183	-2,331	-2,589	-2,922	-2,611	-1,525	-1,012	-874	-2,078	-1,230
第一次所得収支	-784	133	-522	-549	-165	-614	-392	-1,182	-1,245	-1,544	-1,482	-778
第二次所得収支	-87	14	-126	-95	-119	-24	103	85	159	201	152	61
資本移転等収支	31	0	3	-3	-1	-6	-3	-1	1	-3	-3	-1
金融収支	-883	-1,691	-915	276	180	1,538	266	-900	-2,185	-3,538	-2,148	-1,227
直接投資	2,180	1,450	681	-417	278	923	503	994	1,653	-198	-1,426	-1,135
証券投資	529	824	-665	-523	295	1,069	579	955	514	-2,891	-632	-278
金融派生商品	0	0	-21	-54	4	-62	-24	-108	102	-132	-75	-51
その他投資	722	-2,788	-4,340	-3,167	519	-204	-985	-2,452	-2,572	648	34	192
貯蓄性資産	-4,314	-1,178	3,429	4,437	-915	-189	193	-289	-1,882	-964	-48	45
外貨準備	-4,327	-1,188	3,423	4,487	-930	-182	198	-262	-1,467	-982	-35	41
誤差脱漏	-629	-669	-2,018	-2,186	-2,066	-1,774	-1,292	-1,588	-1,345	-893	-379	291

(注1) 金融収支のプラス(+)は資本の流入超、マイナス(-)は資本の流出超を示す。

(注2) 2024年のデータは1~6月の確定値。

(出所) 中国国家外為管理局資料より作成。

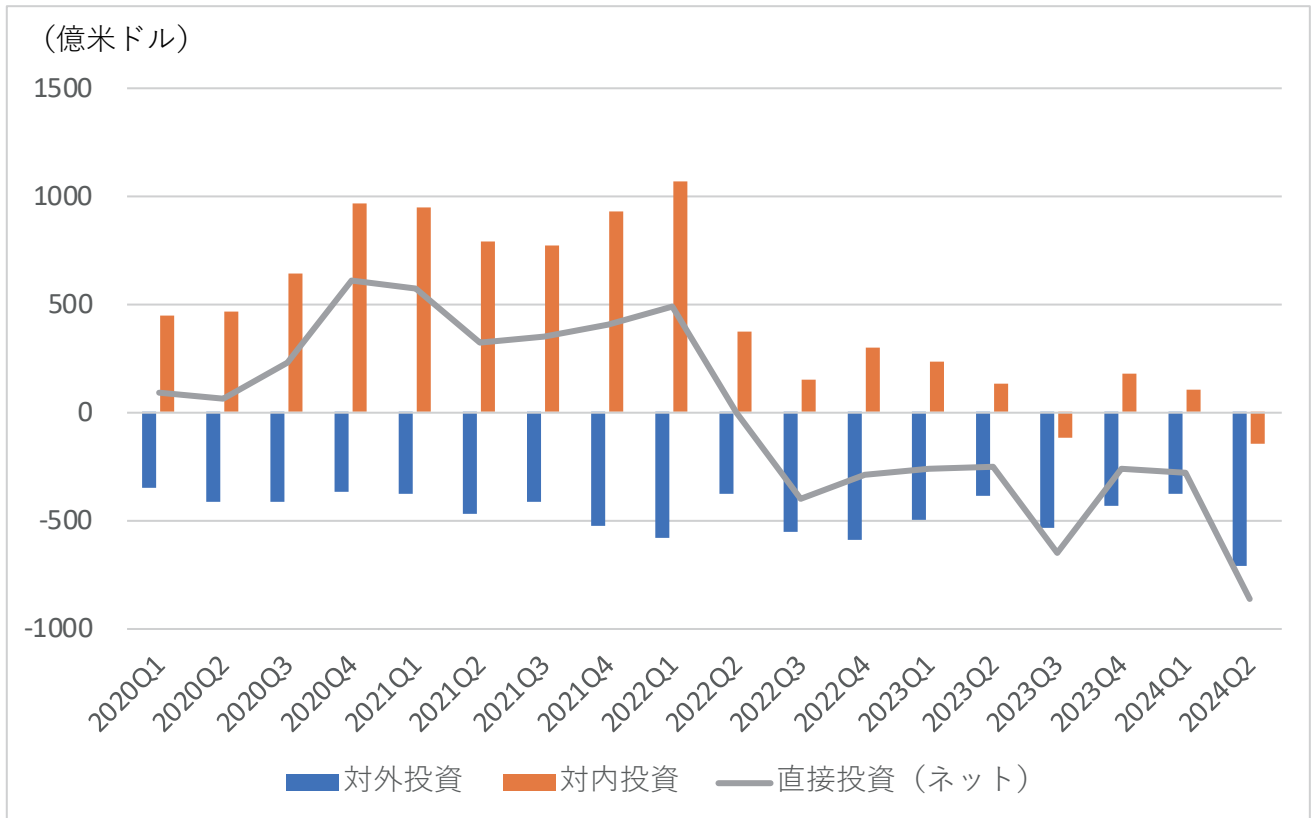
【第1図】資本流出入額(※)の推移



(※) 外貨準備増減額 - 経常収支

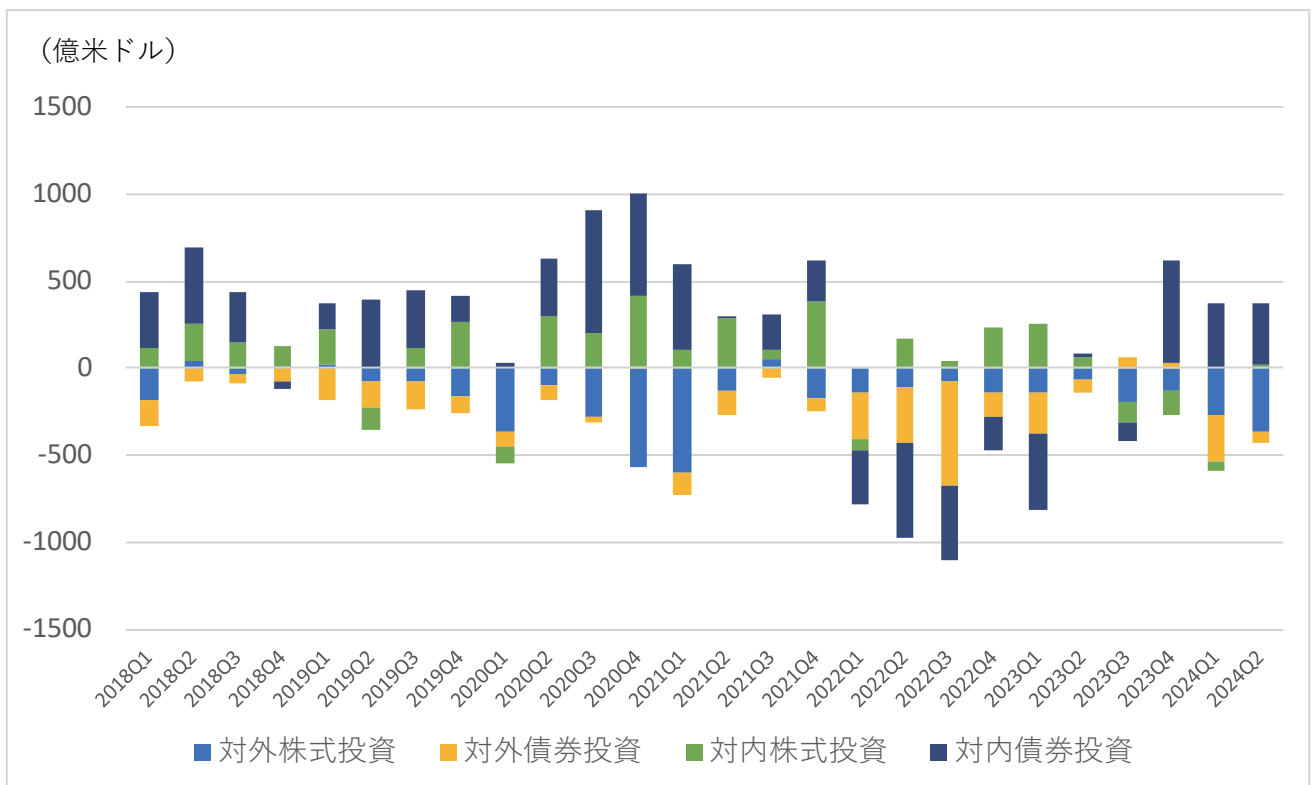
(出所) 国家外為管理局資料より作成

【第2図】 対内・対外直接投資の動向（フロー）



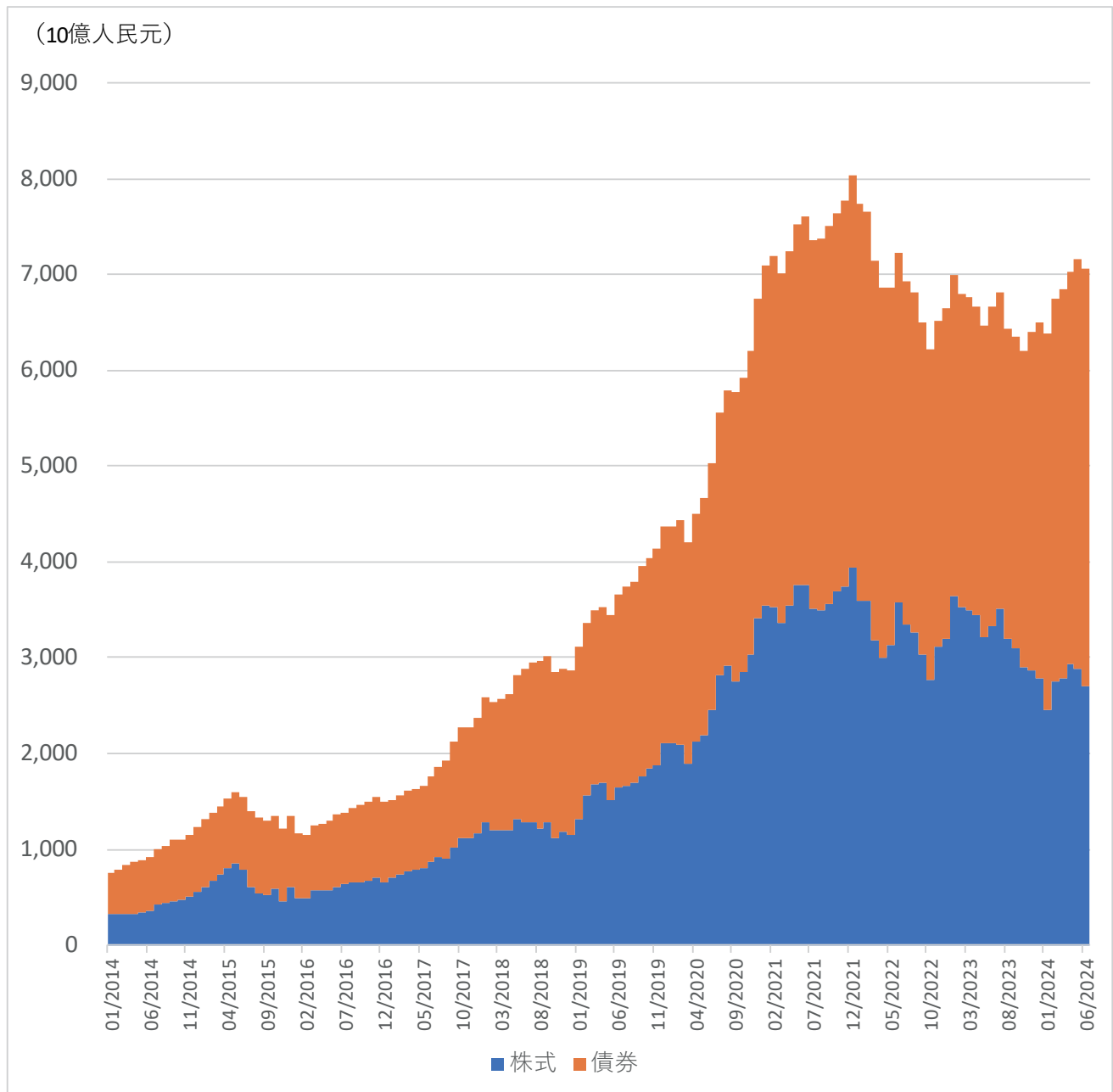
(出所) 中国国家外為管理局資料より作成

【第3図】 証券投資の動向（フロー）



(出所) 中国国家外為管理局資料より作成

【第4図】海外投資家の人民元建て証券保有残高



(出所) 中国人民銀行資料、CEIC データベースより作成

の再編や事業活動の分散を図っている（いわゆるデカップリング）のは確かである。

中国からの対外直接投資は徐々に増加する傾向にある。公開資料による投資先内訳では、香港、英領バージン諸島、ケイマン諸島が約7割を占めているため、最終的な投資先の詳細は判別しにくい。「一帯一路」沿線国向けの投資は一定の比率を維持しているとみられるが、Oxford Economics（August, 2024）によれば、中国の対外投資先の焦点は、欧米から途上国に移行していると言う¹。これについては、第3節で少し掘り下げることにする。

証券投資については、コロナ期の初期にはネットで資金流入超だったものが、ポスト・コロナ期にはネットで

流出超に転じた【第3図】。この背景には、①「ゼロコロナ」政策による景気減速、②国内の債務問題、③米中の金利差（米ドル高）、④地政学リスクへの懸念、⑤デカップリング、などの要因が指摘されている。株式市場では、不動産市況や消費の低迷により企業業績への期待が回復せず、株価は低迷している。債券市場でも、不動産開発業者のデフォルトや破綻、地方政府の債務問題に対する警戒が続いている。このため、海外投資家は中国向けの新規の証券投資を手控える傾向が顕著になっている。た

¹ “Chinese outbound investment surges to record on clean energy ‘tsunami’”, *Financial Times* (October 2, 2024)

だし、海外投資家の人民元資産保有残高の減少は緩やかである。中国経済を取り巻く内外の環境変化に不確定要因が多い中、海外投資家は様子見の状態にあるが、中国証券市場から撤退したと見るのは早計であろう【第4図】。

第2節 人民元国際化の現在地

1. 人民元国際化の現状

2015年に国際通貨基金（IMF）の特別引出権（SDR）構成通貨に採用された人民元は、構成比率見直して2022年よりウェイトが12.28%へと引き上げられた（それまでは10.92%）。従来からの資本取引規制が足枷となり、世界の通貨別ランキングにおける地位に大きな変更はないが、人民元の利用範囲は着実に拡大している。

国際通貨の機能には、①交換手段（決済）、②価値の貯蔵、③価値の尺度、がある。これらのうち①、②について、データを確認しておこう。

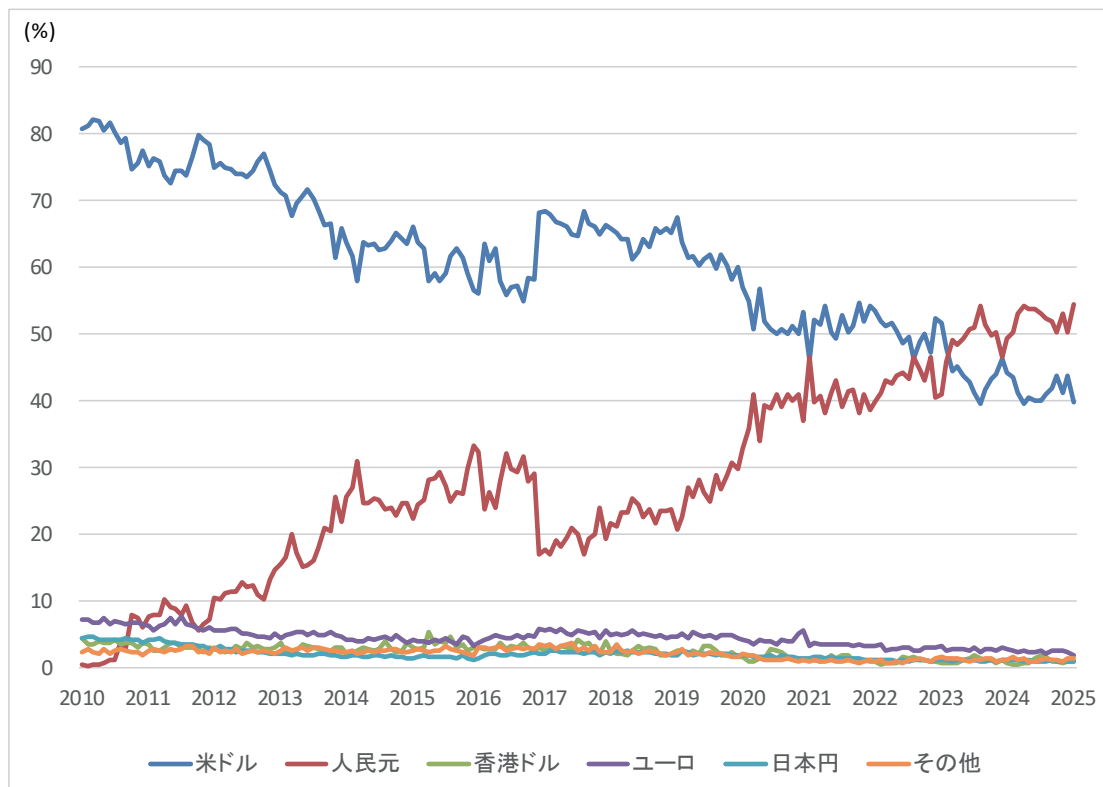
IMFのデータによれば、世界の外貨準備に占める人民元の比率は、2022年3月末に2.84%にまで上昇したが、その後徐々に低下し24年6月末は2.14%となっている。国際決済銀行（BIS）のデータによると、外国為替店頭市場における人民元取引額の比率は2019年の4%から22年には7%（200%換算）へと拡大した。SWIFTの

国際取引における決済通貨の比率では、2023年11月に日本円を上回り世界第4位となり、24年7月には過去最高の4.74%に達した²。

世界における人民元の地位は上昇しているとは言え、その動きは緩慢である。しかし、中国のすべての対外経済取引における人民元決済の比率は2022年上期時点で49.1%に達しており、対外支払・受取の双方で米ドルを越えている【第5図】【第6図】。とりわけ、石油やガス、穀物などの「バルク貨物」（粒体や液体など梱包されない状態で輸送される貨物）取引における人民元建てクロスボーダー決済が近年大きく増加している。中国の国際商品市場では、原油、鉄鉱石、高純度テレフタル酸（PTA）など23種類の先物・オプション商品が上場され、海外トレーダーも参加し、人民元建て価格が設定されている³。「価値の尺度」としての人民元の存在感が拡大しつつあることに留意しておきたい。

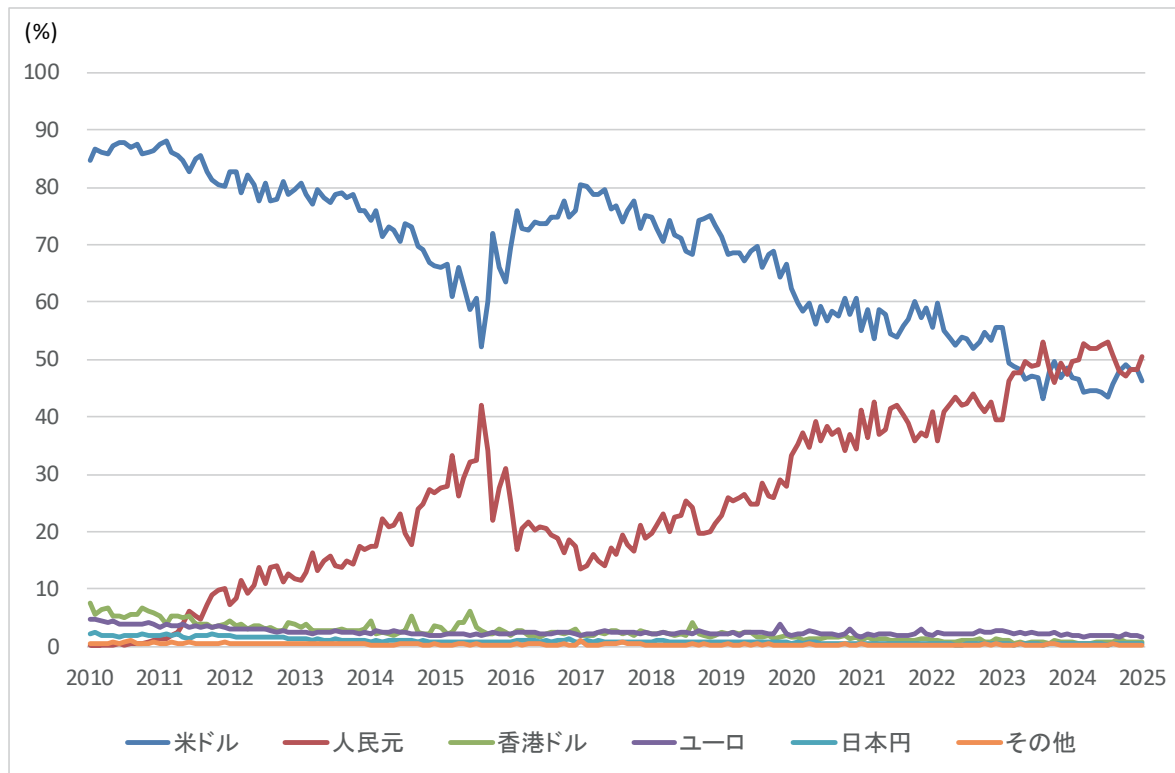
なお、中国人民銀行は2022年から「通貨国際化総合指数」というデータを公表している。これは、人民元の国際化の度合いを測定するため、関連する通貨の国際化指数とSDR審査指標を参考にして構築した包括的な通貨国際化指数とされる。同指数によれば、2017年時点では人民元は2.0前後であったが、23年3月末時点では3.26に上昇した。ちなみに、23年3月末時点で、米ドルは57.68、ユーロは22.27、英ポンドは7.66、日本円は5.48とされている⁴。

【第5図】 中国のクロスボーダー取引（対外支払）に占める決済通貨の比率



（出所）中国国家外為管理局資料、CEIC データベースより作成

【第6図】中国のクロスボーダー取引（対外受取）に占める決済通貨の比率



（出所）中国国家外為管理局資料、CEIC データベースより作成

2. 資本取引の拡大

人民元国際化の進捗が緩慢である大きな理由の一つが資本取引規制である。クロスボーダー取引に制限があるため、人民元はユーザーにとって「使い勝手の良い通貨」とはなっていない。こうした制約のもと、内外の資本取引を可能とするチャネルが構築され、「管理された規制緩和」が実行されている。

海外投資家に国内資本市場への門戸を開いた適格海外機関投資家（QFII）は、2019年に投資額上限が撤廃された。一方、2014年以降、個人投資家のクロスボーダー取引を可能とする香港と上海・深圳市場間のストックコネクト、ボンドコネクトなどが導入され、これらのスキームへのETFの組み入れ、スワップコネクトの開始など、この10年間で内外の投資家の利便性は向上し、投資額は増大した。

ストックコネクトの2024年1～9月の一日当たり取引額（平均、以下同じ）は、北向きが1230億元で上海・深圳取引所の一日当たり取引額の6.7%、南向きは380億香港ドルで同16.9%を占めている。上海・深圳取引所の時価総額に占めるストックコネクトを通じた海外投資

家の比率は、北向きが2021年末に3.62%を記録、2024年9月末で3.18%（上海・深圳取引所の流動株ベース）となっている⁵。香港証券取引所の時価総額に占めるストックコネクトを通じた中国本土投資家の比率（南向き）は、24年9月末は9.11%と、約1割を占めるに至っている【第7図】【第8図】。

ボンドコネクトの一日当たり取引額は、開始時（2017年）の15億元から2024年1～9月は439億元に膨らんだ。また、海外投資家向けヘッジ手段として2023年に開始されたスワップコネクトの一日当たり約定額は、初年度（2023年）の30億元から2024年9月には180億元へと増大した⁶。

取引額が拡大しているだけに資金流出の規模は大きくなるが、国際収支表や海外投資家の人民元建て資産保有額のデータで見た通り、一方的に流出が続いている訳でもない。

香港を通じた「管理された規制緩和」は着実に進んでいる⁷。中国政府は経済・金融政策運営における「管理可能性」にしばしば言及し、マクロ経済・金融市場の安定維持を至上命題としているが、内外資本取引においてそれを可能ならしめるのは香港の「一国二制度」の存在である。中国が金融国際化を進める上で、香港の役割は依然として重要である。

² ただし、24年9月以降は比率が急減し、ランキングも第5位に後退している。

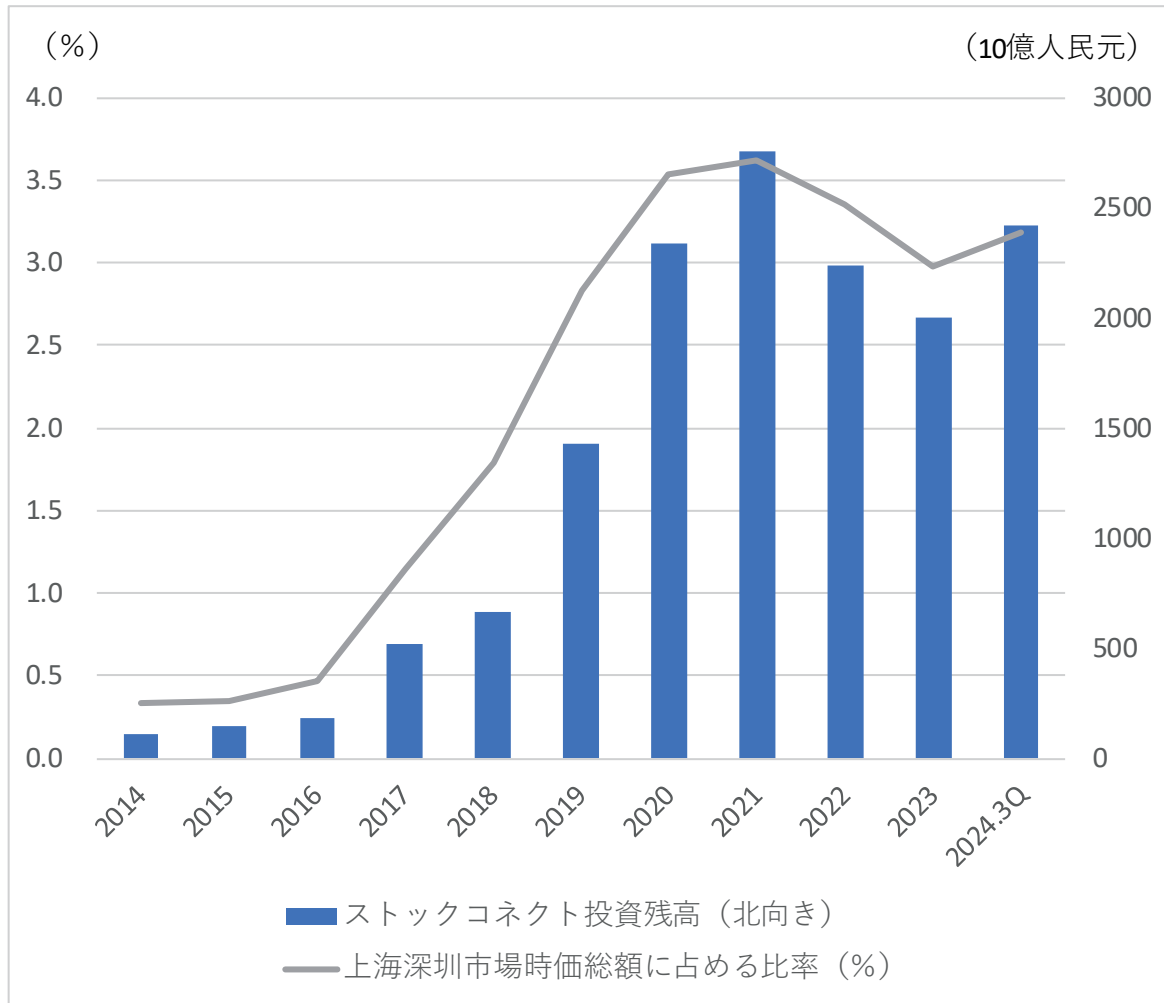
³ 中国人民銀行（2023）。

⁴ 中国人民銀行（2023）。

⁵ Hong Kong Exchanges and Clearing Limited (2024)。

⁶ Hong Kong Exchanges and Clearing Limited (2024)。

【第7図】ストックコネクト（北向き）の投資残高の推移



（出所）香港証券取引所資料、上海・深圳証券取引所資料、CEIC データベースより作成

3. CIPS 処理数の増大

上述したように、中国の対外支払・受取に占める人民元建て決済の比率は約 50%に達している。これに伴い、人民元クロスボーダー支払システム（CIPS）⁸ 取引額も拡大している【第9図】。

⁷ 中国人民銀行（2022）によれば、中国の対外支払・受取に占める人民元建ての比率は 2021 年中が 47.4%、金額は 36.61 兆元、2022 年 1～6 月では 49.1%、20.32 兆元に達している。中国の対外受払の半分近くは、米ドルやユーロなど主要通貨による決済を停止する金融制裁の影響を受けないことになる（露口、2022）。さらに、人民元建て支払・受取のうち経常取引の人民元建て比率は 17.3%、7.95 兆元であり、これをもとに計算すると資本取引の人民元建て比率は 91.6%、28.66 兆元となり、人民元建ての資本取引に占める香港の比率は 50%前後と推計される（露口、2022）。したがって、中国の人民元建て対外取引は香港経由の資本取引が大きな部分を占めるということになる。

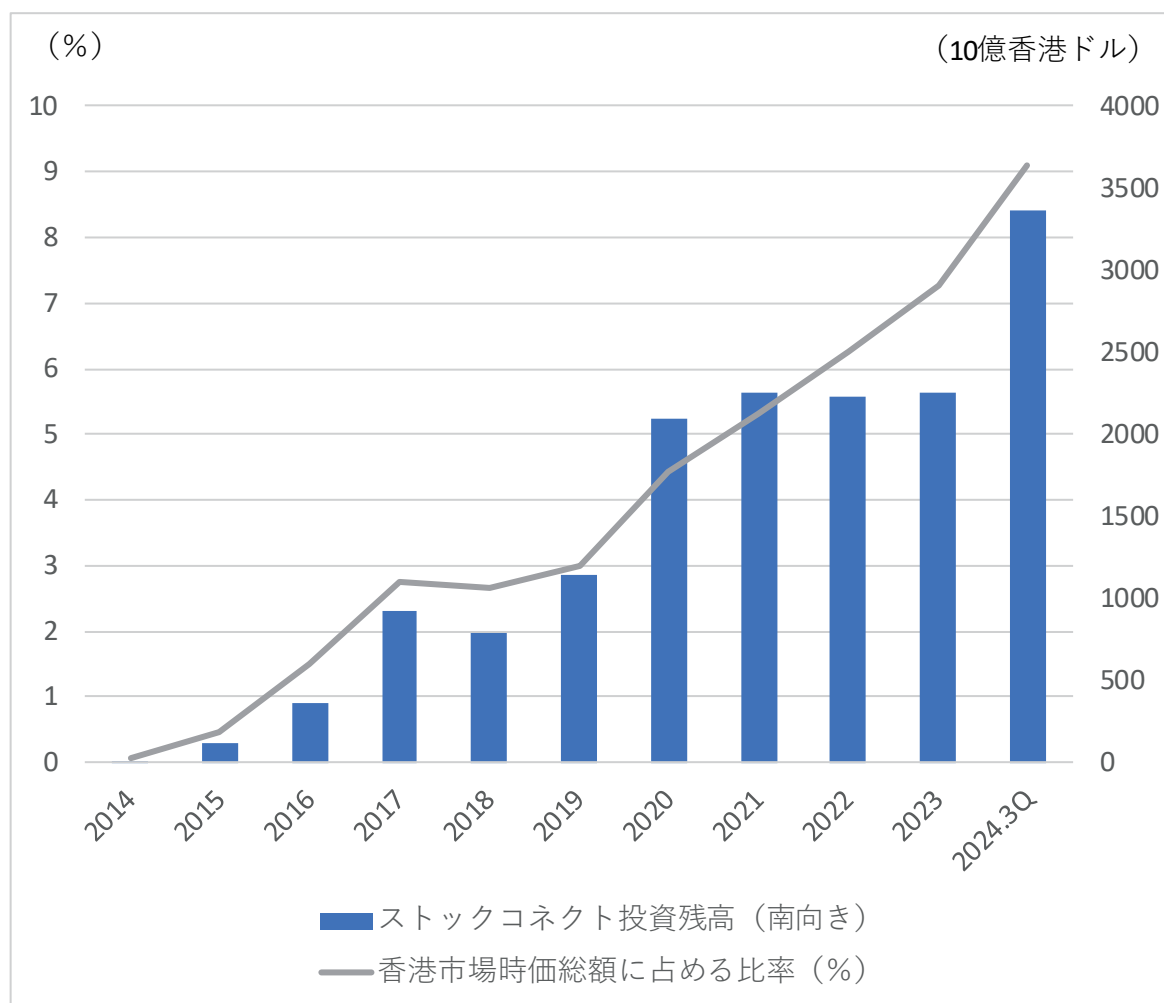
CIPS はクロスボーダー決済に係る人民元の銀行間の振り替えを行うシステムであり、最終的に国内人民元決済を行う中国人民銀行（中央銀行）のシステム（CNAPS）の前段階処理を行うものである。CIPS の稼働により、① CNAPS の決済件数が減少し効率化できる、② クロスボーダー取引に係る人民元決済を他の人民元決済から分別・集中することでより簡便な処理が可能となる、といった利点がある⁹。

後述するように、SWIFT からの排除という経済制裁を受けたロシアは、中国との貿易取引での人民元建て貿易決済を急速に増大させている。CIPS が制裁逃れの手段として利用されているとも言えなくはない。海外で CIPS への直接参加銀行の数が増大しているのも、途上国を中心とした「脱米ドル化」の動きの一環として見ることもできよう。ただし、CIPS が扱うのは人民元建て決済のみであり、米ドルやユーロでの決済は扱っていない。

⁸ 正式名称は、人民币跨境支付系統（Cross-border Interbank Payment System）

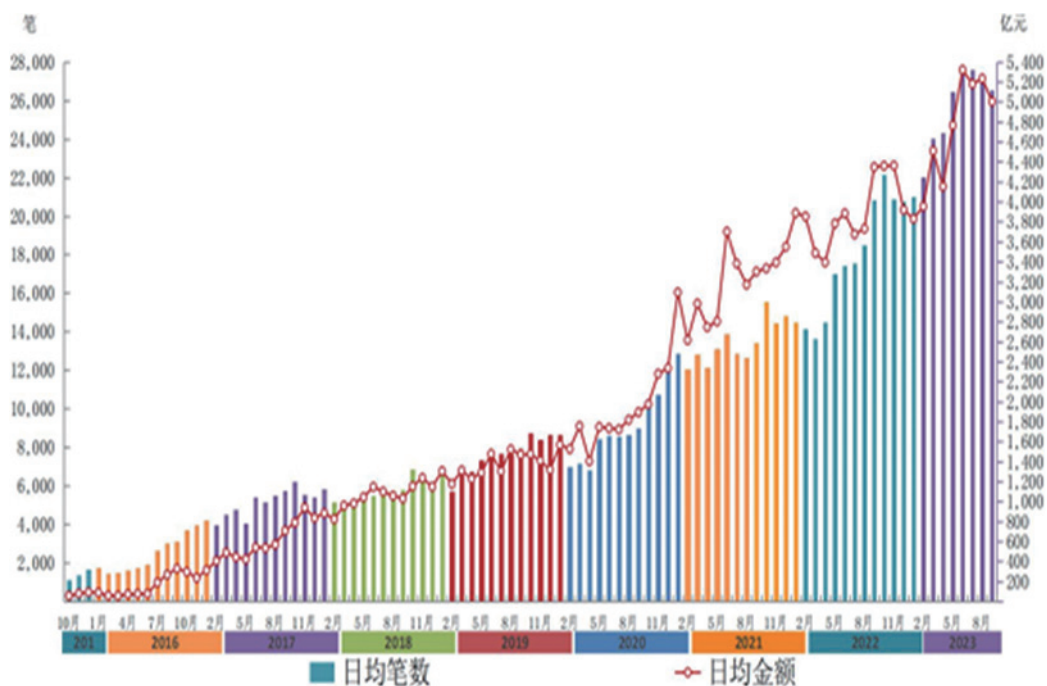
⁹ 露口（2022）。

【第8図】ストックコネクト（南向き）の投資残高の推移



(出所) 香港証券取引所資料、CEIC データベースより作成

【第9図】 CIPS の一日平均取引額・件数の推移



数据来源: CIPS。

(出所)「人民元国際化報告 2023」19 頁

い。このため、人民元建て取引についてはSWIFTの情報伝達機能を代替することはできるが、米ドルやユーロについてSWIFTを代替することは、現状では不可能である。

第3節 国際情勢の変化と中国の対外経済・金融関係

1. ロシアの脱米ドル化と人民元の利用増大¹⁰

ソ連崩壊後のロシアでは、貿易の国家独占は廃止され資源分野を除き貿易自由化が進んだ。その結果、国際競争力を欠く国内製造業は衰退し、比較優位産業である石油、天然ガス、アルミニウムなどの資源輸出が増大し、輸出構造における資源依存が強まった。石油などの戦略物資は国際的に米ドル建てで取引される慣行があるため、経済の資源依存はすなわち米ドル依存を強めることになった。さらに、1997年にアジア通貨・金融危機が発生すると、外資の急速な撤退が始まり、ロシアは98年にデフォルトに陥った。ルーブルは通貨の古典的な機能（価値の貯蔵、決済手段、価値尺度）を喪失し、大量の資本逃避や米ドル預金の拡大をもたらした。

こうした米ドル依存度の増大は、2014年のクリミア併合の頃から脱米ドル化へと転換した。2013～21年にかけて、ロシアは米ドルへの依存度引き下げを試みた。とくに、①外貨準備における米ドル比率の低下、②決済通貨等の米ドルからユーロへの切り替え、がこの時期の顕著な特徴であった。

さらに、2022年2月に勃発したウクライナ戦争後、脱米ドル化は加速する。ロシアのウクライナ侵攻に対する制裁措置の一つとして、日米欧など主要国はロシアの大手銀行の多くをSWIFTから排除することを決定した。これにより、ロシアは原油輸出等の貿易取引を米ドルで決済するのが難しくなった。米欧の制裁を受けたロシアのEU向け輸出が減少する一方、中国向け輸出の比率は増大し、決済通貨としての人民元の利用が急増した。

ロシア中央銀行のデータによれば、ロシアの輸出における支払い通貨別の比率で、22年初にほぼゼロだった人民元建ては24年1月には40.7%に達した。輸入における受取についても人民元建てが22年初の4.3%から24年1月には38.5%へと増大した。【第10図】貿易取引における人民元建て決済の増大を反映し、外国為替市場における取引高に占める通貨ペアでは、22年初にほぼゼロだった人民元／ルーブルのシェアが24年5月に

は40.8%に増大した。

貿易取引では、とくにエネルギー分野で人民元建て決済の動きが目立っている。22年の中国のロシア産原油の輸入は前年比8%増加、23年は同24%増加した。23年の中国によるロシア産原油の輸入は1億702万トン（日量214万バレル）となり、ロシア産がサウジアラビア産を抜いて国別輸入量で首位となった。ロシア産原油は、ウクライナ侵攻に伴う西側諸国の制裁を受け、大幅な割引価格で取引されている。22年9月には、天然ガスの生産・供給で世界最大のガスプロムが、パイプラインによる輸出先である中国石油天然気集団（CNPC）との決済について、従来の米ドル建てから人民元建てとルーブル建てに移行することを決定した¹¹。

貿易取引における人民元決済の増大とともに、ロシア企業による人民元建ての資金調達の動きも始まっている。ロシアのアルミ大手ルサルは22年7月、ロシア企業として国内で初めて元建て社債を発行、8月には金採掘大手ポリュスも元建て社債を発行した。また、9月には国営石油会社ロスネフチが100億元の社債を公募した。ロシアの最大手銀行ズベルバンクやロシア財務省も元建て債券・国債の発行を検討していると伝えられた。

もっとも、ロシア中央銀行が24年3月に発表した報告書では、ロシア市場での人民元建て債券は「まだ広く普及していない」と指摘されている。銀行間市場での人民元の流動性が限定されていること、比較的高い利回りを提供する必要があること、が「投資家や発行体の関心を抑制している」要因であるとしている。中国の主要銀行がモスクワの人民元市場とオフショア市場の接続に消極的であるため、人民元の短期借入れコストの変動が極めて激しいことも一因であると言われる¹²。

2. グローバルサウスへの働き掛け

2023年5月に広島で開催された主要7ヶ国首脳会議（G7サミット）では、「グローバルサウス」と呼ばれる国の一部の首脳が招待された。ロシアや中国などの権威主義体制に対抗するため、それらの国々をG7陣営に取り込むのが狙いであった。

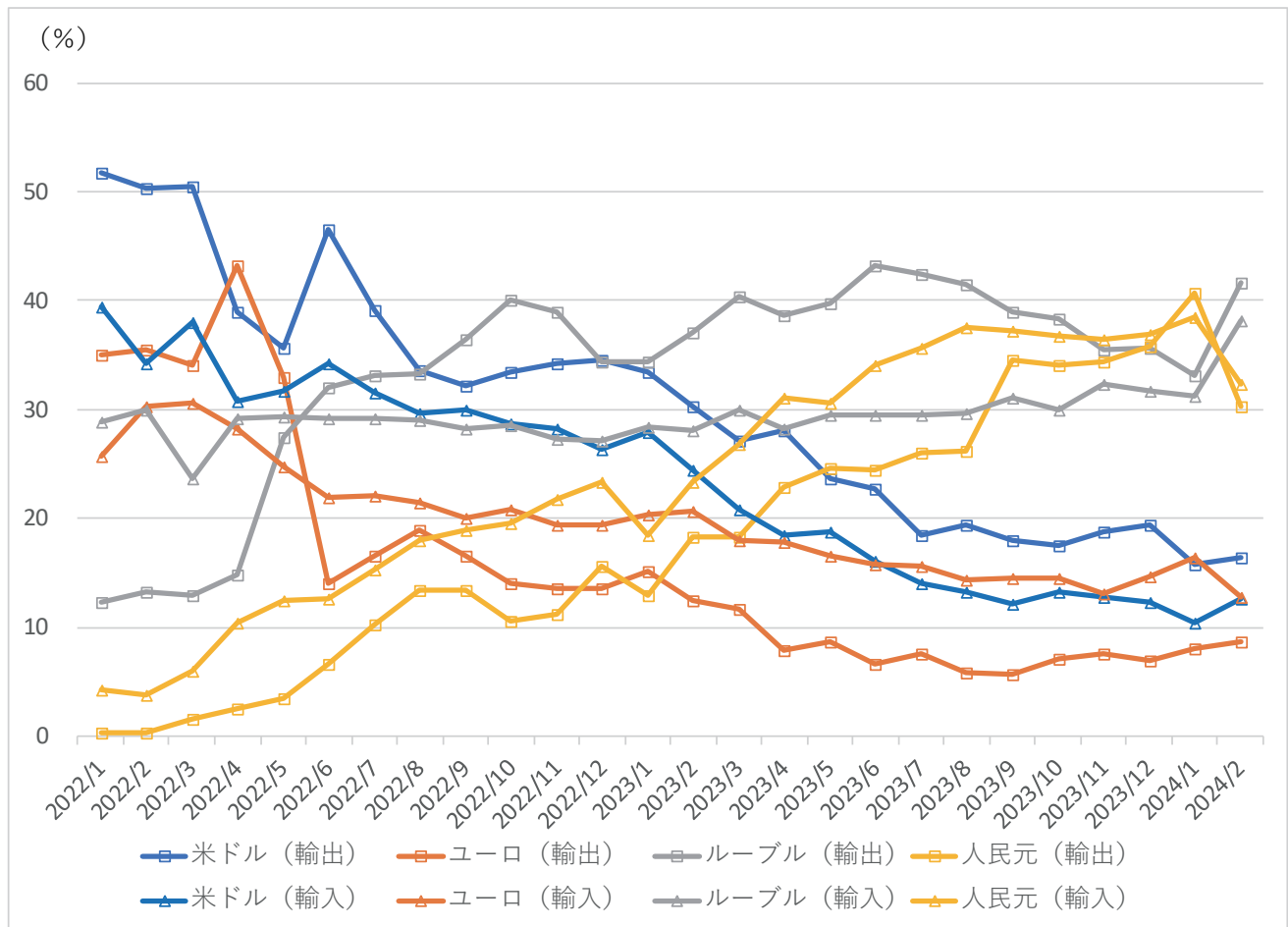
グローバルサウスとは、一般には新興国や開発途上国を指すが、明確な定義はない¹³。

¹¹ 曾根（2023b）。

¹² Sylvia Westall, “Russia’s Chinese Yuan Funding Lifeline Is Getting Too Expensive”, *Bloomberg* (March 5, 2024)、(邦訳)「ロシアで人民元調達コストが上昇、流動性も乏しく一外貨アクセス細る（抜粋）」
<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2024-03-05/S9VCTLDWRGG000>

¹⁰ ロシアの脱米ドル化の歴史的経緯については、蓮見（2023）を参照した。

【第10図】ロシアの輸出・輸入決済通貨の比率



(出所) ロシア中央銀行資料より作成

学術界では2005～10年頃から「グローバルサウス」が頻出するようになったと言われる。これは冷戦後の世界でグローバリゼーションと新自由主義が急拡大する中、国家間の発展格差や国内での所得・資産格差が顕著になった時期と重なる。発展に取り残された国々に目が向けられる中で、それらの呼称として用いられるようになった。

中国政府は一部で「グローバルサウス」という用語を使用しているが、公式文書や発言において必ずしも一貫して使用されている訳ではないようである。新興国という点で中国はグローバルサウスに該当するが、「発展から取り残された国々」という範疇からは外れるという微妙な立場にある。

新興国としての中国は、「南南合作（協力）」を掲げ発展途上国との連携や相互援助を重視してきた。中国のグローバルサウスに対する働き掛けには、以下のような特徴がある。

第一に、米国が同盟のネットワークを活用して世界戦略を展開しているのに対し、中国は同盟ではなく、経済機構や各国との協力関係（パートナーシップ）などの枠組みを活用して影響力を拡張している。

第20回党大会の習近平報告における外交政策の部分では、「あらゆる形の一国主義に反対し、特定の国への敵対的陣営化や排他的グループ化に反対する」とした上で、世界貿易機関（WTO）やアジア太平洋経済協力（APEC）などの多国間メカニズム、BRICSや上海協力機構（SCO）などの協力の仕組みと影響力を高め「グローバルな取り組みにおける新興市場国、発展途上国の代表制と発言力を高める」と述べられている。中国が存在感を示す地域的・包括的経済連携（RCEP）やG20会合もそうした枠組みとして位置づけることができよう。

第二に、中国はその経済力を利用して、相手国が必要とする支援や協力を個別に、しかも各地域の特徴を踏まえたアプローチで外交を展開している。

¹³ もともとは1960年代に顕著になった先進工業国と発展途上国の経済格差という文脈の中で使用された“Global North and Global South”または“North-South divide”（日本語では「南北問題」）の概念に由来する。冷戦期には、イデオロギック観点から東西両陣営のいずれにも属さない「第3世界」を表現する用語にもなった。

アフリカ諸国は中国にとって資源調達先であり、中国は大型国有企業による資源開発のほかインフラ建設などに投資し、資源確保の布石としている。同時に、保健、環境保護、教育など現地国が必要とする分野でも存在感を強め、親中のな世論の形成を図っている。東南アジア諸国とは南シナ海問題を抱えているが、対立していない分野における協力を積極的に進め、米国へ追随しないことを含意した「自主」を求めている。太平洋島嶼国に対しても近年働き掛けが活発化し、10カ国との間に多くの分野で二国間協定が結ばれている。

広島サミットの開催中、西安で中央アジア5カ国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン）と中国との首脳会談が行われた。これら諸国は「一帯一路」構想の要衝に位置し、これまでも二国間で資源開発などの経済協力が進められてきた。さらに、中国は治安維持やテロ対策で支援を行い、「核心的利益」の相互尊重でコンセンサス形成を図っている。

第三に、中国は、理念ではなく実利優先（プラグマティズム）で働き掛けを強めている。

グローバルサウスの多くの国々は非民主主義国という意味で権威主義体制のもとにある。もっとも、途上国の殆どは、民主主義か権威主義かといった二分法には興味がない。低所得国にとっての喫緊の課題は経済的離陸であり、中所得国の多くにとっての優先課題は社会安定と持続的成長である。大国からのオファーについても、それが実利的な側面でどれだけ魅力的なものであるかが、理念よりも先に問われる。民主主義の理念だけでグローバルサウスを取り込むのは難しい。

ソフトパワー研究者のマリア・レプニコバによれば、グローバルサウスの途上国は、米国や中国のような大国のソフトパワーは相互に「競合」するもの（ゼロサム）ではなく、「共存」するもの（ウィンウィン）であると言う。また、米国がソフトパワー促進策の中核に民主主義の価値と理念を据えているのに対し、中国はより実利的側面に焦点を合わせ、文化とビジネスの魅力の統合を試みている¹⁴。

もっとも、対途上国債務問題にみられるように、中国は詰まるところ自国の利益を優先している。途上国融資は先進国のような援助ではなく、あくまで相互協力だという立場を貫いており、債務再編交渉における先進国との協調にも消極的である¹⁵。

実利優先の協力関係の構築、国際機関・協定や地域機構の枠組みを通じた国際的な地位の向上、という点で中国のグローバルサウスへの働き掛けには一日の長がある。ポピュリズムが台頭し内向きになりがちな欧米を尻

目に、相手国の必要に応じて資源を投入し、二国間関係で着々と実績を積み上げようとしている。さらに、その延長線上で利にさといグローバルサウス諸国の盟主となれるのか（なる意思があるのか）は定かでない。

中国企業が通信事業などでアフリカ諸国に進出する動きが一時期注目を集めていたが、中国政府のアフリカ向け援助はトーンダウンしている。2024年9月に北京で開催された中国アフリカ協力フォーラム首脳会合では、今後3年間にアフリカ支援に約500億米ドルを拠出と表明したが、前回2018年の同600億米ドルからは減額となった。対アフリカ融資も2023年は46億米ドルと、ピークだった2016年の2割弱の水準にまで大幅に減少している¹⁶。

他方、BRICS拡大といった動きがある。2024年1月のBRICS首脳会議において、イラン、エチオピア、エジプト、アラブ首長国連邦（UAE）が加盟した。また、同10月のBRICS首脳会議は「カザン宣言」を採択し、「パートナー国」制度の創設を明記、パートナー国候補としてベラルーシ、キューバ、トルコ、タイ、マレーシア、インドネシアなど13ヶ国が名を連ねている。拡大BRICSがグローバルサウスを束ねるプラットフォームの役割を担う可能性もあり、今後の動きを注視する必要がある。

3. サウジアラビアとの経済・金融関係強化

周知のように、中東地域において中国のプレゼンスが増大している。2023年3月、中国の仲介により国交断絶をしていたサウジアラビア（以下、サウジと略）とイランの和解が成立したことは、中東地域での中国の影響力を見せつける事例となった。

経済・金融分野でも、中国は中東地域において働き掛けを強めている。

2022年12月、習近平がサウジを訪問し、化石燃料依存から脱却し経済構造の多様化を図るサウジの経済改革構想「ビジョン2030」と中国の広域経済圏構想「一帯一路」などでの連携に合意、中国・サウジ間の戦略的包括協定に署名した。

サウジと中国の間の貿易は、中国によるサウジ産石油

¹⁴ Maria Repnikova (2022).

¹⁶ Global Development Policy Center (2024).

の輸入が太宗を占めていたが、近年は中国からの輸出が急増している。また、中国の対サウジ直接投資も増加しており、グリーンフィールド投資では米国を大きく引き離し中国が最大の投資国になった。中国による投資のうち約3分の1を電池、太陽光、風力などのクリーン技術が占めているという¹⁷。

金融面でも、中国・サウジの証券取引所の間で協力関係が進展している。2023年9月、上海証券取引所とサウジ証券取引所が相互上場やETFなどでの協力に向けた覚書に調印、11月には香港証券取引所がサウジ株ETFを上場、2024年7月には上海・深圳証券取引所がサウジ株ETFを上場した。さらに、同年10月には、サウジ初となる中国株ETF（アルビラド南方東英MSCI香港中国株ETF¹⁸）が上場され、同年11月には、中国がサウジで米ドル建て国債を発行すると発表している。これらには、中国国内マネーの運用先の選択肢の多様化、中国政府・企業のオイルマネーによる資金調達といった狙いがある。

一方、2024年8月、サウジアラビアの政府系ファンド「パブリック・インベストメント・ファンド（PIF）」が、中国の国有大手金融機関（中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、中国輸出信用保険公司、中国輸出入銀行、中国工商銀行）と総額500億米ドル相当の資本フロー（資金拠出と受け入れ）の覚書を締結したと発表した。直前の7月には、中国は、インフラやエネルギー資源、環境面に配慮した経済開発、デジタル経済の分野での協力強化に前向きな方針を表明、PIFや国営石油会社サウジアラムコなどのサウジ企業が中国に定着し、事業を安定的に続けることを歓迎していた。将来的には、人民元建て債券の発行も視野に入ってくる。

さらに、中国は産油国との間で、原油輸入について人民元建て決済を拡大する意向である。22年12月の湾岸協力会議（GCC）首脳およびアラブ諸国首脳との会議では、習近平国家主席が、石油・天然ガス貿易の人民元決済を展開したいとする意向を表明した。国際決済における人民元建て決済の比率は、基軸通貨の米ドルに比べはるかに小さいが、エネルギー取引の人民元建て決済などで取引量は着実に増加している。

特定の通貨が原油のような国際商品の取引単位として使用されることは、基軸通貨となる要件の一つである。国際収支の安定を図るため資本取引の規制緩和は依然として慎重に進められているが、産油国からの原油輸入における人民元決済などを通じ「ペトロユアン（ペトロ人民元）」が増大するならば、人民元の国際化にとって追い風となる。サウジアラビアをはじめとする中東産油国

に対する中国の経済攻勢は侮れない。

4. 気候変動対策関連投資

中国の対外直接投資の投資先・投資案件の内訳の詳細は公式統計では公表されていないが、近年、対外「グリーン投資」が急速に増大している。

世界的に脱炭素に向けた取り組みが活発化しており、2023年は再生可能エネルギー発電施設の新規導入容量が過去最大となった。新規導入の4分の3を太陽光発電施設が占めているが、このうち中国の新規導入容量はG7諸国の合計をも上回り、圧倒的な存在感を示している。発電施設以外にも、PVパネル、蓄電池、水素、EVなど脱炭素に関する技術や製品での中国の世界シェアは突出している。

オーストラリアの調査機関 Climate Energy Finance（CEF）によれば、中国による再生可能エネルギーおよび輸送の電化プロジェクトへの投資は「津波のように」増加している。企業の財務報告書等のデータに基づく、2023年の年初来、中国企業は130件の「クリーンテクノロジー」取引において、1092億ドルの海外直接投資を行っており、クリーンテック製造能力の余剰分の輸出のみならず、技術、エンジニアリング、サプライチェーン、資金調達においても海外進出が急速に進んでいると言う。CEFの報告書では、2023年の年初来のクリーンテック分野への投資のうち投資額10億米ドル以上のプロジェクト（計40件）には電気自動車とそのバッテリー、水力、太陽光、風力、バッテリー貯蔵システム、送電などの分野における製造施設やエネルギー生成プロジェクトが含まれている¹⁹。

国際エネルギー機関（IEA）によれば、2011年以降、中国は太陽光発電供給能力に500億米ドル以上（欧州の10倍）を投資し、太陽光発電バリューチェーン全体で30万人以上の製造業の雇用を創出したとされる。また、太陽光パネルのすべての製造段階（ポリシリコン、インゴット、ウェーハ、セル、モジュールなど）における中国の全世界での製造シェアは80%を超えている。2021年の中国の太陽光発電製品の輸出額は300億米ドルを超え、過去5年間で貿易黒字の約7%を占めた。マレーシアとベトナムは、中国からの投資に伴い太陽光発電製品の主要輸出国となり、2017年以降、それぞれ貿易黒字の約10%、5%を占めている²⁰。

気候変動対策という新興分野でグローバルサウスへの

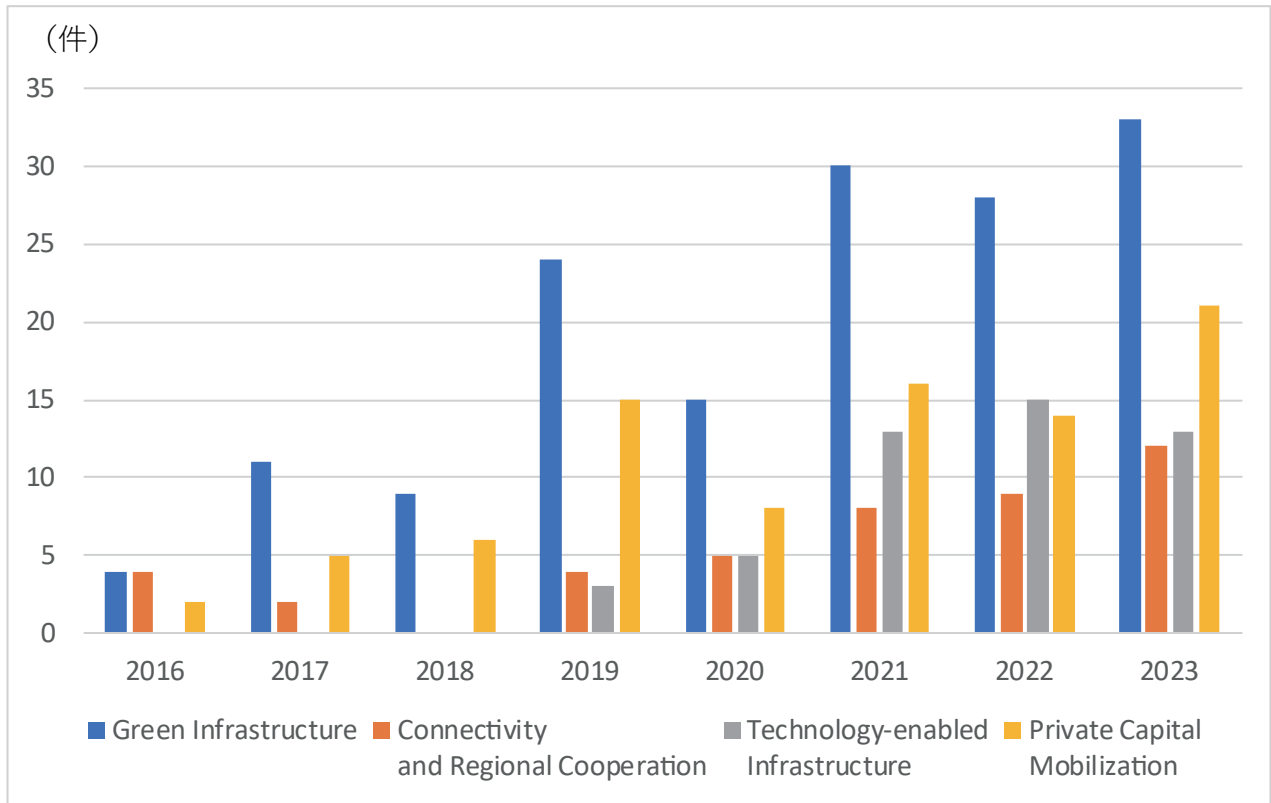
¹⁷ 『日本経済新聞』（2024年12月19日）。

¹⁸ Albilad CSOP MSCI Hong Kong China Equity ETF。

¹⁹ “Chinese outbound investment surges to record on clean energy ‘tsunami’”, *Financial Times* (October 2, 2024).

²⁰ International Energy Agency (2022).

【第 11 図】 AIIB プロジェクトの分野別件数（暦年、コロナ関連を除く）



（注）該当分野が複数に跨るプロジェクトは重複して計上されている。
（出所）2023 AIIB Annual Report より作成

コミットを強めようという中国の意図があるのは明らかであろう。中国主導で 2016 年に設立されたアジアインフラ投資銀行（AIIB）のプロジェクト案件の内訳をみても、グリーン投資案件（Green Infrastructure）が過半を占めている【第 11 図】。AIIB は職員数や融資総額では世界銀行やアジア開発銀行（ADB）に及ばないものの、グリーン投資案件を重点分野とする姿勢は一貫している。同行のグリーン投資案件比率はすでに 68% に達し、2025 年までに 50% 以上に引き上げるという目標は前倒しで達成した（2024 年 9 月、金立群総裁会見）。

もっとも、中国の対外グリーン投融資に対して疑問を呈する声もある。第一に、中国においてクリーンテックの中核を担う民営企業の対外投資向け資金調達は、国有企業に比べ制約が大きい。このため、発展途上国に対して最先端の設備や技術が移転されているのか、投資先の国の気候変動対策に対する貢献を無条件に評価できるかどうかには疑問が残る²¹。第二に、アフリカ向け融資に占める対エネルギー分野のシェアが近年急速に縮小し、地場銀行や地域金融機関向けのシェアが最大となっている。これは、中国側の融資主体が採算性をより重視し、実利を優先しリスク回避的になっているためであると見られている²²。

²¹ Mathias Lund Larsen & Lars Oehler (2023).

第 4 節 金融の対外開放スタンス

国際金融コミュニティにおける中国の地位向上は、安定維持を優先しつつ対外開放・市場化改革を進め、中国の金融システムを既存の国際金融秩序に適応させてきた結果と言える。とくに人民元の為替制度改革は、中国の国際的地位の向上が掛かる正念場の場面で大きく前進した。

国際貿易機関（WTO）加盟に向けた交渉過程で約束した経常勘定における人民元と外貨との交換性実現（1996 年）、2001 年の WTO 加盟を契機に顕著となったグローバル・インバランスへの対応としての為替制度の大幅な変更（2005 年）、2008 年のグローバル金融危機への対応として始まった対外貿易の人民元決済の試行（2009 年）と香港での人民元オフショア市場開設（2010 年）、人民元の SDR（IMF の特別引出権）構成通貨への採用を目指した金利自由化、人民元クロスボーダー決済システム（CIPS）稼働、為替レート決定メカニズムの市場化などの改革（2015 年）などである。2015 年 11 月の IMF 理事会で中国は自国通貨の SDR 構成通貨入りを勝ち取り、習近平政権の第 1 期目に、早々に人民元は米ドル、ユーロ、日本円、英ポンドに次ぐ第 5 の主要通貨

²² Global Development Policy Center (2024).

の地位を獲得した。

しかし、その後の進捗はスローダウンしている。第3期目に入った習政権のもとで、中国金融の国際化がどのような方向に進んでいくのか、先を見通すのが難しい。

2023年10月末に党主催で中央金融工作会议が開催され、「中国の特色ある金融発展の道」を断固として進み、①金融政策・行政に対する党中央の集中・統一的指導、②実体経済への金融の奉仕、③リスクの防止・管理、など「8つの堅持」が示された。金融の国際化に関わる「金融の開放と安全保障の統一」は、その最後尾に位置づけられている。「堅持」が確認された「金融の開放と安全保障の統一」は、内外での危機管理を念頭に置く「安全保障」に軸足があると見るべきであろう。経済関係の政策文書で、しばしば「管理可能性」という用語が使用されるように、政府がコントロールできない状態に陥ることを未然に防ぐことが大前提となっている。

ポスト・コロナ期の中国経済は、不動産市場低迷・消費不振から脱却できず、若年層の失業率も高止まりしている。大手開発業者の経営難・それらと海外債権者との間の債務再編交渉、中小銀行の経営不安、地方政府の隠れ債務などリスク要因に事欠かない。仮に90年代のアジア諸国に倣い資本自由化政策を採っていたならば、今頃は資本流出・為替レートの暴落が起きていても不思議ではない。その意味では、為替制度の自由化に対し慎重な姿勢で臨んできたことは間違いではなかった。

とは言え、コロナ禍の初期段階で流入超だった海外からの証券投資は流出超に転じ、対中直接投資額も減少が続いている。米中の金利差拡大もあり、為替レートは元安圧力が続いている²³。他方、途上国向け債権国となった中国には、先進国と協調して債務再編に取り組むこと、債務条件の透明性を向上させること等が求められている。

中国が、国際金融コミュニティで国家としての地位を向上させ国威を発揚してきた時期、80年代から市場化改革の政策立案に深く関わり、後に中国人民銀行総裁となった周小川のような専門人材が党中央委員として政策遂行を担っていた。しかし、現在、同行総裁の易綱、同行党委書記の潘功勝のいずれも中央委員候補にすら入っておらず、金融テクノクラートの党内での政治権力は大幅に縮小している。さらに、2023年の金融監督体制改革では、金融分野の重大政策・重大問題等を研究・審議する機関として党中央金融委員会が設置され、中国人民銀行、国家金融監督管理総局、証券監督管理委員会はその指導下に入る形となった。

米国は1870年代半ばに世界最大の経済体となり、技

術開発で最先端を走っていたが、基軸通貨国となるのに約70年を要した。中国が「中国の特色ある金融発展の道」を突き進み、その先に中国を中心とした新たな国際金融秩序の構築を目指しているとしても、その実現ははるかに遠い未来のこととなるであろう。

為替制度の全面的な改革に踏み出してから30年を経た中国は、山積する内外の経済・金融問題への対応に苦慮している。「金融の開放」は続くにせよ、市場化改革が進むのか、国際金融の舞台で何をを目指すのか具体的な方向性は不透明である。

結びにかえて

第2次世界大戦後の国際金融秩序は、米国を中心に枠組みやルールが形成され、米ドルが基軸通貨となった。しかし、米国の世界経済（GDP）に占める比率は第2次世界大戦直後の約5割から現在は約2割へと低下している。また、政治的には、近年内向き志向が強まっている。1975年から続いてきた先進国首脳会議（G7）でも、メンバー国を束ねてきた米国の指導力には陰りが見える。

一方で、世界経済における新興国の存在感が増しており、それらが参加する20ヶ国首脳会議（G20）やBRICS首脳会議などの会合への注目度が高まっている。また、先進国と新興国それぞれがグローバルサウス諸国への接近を図っている。

こうした中で、新しい国際金融秩序はどこに向かっていくのであろうか。本稿で考察したように、ロシアのウクライナ侵攻、中東情勢、脱炭素化の潮流など世界が直面する問題に対する中国の取り組みは、国際社会における中国の地位を押し上げている。米国のトランプ新政権は、中国の影響力拡大に対してどのように対応していくのか。世界が大きな転換点を迎えている時こそ、国際金融市場におけるマネーの動きのどんな小さな変化にも目配りし、新たな秩序のあり得るべき姿を模索し、日本が果たすべき役割を見出す作業を続けなければならない。

参考文献

- 曾根康雄（2020）、「中国の国際収支と金融の対外開放」、亜細亜大学アジア研究所・アジア研究シリーズ No.104
- 曾根康雄（2023a）、「途上国の対外債務問題で問われる中国の姿勢」、『東亜』（2023年1月号）
- 曾根康雄（2023b）、「中国の資本流出の陰で進む人民元国際化の動き」、『東亜』（2023年4月号）
- 曾根康雄（2023c）、「グローバルサウスとの関係性を模索するG7と中国」、『東亜』（2023年7月号）
- 曾根康雄（2024）、「中国の金融国際化は何を目指すの

²³ 2024年11月に、人民元の対米ドルレートは一時17年振りの安値をつけた。

- か?」、『東亜』(2024年1月号)
- 露口洋介(2022)、「人民元国際化報告とCIPS」(サイエンス・ポータル・チャイナ、国立行政法人科学技術振興機構)
https://spc.jst.go.jp/experiences/economy/economy_2221.html
- 八塚正晃(2022)、「習近平のサウジアラビア訪問に見る中国・中東関係の現段階」(日本国際問題研究所、2022年12月23日)
<https://www.jiia.or.jp/research-report/middle-east-africa-fy2022-03.html>
- 蓮見雄(2023)、「ロシア経済と多極化する世界(1)(2)」、『CISTEC Journal』(2023年9月、11月)
- 中国人民銀行(2022)(2023)、「人民元国際化報告(2022年版、2023年版)」
- Climate Energy Finance(2024), *Green capital tsunami: China's >\$100 billion outbound cleantech investment since 2023 turbocharges global energy transition*, October 2024.
https://acbc.com.au/wp-content/uploads/2024/10/final_-CEF-Report-China-Outbound-FDI-2-October-2024-2.pdf
- Global Development Policy Center(2024), *Relative Risk and the Rate of Return: Chinese Loans to Africa Database, 2000-2023*, Boston University, GCI Policy Brief F023 (August 2024).
<https://www.bu.edu/gdp/files/2024/08/GCI-PB-23-CLA-2024-FIN.pdf>
- CLA-2024-FIN.pdf
- Hong Kong Exchanges and Clearing Limited(2024), *Ten Years of Connect: Connecting China and the World* (November 2024).
https://www.hkex.com.hk/-/media/HKEX-Market/Mutual-Market/Connect-Hub/Connect-White-Paper/HKEX_10_Years_Connect_final_EN.pdf
- International Energy Agency(2022), *Special Report on Solar PV Global Supply Chains* (July 2022).
<https://iea.blob.core.windows.net/assets/d2ee601d-6b1a-4cd2-a0e8-db02dc64332c/SpecialReportonSolarPVGlobalSupplyChains.pdf>
- Maria Repnikova(2022), "The Balance of Soft Power: The American and Chinese Quests to Win Hearts and Minds", *Foreign Affairs* (July/August 2022).
- Mathias Lund Larsen & Lars Oehler(2023), "Clean at home, polluting abroad: the role of the Chinese financial system's differential treatment of state-owned and private enterprises", *Climate Policy* (Volume 23/1, 2023).
<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/14693062.2022.2040409?scroll=top&needAccess=true>
- 『日本経済新聞』
- Bloomberg
- Financial Times
- Foreign Affairs

食糧供給と食糧安全保障戦略の新動向

森 路未央

New trends in grain supply and grain security strategies in China

Romio MORI

はしがき

中国は世界最大の三大穀物生産国であり、消費国でもある。2022 年を境に人口減少時代に転換したものの、肉類と食用油の需要の高まりは今後も続くと思われており、それら原料の需要は安定供給を要されている。近年の食糧¹生産量は 7 億トンに迫り順調だが、輸入が急増している。大豆は年間約 1 億トン、トウモロコシは 3 年連続で 2,000 万トン超、小麦や雑穀の輸入増加が続いている。注目すべきは需給ひっ迫を乗り越えたトウモロコシの輸入量が未だ高い水準にあり、小麦や雑穀の輸入増に広がっていることだ。本稿では第 1 に、その要因について考察する。

2022 年始動の習近平政権第 3 期は“強国”を創るために、「国家安全保障」を最優先課題に設定し、国防、経済、エネルギー、生態環境などに加え、食糧安全保障も加わった。習近平国家主席は政府目標として、耕地面積 18 億ムー²（1.2 億 ha）のレッドラインと食糧生産量 6 億 5,000 万トン以上の死守を掲げている。輸入に関しては 2013 年に「適度に輸入する」と輸入容認に転じた。本稿では第 2 に、中国の農業構造問題と党・政府の農業政策を概観し、食糧安全保障戦略の新動向を具体的強化策の整理に基づいて考察する。

第 1 節 三農問題の課題 ～中央一号文件から～

本節では、習近平政権第三期が直面する三農問題（農業、農村、農民を巡る諸問題）に関して、その年の最重要課題「中央一号文件」³から整理する。中央一号文件

は 2004 年以降、21 年連続で三農問題がテーマとなっている。

1. 中央一号文件 ～過去 21 年の内容～

2004 年以降の中央一号文件のテーマを第 1 表に示した。2004 年は胡錦濤—温家宝政権第一期の 2 年目にあたる。胡政権は前任の江沢民政権が開始した「社会主義新農村建設」を 2008 年まで継承した。2008 年以降は所得格差の是正に向けた農民収入の増加、そのための農業インフラ整備など農業部門の個別具体的テーマを設定した。政権最終年の 2012 年に初めて「農業科学技術の革新」をテーマに掲げ次期政権が頻繁に用いる「農業現代化」に深くかかわるキーワードを用いた。

2013 年始動の習近平—李克強政権は、1 年目に「現代農業」、2016 年まで「農業現代化」を毎年テーマに採用した。2018 年には「農村振興」を初出、2021～2024 年まで 4 年連続でテーマにしている。また、2024 年には初めて「千万工程」「千村示范、万村整治」工程を採用した。「千万工程」は、習総書記が浙江省書記時代に計画、展開、推進した重大な決断とされている。農村における生産、生活、生態環境の改善を中心に推進した「モデルとされる千の村、整理整頓された万の村」という新農村建設の事業である。

2. 2024 年「中央一号文件」の概要

2024 年 2 月発表の 2024 年中央一号文件「“千万工程”の経験を学び、農村の全面的振興を強力かつ効果的に推進することに関する意見」は、「2 つの確保」つまり、食糧安全保障の確保、貧困への逆戻りを防ぐ確保を重要課題とした。

¹ 中国における食糧「糧食」とは、コメ、小麦、トウモロコシ、大麦など雑穀類、大豆など豆類、イモ類が含まれる。

² ムー（亩）は中国独自の面積単位。1ha＝約 15 ムーで換算する。

³ 中央一号文件とは中国共産党中央と国務院が作成・発表するその年の最優先課題である。

第1表 中央一号文件のテーマ一覧

胡錦濤・温家宝政権	2004年	農民収入増加を促進することに関する若干の政策的意見
	2005年	農村工作をさらに強化し、農業の総合的生産力を高めることに関する若干の政策的意見
	2006年	社会主義新農村建設を推進することに関する若干の意見
	2007年	現代農業を積極的に発展させ、社会主義新農村建設を着実に推進することに関する若干の意見
	2008年	農業インフラ整備の強化による農業発展と農民所得増加に関する若干の意見
	2009年	農業の安定的発展の促進および農民の持続的収入増加に関する若干の意見
	2010年	都市と農村の発展を統一的に計画し農業・農村の発展の基盤をさらに強化することに関する若干の意見
	2011年	水利改革の発展を加速することに関する決定
	2012年	農業科学技術の革新を加速し、農産物供給の保障力を持続的に強化することに関する若干の意見
習近平・李克強政権	2013年	現代農業の発展を加速し、農村発展の活力をさらに強くすることに関する若干の意見
	2014年	農村改革の全面的深化が農業現代化の推進を加速することに関する若干の意見
	2015年	改革と革新を強化し、農業の現代化建設を加速することに関する若干の意見
	2016年	農業の現代化を加速し、全面的な小康という目標を実現する新理念の実施に関する若干の意見
	2017年	農業供給側構造改革を深く推進し農業・農村の発展の新たなモメンタムの育成を加速することに関する若干の意見
	2018年	農村振興戦略の実施に関する意見
	2019年	農業と農村の優先的発展を堅持し、三農業務をうまく行うことに関する若干の意見
	2020年	三農分野の重点業務を着実に遂行し全面的小康社会の実現を予定通り実現することに関する意見
	2021年	農業農村の現代化を加速し農村振興を全面的に推進することに関する意見
	2022年	2022年の「農村振興」重点業務を総合的に推進することに関する意見
習・李強政権	2023年	2023年の「農村振興」重点業務を総合的に推進することに関する意見
	2024年	「千万工程」の経験を学び、農村の全面的振興を強力かつ効果的に推進することに関する意見

(資料) 各年の中央一号文件の原文から作成。

農村の全面的振興の推進、農民所得の増加に向けて、農村の産業発展レベルの上昇、農村の基本建設レベルの上昇、農村のガバナンスレベルの上昇という「3つの上昇」を重点とし、科学技術と改革の両輪駆動の強化、農民収入の増加の強化という「2つの強化」により、総合的な農村振興を推進することが示された。

食糧安全保障の確保については、食糧や重要農産物の生産状況の把握、耕地面積の維持と質の確保、永久基本農地の確保、占用と補償を均衡させる土地管理制度の整備、肥沃な耕地（チェルノーゼム）保護制度の徹底、農業インフラ整備の強化、科学技術を用いた農業支援の強化、現代農業経営システムの構築、食糧と重要農産物の需供と価格コントロール能力の強化、食品ロス対策の継続などが具体策に掲げられた。また、食糧の増産は単収の向上を重点とし、食糧生産量6億5,000万トン以上の絶対的確保を再確認した。大豆は生産拡大を強化し、高油分・高収量品種の開発を支援する方針を示した。

2024年中央一号文件の特徴について、農業農村部農村経済研究センターの金文成主任は3点に整理している(金2024)。第一に、同文件は新時代における三農業務の総合的活性化の推進を提案したもので、三農業務は農村の全面的振興という新段階に移行した。第二に、農村の全面的振興を推進するための実践モデルとして、初めて「千万工程」を掲げ、その意義を確認した。第三に、新時代における農村発展、農村建設、農村ガバナンスおよび農村・農業の現代化の規律を探索し、的を絞った政

策や制度の実施を示したと指摘した。

また2024年においても“農業強国”の建設に向けた改革を続けると強調した。生産力強化に向けた種子の振興、農業インフラ整備の現代化、農業の機械化とスマート化を強く推進するとし、技術に依据した方針を示した。そして、農村の基本経営制度、農村の土地の集団所有、家族経営を基礎とした農業の位置づけを確認し、土地請負関係の安定化の堅持を示した。従来からの農業政策を継続、強化する方針と読みとれよう。

3. 三農の構造問題

現代中国の農業問題は食糧不足局面を脱し、農工間所得格差が顕著になった1990年代から続く小規模零細分散経営による農業の低生産性が挙げられる。小規模零細分散経営は人民公社体制から、1980年代前半の農業生産責任制の導入により、村民委員会が所管する村単位で農民に農地使用権の均等分配を行った結果、農家1戸当たり耕地面積が0.47haと狭小となり、かつ圃場の枚数が平均4.1カ所と分散化した(山田2022)。これに起因する農業の低生産性については、経済発展による農業部門の相対的縮小、農業とりわけ食糧の生産費上昇などによる穀物の国際競争力の低下が挙げられる。政府は、1990年代後半に農業産業化政策によるインテグレーション推進、2004年以降に開始した生産者直接補助、現在もコメと小麦に対して実施する品目別保護価格買い

付け政策などで対応している。このように農民や企業に食糧生産のインセンティブを政策的に供与しているが、低生産性からの脱却には至っていない。政府は、大規模経営、企業的農業経営を推進している。農業センサス（2016年版）によると、農業経営を行う農村世帯が2億743万世帯のうち、大規模経営農家は398万世帯と約2%に過ぎない（菅沼2024）。また、後継者・担い手の不足、農業従事者の高齢化や基幹労働力の外出に伴う農業の粗放的経営、農地の荒れ地化、環境汚染、気候変動対応など中国農業を巡る課題は多様である。

つぎに、農村を巡る最大の問題は、地域間格差である。これは都市-農村間、農村-農村間で多様な格差が生じており、“農村振興”（「郷村振興」）をキーワードに、農村の基礎インフラや教育環境の整備などを実施している。2024年には前述の「千万工程」を初出のフレーズとし、農村開発を改めて積極的に実施している。

さいごに、農民問題に関して、所得格差の拡大があげられる。都市住民と農民間の所得格差のほかにも、都市と農村の教育格差、情報化対応、戸籍制度など諸問題が存在する。

第2節 食糧生産と輸入の増加

本節では、食糧生産や貿易に関連するデータを整理し、増減の要因などを概観する。

1. 21年連続の増産

中国の食糧生産量（第2表）は、2024年に7億650万トンに達し、21年連続の増産かつ過去最高を更新し史上初の7億トン超を記録した。

2024年の増産要因は、①小麦と早稲の最低買い付け価格の引き上げに伴う作付けインセンティブの拡大、②各地での土地総合整備の推進による多毛作の拡大、③洪水、水不足、台風などの災害が各地で生じたが、全体として気象に恵まれたこと、④「高標準農田」（以下、高規格農地）建設の推進、⑤食糧1ムーあたり単収が前年比1.3%増の394.7kg増である。省別にみると、31省のうち26省で増産し、そのうち7省の増産量が全国の増産量合計の80%以上を占める895万トンだった。

品目別にみると、トウモロコシは2021年以降の増産が顕著である。24年は2億9,492万トンに達し、3億トンに迫っている。大豆は22年から3年連続で2,000万トンに達したものの、1億トン規模の輸入が続いている。大豆は1996年の輸入自由化以降、作付地が競合するトウモロコシへの転作奨励により輸入依存品目になった。このように中国の食糧生産は増産傾向にあるが、個々の品目をみると状況は異なる。

第2表 中国の食糧生産量の推移

（単位：万トン）

	食糧作物	米	小麦	トウモロコシ	豆類	イモ類	その他
2005	48,402	18,059	9,745	13,937	2,157	3,468	1,036
2010	55,911	19,722	11,609	19,075	1,871	2,842	792
2015	66,060	21,214	13,255	26,499	1,512	2,729	851
2016	66,043	21,109	13,318	26,361	1,650	2,726	879
2017	66,160	21,267	13,424	25,907	1,841	2,798	923
2018	65,789	21,212	13,144	25,717	1,920	2,865	931
2019	66,384	20,961	13,359	26,077	2,131	2,882	974
2020	66,949	21,186	13,425	26,066	2,287	2,987	998
2021	68,285	21,284	13,434	27,260	1,965	3,034	1,308
2022	68,655	20,849	13,772	27,720	2,351	2,978	985
2023	69,541	20,661	13,659	28,884	2,384	3,014	939
2024	70,650	20,754	14,010	29,492	2,363	3,059	974

（資料）国家統計局『中国統計年鑑』各年版、農業・農村部公表資料から作成。

2. 作付面積の拡大

第3表には食糧作付面積の推移を示した。2005～15年までの10年間で1,504万ha増加した。その理由について品目別にみると、コメは16万ha、小麦は79万haの増加であったが、トウモロコシは1,838haと大幅に増加した。一方、大豆は108万ha減少した。これは飼料とバイオエタノール向け需要の急増、大豆との比較でトウモロコシ収益が高いことや大豆からの転作奨励策が挙げられる。

第3表 中国の食糧作付面積の推移

（単位：千ha）

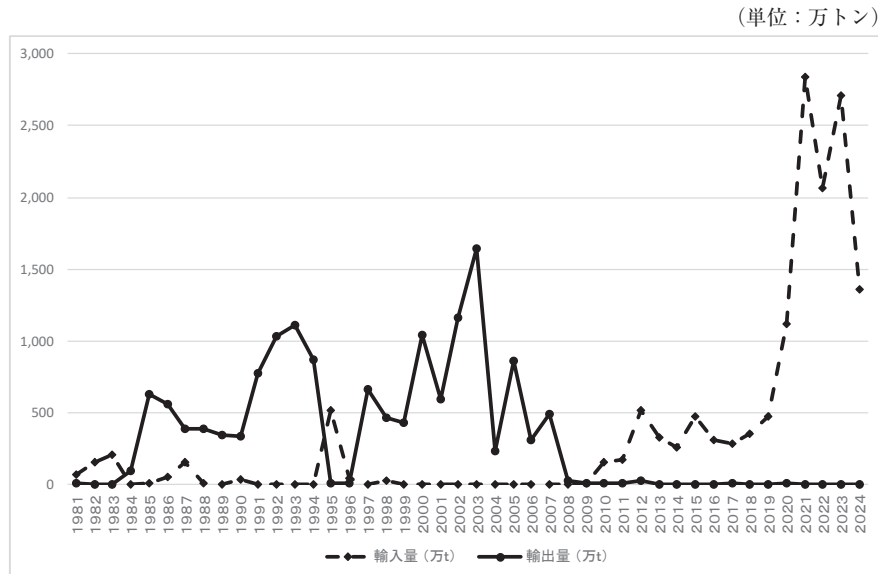
	食糧作物	米	小麦	トウモロコシ	豆類	イモ類	その他
2005	104,278	28,847	22,793	26,358	12,901	9,503	3,876
2010	111,695	30,097	24,459	34,977	11,053	8,021	3,088
2015	118,963	30,784	24,596	44,968	8,433	7,305	2,877
2016	119,230	30,746	24,666	44,178	9,287	7,241	3,112
2017	117,989	30,747	24,478	42,399	10,051	7,173	3,141
2018	117,038	30,189	24,266	42,130	10,186	7,180	3,087
2019	116,064	29,694	23,728	41,280	11,075	7,142	3,145
2020	116,768	30,076	23,380	41,264	11,593	7,210	3,250
2021	117,632	29,921	22,911	43,324	10,121	7,333	4,025
2022	118,332	29,466	23,533	43,070	11,878	7,200	3,213
2023	118,969	28,949	23,627	44,219	11,994	7,067	3,200
2024	119,319	29,007	23,587	44,741	11,822	7,039	3,123

（資料）国家統計局『中国統計年鑑』各年版、農業・農村部公表資料から作成。

食糧作付面積は、16年の1億1,923万haをピークに19年の1億1,606万haまで減少が続いた。なかでもトウモロコシはこの3年間で290万ha減少した。この要因はトウモロコシに対する、保護価格買付制度の廃止をきっかけに、生産インセンティブが欠如したからである。

他方、価格支持政策が維持されたコメと小麦は100万ha以下ではあったが、減少した。この間の減少は、政

第1図 トウモロコシ輸出入の推移



(資料) 国家統計局『中国統計年鑑』各年版、農業・農村部公表資料から作成。

策的インセンティブの欠如に加えて、耕地の非農用地への転用、転作による。現行の「土地管理法」第31条は、「農外用途に転用した事業者は面積と質ともに同等の耕地を開発するか、開墾費用を政府に納付する義務を負っている」と規定している。この間の減少は、同規定を順守できていないか、開墾費用を政府に納付するのみで、耕地を開発できず未回収のまま消失したと考えられている⁴。2020年以降は再度増加に転じた。19年を減少の底に、24年には1億1,932万haに増加した。

農産物全体の作付面積に対する食糧作付面積の割合は、1980年が80.1%だったが、03年には65.2%、16年には71.4%、23年には69.3%に低下した。食糧作付面積のシェア低下は食糧作付けの比較劣位など構造問題が背景にある。農民に対する食糧作付けインセンティブを、政府が価格支持以外に供与できるか、または大規模化を一層促進する政策などが必要であろう。

3. 2020年代のトウモロコシの輸入急増と要因

ここでは、トウモロコシの貿易量の推移を確認し、その要因を整理する。トウモロコシを取り上げる理由は、近年、輸入が急増したこと、今後も需要が高まると予測されているからである。

1) トウモロコシの貿易量

第1図にはトウモロコシの輸出入量の推移を示した。トウモロコシは1984年以降、輸出が輸入を大幅に上回

り、93年には輸出が1,100万トンに増加した。しかし、95年に輸出が急減し、輸入が急増した。このことで、国外では中国が食糧輸入大国に転換するという懸念が広がった⁵。しかし、97年以降、輸出が回復し、2003年は約1,700万トンに増加した。

転機は08年以降で、輸出がほぼゼロとなり、輸入量が徐々に増加した。その輸入量をみると、2009年はわずか8.4万トンだったが、2010～19年は100～500万トン規模で推移した⁶。しかし、20年下半期以降、輸入が急増した。20年は1,130万トン、21年は2,835万トン、22年は2,062万トン、23年は2,714万トンと3年連続で2,000万トンを超え、世界最大のトウモロコシ輸入国となった。24年は1,364万トンと前年比半減となったが、高い水準での輸入が続いている。

その他の品目（第4表）について、大豆の輸入量は1億トンレベルで推移している。輸入大豆の用途は主に大豆油と大豆粕、国産大豆は豆腐などの食用に利用される。大豆は近年、生産拡大策を強化し、年間生産量が

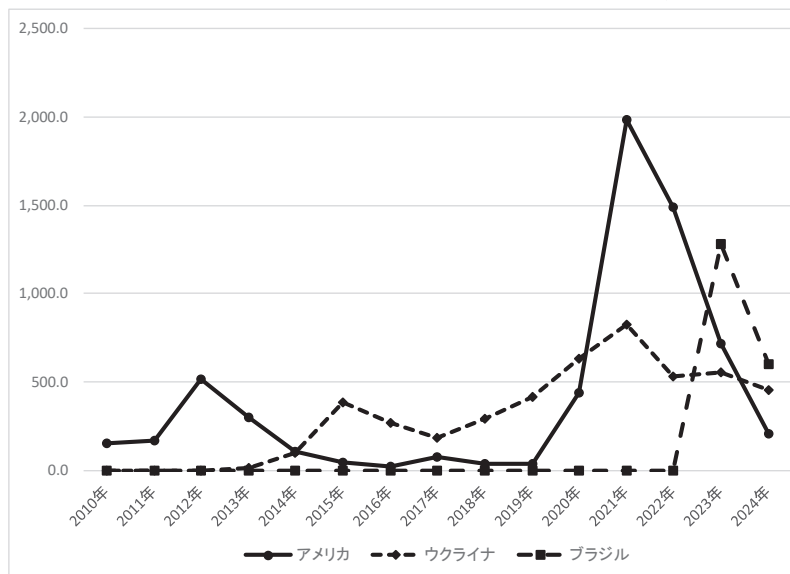
⁵ 人口増加と経済成長の同時進行により、食糧需要の構造的拡大、農業の相対的縮小がもたらされ、食糧輸入を増加させることで、世界の食糧需給バランスが崩れるのではないかという悲観論が展開された。例えば、レスター・R・ブラウン（著）今村奈良臣（訳）（1995）『だれが中国を養うのか？—迫りくる食糧危機の時代』ダイヤモンド社。

⁶ 中国は三大穀物に対して輸入関税割当を実施。数量と税率は毎年国家発展改革委員会が発表している。トウモロコシの割当内数量は年間720万トン。税率は割当内が1.0%、割当外が65.0%である。5年連続で割当数量を超えた。

⁴ 菅沼（2024）は国土資源省の調査データを用い、10年間（2009～2019年）の耕地面積の減少が750万haに達したことと、その要因を分析している。

第2図 トウモロコシ輸入の国別推移

(単位：万トン)



(注1) 2024年は1-9月の数値。

(注2) HSコード「1005」。

(資料) GTA から作成。

第4表 品目別食糧輸入量の推移

(単位：万トン)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
食糧	10,850	11,144	14,546	16,454	14,687	16,116	15,753
コメ	308	250	291	492	616	263	166
小麦	288	349	838	977	996	1,210	1,118
トウモロコシ	352	479	1,129	2,836	2,062	2,712	1,364
大豆	8,803	8,851	10,033	9,652	9,108	9,861	10,503
大麦	682	593	808	1,248	576	1,133	1,424
コウリヤン	365	83	481	942	1,014	521	866

(資料) 国家統計局『中国統計年鑑』各年版、農業・農村部公表資料から作成。

2,000万トンに達したが、大幅な輸入依存品目には変わっていない。また近年、小麦や雑穀（大麦、コウリヤン）の輸入量が増加している。これらは飼料用トウモロコシの代替原料である。後述するが、政策的バックアップを受けて輸入が増加している。

2) トウモロコシの輸入相手国

中国のトウモロコシ輸入相手国は米国、ウクライナ、ブラジルであり、これら3カ国で95%以上を占めている。輸入相手国別の輸入量（第2図）をみると、2010～13年は米国産が9割を占め、2015～19年はウクライナ産が8割強を占めた。20年はウクライナ産が630万トン、米国産が下半期に急増し通年で434万トンであった。21年になると、米国産が1,983万トンに急増、ウクライナ産が823万トンに増加したが、米国産の割合が7割に高まった。22年も米国産とウクライナ産のシェアは約7：3であった。しかし、23年になると、中国は初めてブラジル産を輸入した。ブラジル産の輸入は1,281万トン、

シェアは47.2%となった。他方、米国産は714万トンで前年比半減、ウクライナ産は553万トンで前年比微増であった。24年は過去3年間の輸入増と国内生産増に伴う国内在庫の増加により、1,364万トンに減少した。

3) 輸入急増の要因

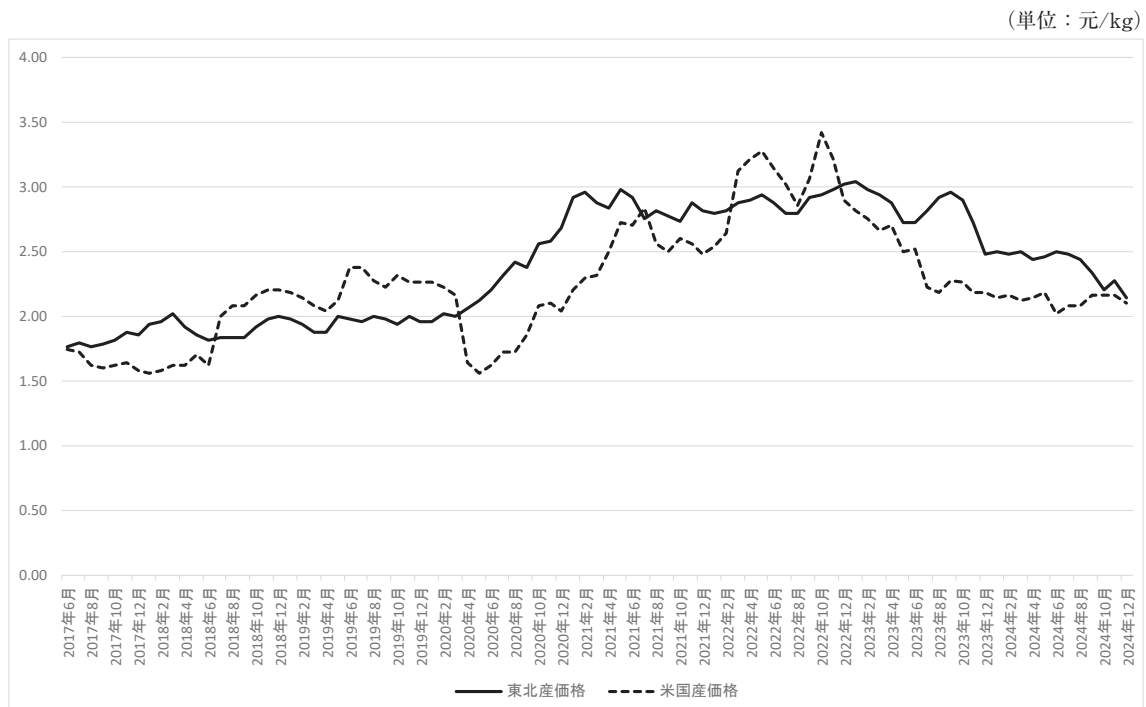
中国は1980年代前半の農業生産責任制の実施により、集団（村）から農民に農地使用权を平等分配した。この結果、農家は小規模零細分散経営下で、高い生産コスト、低い労働生産性が生じ、米国など食糧生産大国との価格差が生じた。

第3図はトウモロコシの内外価格差について、東北産と米国産のトウモロコシを広東省広州市黄埔港の着岸価格ベース（月次）で比較したものである。広東省はトウモロコシ生産量こそ全国の約5%を占めるに過ぎないが、飼料生産量は全国の約30%を占めるトウモロコシ移入地域である。

2018年夏季から20年の春ごろまで、東北産は1kgあたり2.0元前後で安定的に推移し、同時期に米国産は0.1～0.3元高だった。しかし、20年3月を境に価格が逆転し、東北産は米国産比0.5元高となり、21年2月には2.96元まで上昇した。その後、東北産と米国産の価格は逆転が続くが、東北産は23年8月まで2.0元台後半で推移し、以降も2.5元台と高止まりした。

一方、米国産は上昇と下落が中国産よりも激しい。中国が米国産トウモロコシの輸入を拡大した20年下半期以降をみると、米国産が東北産よりも高額になった時期は22年である。この時期以外は東北産が米国産よりも価格が高かった。20年以降の中国産価格の高騰と米国

第3図 トウモロコシの内外価格差の推移



(注1) 「東北産価格」「米国産価格」とともに広東省における価格。

(注2) 広東省東北産トウモロコシ価格は東北産2等黄色トウモロコシの広東省広州市黄埔港の到着価格。

(注3) 広東省米国産トウモロコシ価格は、アメリカ・メキシコ湾2号イエロー・コーン（子実タンパク質含有率12%）の広東省広州市黄埔港の課税後着岸価格。

(資料) 農業農村部『農産品供需形势分析月報』（www.moa.gov.cn）から作成。

産よりも高額となり、こうした内外価格差の存在がトウモロコシ輸入の要因の一つになっている。

中国のトウモロコシ供給は飼料向け需要の拡大を背景に、2000年代から不足が懸念されていた。この対応として、政府は2008年以降、臨時備蓄政策と保護価格買い上げ制度を実施し、増産を維持してきた。しかし、在庫過剰に陥り、価格が下落したことで、政府は16年に同制度を廃止し、トウモロコシから大豆への転作を奨励してきた⁷。同制度の廃止をきっかけに、トウモロコシの買い上げ価格が低下し、生産者はトウモロコシ生産のインセンティブを失った。また、大豆への転作により、トウモロコシの作付面積が減少し、生産量は18年まで減少した。この減少期に在庫を消化せざるを得ない状況となり、備蓄量は大きく減少した。

中国では2018年にアフリカ豚熱（ASF）が流行した。養豚経営のリスクヘッジ、豚の殺処分によって、豚飼養頭数が減少し、飼料向けトウモロコシ需要は減少した。

ASFは20年に回復し、飼料消費が再度拡大した（第5表）。しかし、トウモロコシの備蓄量の減少下において、飼料用トウモロコシの国内供給が不足したため、20年後半以降、米国からの大規模な輸入に踏み切ったと考えられる。

2020年から続く米国産トウモロコシ輸入急増の要因を整理すると、①ASFの克服により豚肉飼料用トウモロコシ需要が高まったこと、②しかし、保護価格買い上げ制度廃止の影響でトウモロコシ供給力が低下していたこと、③このタイミングで、米国からの輸入圧力が高まったことが挙げられる。③については、この時期に米国は、トウモロコシが豊作を迎えていたこと、米中貿易摩擦の追加関税措置の応酬とその後の第一段階合意のタイミングもあり、中国にトウモロコシ輸入を迫ったと考えられる。

4) 豚肉供給の回復

2018年のASFの発生によって、19年の豚肉生産量は前年比1,000万トン強に急減した（第4図）。豚肉の国内供給はひっ迫し、国内の豚肉価格は19年秋以降、高騰が続いた。この動向を受け、19年下半期には、冷凍豚肉の輸入量が増加した。19年の同品の輸入量は前年比倍増の211万トンに増加した。そこで、政府は20年1月1日から、冷凍豚肉の輸入関税を12%から8%に引き下げ同品の輸入を促進した。これにより、20年

⁷ 中国政府は食糧安全保障戦略のなかで、1年分の在庫を保持するとしている。USDAによると、世界の期末在庫量（2020/21年）に占める中国の割合は、コメが62%（中国1億1,300万トン／世界1億8,228万トン）、小麦が51%（中国1億4,175万トン／世界2億7,626万トン）、トウモロコシが68%（中国2億913万トン／世界3億709万トン）であった。

第5表 中国のトウモロコシ需給の推移

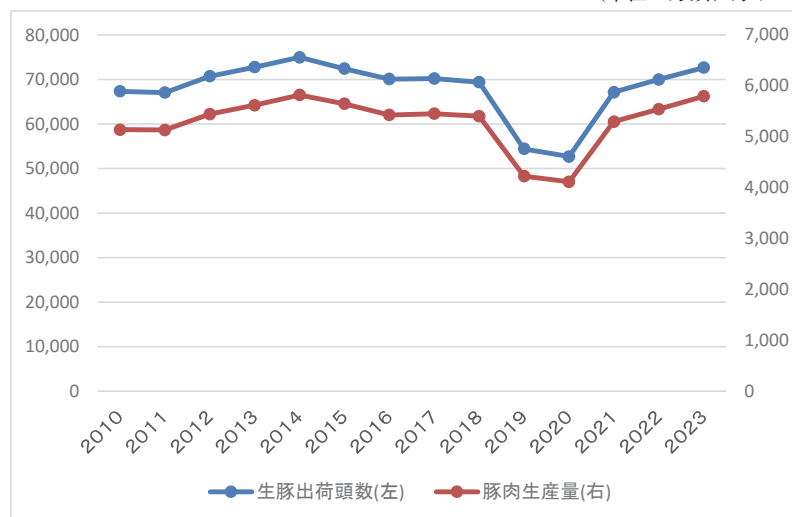
(単位：万 ha、万トン)

	2017/2018 年	2018/2019 年	2019/2020 年	2020/2021 年	2021/2022 年
作付面積	4,005	3,997	3,878	3,790	4,081
生産量	24,315	25,086	25,085	25,056	27,318
輸入量	346	448	600	2,800	3,000
年間供給量	24,661	25,534	25,685	27,856	30,318
飼料消費	17,800	16,800	17,600	18,100	18,400
工業消費	7,450	8,100	8,200	7,800	7,600
種・食用消費	1,200	1,220	1,230	1,230	1,236
損耗その他	300	350	350	350	350
国内使用量	26,750	26,470	27,380	27,480	27,586
輸出量	2	2	2	2	2
年間需要量	26,752	26,472	27,382	27,482	27,588
年間余剰量	-2,091	-938	-1,697	374	2,730

(出所)『中国糧食市場発展報告』p.61。

第4図 生豚出荷頭数と豚肉生産量の推移

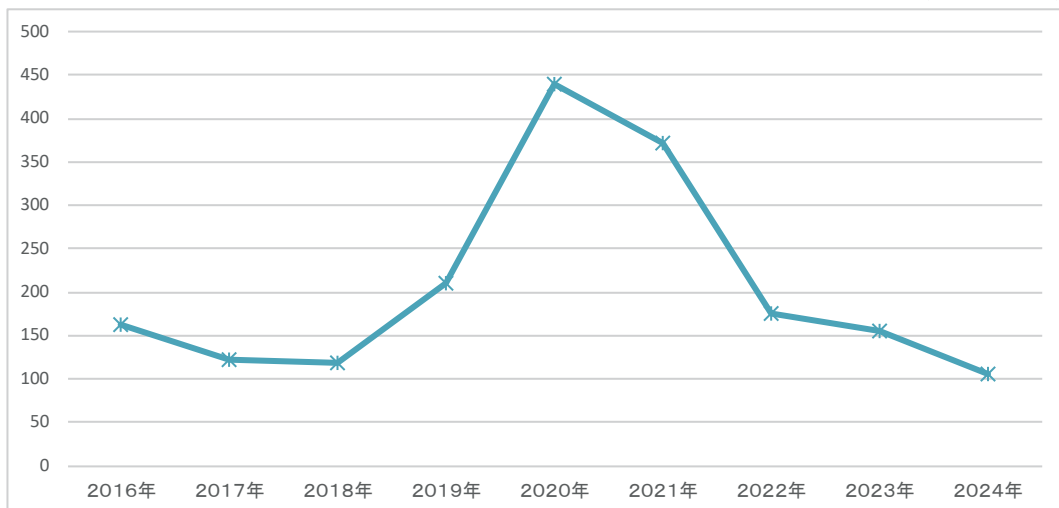
(単位：万頭、万トン)



(資料) 国家統計局『中国統計年鑑』各年版から作成。

第5図 豚肉輸入の推移

(単位：万トン)



(注) HS コードは「0203」。

(資料) GTA から作成。

第6表 飼料の用途別生産量の推移

(単位：万トン)

	飼料総生産量							
		豚肉用	ブロイラー用	産卵鶏用	水産用	乳肉牛用	ペット用	その他
2014年	19,732	8,620	5,031	2,901	1,907	877	397	
2015年	20,010	8,344	5,515	3,020	1,893	884	354	
2016年	20,918	8,725	6,012	3,005	1,930	880	366	
2017年	22,161	9,810	6,015	2,931	2,080	923	403	
2018年	22,788	9,720	6,509	2,984	2,211	1,004	360	
2019年	22,886	7,663	8,465	3,117	2,203	1,109	87	242
2020年	25,278	8,923	9,176	3,352	2,124	1,319	96	288
2021年	29,345	13,077	8,910	3,231	2,293	1,480	113	241
2022年	30,223	13,598	8,925	3,211	2,526	1,617	124	223

(資料) 中国飼料工業協会『中国飼料工業年鑑』各年版から作成。

の輸入量は439万トンに増加した(第5図)。ASFを克服した20年以降においても、国内の豚肉供給がすぐに回復せず、21年の輸入量は371万トンであった。22年になると、豚肉供給が回復し、輸入量は176万トンと、関税率引き下げ前の水準に回復した。

5) 飼料生産の推移

豚肉供給の回復に伴い、飼料生産も回復した。第6表には用途別飼料の生産量の推移を示した。生産量は2015年に2億トンから22年には3億トンを突破した。用途別にみると、豚肉用のシェアが最も高いが、変動している。15年までの豚肉用のシェアは4割程度で推移していたが、19年にASFの影響で減産しシェアは33.5%まで低下した。20年以降は回復し22年は44.9%まで高まった。

第3節 食糧安全保障戦略の経緯と近年の強化策

近年、中国政府の公報、メディア報道などを通じて食糧安全保障に関する情報に触れる機会が増えている。中国共産党中央および国務院は食糧安全保障をどのように位置づけてきたのか。その経緯について政府公表資料などから整理する。

1. 「国家安全保障」重要分野に指定

党・政府は世界最大の人口を擁する中国において食糧自給は世界の需給バランスを保つ意味でも重要な課題であると位置づけている。以下、張(2021)、関(2024)などを参考に、各政権の食糧安全保障戦略を概説する。

胡錦涛政権期においては、2008年8月に国務院が「国家食糧安全中長期規画綱要(2008-2020年)」を発表し、食糧自給率は95%以上を保障すると強調した。そのために、食糧生産能力の建設、食糧市場メカニズムの構築、

食糧のマクロコントロールの強化など重要な措置を明記した。この時期は、農地の非農業用地への転用など開発や環境への負荷、肉類消費や飼料用穀物の需要拡大が課題となった。

2012年に発足した習近平政権は発足当初から国家安全保障を積極的に強化してきた。2013年11月開催の中国共産党第18期中央委員会第三回全体会議の決定により設立された国家安全委員会は、2014年4月15日に第1回委員会を開催した。

2013年12月9日、習総書記は中央財經指導小組第四次会議において国家食糧安全問題に関する研究を主宰し、重要講話として“穀物の基本自給の確保、口にする食糧の絶対安全”を発表し、新たな食糧安全観を確立した。2013年12月開催の中央經濟工作會議においては翌年の經濟業務の第一条を国家食糧安全保障の実施とした。“国内に立脚し、生産能力を確保し、適度に輸入し、科学技術を柱にする”という新しい情勢下における国家食糧安全戦略の実施を強調した。

そして、2013年12月23日開催の中央農村工作會議において習総書記は、「食糧問題は經濟で見ることができず、政治から見るべきである」、「食糧安全保障は經濟發展の実現、社会の安定、国家安全の重要な基礎である」、「穀物を保障し、口にする食糧を保障し、食糧生産を放っておくことは絶対にできない」、「耕地のレッドラインは厳格に死守しなければならない」、「中央と地方政府は国家食糧安全の責任を維持する責任を自覚し、農業補助政策や食糧価格形成メカニズムを構築し、農民の食糧生産の積極性をしっかり保護し、国際農産物市場と国外の農業資源を積極的に利用し、食糧を節約する」などと説明した。この後、党中央は「耕地により食糧をためる、技術により食糧をためる」戦略の実施を確定し、農業のサプライサイド構造改革と体制メカニズムのイノベーションを持続的に推進する方針を発表した。また、2020年12月開催の中央農村工作會議においては食糧安

第7表 食糧安全保障法の構成

第一章	総則	基本原則、自ら主導権を握る、食糧安全責任制、党政同責、財政金融措置等
第二章	耕地保護	耕地総量の保全、転用耕地に対する補償徹底、耕地利用優先順位の徹底、高規格農田
第三章	食糧生産	種子業振興、生産資材安定供給、水利インフラ、農業機械技術、食糧生産面積の保全と収益保障
第四章	食糧備蓄	中央・地方政府の備蓄と社会責任備蓄システム、請負企業の業務管理と量・質保障等の徹底
第五章	食糧流通	食糧市場管理強化、流通インフラの整備、業者の台帳整備
第六章	食糧加工	食糧加工業の発展奨励、供給と品質の安全保障
第七章	食糧緊急対応	突発事態による市場需給と価格の異常な変動等に対応した食糧の買入・売渡、緊急時の輸送や供給体制
第八章	食糧節約	生産、備蓄、流通、加工、消費の各段階における食料の節約徹底、損失減耗の防止、浪費の是正
第九章	監督管理	政府の監督検査、モニタリング・警報システム、標準体系、投資安全審査、信用記録整備等
第十章	法律責任	違反に対する各種処分、犯罪を構成する場合の対応等
第十一章	附則	食糧の定義、植物油と油糧作物に対する本法の参照適用

(出所) 同法の原文および百崎（2024）の整理から作成。

全の主導権を握り、地方の党と政府は食糧安全を担う政治責任をもち、党と政府は同じ責任があるとした。

習総書記は、2021年11月11日の中国共産党第19期六中全会において採択された「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」まで国家安全保障の重要分野を政治、軍事、国土、経済、海外利益、宇宙、深海など16分野に拡大してきた。さらに、2022年4月に出版された『総体国家安全観学習綱要』において、金融、食糧、人工知能、データが追加され、国家安全保障にかかる重点分野は20項目となっている。

なお2018年以降、中央政府が検討してきた食糧安全保障法「糧食安全保障法」が2023年12月29日開催の全国人民代表大会常務委員会で成立し、2024年6月1日に施行した。同法は、14章、74条文で構成されている（第7表）。

2. 直近の食糧安全保障の具体的強化策

1) 新たな増産目標

國務院は、2024年3月12日開催の常務会議において、「食糧生産能力を新たなラウンドとして500万トン引きあげる行動方案（2024-2030年）」（中国中央人民政府2024a）を採択した。

同方案は、2024～2030年までの6年間の新たな食糧増産目標として、生産量は500万トン、作付面積は17.5億ムー、1ムーあたり単収は420kgとした。

品目別にみると、コメと小麦は主に人が直接食する品目であり、すでに自給率が高いため量を維持しつつも、品質のレベルアップを行う。一方、飼料用途の割合が高いトウモロコシは、耕地を拡大し、技術集約により単収を引き上げる。

地域戦略としては、全国720地域の食糧生産力向上重点県において、節水型農業、高規格農地建設、種子業振興、単収向上、グリーン生産、農業機械化の推進、農業災害の防止、アルカリ性土壌の利用、加工・備蓄・物流

能力の強化などを実施する。

中国社会科学院農村發展研究所の胡冰川主任研究員によると、中国の食糧増産の潜在力は高いという。中国の2023年の1ムーあたりトウモロコシの単収は435.5kgで、米国よりも低い。東北平原のトウモロコシの単収は全国平均よりも高いが、雲南・貴州・四川地域の西部丘陵地帯は低い。今後、高規格農地の建設、灌漑施設の改良、品種改良などの対策をとれば、単収は向上すると述べている。

2) 耕地の質的向上

政府は食糧生産力を高めるために、2019年11月に高規格農地の建設に着手している。高規格農地とは、食糧生産の大規模化に向け集積された土地を対象に、肥沃度を高め、災害に強くし、環境にやさしく、電気などのインフラを整備し、安定的に高い生産量を達成できる農地を指す。

21年は食糧主産省の13省を重点対象に、中央財政の一般公共予算から農田建設補助金として780億元を拠出し、1億551万ムーを建設した。21年9月6日発表の「高標準農田建設計画（2021-2031年）」によると、22年には10億ムーを建設し、5億トンの食糧生産能力を安定的に保障する。25年までに10億7,500万ムー、5億5,000万トン、30年までに12億ムー、6億トンに拡大すると計画している。30年の面積規模は、仮に食糧1ムーあたり単収を500kgで計算すると、6億トン以上の食糧生産能力に相当する。これは、現在の食糧生産目標（6億5,000万トン以上）の約9割を高規格農地で生産することになる。

また、東北地域と内モンゴル自治区に広がる肥沃度が高い「黒土地」（チェルノーゼム）の保護を推進する施策として、農業農村部は23年に「国家黒土地保護工程实施方案（2021-2025年）」（東北地域の黒土地の保護と利用プロジェクトを実施する業務を強化する2023年の通知）を発表した。23年は東北地域の典型的なチェル

ノーゼム地域の83県のなかからプロジェクト県を選び、国家保護プロジェクト1億ムーの範囲内において、チェルノーゼム保護と利用を推進する具体策が示された。チェルノーゼム面積400万ムー（うち、内モンゴル自治区50万ムー、遼寧省50万ムー、吉林省110万ムー、黒龍江省190万ムー）に対して、プロジェクト県が土地集積（2万ムー以上）を推進し、有機肥料の施肥などの措置を実施することで、チェルノーゼムの上に肥沃な耕作層を育て、プロジェクト地域のチェルノーゼム耕地の質を高める具体策が示された。

3) 農業保険による経営安定化

習近平総書記は2013年、財政が農民の農業保険加入を支持することを強調した。この指示に基づき政府は、食糧作付け農民の収益を保障するメカニズムの一環として「価格—補助—保険」の三位一体の政策を構築してきた。

農業保険にかかる政策は、財政部が2007年に保険料補助政策として、物的コストに対する基本保険の試験的实施を開始した。12年には基本保険を全国展開し、18年には①完全コスト保険、②作付け収入保険の試験的实施を開始した。これら2つの保険は23年に全国の食糧生産大県を対象に、24年に全国を対象に展開した。保険料補助は年平均22%の増加を続け、累計3,000億元を補助してきた。中央財政は24年、562億元の予算を計上、そのうち200億元は三大穀物の保険に支出している。

2024年1月1日施行の農業保険は、三大穀物作付け農家（小規模農家、適度規模経営農家など）、農業生産組織（農業生産合作社など）を対象に、農業保険の加入により経営安定化を保障する。保険は、①完全コスト保険、②作付け収入保険の2商品である。被保険者が①か②のいずれかに加入する。①は自然災害や病害虫による被害、想定外の事故、野生動物による作物被害に対して、化学肥料や種子などの資材コスト、土地コスト、人件費など農業生産の全コストを保険でカバーする。②は農産物価格と生産量の増減による収入減を補てんする。保障のレベルは、①が各品目の生産額の80%を超えてはならない。生産コスト、単収、価格は、国家發展改革委員会「全国農産品成本収益資料汇编」のデータに準じて保障する。保険料負担の補助は、省レベル財政が25%以上、中央財政が中西部地域と東北地域には45%以上、東部地域には35%以上を負担するという基準を設定している。

4) 飼料原料供給の安定化と多角化

中国は飼料需要の高まりを受け、2020年に小麦や雑穀の配合飼料向け使用を増やし、トウモロコシ利用の負担を軽減する政策を開始した⁸。また、低タンパクな多

元的配合飼料を増産するために、雑穀の供給拡大を推進し、配合飼料の栄養価を高める質的向上にも取り組んでいる。

この背景について、19年発表の「大豆振興計画实施方案」で示された大豆原料飼料を例にすると、大豆を飼料原料に依存するのが困難な理由は、大豆輸入が年間約1億トン規模で続いているからだ。飼料用大豆粕が1t減ると肉の生産量が1t減る、輸入大豆がなくなると3,000万tの肉の生産ができないとの推算がある。政府はこうした事態に危機感を抱き、飼料原料を多様化している。農業農村部畜牧獣医局によると、タンパク質飼料の技術開発により、大豆粕を原料とする飼料の2,300万トン以上（大豆3,000万トン相当、耕地面積2億3,000万ムー相当）の減少が可能という。ふすまなど雑穀粕、微生物タンパク、昆虫タンパクなどの利用を促進すると、さらに700万トンの減少が可能となる。そのため、政府はタンパク質飼料の技術開発と増産を推進している。

牧草の利用も推進している。高品質牧草の供給により、さらに大豆粕100万トン相当の供給減が可能である。トウモロコシのサイレージ、アルファルファなど高品質牧草を供給して飼養効率を高めれば飼料使用量を減少できるとしている。

こうした新たな政策の推進により雑穀輸入が増加している。例えば大麦の場合、国内生産量は減少（09年221万トン、21年96万トン）、輸入が増加している。大麦の輸入量（第4表）をみると、2020年までは500～800万トンで推移していたが、21年以降（2022年を除き）は1,000万トン超が続いている。21年と22年は主要輸入国である豪州が中国からアンチダンピング課税を受けたことで、豪州からの輸入がゼロとなった。中対豪のアンチダンピング課税は23年に解除され、下半期から豪州からの輸入が回復、24年は525万トンで輸入量の36.9%を占め、中国にとって豪州産大麦のシェアが最も高くなった。なお、中国では輸入大麦が飼料原料用、国産大麦が酒原料用として利用されている。

今後も中国は大麦輸入の拡大と安定化を進める方針だ。2024年12月7日付報道⁹によると、カザフスタンの国有食糧企業と江蘇省のSOHO控股集团との間で20

⁸ 飼料用原料の多様化に関連する政策は、2020年9月に國務院弁公庁が「畜産業の高品質な發展を促進することに関する意見」、2021年4月に農業農村部畜産獣医局が「飼料に占めるトウモロコシと大豆粕を減らし代替することに関する方案」などを発表した。実務的には中国飼料工業協会が配合飼料の製造に関する新しい団体基準に更新したことがあげられる。

⁹ 新疆糧食行業協會（2024）を参照。

万吨規模の飼料用大麦の供給契約が締結された。

このように、雑穀の輸入増の背景は、中国の飼料原料需要の高まりがあげられる。その対応として、飼料原料のトウモロコシ利用の軽減と原料の多様化により、1品目への輸入集中を回避させることで、リスクが低く安定した輸入を確保したいと考えられる。

第4節 展望 ～さらなる増産は可能か～

習近平政権は2022年、「国家安全保障」の強化項目に食糧安全保障を加えた。農業構造問題直面下において政府のコントロール強化で食糧安全保障を確保しなければならない考えが伺える。

食糧安全保障のキーとなる供給部門は、国内生産の増加による自給率の向上、輸入による供給力の強化、安定した備蓄が伝統的な議論である。例えば、輸入促進に政策の重心が偏ると、国内生産が衰退の一途をたどり、国内生産の回復は困難になる。逆に、国内生産に偏りすぎると、不作など不測時に輸入できない。こうした観点から、政府は2020年に打ち出した「双循環」戦略を食糧安全保障分野にも採用し、「国内生産力の強化＋輸入の多角化」を実施している。

食糧の内外価格差の存在はいったん輸入促進に舵を切ると歯止めが効かない。2020年のトウモロコシ供給不足から回復した現在も、トウモロコシの輸入量は1,000万吨を超え、高めで推移している。また、小麦や雑穀の輸入量も増加している。これまでの緊急性を含む輸入急増とはいえそうにない。政府は生産量と作付面積の確保など国内生産力を強化しているものの、数的不足というよりも、構造的な内外価格差による輸入増加が続いていると考えられる。また本稿ではほとんど触れなかったが、食糧大国からの輸入に限らず、カザフスタン産大麦の輸入契約のように、中国は政府・企業・研究機関等が一体となって相手国との協力を進め、国境を超える農業サプライチェーンの構築を絶えず進めている。

2024年12月12日に閉会した中央経済工作会议は2025年における重要任務9項目を発表した。6項目に「新型都市化と農村の全面的振興を統一的に推進することが都市と農村の融合的発展を促進する」と掲げられ、①耕地面積のレッドライン（18億ムー≒1億2,000万ha）を厳守し、耕地の占有と補償のバランスのとれた管理を行う、②食糧と重要農産物の安定生産と供給の確保をしつかりとつかみ、農業の総合的効率と競争力を高める、③食糧作付け農民と食糧主産区の積極性を保護し、食糧価格形成メカニズムを健全なものとするなどが明記された。

参考文献

<日本語文献>

関志雄（2024）,「習近平政権の最優先課題となった国家安全保障の強化」『中国経済新論：実事求是』2024年3月13日掲載。

<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/240313ssqs.html>

菅沼圭輔（2023）,「中国におけるトウモロコシの需給変動とその影響」林瑞穂他編著『穀物・油糧種子バリューチェーンの構造と日本の食料安全保障』筑波書房。

菅沼圭輔（2024）,「中国の食糧需給動向と「食糧安全保障法」の意義 ―日本農政が学ぶもの―」谷口信和編『基本法見直しは日本農業再生の救世主たりうるか』筑波書房。

阮蔚（2014）,「中国の食糧安全保障戦略の転換」『農林金融』2014年2月号。農林中金総合研究所。

田島俊雄・池上彰英編著（2017）,『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会。

百崎賢之（2024）,「中国食糧安全法成立 ―習路線を徹底し国家安全を確保―」『Primaff Review』No.118 農林水産政策研究所。

山田七絵（2022）,「農業・農村問題の現状と課題」丸川知雄他編著『高所得時代の中国経済を読み解く』東京大学出版会。

<中国語文献>

中国共産党中央・国務院（2024）,2024年中央一号文件「“千村示范、万村整治”工程**经验有力有效推进乡村全面振兴的意见**」全文。

李经谋主编（2022）,『中国粮食市场发展报告2022』中国财经经济出版社。

趙予新（2022）,『中国糧食進口問題研究』社会科学文献出版社。

金文成（2024）,「“三农”工作怎么干？2024年中央一号文件解读」『瞭望』。

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1790297617420819461&wfr=spider&for=pc>

張曉強（2021）,「坚持新粮食安全观 走好中国特色粮食安全之路」新疆粮食2021年9月15日版。

https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzA3OTc1NTEyOA==&mid=2649712514&idx=3&sn=cd72cd769dc7c9d2605ade13f77a5062&chksm=87b56595b0c2ec83e997d9e782349b2c663e132b9936a632ffc87eaf91eede9c20186b0a4ed8&scene=27

21世紀経済報道（2022）「我国粮食**产量再创新高、将实施新一轮千亿斤粮食产能提升行动**」2022年12月20日版。

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=17527812006598226>

67&wfr=spider&for=pc

新疆糧食行業協會（2024）「哈粮签署 20 万吨饲料大麦对华出口合同」2024 年 12 月 6 日。

<https://www.boyar.cn/article/1216507.html>

中国中央人民政府（2023），「中华人民共和国粮食安全保障法」

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202312/content_6923387.htm

中国中央人民政府（2024a），「实施新一轮千亿斤粮食产能提升行动—国家发展改革委负责同志就《行动方案》答记者问」2024 年 4 月 9 日版。

https://www.gov.cn/zhengce/202404/content_6944059.htm

中国中央人民政府（2024b），「关于在全国全面实施三大粮食作物完全成本保险和种植收入保险政策的通知」

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202405/content_6952698.htm

財政部新聞弁公室（2024）「在全国全面实施三大粮食作物完全成本保险和种植收入保险政策有关情况政策例行吹风会文字实录」中国財政部。

https://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202406/t20240611_3936837.htm

中国の環境政策の変遷と大気問題

今村 弘子

Transition in Chinese Environmental Policies and Air Quality Issues

Hiroko IMAMURA

はじめに

建国以降の中国は経済建設に邁進し、環境問題への配慮はほぼ皆無であった。1972年に中国は第一回国連人間環境会議に参加し、環境問題の重大性に気づいたものの、環境問題に本腰を入れられることはなく、むしろ改革開放政策によって、一層経済成長に拍車がかかったことから、環境政策はなおざりにされてきた。しかし21世紀に入って環境が一層悪化したことによって中国も環境問題対策に力を入れざるを得なくなった。米国でトランプ氏が大統領職に復帰することになり、パリ協定からの離脱が確実ななかで、国際社会において中国の環境政策は一段と重要性が増す。このことから本稿では、中国の環境政策の変遷と、気候変動問題の中心的課題である二酸化炭素を含めた大気の問題に焦点をあてて論ずることとする。

1. 環境政策の変遷¹

建国後の中国の経済建設では重工業優先路線をとったことから資源浪費型にならざるを得なかった。さらに1958年に始まった大躍進政策では鉄鋼の増産を目指し、農村に土法高炉と呼ばれる小型の高炉を作り、樹木を大量に伐採し精錬のために燃焼させたことから、森林は大幅に減少した。

大躍進後、調整政策や文化大革命を経ても環境に対する政策はほとんど変わらなかった。しかし文化大革命中ではあったが、国連加盟（1971年）やニクソン米大統領（当時）の訪中（1972年）などを経て中国も国際社会に目を向けるようになり、1972年にはストックホルムで開催された国連人間環境会議に参加、水俣病の悲惨な様子を聞き、環境問題を意識するようになり、73

年には環境保護領導小組が設立された。1979年には「環境保護法（試行）」が成立し、関連する法律も徐々に制定されていったが、改革開放政策以降も、経済成長が優先されたことから環境整備はあまり進まなかった。

たとえば「三同時」政策や「排污費徴収暫行辦法」も制定されたが、ほとんど機能しなかった。前者は、新規（80年からは増改築も含む）プロジェクトの場合、工場本体と排出物の処理施設について、同時に設計し、同時に施行し、同時に操業するという政策であった。しかし処理施設の操業には費用がかかることから、監査が終わると排出物の処理施設の操業を止めてしまうという事態が起っていた。また1980年代後半から90年代にかけて「三同時」政策の対象外であった郷鎮企業が工業総生産額の3分の1を占めるほど発展していたことから、排ガスや排水などの環境問題は一層悪化した。

排污費徴収に関しても、1982年に設定された基準値が低かったことに加え、物価スパイラルが考慮されていなかったことから、汚染処理施設の運転コストの10%以下になる場合もあり「汚染費を払って、汚染権を買い取る」ような状態であった（李 p.108）。環境領導小組の権限が小さかったことも環境の改善には繋がらなかった。

排污費をはじめ騒音や大気汚染に対する罰金や税金は、2018年1月1日から環境保護税として税務部門が徴収することになり、地方政府の「お目こぼし」等がないように税務部門と環境部門が企業の排出データ審査を協力して行うことになった。ただし環境保護税は2023年時点でも地方税全収入の0.17%にすぎず²、環境保護税の導入によって環境問題が改善の方向に向かうとは思えない。もっとも2020年以降は不動産不況に伴って、地方政府が土地の使用権を販売することが難しくなり、収入の増加が見込めないばかりか、債務が増加するよう

¹ 本節は今村弘子「中国の経済発展と環境問題」を大幅に加筆修正したものである。

² 「中国統計年鑑 2024」7-2 なお環境保護税は地方税である。

になったことから、地方政府のなかには各種の罰金や税金のとりたてに力をいれている³こともあり、今後は環境保護税の取り立てにも本腰をいれることも考えられる。

法律についていえば、1979年に試行として成立した「環境保護法」は89年に改めて制定され、2014年にはさらに大幅に改定された⁴。大きな変更点としては第5章で「情報公開と大衆参加」が盛り込まれたことで、例えば環境汚染あるいは生態系を破壊した企業や個人を環境管理部門に通報できる、あるいはプロジェクト建設に関しては環境評価（アセスメント）を行うことができるとしている。6章では罰則規定が表示されているが、環境問題にとりくむ主体は、国家、国務院、地方政府に分かれている。60条では汚染物資を放出した企業に対して県級以上の地方政府が生産を停止させるか工場を閉鎖できるとしている。しかし地域の生産総額をあげたい地方政府が自ら工場を閉鎖することができるのかに疑問が残る。なお41条の規定は失敗した三同時制度と同じであり、経営者の環境意識が向上しているか、地方政府がしっかり取り締まるかしない限りは同じ轍を踏む可能性もある。

また2009年に「循環経済促進法」が施行され、リサイクルやリユースが目指された。一方2018年からは固形廃棄物24種類の輸入が全面的に禁止されることになった。日本のペットボトルの再生処理は、同法成立以前は中国で行われることが多かったが、同法の制定によりできなくなった。ただし実際にはこの10年間で京津冀（北京、天津、河北）だけで、425件、135.5万トンの密輸入があり、24年になってもこの傾向は変わらないという⁵ことであり、海外からの廃棄物（洋垃圾）輸入を完全に止めることは難しい。

組織についていえば、環境保護領導小組は1982年に都市建設環境保護部の環境保護局に、84年に国家環境保護局となり、98年に国務院直属となった後に、2008年には環境保護部に格上げされた。さらに2018年に修正された憲法の26条で国家は生活環境と生態環境を保護し、改善するとともに、汚染とその他公害を防止、防除することと、植樹・造林と林木を保護することを掲げていることに合わせて、環境保護部は生態環境部と名称が変わり、より広い分野での環境問題を扱うようになった。

³ <https://cn.nytimes.com/china/20241126/china-economy-police-business/dual/>
ただしこの記事は罰金・税金全般の話であり、環境税のことにふれられているわけではない。

⁴ https://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/201404/t20140425_271040.shtml

⁵ <https://world.huanqiu.com/article/4JyewNDUGj8>

た。

生態環境部の発足に伴って環境保護（省エネも含む）支出も増加した（図1）。生態環境部発足後の2019年には7390億元で財政支出総額に対する割合も3.1%を占めた（18年は6298億元、2.9%）。ただし20年以降はCOVID19のパンデミック対策の支出が増加したこともあり、環境保護費は絶対額も割合も減少している。例えば19年から20年にかけて環境保護費は1056.8億元減の5525.1億元に止まり、支出に占める割合も2.5%にまで下がっている。これに対し、衛生健康費は2550.85億元増加し、1兆9216億元に達した。22年には衛生健康費は2兆2537億元、23年も衛生健康費は2兆2396億元であるのに対し、環境保護費は5637億元に止まった⁶。染野によれば、環境汚染を防止するためにはGDPの7%の相当の初期投資とGDPの2%相当の運営費が必要⁷とのことだが、政府の環境保護予算のGDP比ではこの10年間では最大でも0.7%に過ぎず、22年には0.4%にまで低下しており、環境の改善には程遠いことになる（第1図）。もっとも太陽光パネルや風力発電、EV車開発の民間投資も環境関連投資に含めれば環境関連投資は増加することになる。

また国内景気が低迷するなかで、消費を喚起するために環境問題にやや逆行する動きもでている。古い製品を新しい製品に買い換える（旧換新）政策が2024年4月に出されたことである⁸。もちろん古い製品を捨てるのではなく、回収し、リサイクルするようにと唱えており、200万台の家電製品をリサイクルすることによって二酸化炭素1.7万トンの排出を抑え、これは155万本の植樹をするのに等しい⁹とのことである。ただ買い換えのための補助金を出すのが債務問題に悩む地方政府であることから、補助金を支給できるのか、あるいは補助金が少なすぎることから、実際には買い換え需要は起こらないのではないかとみられていた¹⁰。8月になると国務院

⁶ 「中国統計年鑑」各年7-3の数字

⁷ <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=915>

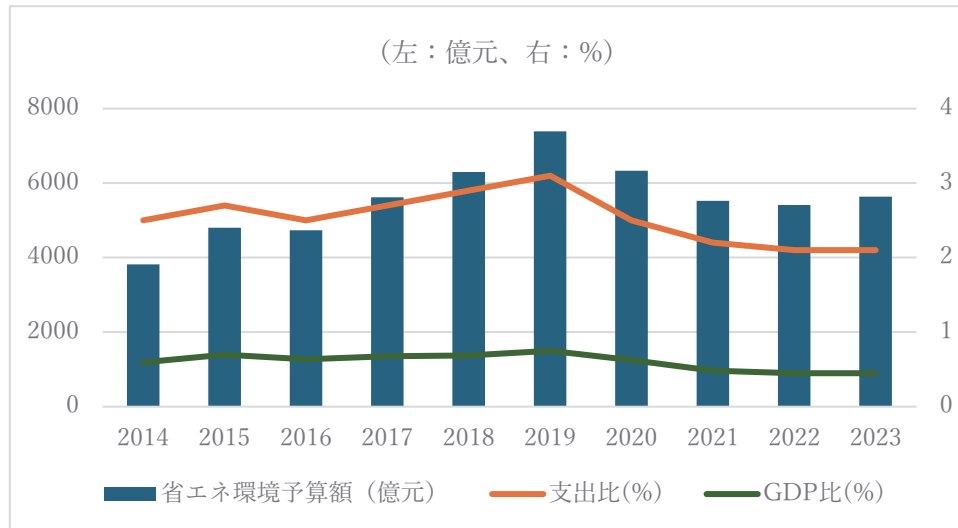
⁸ <http://opinion.people.com.cn/n1/2024/0412/c1003-40214900.html>

⁹ http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2024-03/21/nw.D110000renmrb_20240321_1-05.htm

¹⁰ <https://www.nytimes.com/2024/07/01/business/china-cash-for-clunkers.html>

同記事によると中国での現存の乗用車が2.5億台に対し、買い換えの対象車種になるのは1000万台に過ぎず、しかも補助金は1万元（1380ドルに相当）で、2009年の米国の同様の補助金が4500ドルであったことからすると買い換えを奨励するには少なすぎるとされている。

(第1図) 省エネ環境予算額と予算比、GDP 比



(資料)「中国統計年鑑」各年 3-1 および 7-3 より作成

発展改革委員会が地方政府に超長期国債によって「以旧换新」の費用にあてることと、中央と地方で負担を分け合い、中央が東部地域では 85%、中部 90%、西部 95% を負担するとした¹¹。自動車の「以旧换新」については 11 月 18 日までに 400 万台分の補助金申請がなされており、新エネ車への買い換えには 2 万円の補助金ができることが買い換え需要を支えており、回収網も整備されたとしている¹²。ただ回収網がどのように整備されたのかの説明はない。家電製品については、12 月 6 日までに 2963.8 万人が八大家電商品を 4585 万台購入し、販売額は 2019.7 億元となった¹³。瀋陽では 12 月 1 日までに 23 万台分の申請が受理され、補助金 2.05 億元が支払われた¹⁴。家電製品の種類によって補助金は異なるのだろうが、1 台あたり 891 元となる。冷蔵庫、テレビ (パソコンも含む)、洗濯機、エアコンの回収が行われ、冷蔵庫ならば鉄、銅・アルミなどの非鉄金属、プラスチック、

バイオチップに分別されて各々再利用されている。なお 120~220 ℓ の冷蔵庫の回収費用は 60~120 元である。中央政府が費用を負担したことによって、ようやく政策が軌道に乗ったことになる。

2. 気候変動問題への取り組みと大気汚染問題

(1) 二酸化炭素を中心とする温室効果ガスに対する中国の対策

(第2図) は 1971 年から 2021 年に至る主要国の二酸化炭素の排出量の推移である。1971 年には世界第一位の二酸化炭素の排出国であった米国は 2000 年代をピークとして排出量は減少に転じ、2021 年には 1971 年に比べて 8.6% の増加にとどまっている。もっとも第二次トランプ政権下では、化石燃料の掘削を奨励していることから、米国の二酸化炭素の排出量は増加に転じることが予想される。日本は 2011 年の東日本大震災によって原子力発電所の稼働が停止され、火力発電が増えたことから一旦は増加に転じたが、その後減少し、2021 年は 1971 年の 10.8% 増にとどまった。それに対し中国は改革開放政策以降の高度成長によって、排出量は急激に増加しており、この間 12.9 倍となり、世界の二酸化炭素の総排出量に占める割合も 1971 年の 5.9% から 2021 年には 32.0% に増加した。世界の二酸化炭素排出量の増加分の半分は中国の排出量の増加による。中国は 2007 年以降世界第一位の二酸化炭素排出国になっている。ただし 14 億の人口を抱える中国では一人当たりの二酸化炭素排出量は 7.5 トンに過ぎず、米国の 13.7 トンよりまだまだ少ない¹⁵。

1997 年に採択された京都議定書では、発展途上国の

¹¹ https://www.gov.cn/zhengce/202408/content_6970562.htm

¹² http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2024-11/28/nw.D110000renmrb_20241128_2-03.htm 注 10 と補助金額が異なっているが、中央政府も補助金を出し、補助金額が増額されたことによる。

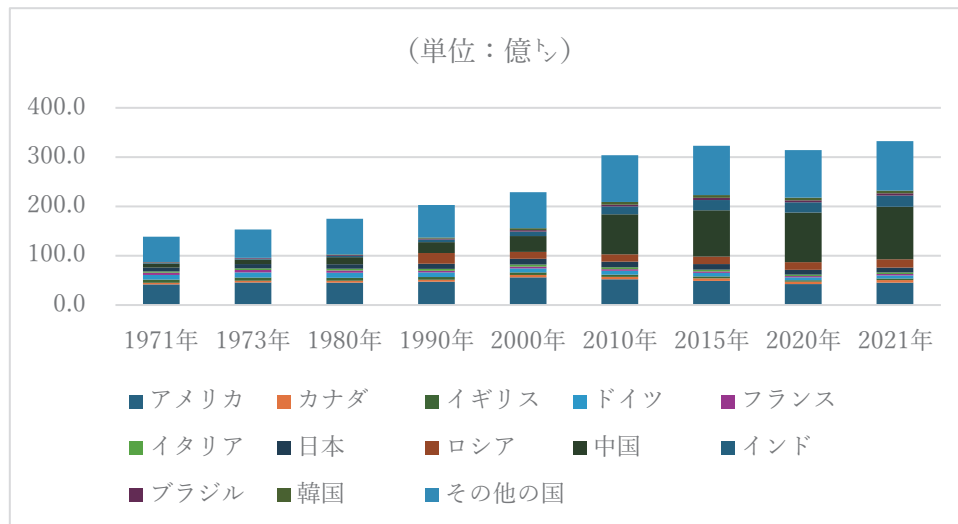
¹³ <http://finance.people.com.cn/n1/2024/1208/c1004-40377548.html>

八大家電商品とは冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、パソコン、温水器、ガスコンロ、換気扇である。注 11 の記事によると買い換えのための補助金は販売額の 15% で、1 件あたり 2000 元を超えないこととなっている。

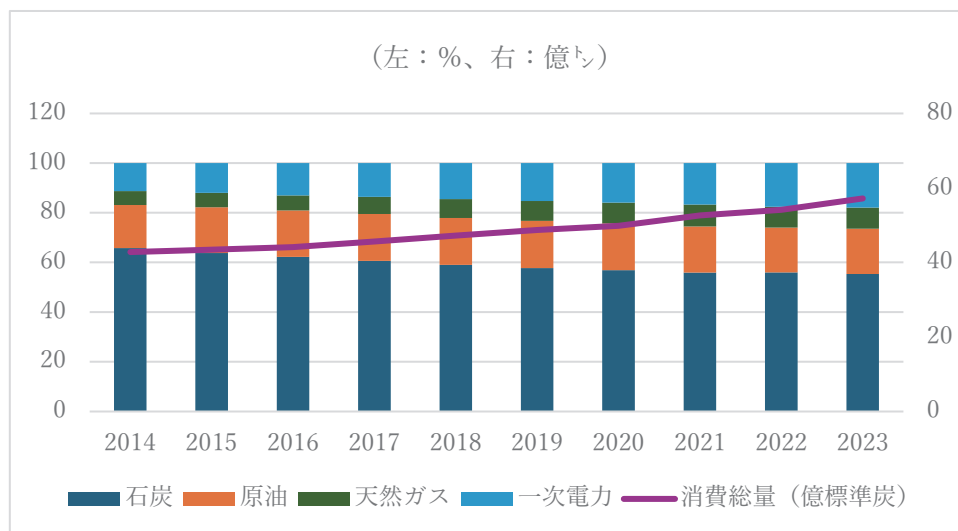
¹⁴ https://epaper.lnd.com.cn/lrbepaper/pc/layout/202412/04/node_07.html

¹⁵ <https://www.jccca.org/download/66928>

(第2図) 世界の二酸化炭素の排出量の推移

(出所) <https://www.ene100.jp/zumen/2-1-4>

(第3図) エネルギー消費総量と構成比



(資料) 「中国統計年鑑 2024」 9-2 より作成

削減義務は課されていないが、2015年に採択されたパリ協定は発展途上国も含め、削減義務が課されている。中国は米国とともにいち早く同協定を批准、2020年9月の国連総会で習近平主席は2030年に二酸化炭素をピークアウトさせ、60年にはカーボンニュートラルを達成すると明言した。

中国の二酸化炭素排出量が多いのも、後述するPM2.5などの微小粒子状物質の発生も中国のエネルギー構成が石炭中心になっているからである。エネルギー消費全体に占める石炭の割合（標準炭換算）は1990年代半ばには70%台の後半にもなり、その後徐々に減少し、23年には57.2%まで減少した¹⁶が、それでもまだ過半である。22年には0.1ポイントとはいえ増加したが、絶対量が大きいため実際には9.0億トン増加した。また石炭の割合が

減少しているといってもエネルギー消費量全体が増えており、また実際には過去30年間で石炭火力発電所を1000基も建設している¹⁷ことから、石炭の消費量は2023年には31.6億トンとなり、1990年の4.2倍となっている。図の一次電力には原子力・水力・太陽光・風力発電の再生可能エネルギーが含まれ、2023年には全消費エネルギーに占める割合は17.3%となった。

2021年10月には「気候変動に対する中国の政策と行動¹⁸」が発表されたが、そのなかでは2030年には05年比GDP単位当たりの二酸化炭素の排出量を65%以上減少させるとしているが、実際に20年までに05年比

¹⁷ <https://cn.nytimes.com/climate/20241120/c20china-emissions-fossil-fuels-climate/dual/>

¹⁸ https://www.mee.gov.cn/zcwj/gwywj/202110/t20211027_958030.shtml

¹⁶ 「中国統計年鑑 2024」 9-2

48.4%減少させ、減少量は58億トンを達したとされている。またそこでは排出権取引や二酸化炭素の回収・利用・貯留（CCUS）などについても触れられている。排出権取引は2011年10月から天津、上海、重慶、広東、湖北、深圳の7省市で試験的に行われた。13年より電力、鉄鋼、セメントなど20業種3000社が取引企業として指定され、21年9月末までに7つの市場の取引量は4.95億トン、取引額は119.78億元になった。24年1月5日に「排出権取引暫行条例¹⁹⁾」が国務院を通過し、5月1日から施行されることになった。中国では排出権取引はキャップ・アンド・トレード方式をとっているが、各々の企業の排出枠（キャップ）を決めるのに時間がかかったことから、全国的な開始が遅れた。CCUSについていえば、モデル・プロジェクトの第1期工事が2024年10月に寧夏で完成し、稼働し始めた。同プロジェクトは第15次5か年計（規）画末までに完成する予定²⁰⁾。

排出権取引とともに森林の二酸化炭素の吸収にも期待が寄せられている。中国の現在の森林の被覆率は25%以上で、1981年12%から急速に増加しており、二酸化炭素の吸収量も12億トン以上である²¹⁾。ただし世界銀行のデータによると世界の森林被覆率は減少してきているとはいえ、19年でも31.2%であることからすると、中国は世界水準にもまだ達していないことになる。

森林に関しては懸念されることがある。1999年の上海での大洪水を機に中国では「退耕還林（耕作地をやめて林に戻す）」運動が進められ、森林面積が増加してきたのだが、2022年頃から「退林還耕」運動が始まったという。誰が言い出したものなのか、正式の通達であるかどうかはわからない。もしかすると食糧増産の掛け声を曲解しての行動だったのかもしれないが、実際に伐採された森林もあったようである。

また筆者が2016年に見た広州近郊のベニヤ板工場では山地を有し、植樹しているというのだが、植植してから僅か3年で伐採し、ベニヤ板にするために加工している。3年では二酸化炭素の吸収力は弱い（若木は成長のために酸素を多く吸収するため、相対的に二酸化炭素の吸収量が少なくなる）。増加しているという森林が二酸化炭素の吸収にどの程度貢献しているかは注視する必要がある。

産業別では電力部門での二酸化炭素排出の割合が大きいことから化石燃料以外の発電が目指されている。2021年10月に提出された「2030年カーボン・ピークアウト

行動方案²²⁾」では風力や太陽光発電の設備容量を12億kW以上にするのをはじめ産業別の行動方案を定めている。過剰生産が問題視されている鉄鋼や非鉄金属、セメント、ガラスなどの産業の新規の設備投資は禁じられ、過剰設備の淘汰も掲げられていて、「地条鋼」といわれる質の悪い鉄鋼の生産はゼロになったとしているが、22年の鉄鋼生産量は21年と比べて0.3%ではあるが増加している。過剰な生産は資源とエネルギーを無駄に消費することになる。エネルギー消費が多く、汚染も多い産業（高消耗、高汚染～「両高」と称されている）としては火力発電所、石油化学、化学工業、鉄鋼、非鉄金属、建材等の業種が挙げられているが、これらの業種は2021年の全国の二酸化炭素の排出量の70%以上、汚染物質排出の50%以上を占めていた²³⁾。2000年代の初めから工場の閉鎖などがめざされているが進んでいないが、その要因として一部の地方幹部が2030年までの二酸化炭素のピークアウトのことを、2030年までは二酸化炭素の排出を増やしていいと誤解しているからだという。「両高」分野は国有企業が多くを占めていることを考えると、容易には縮小には進まないだろう。

一方で最近では環境改善に役立つはずの産業の生産物すら過剰生産に陥っていて販売・輸出価格の下落が目立っている。特に補助金によって輸出価格が安価に設定されているとしてEV車、太陽光パネル、風力発電設備が問題になっている。中国は中国製の風力発電設備や太陽光パネルを輸出した関係国・地域の二酸化炭素を5.73億トン減らし、中国国内で22.6億トン減少させた²⁴⁾、あるいは100か国・地域にグリーン・エネルギープロジェクトを輸出したが、それによって過去10年間で風力発電、太陽光発電の1kWあたりのコストは各々60%、80%低下させた²⁵⁾などと世界の自然環境改善に貢献したことを主張しているが、補助金の問題には触れられていない。また順調であったEV車の生産も曲がり角に来ている。欧米がEV車に高関税をかけたのに加え、生産過剰と国内の需要減から早くも工場の稼働率は下がっており、2019年以前は80%であったものが、23年には75%に、24年第一四半期は65%まで下がっている²⁶⁾。

²²⁾ https://www.mee.gov.cn/zcwj/gwywj/202110/t20211026_957879.shtml

²³⁾ <https://www.chinanews.com.cn/gn/2021/09-10/9562165.shtml> 時期は明示されていないが、2021年9月の記者会見であることから、20年あるいは21年のことと思われる。

²⁴⁾ http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2024-06/07/nw.D110000renmrb_20240607_3-02.htm

²⁵⁾ http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2024-05/21/nw.D110000renmrb_20240521_6-01.htm

¹⁹⁾ https://www.mee.gov.cn/zcwj/gwywj/202402/t20240205_1065850.shtml

²⁰⁾ https://coal.jogmec.go.jp/info/docs/241101_1.html

²¹⁾ http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2024-11/25/nw.D110000renmrb_20241125_1m

(2) その他の大気汚染問題と中国の対策

中国ではモータリゼーションの発展に伴って、二酸化硫黄や窒素酸化物の排出も増え、さらに微小粒子状物質（PM2.5 や PM10 など）による健康被害も深刻になっていった。PM2.5 の問題が深刻になっていた 2013 年に「大気汚染防止行動計画についての通知（大気十条）」がだされた。具体的には 2017 年までに地級市以上の都市の PM10 の濃度を 2012 年より 10% 以上引き下げ、京津冀（北京、天津、河北）、長江デルタ、珠江デルタの PM2.5 の濃度を各々 25%、20%、15% 程度引き下げるとしていた。大気十条と言われているように総合的に汚染物質の排出を減少させる、などの 10 項目の目標がかかげられている。

2018 年になると「青い空を守るための三年行動計画」が発表された。ここでは PM2.5 の他に二酸化硫黄や窒素酸化物、VOCs（揮発性有機化合物）の発生の抑制も目指している。同計画では 2020 年までに二酸化硫黄、窒素酸化物を各々 2015 年より 15% 以上減少させるとしていたが、（第 4 図）に見られるように二酸化硫黄は 2015 年より 2020 年には 82.9% 減、2023 年には 87.2% 減と超過達成している。一方、窒素酸化物は各々 44.9% 減、34.8% 減と目標は達成しているものの、減少幅は二酸化硫黄に比べると小さい。20～22 年は COVID19 の影響により、経済活動が縮小していたこと、また 23 年には 22 年より増加していることを考えると、実際には脱硝装置などの取り付けが遅れている可能性もある。経済が本格的に回復した後に減少幅を大きくさせることができるかが注目される。

また PM2.5 の減少未達成な地級市以上の市では 2015 年に比べ 18% 以上減少させ、空気の質の優良日の日数を 80% 以上にすることが目標としてかけられていた。

その目標に向かってより詳細な計画がたてられている。また生態環境部に丸投げではなく、例えば輸送網の整備では交通部も、港湾の整備には財政部も責任を持つとされ、関連する部門が総動員されている。

2023 年になると「『空気の質を持続的に改善する行動計画』の通知（新十条）」が出され対象地域を細かく設定し、より現実に即した行動が目指されている。

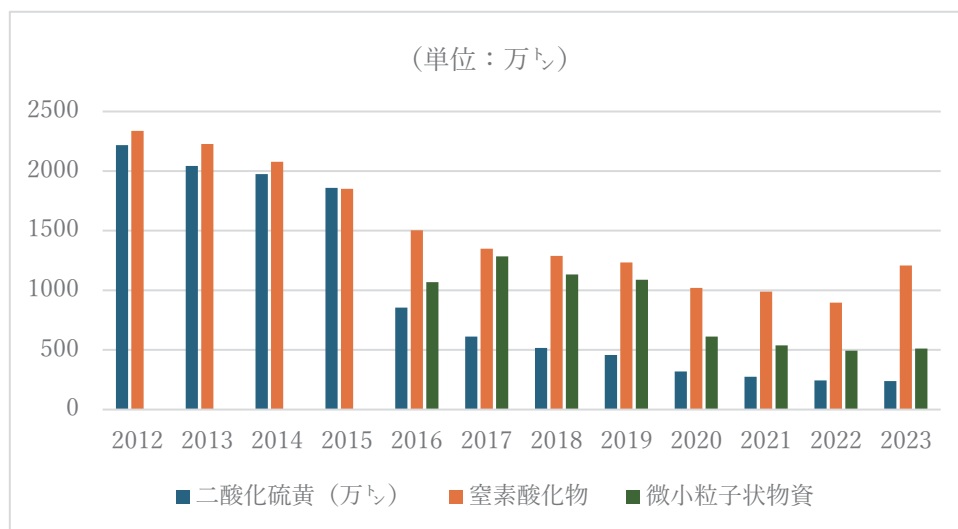
終わりに

中国で経済成長が停滞するなかにおいて、環境の改善が見られるようになった。個人の収入が伸び悩むなかで、人々のなかでも無駄なものを買う、あるいは食事の際に見栄を張って沢山の注文をするという行為も少なくなり、人々の環境意識も醸成されるようになった。ただし低成長の下でも GDP を増やしたいという思いからか国内の需要が低迷しているにも関わらず過剰生産が続き、環境問題改善の足かせになっている。

国内での環境整備に限界があるなか、今後は一帯一路でもグリーン一帯一路を唱えるなど、グローバルサウスなどへの環境問題への援助などで中国は一段と存在感を示すことになる可能性が高い。COP29 について書かれた人民日報の記事では、中国は 2016 年以降発展途上国に対し気候変動問題で 1770 億元の資金を提供し、気候変動領域の専門家 2400 名余を養成したと紹介している²⁷。

環境問題は多岐にわたっていることから、解決しなくてはならない問題も多い。例えば現在は二酸化炭素の排出を抑制する立役者になっている太陽光パネルもあと 10～15 年すれば、耐用年数を越え、一斉に廃棄される事態も考えられる。太陽光パネルには鉛やカドミウムも

（第 4 図）二酸化硫黄、窒素酸化物、微小粒子物質の排出量



（資料）<https://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01> および 23 年は「中国開発年鑑 2024」8-13 より作成

使われていることから、適切な処理がなされずに廃棄されれば、たちまち有害物資になってしまう。中国では2023年8月に中国初の風力や太陽光発電設備に対するリサイクルのための政策文書「廃棄された風力・太陽光発電設備のリサイクルの促進に関する指導意見」が国家発展改革委員会など6当局の連名で発表された²⁶。ようやくリサイクルのための端緒が開かれたところである。

経済が停滞しているときに、モノが生産されるわけではない、汚染物資を出さないための環境への投資ができるのか、あるいは経済が回復したときに、二酸化炭素をはじめとする汚染物資の発生をこれまで通り抑制するこ

とが可能なのか、中国の環境問題への取り組みの本気度が試されている。

参考文献

- 今村弘子（2018）「中国の経済発展と環境問題」和田直也・今村弘子編『自然と経済から見つめる北東アジアの環境』富山大学出版会
- 染野健治（2015）「中国の環境問題が解決する日」東京財団政策研究所
- 李志東（1999）『中国の環境保護システム』東洋経済新報社

²⁶ <https://www.nytimes.com/2024/04/23/business/china-auto-factories-price-cuts.html>

²⁷ http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2024-11/25/nw.D110000renmrb_20241125_1-16.htm

²⁸ <http://j.people.com.cn/n3/2023/0818/c95952-20060315.html>

ネット配達員は労災保険の夢を見るか？

— 中国のプラットフォーム就労における社会保障の課題 —

澤田 ゆかり

Do Online Delivery Riders Dream of Workers' Compensation Insurance?
— Searching for Paths to Fill Social Security Vacuum in Chinese Platform Employment —

Yukari SAWADA

はじめに

「社会保険は自分にとってあまり意味がない。保険料を払う気もない！」

この言葉は SNS 上の煽りコメントではなく、上海市の人民代表大会常務委員会が 2024 年 3 月 25 日に開催した討論会の会場において、若いフード・デリバリーの配達員が発したものである。討論会のテーマは「新しい業務形態における労働者の権利と利益のための協議・調整メカニズムの構築」であった。この討論会には、スマホのアプリで受注するフード・デリバリーや宅配便などの配達員、家事労働者、ネット配車サービスの運転手が参加するいっぽう、関連プラットフォーム企業の代表や人民代表大会の代議員も出席していた。公的な場での意見表明であったため、主要メディアも次々とこの発言を取り上げた。ネット上には「社会保険を払わなくても違法にはならないの？」などの問いが溢れ、それに対する法律や労働・社会保障の専門家たちの見解が転載されていた。

サービス産業の DX が急速に進む中国では、こうしたスマホのアプリを頼りに働く「新しい就労形態」が存在感を増している。特にフード・デリバリーの配達員には、農村からの出稼ぎ労働者だけでなく、深刻な就職難に苦しむ高学歴の若者も次々と参入している。いっぽう問題点として、交通事故のリスクが高いこと、にもかかわらず社会保険の加入率が低いことが長らく指摘されてきた。なぜ彼らは社会保険への加入を嫌がるのだろうか。

本稿では、フード・デリバリーの配達員を事例として、(1) その就労状況をめぐる懸念を確認し、彼ら自身の相互扶助によるリスク軽減策を紹介する。また (2)

社会保険の加入に消極的な理由を考察し、これに対応するための政府の新たなパイロット事業の現状を論じる。

なおフード・デリバリーの配達員は、電動バイクに乗って街を駆け巡るイメージが定着しており、中国語では「外売騎手（テイクアウト・ライダー）」と呼ばれる。また配達する対象も料理・食品に限らず、さまざまな日用品雑貨も含んでいる。そこで本稿では読みやすさと用語統一のため、これ以降は外売騎手を「配送ライダー」と訳し、略す場合は「ライダー」と称する。

第1節 配送ライダーを取り巻く懸念と自助努力

2024 年 12 月 3 日、香港中国金融協会の孫明春はテンセント研究院の研究者らとともに、フレキシブル・ワークや新業態の就労者数に関する既存の各種調査を整理して、その結果を発表した。孫らによれば、2022 年にテンセント関連が生み出した就業機会は 5,017 万人、アリババ関連のデジタル就労は 7,309 万人、ショート動画アプリの快手プラットフォームでは 4,022 万人に達した、という。ただしプラットフォーム就労は兼業が可能であることから、これらを合算して「デジタル・プラットフォームによる就業機会」の全体像を確定することは難しい。

配送ライダーに限定すると、業界最大手のプラットフォーム企業である美团のアプリに登録したライダーのうち、2023 年に実際に報酬を得ていた者の数は 745 万人であった。2020 年には 470 万人だったので、それから 1.6 倍に増大したことがわかる（美团外売社会責任委員会 2024：12）。また業界 2 位の饿了麼では、2022 年 5 月から 9 月の間にプラットフォーム上で活動したライダーの数は 400 万人と、ウィーチャットの公式アカウン

トで報告されている。

以上のようにプラットフォーム企業の就労機会が巨大化し、配送ライダーの数も急増するなかで、従来はさほど騒がれなかった問題が改めて世間の耳目を集めるようになった。その一つが、配送ライダーが「工業労働者の空洞化」を招いた要因だとする言説である。2022年3月の全国人民代表大会および中国人民政治協商会議の期間に、著名な実業家で小康集団の董事長を務める張興海が、全人代の代表として「多くの若者が工場で働くよりも、フードデリバリーや宅配便の配達員になることを選んでおり、大学院生までがこの手の雇用に吸収されている」せいで、製造業では労働者の確保が難しくなっていると主張した。

張によれば、製造業では2020年の時点で約2,200万人の人材不足が生じており、過去5年間に毎年平均150万人の労働者が製造業を去った、という。これは製造業の健全な発展に不利になると張は述べ、より多くの若者が製造業で働くように政府は製造業の新規雇用者に対して雇用補助金を提供し、臨時雇用者に対して一定の収入と保険料の補助を行うよう提案した（劉新悟、劉政寧2022）。

張が提案を行ったのと同じ2022年、人力資源社会保障部は四半期ごとに労働力不足の産業ランキングを発表した。求人数と求職者数の差が大きい上位100業種のうち、大分類では製造業の生産職が最も多く41業種に上った。2位は、社会／生活サービス提供者で30業種あり、3位の専門技術者は23業種という状況であった¹。

もっとも同年第4四半期の時点で個別の業種を見ると、首位はセールス担当者（市場調査や商品・サービスの販売営業）で、2位が自動車製造ラインの生産職、3位が宅配の配達係となっており、上位10業種に限れば、製造業関連は2業種にとどまっている。したがって、製造業だけが突出して深刻な人手不足に陥っているわけではない²。

ただ人民大学応用経済学院の丁守海教授の調査チームによれば、2021年のプラットフォーム就労者の前職を調べると、最も多いのが工場労働者（25%）であった。2位以下は、他のプラットフォームからの移動が20%、サービス業（15%）、建設業（8%）と続く³。すなわち

製造業からプラットフォーム就労への流出が見られたために、張代表のような「ネット配達業に若者を奪われる」という言説が広がったと思われる。

こうした言説は、今も根強い。福輝ガラス工業グループの創業者、曹徳旺会長は2023年3月25日に中央テレビ局2（CCTV2）のインタビュー番組に出演した際に、企業の人材不足を解決することが急務であると主張し、今の中国の学生は「就職しないでテイクアウトの配達にいつてしまう」、「大学で何も学んでいないからではないか」と批判している⁴。

こうした発言に対して、学術界でもネット上でも反応は大きかった。雑誌『三聯生活周刊』は曹徳旺の言葉を引用して、製造業から配送ライダーになった若者の特集を組んだ。また前出の丁守海は2024年の論文で、配送ライダー1,009人、宅配便の配達員1,010人およびシェアライドの運転手1,026人について、製造業の工場労働者1,016人とタクシー運転手510人と比較し、前者の選択要因を分析した（丁、陳2024）。その結果、いずれも「時間が自由」「収入が良い」「技能を問われない」が主な決定要因として浮かび上がった。

もっとも『三聯生活周刊』に限らず、近年は配送ライダーのインタビューがさかんに行われている。そこから具体的な事例を見ると、工場勤務で体を壊したために長時間労働が難しくなって「時間が自由」なライダーを選択した者や、出稼ぎで貯めた資金で飲食業を始めたがコロナ禍で店が潰れたり、IT企業や不動産など成長産業で起業したが政策の変化や景気の減速で倒産したりして、「借金に追われているため」に、配達すればその場で確実に報酬が得られることを指して「収入が良い」と答えるなど、その中身は多様である⁵。彼らにしてみれば、配送ライダーは失業や危険な職場環境や借金返済の対策であり、一種のセーフティネットとして機能していることになる。

その反面、配送ライダー自身のセーフティネットについては制度上の問題があり、就労者の安全性と権利の確

¹ データは、就業訓練技術指導センターが102ヶ所の公共職業サービス機構で実施した定点観測によって収集している。

² 人力資源和社会保障部の以下のリンクからより詳細な産業別一覧表にアクセスできる。https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/buneiyaowen/rsxw/202301/W020230118415217021121.pdf、アクセス日：2024年12月06日。

³ この調査は「平台就業の生成機理、風險点及対策分析主報告」（プラットフォーム雇用における生成メカニズム、リスクポイント、対策に関する分析の主要報告）と題しており、調査対象数は労働者5,081名、製造業（工場）が700件にのぼる。原出は「第一財經」2021年11月19日記事。

⁴ 中央電視「對話—老友記：曹徳旺的人生第三幕」2023年3月25日放送、https://tv.cctv.com/2023/03/25/VIDES96n0kGhDtjraBwdlVwk230325.shtml、アクセス日：2024年12月13日

⁵ 代表的なインタビュー集としては、楊（2022）、頼（2020）が挙げられる。

保が不十分であると言わざるを得ない。たとえば中国共産主義青年団の機関紙『中国青年報』は、2024年3月29日の一面に「複数の当事者の要求を考慮し、新業態の労働者の社会保障制度を改善する」と題した評論を掲載し、屋外で働く新業態の就労者が交通事故、悪天候、病気などの職業上の深刻なリスクに直面していること、その要因として既存の社会保障の適用範囲が狭いことや労働関係が曖昧であること、補償規定が不明確であることを挙げている。同時に、配達物の若者を社会保障に入れることは世間の関心事であり、関連する法律、規則、政策、措置を早急に策定する必要がある、と主張した⁶。

いっぽうライダーたちの現実として、これまで職業上のリスクを軽減してきたのは地縁や業縁に基づく相互扶助ネットワークであった。特に農村出身のライダーたちは、「老郷帶老郷（郷里の者を連れてくる）」と呼ばれる同郷の紹介で配送ライダーになることから、「兄弟連」と言われる仲間関係を形成している⁷。

楊麗萍の配送ライダーとのインタビュー集から、彼らのトラブル対応を例にしてみよう。河南省の農村出身の胡超超によれば、多数の注文票を抱えた状態で大雨のためバッテリーが故障してバイクが動かなくなったとき、「おらが村のもん（原文：我們村兒的）」と呼ぶ同じ村の出身者に連絡して助けを呼んだ。すると彼らの一人が駆けつけてバイクを貸してくれたので、胡は規定の時間内に配達を済ませることができ、罰金を免れた。

また厄介な交通事故の際にも、「おらが村のもん」が頼りになる。同郷の従兄弟が歩行者にぶつかる人身事故を起こしたとき、胡は彼らから連絡を受けて現場に飛んでいった。被害者のなかには法外な賠償金をふっかける者もいて、自分たちはよそ者だから被害者が地元民で「たかり」にくると面倒なことになる、と胡は述べてい

る。裁判には時間がかかるし、手続きも分からず怖いので、大部分のライダーは事故に遭うと示談を選ぶ。胡らは、示談で言いなりにならないように仲間に付き添うのである。

ただし法律が絡んでくると、「おらが村のもん」ではどうしようもなくなる。胡超超の別の従兄弟（胡海明）は電動バイクで走行中に乗用車に衝突されて、怪我をしたことがあった。乗用車の運転手は責任を認めて8,000元の賠償に応じるといったが、保険会社に行く日になると連絡が取れなくなった。この従兄弟はどうして良いか分からず仲間に相談したが、誰も役に立たなかった。もし弁護士を雇うと4,000元も費用がかかってしまう。そこで胡海明は東奔西走して、ようやく裁判所に訴えた経験のあるライダーを見つけだした。その人にやり方を教わって、治療費など3.76万元の賠償請求書を自分で作成したところ、裁判所は被告に5,156元の賠償を払うようにと命じた。それ以上の請求については、証拠物件の未提出を理由に認められなかったが、仲間のあいだで胡海明は「勇気のあるやつ」という評判を得た（楊2022：183-186）。

こうしたライダー間の相互扶助は、同郷の出身者同士に限らない。上記の裁判の事例からも分かるように、配送ライダーのつてを辿って助け合う「同業ネットワーク」も存在する。涂永前と何礼苗の調査によれば、北京のあるライダーグループはメンバーが交通事故に遭うと、代表が事故現場の周辺にいる仲間に連絡して一斉に現場に向かう。その後はメンバーが役割分担して対応に当たる。怪我をしたライダーを病院に運ぶ救急担当、事故現場での揉め事の処理を引き受ける者のほか、配達が遅れたり未配達のままになると苦情や罰金が発生するので、事故に遭ったライダーが所属する営業所に連絡し、中断した注文を代行する者などに分かれる。

また大きな事故の場合、このグループは事後の支援も行っていた。2020年4月に起きた交通事故では、ある配送ライダーが車にはねられて左足に大怪我を負い、その後1年半も働けなくなった。本人は病院で8万元の治療費を支払ったが、事故を起こした運転手とは連絡がつかなくなったので、友人ライダーの勧めに従って上記グループの代表に助けを求めた。代表は法律支援組織に援助を申し込むと同時に、5万元分の医療費を立て替えてから、事故に遭ったライダーの代理として保険会社に請求を行ない、1万元の保険金を得ている（涂、何2022：132）。

インターネット時代の今、同業ネットワークはスマホを介したオンライン上のグループという形をとって短期間に形成・拡大する。顔見知り限定されないため、参加人数も活動範囲も広がりやすい。が、それが故のリスクも生じる。オンライン経由の同業グループは、要にな

⁶ 王鐘の「兼顧多方訴求 完善新業態労働者社保制度」『中国青年報』デジタル版01面、2024年03月29日記事、https://zqb.cyol.com/html/2024-03/29/nw.D110000zgqnb_20240329_6-01.htm、アクセス日：2024年6月28日。

⁷ 美团点評研究院が発表した「新しい時代、新しい若者：2018年の出前ライダー研究報告」によれば、就職の経路として、ライダーの42%が「先輩ライダーの紹介」でこの仕事に就いたという。その他の回答は多い順に「自分でネット検索を通じて」が2位で3割、「仲介業者の紹介」が3位で15%、「街頭やビルの広告を見て」が4位で12%となっている。出所：「美团点評发布《2018年外卖骑手群体研究报告》」中国新闻网2018年5月4日記事、<https://www.chinanews.com.cn/business/2018/05-04/8506105.shtml>、アクセス日：2024年12月2日。

る創始者がいなくなると活動停止に陥りやすい。またストライキなど労働運動に関わると、取り締まりの対象になる可能性が高い。この意味でも、地縁・業縁の相互扶助には限界がある。社会保険がライダーたちのリスク軽減に寄与する余地は大きい。

第2節 社会保険を避けるライダーたちと政府の対応

それでは、なぜ配送ライダーたちは社会保険に入らないのだろうか。

冒頭の上海の討論会で「入る気もない」と言ったライダーの理由は、保険料の負担が重いことである。「もし社会保険料を払うとなったら、毎月700円を自腹で出すだろうか？700円といえば、配達100件分と同じ額だ。そんな金があったら郷里の家族に仕送りして、子どもにおもちゃでも買ってやりたいじゃないか」（劉、葉2024）。

実のところ上海で配送ライダーが社会保険に入ろうとすれば、月々の保険料の支払いは700円では済まない。彼のいう700円は「都市企業従業員社会保険」（以下、従業員保険と略す）の従業員が拠出する分を指している。従業員保険は、都市部の被用者が加入を義務付けられている公的保険で、基礎年金、医療保険、労災保険、

失業保険のいわゆる「四險」で構成される⁸。このうち企業（使用者側）が負担する保険料率は27.3%、従業員（個人）の拠出分は10.5%である。上海市における2024年7月1日から25年6月30日までの社会保険料の納付基数は、月額の上限が3万6,921元、下限が7,384元と公表されている⁹。したがって賃金総額が下限の水準にある従業員の場合、個人が負担する保険料は775.32元になる。

いっぽう配送ライダーを含むフレキシブルワーカーが加入できるのは、「四險」のうち基礎年金と医療保険だが、その支払い方法および労災保険の扱いは地方によって異なる。上海の場合、社会保険の納付基数は上限から下限の間で選択できるので、ライダーは保険料が最も安くなる下限を選ぶことが多い。彼らの保険料率は、基礎年金20%と医療保険10%のため¹⁰、下限の納付基数を選択した場合でも、月額2,215元を保険料として納付しなくてはならない。これは企業に勤める従業員の2.9倍に相当する。北京でもほぼ同じで、2.8倍である（表1、2）。要するに、加入できる保険の種類は少ないが、使用者側の拠出がない分、ライダーたちの保険料率は割高になるのである。

また首都師範大学の崔碩が2021年3月に北京で実施した配送ライダーとのインタビュー¹¹では、次のような出来事が記録されている。「ある友人に教えてもらって

表1 北京市の社会保険料（2024年7月1日—2025年6月30日）

1. 都市企業従業員		基数の下限（6,821元）		
種類	個人拠出分		企業拠出分	
	比率	金額（元）	比率	金額（元）
年金	8.0%	545.68	16.0%	1091.36
失業	0.5%	34.11	0.5%	34.11
労災	0.0%	0.00	0.4%	27.28
医療	2.0%	136.42	9.8%	668.46
合計	10.5%	716.21	26.7%	1821.21

2. フレキシブル・ワーカー		基数の下限（6,821元）	
	比率	金額（元）	
年金	20%	1,364.20	
失業	1.0%	68.21	
医療	定額	576.32	
合計		2,008.73	

⁸ 以前は出産保険（原文：生育保険）を含む「五險」であったが、2019年に出産保険は医療保険との統合が決定した。

⁹ 上海人力資源和社会保障局ウィーチャット公式アカウント「本市調整2024年度社保繳費基数上下限」2024年7月31日、<https://mp.weixin.qq.com/s/ceCiMkfZpOzDyJzB7gtKbg>、アクセス日：2024年12月08日。

¹⁰ フレキシブルワーカーの保険料は2024年3月1日から引き下げられたため、基礎年金は24%から20%に、医療保険は11%から10%になった。

¹¹ 崔碩は、2021年2-3月および22年1-3月にかけて、オンラインとオフラインで16名のライダーたちと半構造化インタビューを行った。うち14名は北京市で、残り2名は雲南の普洱市で一人当たり平均80分をかけて話を聞いている（朱、崔、鄭、高2023：230）。

表 2 上海市の社会保険料（2024 年 7 月 1 日—2025 年 6 月 30 日）

1. 都市企業従業員 基数の下限（7,384 元）				
種類	個人拠出分		企業拠出分	
	比率	金額（元）	比率	金額（元）
年金	8.0%	590.72	16.0%	1181.44
障がい者保障金	0.0%	0	1.5%	110.76
失業	0.5%	36.92	0.5%	36.92
労災	0.0%	0	0.26%	19.1984
医療	2.0%	147.68	9.0%	664.56
合計	10.5%	775.32	27.3%	2,012.88

2. フレキシブル・ワーカー 基数の下限（7,384 元）		
	比率	金額（元）
年金	20%	1476.8
医療	10%	738.4
合計		2,215.2

社会保険を納付しようとしたら、自腹で毎月 1,400 元も払う必要があるとわかった。年間なら 1 万 7,000 元くらいになる。家族にそう伝えたら、母ちゃんに『ダメだ、日々のやり繰りだって赤字なのに、そんな余分な金はない』と言われた」。仮に余裕があったとしても、その分は郷里への仕送りに使いたい、また家賃の負担が北京は重いので節約にも限界がある、という（朱、崔、鄭、高 2023：232）。

さらに従業員保険の基礎年金は、受給資格を得るまで 15 年間も中断なしで保険料を納付する必要がある。このことも、加入を忌避する要因になっている。ライダーを長期的に続ける予定の者は多くないからである。このためライダーにとって現実的な選択肢は、自営業者や農民向けの都市農村住民保険（以下、住民保険と略す）に加入することになる。この社会保険は、給付額は多くないが、そのぶん保険料が安くて負担感が少ない。年金と医療については、これでカバーできる。

その他の要因として、ライダーの間では保険に対する不信感が根強いことが挙げられる。前出の崔碩は、聞き取り調査の最中に、ある女性ライダーから「これまで社会保険料を払ったこともないし、いざという時には保険なんか当てにならないよ」といわれたが、よく聞いてみると彼女は保険の内容や金額についてもよく知らず、単に周りのライダーが言うことを繰り返していただけであった。このように多くのライダーが「役に立たないから加入しない」というのは、必ずしも十分な情報に基づいて未加入を選択したことを意味しない（朱、崔、鄭、高 2023：233）。

いっぽう実体験に基づいて「社会保険は当てにならない」と考える者もいる。崔碩の聞き取り調査では、「ライダー仲間の一人が配送の途中で車にはねられて、左足を骨折したが、毎日 2 元ずつ保険料を払っていたのに、補償を受けられなかった」と語った男性がいた。この 2

元が社会保険料というのはライダーの誤解で、プラットフォームが独自に民間保険会社と契約している商業保険であったが、いずれにしてもライダーたちの報酬からプラットフォームが強制的に 1 日あたり 2～3 元を保険料として天引きするので、避けようがない（朱、崔、鄭、高 2023：231）。

興味深いことに、このライダーは「社会保険は役に立たない」ことを理由にして、自腹で民間保険に加入していた。彼は新米ライダーだった頃に、車にはねられる事故に遭っていた。そのころプラットフォームは一日当たり 3 元を保険料として天引きしていた。そこで彼は自分の所属する営業所のチーフにプラットフォームの保険による補償を相談したところ、交通警察の証明書など一式の提出を求められた。数日後、彼がチーフに尋ねると「保険は降りなかった」としか言わない。このライダーは証明書類の返却を求めたが、チーフはそのような書類は預かっていないと言い張った。こうした経験からこのライダーは、自分で手続きをして民間の傷害保険に加入し、毎月 100 元余りの保険料を支払っていた（朱、崔、鄭、高 2023：233）¹²。

以上のように、ライダーたちは就労に伴う交通事故や健康へのリスクを実感しているものの、保険料の負担感や給付に向けた種々のハードルなどから、既存の社会保険への加入については消極的な態度を続けている。

これに対して政府は 2017 年 4 月に国務院が「現在および将来における雇用と起業を適切に行うことに関する意見」（国発〔2017〕28 号）で、「新しい雇用形態の特性に適応した雇用と社会保障制度の改善」について「フ

¹² 事故に遭った配送ライダーがプラットフォームの手続きに阻まれて、商業保険の補償を受けられない事例は、他の論文や記事でもしばしば報告されている。たとえば、頼 2020：88、田 鄭 2022：77 など。

レキシブル・ワーカーに適した失業保険および労災保険を模索する」という方針を示した。これを受けて、地方レベルで様々な方法が試行された。濰坊市と南通市では就労者が労災保険に直接加入する方式が検討された。浙江省ではプラットフォーム企業を雇用主体として位置付けていたが、広東省では労働関係の有無にかかわらず加入できるようにし、蘇州の太倉市では保険料の拠出に基づかない基金を設けようとした。蘇州市呉江区は政府主導で商業保険に委託する方式を、江西省九江市は新たな社会保険として扱う方法を採用した（王 2021：52-58）。

21 年 7 月 7 日には国务院常务委员会が具体的に「シェアライドの運転手、フードデリバリーおよび宅配の配達員に焦点を当て、職業上の傷病を保障するためのパイロット事業を立ち上げる」と提案したのを受け、同年 7 月 16 日、人力資源社会保障部と他の 8 部門が共同で「新雇用形態における労働者の労働・社会保障の権利と利益の保護に関する指導意見」（人力資源・社会保障部 [2021] 第 56 号）を発表した。これに基づき、2022 年 7 月から北京、上海、四川ほか 7 省市で美团、貨拉拉、曹操出行など 7 社のプラットフォーム企業が、配送ライダーやドライバーに職業傷害保障を提供するパイロット事業を開始した。

この制度においては、プラットフォームが注文 1 件ごとに障害保険の保険料を拠出することになっている。つまり従来の「四險」から切り離して、独立した職業傷害保険を設けたのに等しい。これまで配送ライダーたちはプラットフォームと雇用関係がないため、労災保険から除外されてきた。しかしこのパイロット事業で扱う職業傷害保障は、これまでの労災保険とは異なり、労働関係の有無を問わずにプラットフォーム企業が保険料を拠出する。その際には総支給額を基準にせず、毎月の注文数に基づいて保険料を申告・納付することになっている。さらに職業傷害の認定、労働能力の評価、保険金の給付などの業務プロセスに商業保険会社を参加させようとしている。新華社の報道によれば、2024 年 6 月末の時点で 7 つの実験都市では合計 886 万人がこの保険に加入したという。地方別に見ると、上海では 113 万 900 人が職業傷害保障に入った。四川省では加入者が累計で 131 万 9,500 人に達し、給付金として総額 1 億 2,200 万元が支払われた。また北京でも 89 万 9,600 人が加入している¹³。

以上のように政府は今、既存の「四險」の限界を認め

¹³ 「財經聚焦：進展如何 效果怎樣？—新就業形態就業人員職業傷害保障試点情況調查」新華社（北京）2024 年 8 月 15 日電、新華網、<http://www.news.cn/fortune/20240815/4a024a622a774ce58ac048043a00f3cc/c.html>、アクセス日：2024 年 12 月 02 日

て、プラットフォーム就労の従事者を新たな社会保険に包摂する方針に傾いている。2024 年 3 月の「政府活動報告」でも、フレキシブル就労（中国語の原文：靈活就業）の保障改善に言及し、2024 年の政府の任務として改めて「新業態の就労者に対する職業傷害保障パイロット事業を拡大する」ことを掲げていた。

しかしパイロット事業の評価については、まだ見通しがついていない。また商業保険と政府の提携において責任の範囲がどう決まるのか、既存の「四險」保険と切り離した新たな保障の増設は長期的な収支バランスにどう影響するのか、といった問題は、今後の課題として注視する必要がある。

若者が社会保険の加入に対して消極的な態度を示すこと自体は、世界的に見て珍しい現象ではない。日本でも 2024 年 10 月 27 日に実施された衆議院議員総選挙で、減税と社会保険料の軽減によって「手取りを増やす」と訴えた国民民主党¹⁴が議席を増やして躍進した¹⁵。社会保険を忌避する若者と安定を求める政府の綱引きは、今後の日中共通の課題になるかもしれない。

引用文献

- 丁守海、陳雯（2024）、「去上班還是送外賣：數字經濟下勞動者的就業選擇分析」『政治經濟學評論』15 卷 1 号、pp.118-133
- 餓了麼藍騎士（2024）、「2023 年餓了麼騎手權益保障報告：放心點、準時達、美好生活」04 月 02 日、<https://mp.weixin.qq.com/s/zHvYOhTa19ogm3ZO0RGwGA>、アクセス日：2024 年 12 月 15 日
- 賴祐萱（2020）、「外賣騎手、困在系統里」『人物』pp.70-91
- 劉新悟、劉政寧（2022）、「代表委員聲音：張興海代表：鼓勵年輕人少送外賣，多進工廠」人民網-重慶頻道 03 月 05 日、<http://cq.people.com.cn/n2/2022/0305/c365401-35160924.html>、アクセス日：2024 年 11 月 30 日
- 劉怡仙、葉蕾蕾（2024）、「外賣騎手，為何躲在社保之外」『南方週末』04 月 10 日記事 <https://www.infzm.com/contents/269425>、アクセス日：2024 年 6 月 27 日
- 馬晨晨（2021）、「人民大學調研：1/4 平台就業者來自工人，工廠漲工資压力大」『證券時報網』11 月 19 日記事

¹⁴ 国民民主党第 50 回衆議院議員総選挙特設サイト「玉木代表メッセージと政策のポイント」<https://election2024.new-kokumin.jp/policies-message/>、アクセス日：2024 年 12 月 6 日

¹⁵ NHK「議席確定：衆院選 自民公明過半数割る 立憲国民は大幅増」2024 年 10 月 28 日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241027/k10014620511000.html>、アクセス日：2024 年 12 月 6 日

https://news.stcn.com/news/202111/t20211119_3883725.html、アクセス日：2024 年 12 月 01 日

美团外卖社会责任委员会（2024）、「2023 年：美团骑手权益保障社会责任报告」美团 https://s3plus.meituan.net/v1/mss_f5ecef526b384cbaa1117230d53b4bd6/smart/%E7%BE%8E%E5%9B%A2%E9%AA%91%E6%89%8B%E6%9D%83%E7%9B%8A%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E8%B4%A3%E4%BB%BB%E6%8A%A5%E5%91%8A2023%E5%B9%B4_4hhuoa.pdf、アクセス日：2024 年 07 月 05 日

人力资源和社会保障部（2023）、「2022 年第四季度全国招聘大于求职“最缺工”的 100 个职业排行」1 月 18 日、https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/buneyaowen/rsxw/202301/t20230118_493691.html、アクセス日：2024 年 12 月 05 日

施雨、魏昭陽、夏傑藝（2024）、「不願進廠的年輕人：人生卡在“送外卖”上」『三聯生活周刊』11 月 12 日、<https://www.lifeweek.com.cn/h5/article/detail.do?artId=238301>、アクセス日：2024 年 12 月 13 日 閲覽

孫春明、陳維宣、陳亦新（2024）、「数字平台对就業的促進作用及面臨的挑戰」中国金融四十人論壇、12 月 03 日、<https://mp.weixin.qq.com/s/jBEdQVHKLT3c5lvB2apNQ>、アクセス日：2024 年 12 月 12 日

田思路、鄭辰煜（2022）、「平台從業者職業傷害」『中国人力資源開發』39 卷 11 号、pp.74-89

王天玉（2021）、「試点的價值：平台靈活就業人員職業傷害保障的制度約束」『中国法律評論』第 4 期、pp.51-60

涂永前、何礼苗（2022）、「外卖騎手自組織的形成和運行機制研究」『廣西社会科学』第 7 期（通号 325 期）、pp.126-135

楊麗萍（2022）、『中国外卖：外卖小哥生存現狀調查報告』浙江人民出版社

朱迪、崔岩、鄭少雄、高文珺（2023）、『騎手的世界：对新職業群体的社会調查』社会科学文献出版社

統一主導権とその反作用

——新時代の台湾政策

塩沢 英一

Initiatives for Taiwan unification and reactions to it: China's Taiwan policy in the new era

Eiichi SHIOZAWA

はしがき

習近平総書記は2022年10月の中国共産党第20回大会で、3期目入りした。過去2期で強固な政治基盤を築き、多方面にわたる独自の指導思想「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」を確立した。ただ台湾政策について、輪郭がはっきりしてきたのは2期目後期である。同時にこのころから、中国が台湾の武力統一に踏み切るのではないかという国際社会の懸念が強まった。2027年台湾有事説が真剣に語られ、日本政府が2022年12月に策定した国家安全保障戦略でも防衛力強化のめどは2027年度と明記された。本稿では、習近平政権の台湾政策について、公開資料、非公開情報などから包括的に外観し、兩岸関係において主導権をにぎって今世紀中葉までに統一することがその特徴であるとする。また台湾有事への強い懸念を引き起こした原因が主導権掌握のための中国人民解放军の建軍100年奮闘目標であると指摘する。その上で台湾政策を含む習近平の路線が台湾や国際社会の強い警戒を引き起こし、結果的に台湾の自立を後押しする結果を招いていることを示す。また少なくとも2027年まで続く習近平政権下での台湾有事の可能性を展望する。

第1節 「新時代に党が台湾問題を解決する総合戦略」とは何か

1. 台湾政策の形成

1) 2021年歴史決議で確立

習近平の台湾政策は「新時代に党が台湾問題を解決する総合戦略」という名称が付いている。これは「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」（習近平思想）

の重要な一部である¹。この名称が最初に現れたのは2021年11月の中国共産党第19期中央委員会第6回全体会議（6中全会）で採択された「党の100年にわたる奮闘の重大な成果と歴史経験に関する決議」（歴史決議）においてであった。この中で「習近平同志は台湾業務について、一連の重要な理念と政策・主張をうち出して、党が新時代において台湾問題を解決するための総合戦略を形成した」と明記している。ただ具体的内容はなく、翌年の第20回党大会で明らかにされると期待された。しかし第20回党大会報告でも具体性はなく習近平は「我々は新時代の台湾問題解決のための総合戦略を打ち出し、兩岸の交流と協力を促進し、『台湾独立』の分離活動に断固反対し、外部勢力の干渉に断固反対し、台湾兩岸問題の主導権（リーダーシップ）・主動権をしっかり握る」と述べただけだった。

表1 総合戦略10の含意

総体戦略10項	位置付け
党中央の集中指導	根本保証 習思想の核心
中華民族の偉大な復興過程で祖国統一推進	統一の歴史方向 22年党大会報告
大陸の発展・進歩を基礎に台湾問題解決	統一の戦略思考 15年政治協商会議での講話
平和統一と一国二制度	大政方針 12年党大会報告
一つの中国原則と92年コンセンサス	政治的基礎 19年同胞に告げる書40年
兩岸関係の平和発展、融合発展	統一の実践アプローチ 19年同胞に告げる書40年
台湾同胞と団結し、民心を勝ち取る	統一の根本動力 19年同胞に告げる書40年
台独の分裂意図を粉砕	統一の必然要求 21年10月辛亥革命110年談話

¹ 劉結一（2022）

外部勢力の干渉に反対する	外部条件 る書 40 年	19 年同胞に告げ
武力使用放棄を約束しない	戦略支柱 る書 40 年	19 年同胞に告げ

(資料)『求是』から筆者作成

習近平が指導理念を極めて重視し、政治・経済・文化・軍事を含むあらゆる領域で習近平思想を徹底させるため全ての党員に学習させ、思想統一を図っていることを考えれば、この総合戦略が台湾政策上、最も重要であると言える。しかし未だに全容は判明していない。ここに台湾政策の不透明性、台湾有事などの臆測が飛び交う一因がある。

第 20 回党大会直後の 2022 年 12 月、台湾政策を担当する国务院台湾事務弁公室の劉結一主任は、党の理論誌『求是』に「新時代に党が台湾問題を解決する総合戦略を貫徹する」と題する論評を掲載、総合戦略の要旨について語った。それによれば①党中央の集中指導②中華民族の偉大な復興過程で祖国統一を推進③大陸の発展・進歩を基礎に台湾問題を解決④平和統一と一国二制度⑤一つの中国原則と 92 年コンセンサス⑥兩岸関係の平和発展・融合発展⑦台湾同胞と団結し民心を勝ち取る⑧台湾独立の分裂意図を粉碎⑨外部勢力の干渉に反対する⑩武力使用放棄を決して約束しない—の 10 項目が「含意」だとしている。

また政策担当者への「実践要求」として①歴史的主動権を握り祖国統一推進②人民の福祉増進、各領域で兩岸融合発展③闘争精神を発揮し、台湾独立派による分裂と外部干渉を粉碎④団結し手を携えて祖国統一、民族の復興の歴史的偉業を実現—の 4 つを挙げている。

10 の含意と 4 の実践要求では①中華民族の復興過程で祖国統一②兩岸融合発展③台湾独立派による分裂と外部干渉を粉碎—は内容的にはほぼ重複しており、この部分が重要であることを示唆している。

表 2 総合戦略 4 の実践要求

実践要求	発言時期
歴史的主動権を握り祖国統一推進	21 年歴史決議
人民の福祉増進、各領域で兩岸融合発展	18 年連戦会談
闘争精神を発揮、台独分裂と外部干渉を粉碎	19 年同胞に告げる書 40 年
団結し手を携えて祖国統一、民族の復興の歴史的偉業を成し遂げる	19 年同胞に告げる書 40 年

(資料)『求是』から筆者作成

2) 重要思想から総体戦略へ

10 の含意と 4 の実践要求の内容は、いずれも過去に習近平が会談や会見などで語ったもので、初出ではない。「党の集中指導」は習近平思想すべてに貫かれてい

る基本である。「中華民族の偉大な復興過程で祖国統一」は、習近平思想において「社会主義現代化強国」と並んで「中国の夢」として 2049 年の建国 100 年までに実現する総目標である。

「平和統一と一国二制度」は、改革・開放にかじを切った鄧小平時代からの方針であり、習近平が総書記に決まった 2012 年の第 18 回党大会報告にも盛り込まれている大局方針である。「大陸の発展・進歩を基礎に台湾問題解決」は習近平が 2015 年 3 月の政治協商会議で台湾民主自治同盟などと会見した際に語っている。このほか 2019 年 1 月に習総書記が台湾同胞に告げる書 40 周年記念にあたって発表した演説の内容が多い。このようにしてみると、総体戦略は一つの完成した文書・論述ではなく、習近平の過去の一連の発言のポイントを官僚がまとめたものとみられる。習近平思想自体も一つの完成した論述ではなく、習近平が就任以来、各領域で述べた演説や発言が積み重ねられ、上書きされている内容を「習近平論述」として抜粋したもの集大成である²。

台湾政策については、2018 年までは「習近平総書記の台湾工作に対する重要思想」という表現が使われていた。それが「総体戦略」に「格上げ」されたのは、2019 年の台湾同胞に告げる書 40 周年記念演説など重要発言などを経て台湾に関する見解が具体化していったためとみられる。

3) 統一期限設定と主導権

では習近平の総体戦略は、歴代指導者の台湾政策とはどこが異なり、どんな特徴があるのか。1 つは、建国 100 年 (2049 年) の総目標である「中華民族の偉大な復興 (という中国の夢)」の中に祖国統一を含めることで、統一の期限を事実上区切ったことである。2021 年の歴史決議などで建国 100 年までに「中華民族の偉大な復興を実現する」との目標を示し、第 20 回党大会報告などで「国家の完全統一は中華民族の偉大な復興の必然要求」とした。「2049 年までに台湾統一」とストレートには言っていないが、三段論法で祖国統一は今世紀中葉までに実現すると主張している。これまでの指導者は統一の期限を設けていなかった。期限を設けた以上、官僚たちは統一へ向けて何らかの具体的な行動をとらなければならない。

2 つ目は台湾統一へ向けた「主導権」の掌握だ。主導権という言葉は習近平が最初に使ったのは、台湾政策について総合戦略という定義がなされたのと同じ 2021 年の歴史決議だった。この中で「我々は「一つの中国」原則と「92 年コンセンサス」を堅持し、「台湾独立」をくろむ分裂の行動に断固として反対し、外部勢力からの

² 塩沢英一 (2022a) 13 ページ。

干渉に断固として反対して、兩岸関係の主導権と主動権をしっかりと握った。祖国の完全統一の『時』と『勢』はすべて我々が握っている」としている。統一のタイミングや形勢は中国次第で決められると強調したのである。4の実践では「歴史的主動権」としている。

表3 台湾工作会議のポイント

政治協商会議主席	重要ワード
12年胡錦濤政権・賈慶林	兩岸関係の平和発展 平和統一へ条件創出
13～17年習近平 1期目・俞正声	統一へ条件創出、青年交流など
18～22年習近平 2期目・汪洋	(18～20年) 祖国平和統一
	(21年) 祖国統一推進(「平和」なし)
	(22年) 主導権・主動権
23年～) 習近平 3期目・王滬寧	(23年) 祖国統一推進、主導権・主動権把握
	(24年) 祖国完全統一を実現する戦略主動権掌握

(資料) 新華社網から筆者作成

主導権については毎年開かれている台湾政策担当者の「台湾工作会議」における表現の変化からも読み取れる。胡錦濤前政権時代には「兩岸関係の平和発展」という言葉が基調だった。しかし習近平政権では、「統一推進」が使われるようになり、2022年1月に初めて、統一へ向けた「主導権と主動権」という言葉が現れた。以降、2023年にも「主導権と主動権」、2024年には「祖国完全統一実現の戦略主動権を一層掌握し、外部勢力干渉を抑え込む」としている。

胡錦濤前政権では台湾を経済的に取り込み、信頼関係を築くことに力点が置かれ、「統一」や「一国二制度」といった台湾が好まない言葉は控え目だった。習近平は1期目のスタートでは、前政権の平和発展路線を継承していた。しかし2014年、馬英九政権とサービス貿易協定を結んで経済緊密化を進めようとしたところ、ヒマワリ学生運動の抵抗にあって頓挫した。その勢いで2016年の国民党から民進党へ政権交代すると、考えは変わっていった。相手の気持ちを尊重するのではなく、統一へ向けて主導権・主動権を握り、攻めに転じることを決めた。

同じ統一促進に関する表現でも、1期目の台湾工作会議では「平和統一に向け条件創出」、2期目の2018～2020年は「祖国平和統一を推進」、2期目後半の2021年からは「平和」がなくなり「祖国統一」となった。非平和的手段を含めた統一を示唆している。また2022年からは台湾問題に介入する「外部勢力」への批判も言及するようになった。

過去3回出された台湾白書からも習近平政権下での台湾政策の特徴がうかがえる。中台代表の会談が1992年

に実現したあとの雪解けムードの中で発表された1993年8月の白書「台湾問題と中国の統一」(江沢民政権)では、「敵対関係終結」を呼びかけた。「軍事手段を含めたあらゆる権利を有する」と武力行使を排除しない姿勢を示しているが、平和統一と一国二制度による統治を強調し、台湾問題について「国際社会から理解を得られると信じる」と低姿勢である。2000年2月の「一つの中国原則と台湾問題」(江沢民政権)は李登輝総統の二国論が出た後、総統選の直前に発表された。李登輝を含む独立勢力批判や外部勢力介入批判もある。習近平政権下、2022年8月ペロシ米下院議長が訪台した直後に発表された「台湾問題と新時代の中国統一事業」は、統一への強い決意を表明し、兩岸関係における「主導権と主動権」を掌握して祖国統一を推進してきたと強調している。「平和統一と一国二制度」の堅持も過去の白書と同様に明記しているが、「二制度は一国に属するもの」と、一国が上位であることを強調している。また2000年の白書にあった「統一後、公務員や軍を派遣せず」という言葉はなくなった。

「主導」と「主動」は中国語で類似した言葉だが、「主導」はリーダーシップを取る、けん引する、「主動」は受動的ではなく積極的という意味合いが強い。あえて両方を並列することで、統一へ向けて「中国が決めるのだ」という強い意志を示している。

4) 総合戦略の実践化

習近平思想が絶対視されているいまの中国では、党や政府の職員は4の実践要求に基づいて台湾政策を進めていると考えてよい。

2016年に台湾で土着政党、民主進歩党の蔡英文総統が就任して以降、中国軍機が中台間の暗黙の境界線である中間線は無視して台湾側へ侵入するケースが急増し、台湾への防空識別圏への進入も増えた。これは、台湾の存在をなし崩しにして、実践要求にある主動権を握っていることをアピールするものだ。

実践要求にある「融合発展」は、習近平政権が民進党との対話を拒否しているため限定的となった。福建省で実施している融合発展モデル地区や、親中派が多い金門島との観光再開などが相当する。

中国軍が台湾周辺で軍事的威嚇を強めていることは、実践要求3つ目の「台湾独立と外部干渉の粉碎」の実践でもある。中国外務省が台湾独立派や外部勢力と見なす人物に対し、政治的、経済的制裁措置を取っているのも「粉碎」にあたる。中国は2021年11月、当時の蘇貞昌行政院院長(首相)らを中国入国禁止とした。2022年8月、ペロシ米下院議長訪台ではペロシや台湾の駐米代表部に相当する台北駐米経済文化代表処の蕭美琴代表らにも入国禁止などの制裁を科した。

習近平は2015年、国民党の馬英九総統とシンガポールで会談した。中台の現役のトップ同士が会談するのは1949年の中台分断後初めてだった。馬英九は「一つの中国」原則に基づく「92年コンセンサス」を認めている。中国は2023年4月、2024年4月にも退任した馬英九前総統の訪中を受け入れ、厚遇した。こうした行為は実践要求4つ目の「手を携えて民族の偉大な復興を成し遂げる」にかなった当局の対応である。

2. 主導権としてのパワー行使

1) 建軍100年目標

主導権・主動権を発揮するのに鍵となるのは軍事力、経済力などのパワーの行使と、国際世論における支持取り付けである。特に軍事力は、中国が台湾の武力統一に動けば米軍の介入が予想され、中国が主導権・主動権を握るための最大のネックになっている。米軍が介入を躊躇するような対等か優位の軍事力を持てば、武力解決を含めて中国が主導権・主動権を発揮することが可能になる。

この主導権・主動権という言葉が使われ始める少し前の2020年10月に第19期中央委員会第5回全体会議（5中全会）が開かれ、閉幕後のコミュニケで、中国軍の建軍100年となる2027年に向けた奮闘目標を設定したことを明らかにした。コミュニケは、具体的に何が奮闘目標であるかが明確にせず、その重要性を説く分りにくい文章だが、目標に向け「機械化、情報化、知能化の統合的發展を加速し、軍事訓練と戦争準備を包括的に強化し、国家主権、安全保障、発展利益を守るための戦略的能力を向上させる」とした。

軍専門家の李傑は、コミュニケを受けて中国共産党機関紙人民日報傘下の英字紙GLOBAL TIMESに「2027年までに中国軍は、台湾問題や南シナ海、中国とインドの国境紛争など西太平洋地域の覇権主義と権力政治がもたらす脅威に効果的に対処する能力を備える」とより具体的に解説している。

筆者は当時、北京でこの報道を見て中国の関係者に非公式に聞いたところ、建軍100年奮闘目標について「西太平洋地域で基本的に米軍と対等に戦える軍事力や、台湾海峡・南シナ海で米軍の対台湾への介入を拒否する力を確保するほか、台湾に対し東西南北4方向から同時に展開できる統合作戦能力を築くことを目指す」と語った³。李傑の内容とほぼ一致し、具体的だった。

実際、それ以降、軍事演習では台湾を東西南北4方向から包囲する形の演習が行われるようになった。ペロシ米下院議長が訪台した2022年8月のほか、2023年4月、

同年8月、2024年5月、同年10月に台湾を包囲する形での演習が確認されている。それ以前からも台湾海峡での軍事演習は行っているが、台湾を包囲する形での演習は2022年8月が初めてだった。

また中国は中距離弾道ミサイルを強化し、核弾頭の数を増やしている。これもまた米軍の介入を難しくさせる狙いであることは明らかだ。

この建軍100年奮闘目標は、裏返せば十分な台湾制圧能力を持っていないことを中国が認めていると言える。ただ不透明であるが故にその後の台湾問題を巡る国際情勢を変える大きなインパクトを持った。第2節で詳述する。

2) 経済その他のパワー

兩岸関係における統一へ向けた主導権・主動権を握るには、経済的に中国に依存させ、中国なしでは台湾の生存が成り立たないような環境をつくることも効果的である。

胡錦濤前政権は兩岸平和発展へ向けて、この経済的な依存構造をつくりだすことに力点を置いていた。2010年には台湾と中国の間で経済協力枠組み協定（ECFA）を締結した。習近平政権は2018年には台湾同胞に大陸と同等のメリットを与える31項目の優遇政策などを実施。2019年にはさらに26項目の優遇政策を発表した。2023年には台湾との経済一体化へ向けて対岸の福建省にモデル地区を建設して人的往来や投資を活発化させた。

その一方、民進党政権に打撃を与える狙いで2021年2月に台湾産パイナップル輸入を停止、2022年12月にサンマ禁輸、頼清徳政権発足後の2024年5月には台湾への関税優遇停止などの報復的措置をとった。これらは経済的なパワーの行使と言える。

中国が、台湾（中華民国）と外交関係を有する国と新たな外交関係を結び、台湾と断交させ、台湾を外交的に孤立させることは外交上のパワーの行使である。国民党の馬英九政権下では、外交関係の奪い合いをやめる「外交休戦」をしていたが、蔡英文政権下で中国は再開し任期中の10年で9カ国の外交関係を奪った。2024年1月の総統選で民進党の頼清徳が勝利した直後にも南太平洋のナウルと国交を樹立、台湾と断交させた。これにより、台湾と外交関係がある国は過去最少の12カ国となった。

国際世論での中国への支持取り付けは、今に始まったことではないが、統一へ主導権を握るには国際社会への世論工作は重要性を増す。しかし欧米諸国では中国の強硬路線を受けて、台湾問題でも中国に対して批判的な声広がった。ただ新興国・途上国の「グローバルサウス」の取り込むことにはある程度、成果を出している。

³ 共同通信、2020年12月18日「中国軍、27年米並みに」

第2節 台湾政策の反作用

1. 建軍 100 年目標から 27 年侵攻説へ

第1節で取り上げた総合戦略の重要な一部である建軍 100 年奮闘目標は、その不透明さゆえに大きな反響を引き起こした。発表から 4 カ月後の 2021 年 3 月、米インド太平洋軍のデービッドソン司令官は米上院軍事委員会の公聴会で中国軍が「6 年以内」に台湾に侵攻する可能性があると述べ、2027 年台湾有事説が一気に広まった。デービッドソンは「6 年以内」とする根拠を示さなかった。2027 年は習近平総書記の 3 期目が終わる年であることから 6 年以内の根拠を習近平の任期と関連づける分析が多いが、建軍 100 年奮闘目標の重要性は十分認識されていない。

建軍 100 年奮闘目標の内実が「米軍の介入阻止と台湾制圧作戦能力の獲得」というインサイダー情報は中国を専門とするインテリジェンス関係者には広がっており、筆者はデービッドソンの発言が出た当時、建軍 100 年奮闘目標に関する情報に基づいていると推測した。制圧能力の獲得と実際に侵攻作戦に乗り出すことは別次元の問題であるが、能力獲得と侵攻作戦がごっちゃに論じられた。デービッドソンは 2021 年 12 月にも同様の発言をし、その根拠に習近平の政治的野心を挙げた。また中国軍が行っている訓練や演習が台湾で起こるシナリオを想定し米軍の介入防止を目的としていると述べた⁴。

米国側の表現はその後トーンダウンし、2023 年 2 月、米中央情報局（CIA）のバーンズ長官は「（習近平が）2027 年までに台湾侵攻を成功させるための準備を中国軍に指示したことをインテリジェンスとして把握している」と述べた。米国の情報機関を統括する国家情報長官室は 2023 年 3 月、世界の脅威に関する 2023 年版報告書を発表し、中国が 2027 年までに台湾有事の際に米国の介入を抑止できる戦力を整備する目標達成に取り組んでいると指摘した。報告書の内容は 2020 年 10 月に建軍百年目標について筆者が得ていた内容にほぼ一致する。

2022 年 8 月のペロシ米下院議長訪台時に中国は台湾を東西南北から包囲する形で大規模な軍事演習を実施、台湾に近く、日本の排他的経済水域（EEZ）である南西諸島沖にも弾道ミサイルを落下させた。「台湾有事は日本有事」への懸念は強まり、同年 12 月末には 2027 年までに敵地攻撃能力を含め防衛力を大幅に強化するとの国家安全戦略が閣議決定された。当時官邸にいた安全保障担当者は「安全保障戦略は既に決まっていたが中国の軍事演習は、危機への対応は必要との世論を後押しする結果となった」と回顧している⁵。台湾有事への懸念が高

まり、米国は拡大抑止へ向けて同盟国との連携を強める方向を加速させた。

2. 台湾政策以外の要因

第1節では習近平政権の台湾政策を外観したが、実際の中台関係や台湾海峡を巡る緊張には、中国の台湾政策以外の要因も多い。

1 つは習近平政権に入ってから強まった社会主義、伝統主義などを柱とする全体主義的イデオロギー支配の強化である。鄧小平以降の改革・開放路線で社会主義政権としてのイデオロギー色は弱まっていたが、習近平は再びイデオロギー重視に強くかじを切った。自分の名前を冠した「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」は党・政府の公務員は学習が義務づけられているほか、学校でも小学校から大学まで必須科目として学まねばならない。こうしたイデオロギー支配は政治が民主化し、自由で民主的な社会にある台湾の庶民にとって異質である。台湾人として「中国とは違う」とのアイデンティティを強め、中国による統一への抵抗感を高めている。

2 つ目は中国による香港や新疆ウイグル自治区への人権抑圧である。特に香港については、2019 年の反政府、反中国デモが中国主導で抑え込まれ、2020 年に中国が香港の頭越しに決めた香港国家安全維持法により、「一国二制度」が骨抜きになった。これを目の当たりにした台湾人は中国の一国二制度を全く信用しなくなり、中国による統一への危機感を強めた。

3 つ目は中国による南シナ海・東シナ海への海洋進出である。特に南シナ海で領有権を巡り争いのある岩礁に中国が一方的に埋め立てを行い、軍事拠点を建設したことはアジアのみならず、欧米諸国の懸念を招き、台湾問題への関心を高めることになった。

4 つ目はロシアによるウクライナ侵攻である。ロシアが歴史的に結びつきの強いウクライナに侵攻し、中国が事実上ロシア支持に回った。中国について経済的な関心に偏っていた欧米諸国は中国への警戒感を強めた。習近平に権力が極端に集中する政治体制はロシアと親和性が強い。ウクライナ侵攻以降、専制主義対民主主義というイデオロギー対立も先鋭化した。台湾人は「きょうのウクライナはあすの台湾」という警戒感を高めた。

5 つ目は半導体など先端技術のサプライチェーンの問題である。ウクライナ侵攻で、半導体などのサプライチェーンが不安定化した結果、先端半導体の 9 割を製造するといわれる台湾の重要性を世界が再認識した。

6 つ目に中国が習近平政権になって顕著となった攻撃

⁴ 共同通信、2021 年 12 月 21 日「台湾有事、今も懸念」

⁵ 2024 年 7 月、筆者インタビュー。

的外交、いわゆる「戦狼外交」も挙げられる。胡錦濤前政権までは外交路線は「韜光養晦」（才能を隠して実力を蓄える）といわれ、報道官も温和で抑制された発言が基調だったが、習近平政権で大きく変わった。このことは欧州などでは中国の印象を悪化させた。

中国が目指す統一を困難にしている要因は、台湾政策だけでなく、以上のような習近平政権下の政策、路線に広く及んでいる。

3. 台湾の自立化傾向

1) 台湾人意識の強化

台湾の国立政治大学が長年実施している「台湾人か中国人か」のアイデンティティを問う世論調査では、習近平政権が発足した2012年に「自分は台湾人」とする人が54.3%（「自分は中国人」は3.6%）だったが、中国との貿易サービス協定に反発したヒマワリ学生運動が起きた2014年には60.6%まで上昇、その後は2018年に54.5%まで緩やかに下降したが、2020年には64.3%と過去最高となった。

2019、2020年の変化要因は、1つは2019年1月の台湾同胞に告げる書40周年記念演説で、習近平が一国二制度による統一を台湾に呼びかけ、反感を買ったこと。2つ目は、香港情勢である。2019年に香港で中国本土への容疑者引き渡しを可能にする「逃亡犯条例」改正案に反発して起きた民衆の抗議運動では、習近平自ら厳しく取り締まるべきだとの介入姿勢を露骨に示し、香港政府も自律性を発揮できずに「一国二制度」が形骸化した。2020年6月には中国政府が香港国家安全維持法を頭越しに制定し、抗議運動参加者を次々と拘束した。国立政治大学の世論調査は毎年年末に数値をまとめており、同法施行後の影響も反映している。

台湾総統府の林飛帆副秘書長は香港抗議デモが続いていた2019年9月、抗議デモが台湾に与えた影響について「一国二制度は決して実行できないということを明確に認知させ、台湾人の主権や国家安全に対する認識が深まった」と指摘した⁶。習近平の対香港強硬路線が台湾ナショナリズムを喚起した。

2020年1月の総統選挙もこの勢いが民進党に有利に働いた。蔡英文総統が過去最多の817万票を獲得し、国民党候補を破って2期目入りした。だがその1年余り前2018年11月の台湾統一地方選で民進党は惨敗し、蔡英文の不人気は明らかだった。香港の抗議デモや中国当局の介入を目の当たりにして台湾のナショナリズムに火が付いた。また米国のトランプ政権は中国との対決姿勢を強めるとともに台湾の民進党支援の姿勢を示した。総統

選で蔡英文勝利が確定した直後、民進党幹部は「今回選挙の最大の貢献者はトランプ米大統領と習近平。外部環境の変化が主な原因だ」と語っている⁷。習近平政権の対応が、結果的に民進党の苦境を救ったのである。

習近平政権は、修学や就業に便宜を与える優遇政策を進めている。台湾雑誌『遠見』の調査では、2018年に中国大陆に行って発展のチャンスをつかみたいと答えた人が34.4%だったが、2022年には10.1%まで下がった。習近平政権下では、台湾人としてのアイデンティティを強め、大陸へ行きたい若者が減少した。ただ新型コロナウイルスの流行で中国に行きにくい時期だったことも考慮する必要がある。

2) 対中依存度の低下

一方、貿易面をみると台湾の総輸出額に占める対中輸出の割合は2023年に35.2%と、過去21年で最低となった⁸。背景には民進党政権が対中依存度を下げるよう供給網の再編を業界に促してきたことがある。また米中の貿易摩擦の激化、特に半導体など先端技術製品の米国による対中輸出規制を受けて生産拠点を東南アジアなどに分散させていることがあろう。

統一を促進したいのであれば、台湾を経済的に依存させ、中国との一体性を高めることが重要だ。ただ習近平政権は一つの中国原則を認めない企業や個人は大陸から排除する政策を明確にしている。また習近平は「経済的に依存させた上で、依存関係を利用して相手に打撃を与える」ことを戦略として公言している⁹。こうしたやり方は台湾でも「養套殺（育て、依存させ、殺す）」という言葉で広まり、中国ビジネスから手を引く人も出ている。経済的な中国離れは、習近平自身が招いている。台湾政府は輸出の多角化を図る措置も講じており、経済的なパワーによる主動権発揮は必ずしもうまくいっていない。

3) 防衛意識の強化

国連に加盟しておらず、大半の国から国家承認をえられていない状況を台湾作家、呉濁流の古典小説の題名を用いて「アジアの孤児」と形容することもあるが、台湾の清華大学の姚人多教授は「アジアの孤児」かもしれないが、「少なくとも今はチップ（半導体）を持った孤児だ（至少現在我們是有晶片的孤兒）」と台湾人の心理を形容する¹⁰。

⁷ 筆者インタビュー。共同通信2020年1月11日「米中『代理戦争』の様相」

⁸ 日本経済新聞2024年1月10日「23年の台湾輸出、対中依存度35%」

⁹ 求是（2020）「国家中長期経済発展戦略若干重大問題」

⁶ 共同通信2019年9月19日「『一国二制度』失敗明確」

台湾政府のシンクタンク中央研究院の呉叡人副研究員は2022年11月、「なぜ統一が駄目なのか台湾人に説明が不要になった」と近年の台湾人の変化を指摘した¹¹。呉叡人は長年にわたり台湾人が中国に取り込まれないように、台湾の歴史的な成り立ち踏まえた台湾の自立性を各地で語ってきた。習近平の強硬路線で台湾を取り巻く国際環境が一変し、台湾人が台湾のありように自信を付けたことを示唆している。

台湾では国民党の独裁政権時代から高校生に軍事教練を果たしているが、ウクライナ侵攻以降は、民間団体が一般市民に軍事的な専門知識を教える「黒熊学院」などが盛況となっており、台湾人としての自衛意識の高まりを示している。

台湾人アイデンティティーの深まりは、1940年代に中国大陆から台湾に移り住んだ国民党関係者らが高齢化して世代交代が進んだことも大きい。いわゆる外省人は中国への祖国意識が強いが、その第2、第3世代には自分は台湾生まれの台湾人と考え、時間の経過とともに大陸に親近感を持たない者が増えていく。

国立政治大学のアイデンティティー調査では、台湾に対し融和的で統一を前面に出さない胡錦濤前政権（2002～2012年）でも、「自分は台湾人」とする者は41.2%（2002年）から52.2%（2011年）へと増えている。ただ注目したいのは「台湾人でも中国人でもある」と答えた人は43.3%（2002年）から40.3%（2011年）とほぼ横ばいだったのに、習近平政権では38.5%（2012年）から30.6%（2022年）と大きく下がっていることである。「中国人でもある」と答えるかどうかは、中国に魅力や誇りを感じるかどうかにか左右されるだろう。習近平政権の強引な台湾政策、西側民主主義を否定する政治体制、香港への抑圧などが台湾人を中国から遠ざけ、自立志向へ後押ししている。

4. 国際社会の関与拡大

前述した通り、習近平政権になって以降、欧州諸国の中国に対する警戒感は急速に高まり、民主主義対専制主義というイデオロギーの対立が明確となる中、欧州と民主主義の価値観を共有する台湾への関心、好感度が大幅に高まった。バルト三国やチェコ、コソボなどこれまで議員交流のなかった国からも訪台するようになった。

表4 各国の対中やインド太平洋の戦略

時期	国名	内容
2016年8月	日本インド太平洋構想	法の支配、航行の自由、平和と安定
18年2月	米・インド太平洋戦略	中国への警戒感、日米豪など安全保障協力を強化
18年6月	仏・インド太平洋防衛政策	南シナ海の緊張（中国）、北朝鮮を懸念
19年3月	EU・中国戦略概観	中国は体制上の「対抗者」
19年11月	インド、インド太平洋イニシアチブ	海洋安全保障など7つの柱
20年2月	ドイツ・インド太平洋外交指針	多国間主義、人権、中国に距離
20年11月	オランダ・インド太平洋戦略指針	南シナ海情勢を懸念、関係国と連携
21年9月	EU・インド太平洋地域の協力戦略	中国軍拡を懸念、地域安定、航行の自由、他国連携
22年2月	米バイデン政権・インド太平洋戦略	同盟協力強化、北朝鮮、台湾情勢に懸念
22年10月	チェコ・インド太平洋との協力戦略	民主主義など価値観共有、南シナ海、東シナ海に関心
22年11月	カナダ・インド太平洋地域戦略	法規を無視、破壊的なグローバルパワー、同盟国支援
22年11月	韓国・自由平和繁栄のインド太平洋戦略	ASEAN会議で公表、北朝鮮の脅威、供給網確保など
23年3月	英・外交安保政策改訂版	中国は体制上の挑戦、台湾、南シナ海情勢

（資料）共同通信記事から筆者作成

単なる交流にとどまらず、2019年ごろから多くの国がインド太平洋戦略や対中戦略を発表して安全保障上の関心を表明している。インド太平洋構想は2016年に日本が最初に発表し、2018年に米国が続いた。2019年にはEUが中国戦略外観で中国を「体制上のライバル」と位置付けた。2020年には、ドイツ、オランダがインド太平洋指針を発表。その後もチェコやカナダ、韓国などが続いている。

多国間安全保障協力の動きも2020年ごろから急増した。ファイブアイズ（米英カナダ豪ニュージーランド）、クアッド（日米豪印）、オカス（米英豪）にとどまらず、日独、豪比、日米韓などさまざまな組み合わせの安保協議が行われ、いずれも中国を念頭に置いている。

軍艦を台湾海峡に派遣する国も急増した。従来から米軍は定期的に台湾海峡を通過していた。しかし米国が拡大抑止を進め、他国の台湾海峡への関心も高まった。2021年9月には英フリゲート艦が初めて台湾海峡を通過した。2019年と2023年4月にはフランスのフリゲート艦が台湾海峡を通過。2023年11月にはカナダ、オーストラリアの軍艦が通過。2024年6月にはオランダ、

¹⁰ アジア調査会国際シンポジウム「台湾海峡の平和と安定」（2023年8月）での発言。

¹¹ 2023年11月、筆者のインタビュー。

同年9月には海自艦艇として初めて護衛艦「さざなみ」が通過。同じ日にオーストラリアとニュージーランドの軍艦も通過した。

欧州連合（EU）は2010年代まで中国との経済関係を重視し、台湾への関心は薄かった。変化が起きたのは2010年代後半以降であり、東シナ海、南シナ海での現状変更の試みや香港や新疆における人権状況の悪化、戦狼外交などを背景に欧州全体の対中認識は悪化していった¹²。欧州連合（EU）の変化は、中国自身が引き起こしたのである。

米国は2014年から中国が始めた南シナ海の軍事拠点化を止めることはできなかった。米国は従来アジアでは「ハブ・アンド・スポーク」式の二国間同盟を重視してきた。だが中国の力による現状変更を目の当たりにして、バイデン政権は重層的な枠組みが重なり合う「格子状」の同盟構造に転換を図ることとなった。

表5 対中視野の主な安保枠組み

時期	対中視野の多国間協力拡大
16年8月	日本がインド太平洋構想提唱
17年11月	日米豪印、戦略対話（クワッド）
19年11月	日印、初の2プラス2
20年1月	米英豪カナダNZ（ファイブアイズ）がプラス日仏韓会談
21年3月	日独、情報保護協定
3月	クアッド首脳初会合
3月	日米、2プラス2（13年以来）
9月	英米豪（AUKUS）発足
4月	日比、初の2プラス2
12月	日英伊、戦闘機共同開発
1月	日英、円滑化協定
2月	米比、在比米軍基地増加合意
4月	日カナダ安保協力
5月	米比防衛ガイドライン策定
6月	日米豪比、初の防衛相会談
7月	日EU、戦略対話創設
7月	日NATO、安保連携拡大
9月	米越、戦略関係格上げ
11月	日マレーシア安保協力
24年1月	日米韓、初のインド太平洋対話
2月	豪比、首脳が安保協力強化
4月	日米比、初の首脳会談、安保協力
6月	日韓豪、初の国防相会談
7月	日豪NZ韓（IP4）、首脳会談
7月	日比、円滑化協定
8月	豪インドネシア防衛協定
8月	日豪、円滑化協定
11月	日EU、安保防衛パートナーシップ
11月	韓EU、安保防衛パートナーシップ
11月	日米豪、防衛協議体

（資料）共同通信記事から筆者作成

第3節 中台関係の行方

1. 武力誘発要因

中国が実際に武力行使に踏み切るかどうかは、中国の台湾政策、台湾の中国政策、中国の民意、台湾の民意、国際環境が複雑に絡み合う中で決まる。

習近平総書記（中央軍事委員会主席）は2期目入り直後の2017年12月の中央軍事委員会拡大会議で「祖国の完全統一は三大歴史任務だ。…我々は兩岸関係の統制力は昔と同じやり方ではだめだ。平和統一に最大限努力するが、いかなるときも武力行使を放棄せず、いかなるときも台湾独立勢力を断固抑え込まなければならない」と強調している¹³。この発言には武力解決も辞さないという強い決意が感じられる。

中国が最も神経をとがらせ、武力行使を誘発しかねないのは米国の動向だ。米国は台湾とのハイレベル交流を制度化し、対中拡大抑止を推進している。中央軍事委員会では「米軍の介入で台湾の武力統一が阻止されれば、それは中華民族の偉大な復興を妨げる行為であり、そうした事態には核の先制使用も検討すべきだ」との声が出ているという¹⁴。主導権・主動権を確保し、米国の介入を排除するために核の先制不使用政策を見直す可能性すらある。統一期限を定めた習近平思想が大前提としてあり、胡錦濤前政権以上に武力行使の可能性が高まっていることは間違いない。

中国は外国勢力による政治介入や政権転覆への猜疑心が強い。2019年12月の中央軍事委員会拡大会議で、習近平は「西側諸国は我が国に対する西側化を進め、極力カラー革命を起こそうとしている。その目的は党の領導と我が国の社会主義制度を転覆することだ。香港における逃亡犯引き渡し条例をめぐる混乱がその明確な例証だ」と述べた。香港の2019年の一連の抗議デモは外国勢力による策動と断定している¹⁵。こうした強い被害者意識に根ざすナショナリズムが暴走する恐れも前政権より高いだろう。台湾以上に米国の行動が武力行使の引き金となり得る。

2. 武力抑制要因

中国の反国家分裂法は①台湾独立勢力による台湾の中国からの分裂②台湾の分裂を招く重大事変の発生③平和

¹² 東野篤子（2023）2ページ。

¹³ 習近平（2019）120ページ。

¹⁴ 共同通信 2023年2月11日「台湾有事の米介入阻止狙い」

¹⁵ 習近平（2022）ページ。

統一の可能性の完全な喪失—の場合に「非平和的方法」を取るとしている。

中国からの分裂が誰の目にも明白になるのは、台湾が「一つの中国」の原則が残る中華民国憲法を変える行為である。「重大事変」は米国などが台湾を国家承認することなどが想定されるが、明確な基準はなく中国の認識如何である。平和統一の可能性が完全に失われた状況も、中国の認識次第であり、客観的な線引きはない。

台湾の中国政策は民進党政権下において「一つの中国」原則を認めておらず「(中台は)互いに隷属しない」との立場だが、一方で中華民国憲法や中華民国体制は維持するとしている。法的に矛盾は抱えるものの、中国を刺激する憲法改正はせずに現状維持を続けるとの党内コンセンサスができている。中国が武力行使せざるを得なくなるような刺激は避けるだろう。

台湾社会には、台湾内には憲法を改正して「台湾共和国」をつくるべきだと考える勢力はいるが、少数派である。独立色の強い頼清徳政権下で、民進党内の急進派もいまは頼清徳政権を支持する者が多い。

中国共産党指導部内では、2021年の歴史決議の前に決議文に台湾統一へのタイムテーブルを示唆するか議論があったとされる。しかし具体的な年次を示すことは、かえって主導権を失うとの意見が出て見送ったという¹⁶。2022年8月、習近平が3期目入りする第20回党大会を前に避暑地、北戴河で開かれた集まりで、朱鎔基元首相は書簡を通じて「軍事演習によって台湾問題を国際化し、中国包囲網を築かれた。中国は改革開放以来の平和台頭で世界第2位の大国の地位を築いたが、それは台湾を統一しない中での発展だった」として、統一を急がないよう求めたといわれる¹⁷。中国共産党内でも、武力行使には賛成一色ではない。

中国の民意は、客観的な世論調査が困難なため分かりにくい。中国のインターネット上には武力統一を支持するよう書き込みが目立つ。一方、カナダのブリティッシュ・コロンビア大学などが2021年末から翌年にかけて行った世論調査では、武力統一を支持したのは55%にとどまり、33%が反対だったという（「武力統一」「金門など攻撃、武力威圧で」「制裁など経済手段で統一促進」「現状維持、経済と軍事力高まれば統一に」「必ずしも統一が必要ではない」の5つの質問にそれぞれ回答）。中国庶民は意外と冷静な可能性もある。

武力統一には巨大なリスクを伴う。失敗すれば習近平の失脚にとどまらず共産党政権の崩壊につながるかもしれない。一部独立派は山岳地帯でゲリラとして抵抗するだろう。日本が1895年に台湾を併合し、植民地統治を

始めたころ、台湾に国民国家としてのアイデンティティーはなかったが、それでも先住民民族らの激しい抵抗に遭った。いまの台湾は中華民国として歴史が長く、さらに1990年代の民主化以降、台湾人アイデンティティーは深化した。武力行使すれば、現地の抵抗は計り知れない。

ここ数年の格子状に広がる安全保障枠組みは大きな抑止力になる。台湾海峡に軍艦を通過させ、拡大抑止に加わる国々が台湾有事に参戦するとは限らない。だが武力行使に出れば欧米諸国との関係は1989年の天安門事件当時以上に決定的に悪化するの確実だ。武力で制圧したとしても、国際社会からの経済制裁の打撃はウクライナに侵攻したロシアの比ではないだろう。中国は武力統一には慎重にならざるをえない。

習近平が4期務めたとしても任期は2032年までで、統一期限までは20年近くある。武力統一を急ぐ必要はない。

3. 全体主義リスク

第1節で示した通り、中国軍の2027年侵攻説は、制圧能力の獲得目標が拡大解釈された可能性が高く、習近平政権に侵攻の具体的なタイムテーブルはないとみられる。中国軍関係者も「能力の獲得と実際の武力行使は別問題だ」と筆者に語っている。

2023年11月、訪米した習近平はバイデン大統領に対し「中国が台湾に関し2027年や35年に軍事行動が起きるとの報道について「そうした計画はなく、誰もこれについて私に話したことはない」と否定した¹⁸。中国のトップが臆測をいちいち否定することは珍しい。あまりの広がりにも面くらい、これ以上中国包囲網強化につながるような脅威論は打ち消したかったとみられる。国内向けに報道しなかったのは、弱気とみられるからだ。拡大抑止が強まれば、中国が2027年に目指す台湾制圧能力の獲得もますます遠のく。

中国は軍事威嚇をするほど、拡大抑止が強まるというジレンマに陥っている。台湾や米国が誰の目にも明確な台湾独立と映るような行動を起こさない限り、中国は現状の軍事威嚇などのパワーの限定的行使にとどまらざるを得ないだろう。中国経済が近年、不動産不況や貿易摩擦などで悪化する中で、台湾への武力行使のハードルはさらに高まる。

ただ今世紀中葉までの祖国統一という目標を掲げている以上、その時期が近づくほど武力行使しか選択肢がなくなる。特定の思考様式が強要される全体主義が、しばしば官僚が自ら考えることを放棄してしまうことは全体

¹⁶ 塩沢（2022b）40ページ。

¹⁷ 塩沢（2022c）63ページ。

¹⁸ 共同通信2023年11月17日「習氏、台湾侵攻計画否定」

主義を研究した政治哲学者ハンナ・アーレントも指摘している。習近平思想による党・政府官僚への思想的締め付けが続くと、平和統一ができない中で、官僚たちが思考停止に陥り、合理的な判断ができずに武力行使に突き進んでしまうことが最大の懸念であろう。

参考文献

<中国語>

- 中国政府網 (2021) 「中共中央關於党的百年奮闘重大成就和歷史經驗決議」、https://www.gov.cn/zhengce/2021-11/16/content_5651269.htm
- 中国政府網 (2022a) 「在中国共產党第二十次全国代表大会上的報告」、https://www.gov.cn/xinwen/2022-10/25/content_5721685.htm
- 劉結一 (2022) 「堅持貫徹新時代党解決台湾問題的總体方略」、『求是網』、http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2022-12/01/c_1129172940.htm
- 中国共産党新聞網 (2019) 「習近平：在〈告台湾同法書〉發表 40 周年記念会上的讲话」、<http://cpc.people.com.cn/n1/2019/0102/c64094-30499664.html>
- 新華網 (2024) 「2024 年対台工作会議在京召開王滬寧出席并講話」、<http://www.news.cn/politics/leaders/20240223/5bff376d7b5e4b03bec2fbfc4417967c/c.html>
- 中国政府網 (2022b) 「台湾問題与新時代中国統一事業」、https://www.gov.cn/zhengce/2022-08/10/content_5704839.htm
- 中国共産党新聞網 (2020) 「中国共産党第十九届中央委员会第五次全体会議公報」、<http://cpc.people.com.cn/n1/2020/1029/c64094-31911510.html>
- 政治大学選挙研究中心 (2024) 「台湾民衆台湾人／中国人認同趨勢分布」、<https://esc.nccu.edu.tw/PageDoc/Detail?fid=7804&id=6960>

遠見 (2024) 「民心動向調査」、<https://www.gvm.com.tw/article/108852>

習近平 (2019) 「在中央軍委擴大會議上的讲话」『習近平論強軍興軍 (二)』

習近平 (2022) 「在中央軍委擴大會議上的讲话」『習近平論強軍興軍 (三)』

<日本語>

塩沢英一 (2022a) 「全体主義イデオロギーとしての習近平思想」『中国 異例の長期政権はどこに向かうのか』亜細亜大学アジア研究所編

東野篤子 (2023) 「EU および EU 加盟諸国と台湾—関係構築の経緯と現状」『交流』(No.990)

塩沢英一 (2022b) 「党主席制復活も—歴史決議実現で観測浮上」『東亜』(No.655)。

塩沢英一 (2022c) 「党主席制は立ち消えに—北戴河会議で長老に不満」『東亜』(No.664)

小笠原欣幸 (2019) 「習近平の包括的台湾政策「習五項目」を解説する」、小笠原ホームページ。

小笠原欣幸 (2022) 「習近平の台湾認識」、小笠原ホームページ。

<英語>

Global Times (2020) 「China's centennial goal of building a modern military by 2027 in alignment with national strength: experts」、<https://www.globaltimes.cn/content/1205238.shtml>

China Dream (2023) 「The Sunday Paper - Assessing Public Support for (Non-) Peaceful Unification with Taiwan: Evidence from a Nationwide Survey in China」、<https://www.chinadream.asia/the-sunday-paper-assessing-public-support-for-non-peaceful-unification-with-taiwan-evidence-from-a-nation-wide-survey-in-china/>

台湾問題でグローバルサウスの取り込みを強化する中国

大嶋 英一

China Steps Up Efforts to Win Support from the Global South on Taiwan Issue

Eiichi OSHIMA

はじめに

新型コロナウイルスの流行が一段落して以来、中国の外交は活発化しており中国を訪れる各国の指導者も増加している。そのような中で特徴的なのは、いわゆるグローバルサウス諸国が中国との共同声明等の公式文書において、「台湾は中国の不可分の一部である」ことを認め「国家統一実現のための中国政府のあらゆる努力を支持する」ケースが増えていることである。本稿では、中国がこのような共同声明等を積極的に発出する要因と意図は何なのかを考察する。そのために、まず近年中国が外国と発出した共同声明等で台湾問題がどのように言及されているかを調べ、その傾向を明らかにする。次に、中国が直面する内外情勢から中国がこのような共同声明等を量産する要因となっているものを抽出し、最後に共同声明等に現れたこれらの文言が法的及び政策的にどのような意味を持つのかを検討することにより、中国の意図を考察する。

1. 共同声明等に現れた台湾問題

本節では、中国外交部のウェブサイトに掲載されている2022年と2023年に中国が他国と共に発出した二国間の共同声明、共同コミュニケ、共同宣言及びメディアコミュニケ（以下共同声明等という）において相手国側が台湾問題にどのように言及しているかを分類・集計し、その特徴を明らかにする。APECなどの多国間の国際会議などで発出される共同声明では台湾問題が取り上げられることはほとんどないのでこれらは考察の対象から外すことにする¹。また、共同声明等は発出されなくとも中国を訪れた外国首脳が首脳会談において台湾問題で中国を支持する発言をすることもありますがこれらも対象か

ら外すことにする。

二国間の共同声明等のうち西側諸国との間のものは、2022年に1件（豪）、2023年に3件（仏、NZ、豪）あるのみであり、他はすべて所謂グローバルサウス²と呼ばれる国々である。

共同声明等における相手国の台湾問題に関する記述には以下のような明確なパターン（共通の文言）があり、これらのパターンにより共同声明等を分類することにする。

(1) 一つの中国³

- ・「一つの中国原則」にコミット⁴しているもの
- ・「一つの中国政策」にコミットしているもの

(2) 台湾の帰属

- ・「台湾は中国領土の不可分の一部である」と明言しているか否か

(3) 台湾統一

- ・「国家統一実現のための中国（政府）のあらゆる努力を支持」しているもの⁵
- ・「国家統一実現のための中国（政府）の努力を支持」

¹ 2022年および2023年に開催された中国が参加する多国間会議で台湾問題に言及しているのは中国・アフリカフォーラム、中国・GCCサミット、中国・アラブサミット、中国・中央アジア諸国サミットの共同声明のみ

² グローバルサウスの定義は明確ではないが、本稿では便宜上西側先進国以外の国々を指し、ロシア、シンガポール、サウジアラビアを含むものとする

³ 「一つの中国原則」と「一つの中国政策」の違いについては、4.(1) 参照

⁴ 中国語では「奉行」「恪守」「堅持」とバリエーションがあるが、邦訳ではすべて「コミット」に統一した

しているもの⁶

・兩岸関係の平和的発展乃至平和統一に言及しているもの⁷

・統一問題に明確には言及していないもの

(4) 台湾独立反対

・「いかなる形式の台湾独立にも反対する」に言及しているか否か

(5) 外部勢力の干渉反対

・「(外部勢力の) 中国内政への干渉に反対する」に言及しているか否か⁸

【2022 年】

共同声明等の総数は 25 (相手国の数は 21 カ国⁹) あり、そのうち台湾問題に言及したものが 21 (19 カ国)、言及しなかったものが 4 (4 カ国: キルギスタン、パキスタン、インドネシア、豪) ある¹⁰。以下台湾問題に言及した 21 の共同声明等を前記パターンにより分類する。

(1) 一つの中国

・「一つの中国原則」にコミットしているもの: 14 (13 カ国)

・「一つの中国政策」にコミットしているもの: 7 (6 カ国)

(2) 台湾の帰属

・「台湾は中国領土の不可分の一部」と明言しているもの: 7 (7 カ国)

・言及していないもの: 14 (12 カ国)

(3) 台湾統一

・「国家統一実現のための中国 (政府) のあらゆる努力を支持」するとしているもの: 4 (4 カ国)

・「国家統一実現のための中国 (政府) の努力を支持」するとしているもの: 1 (1 カ国)

・兩岸関係の平和的発展乃至平和統一に言及しているもの: 4 (4 カ国)

⁵ 「国家統一実現のための中国 (政府) のあらゆる努力を支持」するとしても兩岸関係の平和的発展乃至平和統一に言及している場合にはこの範疇には含めない

⁶ 同上

⁷ 兩岸関係の平和的発展乃至平和統一に言及すると共に「国家統一のために中国 (政府) がとる (あらゆる) 措置を支持」している場合を含む

⁸ 「外部勢力」と明記していなくとも明らかにそれを念頭に置いているものを含む

⁹ 2022 年中に、パキスタンは 3 回、インドネシアとモンゴルは 2 回中国との間で共同声明を発出している

¹⁰ 2022 年中にパキスタンとインドネシアは複数回共同声明等を発出しているが、そのうち台湾問題に言及しなかったのはそれぞれ 1 回のみで、他は言及している

の: 4 (4 カ国¹¹)

・統一問題に明確には言及していないもの: 12 (10 カ国)

(4) 台湾独立反対

・「いかなる形式の台湾独立にも反対する」に言及しているもの: 6 (6 カ国)

・言及していないもの: 15 (13 カ国)

(5) 外部勢力の干渉反対

・「(外部勢力の) 中国内政への干渉に反対する」に言及しているもの: 3 (3 カ国)

・言及していないもの: 18 (16 カ国)

【2023 年】

共同声明等の総数は 44 (相手国の数は 39 カ国¹²) あり、そのうち相手国側が台湾問題に言及したものが 43 (38 カ国)、言及しなかったものが 1 (シンガポール¹³) ある。以下台湾問題に言及した 43 の共同声明等を前記パターンにより分類する。

(1) 一つの中国

・「一つの中国原則」にコミットしているもの: 32 (29 カ国)

・「一つの中国政策」にコミットしているもの: 11 (10 カ国)

(2) 台湾の帰属

・「台湾は中国領土の不可分の一部」と明言しているもの: 33 (29 カ国)

・明言していないもの: 10 (10 カ国)

(3) 台湾統一

・「国家統一実現のための中国 (政府) のあらゆる努力を支持」するとしているもの: 14 (13 カ国)

・「国家統一実現のための中国 (政府) の努力を支持」するとしているもの: 8 (8 カ国)

・兩岸関係の平和的発展乃至平和統一に言及しているもの: 4 (4 カ国)

¹¹ タイは「中国の『一国家二制度』方針を支持する」としているので便宜上この範疇に入れる。2023 年も同様

¹² 2023 年中にカンボジア、ロシア、ホンジュラス、パキスタン、越がそれぞれ 2 回共同声明等を発出している

¹³ ただし、習近平主席との首脳会談でリー・シェンロン総理は、「世界のほとんどすべての国は、中国が世界に一つしかないことを認識しており、一つの中国政策に基づいて中国との友好協力関係を発展させている。台湾問題は中国の内政であり、『今日のウクライナは明日の台湾だ』と吹聴することは予測不可能な重大な結果をもたらすだろう」と述べている。「习近平会见新加坡总理李显龙」『人民日報』2023 年 4 月 1 日

- の¹⁴：7（7カ国）
- ・統一問題に明確には言及していないもの：14（13カ国）
 - (4) 台湾独立反対
 - ・「いかなる形式の台湾独立にも反対する」に言及しているもの：21（18カ国）
 - ・言及していないもの：22（22カ国¹⁵）
 - (5) 外部勢力の干渉反対
 - ・「(外部勢力の) 中国内政への干渉に反対する」に言及しているもの：8（7カ国）
 - ・言及していないもの：35（31カ国）
- 以上の分類にそれぞれどのような国が属しているかは

(別表) 共同声明等における台湾問題のとり上げ方比較（国別一覧表）

【一つの中国】

	「一つの中国原則」にコミット	「一つの中国政策」にコミット
2022 年	エリトリア、ロシア、エクアドル、PNG、アルゼンチン、モンゴル 2 回、カザフスタン、ベラルーシ、タンザニア、カンボジア、キューバ、ラオス、サウジアラビア：計 13 カ国	パキスタン 2 回、アルジェリア、ウズベキスタン、越、インドネシア、タイ：計 6 カ国
2023 年	トルクメニスタン、カンボジア 2 回、ベラルーシ、ロシア 2 回、ホンジュラス 2 回、伯、ガボン、カザフスタン、タジキスタン、キルギスタン、ウズベキスタン、コンゴ、パレスチナ、アルジェリア、ガイアナ、ジョージア、ベニン、ベネズエラ、ザンビア、シリア、東チモール、チリ、エチオピア、パキスタン 2、スリランカ、ラオス、コロンビア、ウルグアイ、ニカラグア：計 29 カ国	比、イラン、仏、パキスタン 1、NZ、越 2 回、PNG、インドネシア、タイ、豪：計 10 カ国

注：共同声明等を同一年に 2 回発出した国で前後の共同声明等で異なる立場を表明している場合は、パキスタン 1、パキスタン 2 のように記述する。

【台湾の帰属】

	「台湾は中国の不可分の一部」と明言	明言せず
2022 年	ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、ベラルーシ、タンザニア、タイ、キューバ：計 7 カ国	エリトリア、エクアドル、PNG、アルゼンチン、モンゴル 2 回、パキスタン 2 回、アルジェリア、越、カンボジア、インドネシア、ラオス、サウジアラビア：計 12 カ国
2023 年	トルクメニスタン、カンボジア 2 回、ベラルーシ、ロシア 2 回、ホンジュラス 2 回、伯、ガボン、カザフスタン、タジキスタン、キルギスタン、ウズベキスタン、コンゴ、パレスチナ、越 2 回、アルジェリア、ベニン、ベネズエラ、ザンビア、シリア、東チモール、PNG、インドネシア、タイ、パキスタン 2、スリランカ、ラオス、コロンビア、ウルグアイ、ニカラグア：計 29 カ国	比、イラン、仏、パキスタン 1、NZ、ガイアナ、ジョージア、チリ、エチオピア、豪：計 10 カ国

【台湾統一】

	「統一実現のための中国（政府）のあらゆる努力を支持」	「統一実現のための中国（政府）の努力を支持」	兩岸関係の平和的發展乃至平和統一に言及	統一問題に明確には言及せず
2022 年	ベラルーシ、カンボジア、キューバ、ラオス：計 4 カ国	エクアドル：計 1 カ国	カザフスタン、越、インドネシア、タイ：計 4 カ国	パキスタン 2 回、モンゴル 2 回、エリトリア、ロシア、PNG、アルゼンチン、アルジェリア、ウズベキスタン、タンザニア、サウジアラビア：計 10 カ国
2023 年	カンボジア 2 回、ベラルーシ、タジキスタン、キルギスタン、ホンジュラス 1、パレスチナ、ベネズエラ、シリア、エチオピア、PNG、スリランカ、ラオス、ニカラグア：計 13 カ国	ロシア 2、ガボン、ベニン、ザンビア、東チモール、パキスタン 2、コロンビア、ウルグアイ：計 8 カ国	トルクメニスタン、伯、カザフスタン、ウズベキスタン、チリ、インドネシア、タイ：計 7 カ国	ロシア 1、比、イラン、ホンジュラス 2、仏、パキスタン 1、コンゴ、NZ、越 2 回、アルジェリア、ガイアナ、ジョージア、豪：計 13 カ国

【台湾独立反対】

	「いかなる形式の台湾独立にも反対する」に言及	言及せず
2022 年	ロシア、カザフスタン、ベラルーシ、越、カンボジア、ラオス：計 6 カ国	エリトリア、エクアドル、PNG、アルゼンチン、モンゴル 2 回、パキスタン 2 回、アルジェリア、ウズベキスタン、タンザニア、インドネシア、タイ、キューバ、サウジアラビア：計 13 カ国
2023 年	トルクメニスタン、カンボジア 2 回、ベラルーシ、ロシア 2 回、カザフスタン、タジキスタン、キルギスタン、ホンジュラス 2、パレスチナ、越 2 回、アルジェリア、東チモール、チリ、PNG、パキスタン 2、スリランカ、ラオス、ニカラグア：計 18 カ国	比、イラン、ホンジュラス 1、仏、伯、ガボン、パキスタン 1、ウズベキスタン、コンゴ、NZ、ガイアナ、ジョージア、ベニン、ベネズエラ、ザンビア、シリア、エチオピア、インドネシア、タイ、コロンビア、豪、ウルグアイ：計 22 カ国

【外部勢力の干渉反対】

	「（外部勢力の）中国内政への干渉に反対する」に言及	言及せず
2022 年	カンボジア、キューバ、ラオス：計 3 カ国	エリトリア、ロシア、エクアドル、PNG、アルゼンチン、モンゴル 2 回、パキスタン 2 回、アルジェリア、カザフスタン、ウズベキスタン、ベラルーシ、越、タンザニア、インドネシア、タイ、サウジアラビア：計 16 カ国
2023 年	トルクメニスタン、カンボジア 2 回、キルギスタン、パレスチナ、ベネズエラ、シリア、ラオス：計 7 カ国	比、イラン、ベラルーシ、ロシア 2 回、ホンジュラス 2 回、仏、伯、ガボン、パキスタン 2 回、カザフスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、コンゴ、NZ、越 2 回、アルジェリア、ガイアナ、ジョージア、ベニン、ザンビア、東チモール、チリ、エチオピア、PNG、インドネシア、タイ、スリランカ、コロンビア、豪、ウルグアイ、ニカラグア：計 31 カ国

別表の通りとなる。

2. 浮かび上がる特徴

以上の分類に基づき、2022 年と 2023 年の共同声明等を比較するとグラフのようになる。ここから以下のような特徴を読み取ることができる。

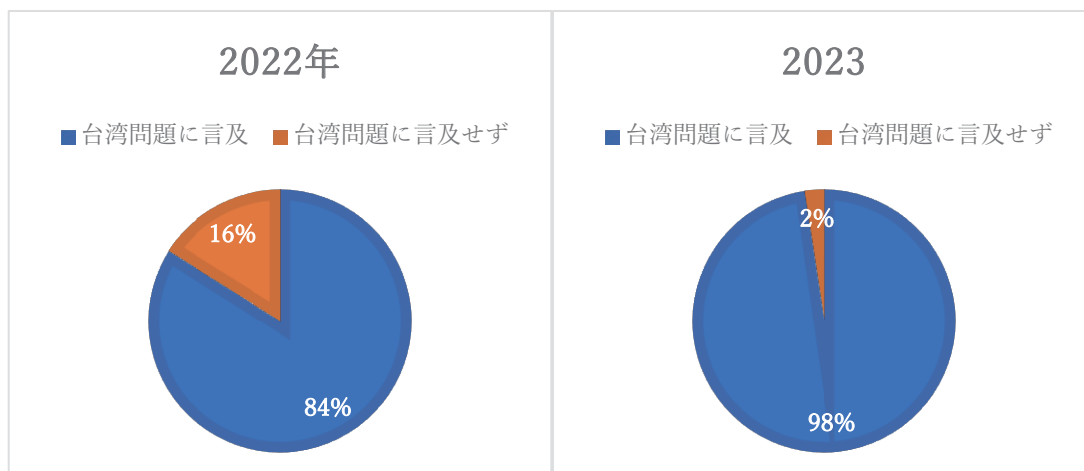
- (1) 台湾問題への言及する割合が 2022 年の 84% から 2023 年には 98% に増えている。
- (2) 「一つの中国原則」にコミットする割合が 2022 年の 67% から 2023 年には 74% に増え、「一つの中国政策」

にコミットする割合がその分減少している。ウズベキスタンとパキスタンは、2022 年には「一つの中国政策」にコミットしていたが、2023 年には「一つの中国原則」にコミットするようになった。一方 PNG は 2022 年には「一つの中国原則」にコミットしていたが、2023 年には「一つの中国政策」にコミットするようになった。

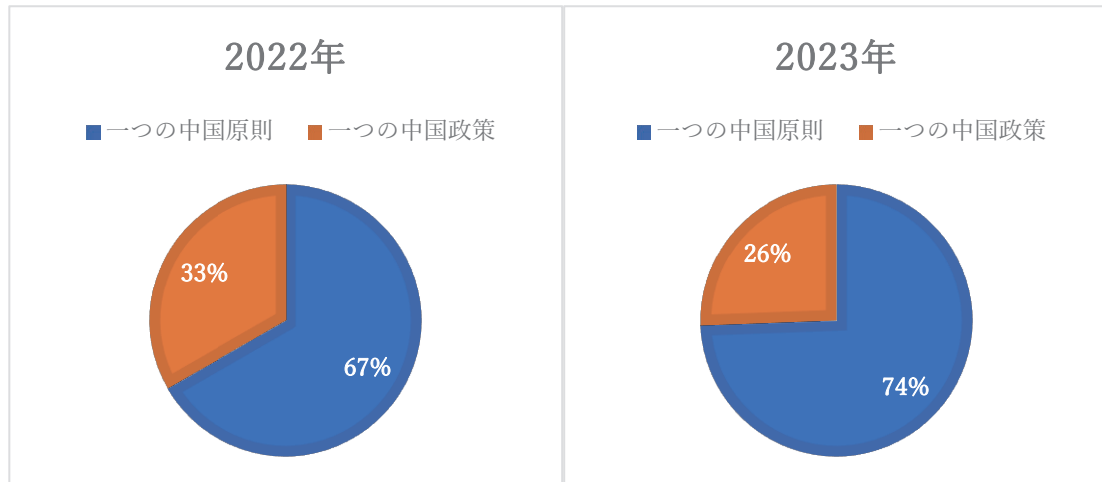
その結果、2022 年と 2023 年の 2 年間で正味 36 カ国のグローバルサウス諸国が「一つの中国原則」にコミットしており、「一つの中国政策」にコミットしているのは 9 カ国に過ぎない。

共同声明等における台湾問題のとり上げ方比較グラフ

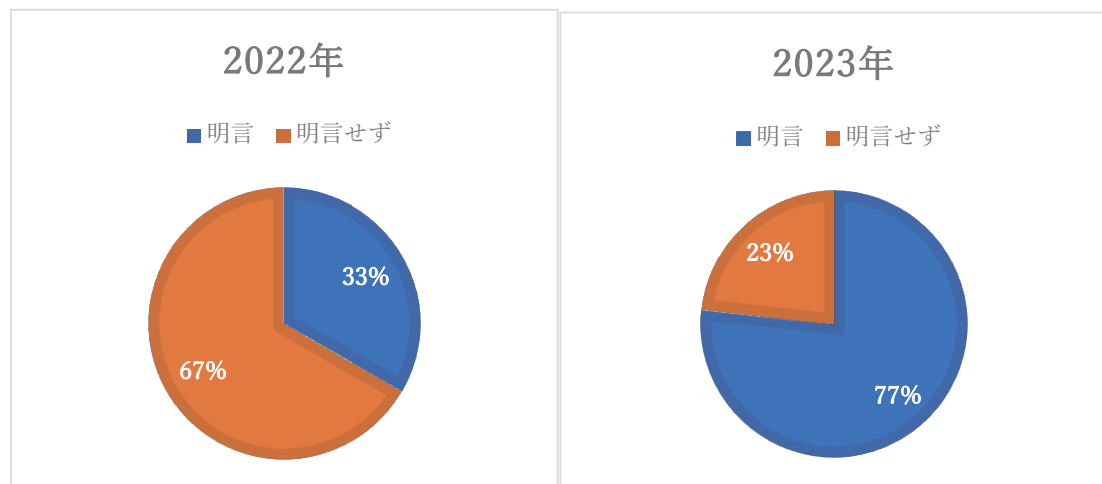
1. 台湾問題への言及の有無



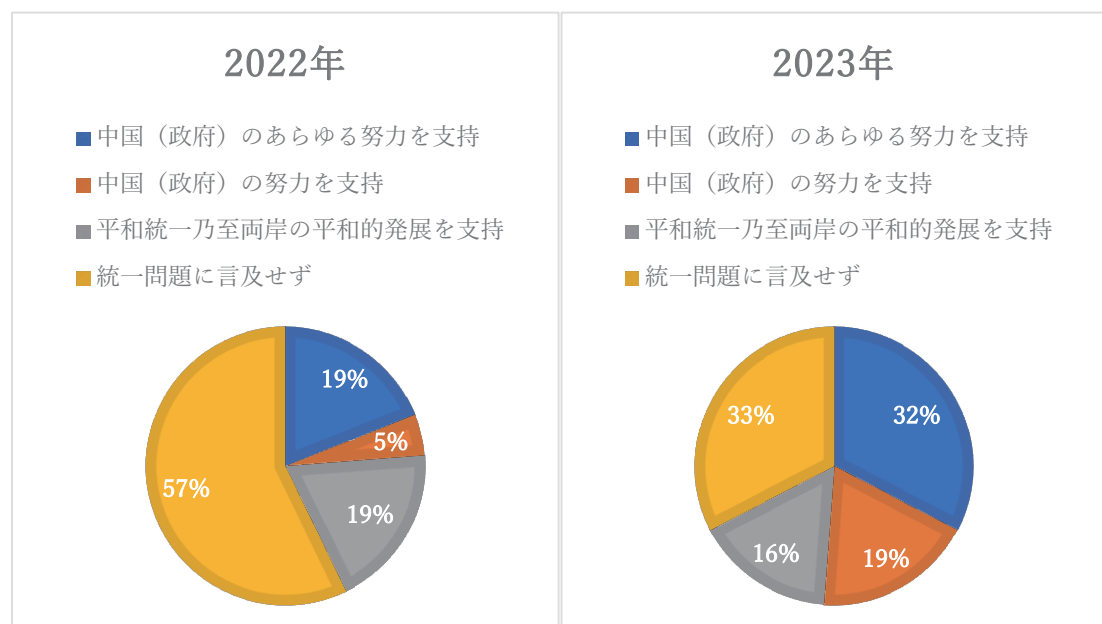
2. 「一つの中国」への言及の仕方



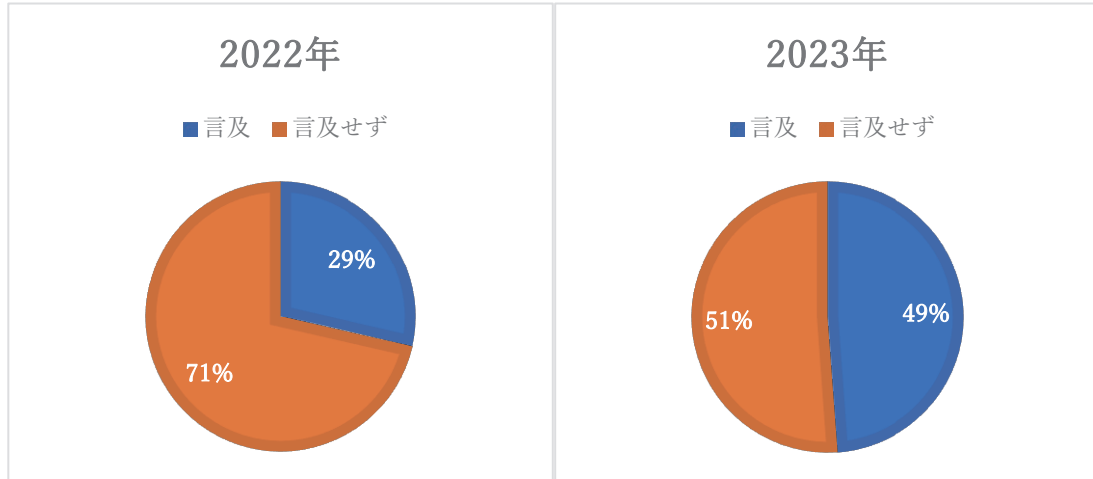
3. 「台湾は中国領土の不可分の一部」への言及



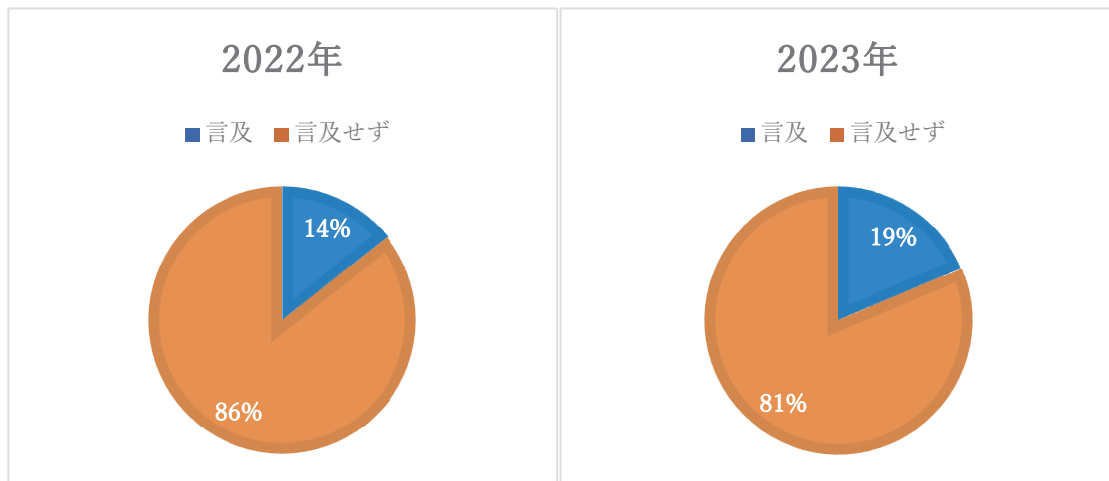
4. 統一問題への言及の仕方



5. 「いかなる形式の台湾独立にも反対する」への言及



6. 外部勢力の干渉に反対



(3) 「台湾は中国領土の不可分の一部」とであると明言している割合が、2022年の33%から2023年には77%と倍以上に増えている。2022年には言及していなかったパキスタン、インドネシア、越、カンボジア、ラオスは2023年には明言するようになった。

(4) 「国家統一のために中国（政府）のあらゆる努力を支持する」としている割合が、2022年の19%から2023年には32%と増加している。一方「国家統一のために中国（政府）の努力を支持する」としている割合は、2022年の5%から2023年には19%に増加している。両者を合わせると中国政府の統一努力を支持する割合は、2022年の24%から2023年の51%に倍増している。他方、兩岸関係の平和的発展

乃至平和統一に言及しているものの割合は、2022年の19%から2023年には16%にやや減少している。2022年の中越共同声明で越は「兩岸関係の平和的発展と中国の統一という大義を支持」としていたが、2023年の共同声明ではこの部分がなくなっている。

(5) 「いかなる形式の台湾独立にも反対する」に言及している割合が、2022年の29%から2023年の49%に増加している。

(6) 「（外部勢力の）中国内政への干渉に反対する」としている割合が、2022年の14%から2023年の19%に増加している。

以上の通り2022年に比べ2023年には台湾問題が中国の主張に合致するような文言でとり上げられることが明らかに増加している。これは相手国が自発的にとり上げているのではなく、中国側が働きかけを強化した結果と考えられる。

¹⁴ 平和統一に言及したのはカザフスタン、チリ、インドネシアのみ。越は2022年には「兩岸の平和発展」に言及していたが2023年の共同声明等では言及しなくなった。

¹⁵ パキスタンとホンジュラスは、いずれも2回の共同声明等のうち1回は台湾独立反対に言及していない

3. 中国が働きかけを強化した要因

それでは、中国が働きかけを強化した要因は何だろうか？中国の台湾政策、台湾内政、台湾をめぐる米国及び日本等の動き、及びウクライナ戦争などの国際関係といった諸点から論ずる。

(1) 中国の台湾政策

習近平政権は台湾統一政策を強化している。特に2016年台湾に民進党政権が成立してからは台湾に対する強硬な姿勢が顕著になっている。2022年10月に開催された第二十回共産党大会の報告では、台湾の統一は「中華民族の偉大な復興を実現する上での必然的要請である」としている。中国は今世紀中頃までに社会主義現代化国家を実現するとしているので、その時までには台湾を統一したいと考えているのであろう。国際社会、特にグローバルサウスへの働きかけを強め台湾を孤立させることは、台湾統一政策強化の一環と考えられる。

(2) 台湾の民進党政権と総統選挙

台湾では2016年以来民進党政権の下で、事実上の「一中一台」状況が続いている。2024年1月には総統選挙が行われたが、中国としては台湾独立を標榜する民進党から総統が選出されることを妨害するための努力の一環として、国際社会の多くの国が台湾の独立に反対しており台湾統一に関する中国の立場を支持していることを示すことで民進党の総統候補に不利な状況を作り出そうとしたと考えられる。

(3) 米国等の動き

米国は従来台湾が攻撃された時に台湾を防衛するか否かを明確にしない「曖昧戦略」をとってきたが、バイデン大統領は、中国が台湾に武力行使した時の米国の対応を問われ、台湾を防衛すると5回答えている¹⁶。また、中国の台湾への軍事的圧力強化に呼応するように、台湾への軍事支援を強化した。同時に日本などの米国の同盟国も中国による台湾への武力行使に反対して連携を強化しており、中国側は対中包囲網が形成されているとの危機感を有している。中国としては、このような米国等の動きを牽制し包囲網を打破するために、台湾問題でグローバルサウスの国々の支持を取り付けようとしているのであろう。

¹⁶ もっとも最近のものは、2024年5月28日のTime誌とのインタビュー。https://time.com/6984968/joe-biden-transcript-2024-interview/

(4) ウクライナ戦争の影響

2022年2月のロシアのウクライナ侵攻に対し、西側諸国のみならずグローバルサウスの多くの国がこれを非難した。中国としては、仮に将来中国が台湾に武力行使した際に同様の事態に陥ることのないよう、台湾統一に関する中国の立場へのグローバルサウスの支持を確保する必要がある。

4. 中国の意図

それでは中国は具体的にどのような意図を持って、相手国に台湾問題に関する立場を表明させているのであろうか？それを解明するために、共同声明等に共通して現れる上記2.の文言がそれぞれ法的あるいは政策的にどのような意味を持つのかについて考察する。

(1) 「一つの中国原則」と「一つの中国政策」

「一つの中国原則」とは中国の台湾問題に対する基本的な立場であるのに対し、「一つの中国政策」とは中国以外の各国の台湾問題に対する立場や政策を指している。したがって「一つの中国原則」にコミットすることは、中国の主張する「一つの中国原則」を受け入れていることを示す。これに対し「一つの中国政策」は各国によって内容が異なり、必ずしも「一つの中国原則」を受け入れているとは言えない。

「一つの中国原則」の内容は、以下の三点である¹⁷。

- (a) 世界に中国はただ一つである
- (b) 台湾は中国の一部である
- (c) 中華人民共和国政府が全中国を代表する唯一の合法的な政府である

したがって、「一つの中国原則」にコミットするということは、第一に中華人民共和国と中華民国を同時に国家承認しないこと（「二つの中国」の否定）、第二に台湾を中国から独立した国家ないし実体として承認しないこと（「一つの中国一つの台湾」の否定）、第三に中華民国政府を承認しない、すなわち台湾と外交関係を持たないことを意味する。

なお、「一つの中国原則」にコミットすることは、台湾が中国領土の一部であること、したがって台湾独立を認

¹⁷ 例えば、「美国歪曲联大决议、炒作涉台问题、中方阐明立场」『新華網』2024年5月10日。なお、「一つの中国原則」と米国の「一つの中国政策」の違いについては以下に分かりやすい説明がある。

小笠原欣幸「「一つの中国原則」と「一つの中国政策」の違い」

http://www.tufts.ac.jp/ts/personal/ogasawara/analysis/one_china_principle_and_policy.html

めないことを意味するので、本来は「一つの中国原則」にコミットすることだけに言及すれば十分であるのに、多くの共同声明等で「台湾は中国領土の不可分の一部」及び「いかなる形式の台湾独立にも反対する」が個別に言及されているのは、中国側がこれらの点を特に強調したいからと思われる。

(2)「台湾は中国領土の不可分の一部」

中国が他国に「台湾は中国領土の不可分の一部」であることを認めさせたい最大の理由は台湾地位未定論を否定したいからと思われる。台湾地位未定論とは、台湾の法的な最終的地位は未定であるという考え方である。日清戦争の結果台湾は日本の領土となったが、サンフランシスコ平和条約で日本は台湾の領土権を放棄した。しかし、同条約では台湾の帰属については言及されていない。中国は、1971年に中華民国に代わり中華人民共和国の国連代表権が承認された際の国連総会決議第2758号（いわゆるアルバニア決議）により、「一つの中国原則」は国際関係の基本的な規範となったと主張している¹⁸が、アルバニア決議は中華人民共和国政府が国連において中国を代表する唯一の合法政府であることは承認しているものの、「一つの中国原則」の他の二点、すなわち「世界に中国はただ一つ」と「台湾は中国領土の一部」については言及していない。したがって、同決議により「一つの中国原則」が国際的に認められたとの中国の主張には無理がある。実際、1971年に周恩来はキッシンジャーとの会談でアルバニア決議案では台湾地位未定論は解消されないと述べている¹⁹。中国は共同声明等で他国に「台湾は中国領土の不可分の一部」であると明言させることで台湾地位未定論を払拭しようとしているのであろう。

それでは、中国はなぜ台湾地位未定論を排除したいのであろうか。それは、台湾が中国領土の一部であることを認めさせることは、台湾問題は中国の国内問題であることを認めさせることになるからである。台湾問題が中国の国内問題であれば、他国が台湾問題に介入することは国際法上違法な内政干渉に当たることになる。仮に中国が台湾に武力行使をしてもこれは内戦となり、他国が介入することは違法となる。ウクライナ戦争では国連憲章第2条4で禁じられた侵略を行ったとしてロシアを厳しく非難する国連総会決議が141カ国の多数の賛成で採

択されたが、国連憲章で禁じられているのは加盟国の「国際関係において」武力行使することであり、内戦には適用されない。したがって、共同声明等で「台湾は中国領土の不可分の一部」を認めた諸国は、仮に中国が台湾に対し武力行使したとしても国連憲章違反だとして中国を非難する国連決議に賛成する可能性は極めて低くなるだろう。

(3)「国家統一のために中国（政府）のあらゆる努力を支持」

「あらゆる措置」には非平和的手段も含まれると考えられるので、この文言に言及した国は中国が台湾に対し武力を行使しても中国を非難することは困難になる。

(4)「いかなる形式の台湾独立にも反対する」

多くの国が台湾独立に反対していることを明示的に示すことは、台湾に対するメッセージであると共に、国際社会に対しても台湾を独立した実体として扱わないよう釘を刺す意味があろう。

(5)「（外部勢力の）中国内政への干渉に反対する」

これは、米国や日本に対する牽制であることは明らかであろう。

結論

中国としては、台湾統一のため政治・経済・社会・軍事等あらゆる分野で取り組みを強化しているが、本稿で着目したグローバルサウス諸国への働きかけは外交面での台湾統一政策強化の一環と考えられる。しかも、以上で見たとおり2022年に比べ2023年には台湾問題が中国の主張に合致するような文言でとり上げられることが明らかに増加しており、中国は着々と成果を上げている。その傾向は2024年も継続している。

中国としては、台湾問題は中国の国内問題であり、米国等の介入は内政干渉であるということをグローバルサウスの多くの国に認めさせることで外部環境を有利に転換し、統一促進を図っていると考えられる。台湾問題に関しグローバルサウスは単なる傍観者ではないのである。

¹⁸ 例えば2022年9月24日の王毅外相の国連総会一般演説

¹⁹ 1971年10月21日のキッシンジャー・周恩来会談
<https://nsarchive2.gwu.edu/NSAEBB/NSAEBB70/doc12>

中ロ関係の「底線」

——中ソ国交正常化（1989年5月）

中居 良文

The “Bottom Line” of the Chinese-Russian Relations: The Normalization of the Relations in May, 1989

Yoshifumi NAKAI

はしがき

1989年5月、中ソ両国は国交を正常化した。本章はこの国交正常化の意味を考える。中ソ国交正常化とは一体何だったのか。国交正常化はその後の中ソ・中ロ関係にどのような影響を及ぼしたのか。

国交正常化の意味については、二つの対立する見方がある。一つの見方は、国交正常化を大きな外交的成果であり、歴史の転換点と見るものである。両国の当事者たち、鄧小平とゴルバチョフはそう主張している。鄧小平はゴルバチョフとの会談で「過去を閉じ、未来を開く」ことを提案した¹。ゴルバチョフはこの提案を即座に受け入れた。1995年に出版された回想録で、ゴルバチョフは中ソ関係の章の見出しにこの「過去を閉じ、将来を開く」と言う言葉を使っている²。果たして中ソ国交正常化はそのような画期的な出来事だったのだろうか？

これとは対照的な見方をしているのは、イギリスの国際政治学者のロー（Bobo Lo）である³。ローによれば、中ソ国交正常化は、アメリカという共通の脅威に晒されていた両国間の便宜的妥協である。彼らは緊急避難のために、即ち一種の時間稼ぎのために、嫌々ながら手を握ったのだ、とローは見る。ローによれば、中ソ両国は、自分たちにとって不都合な過去だけを一時的に封印した

に過ぎない。中ソ国交正常化は無原則的かつ便宜的な合意であるから、この関係が古典的な同盟関係に発展することはない⁴。両国の考える「未来」は異なっており利害は必ず対立する。

本章は第三の見方を提供する。それは上述した二つの見方の中間に立つものである。本章は、中ソ国交正常化が実現したタイミングに着目する。1989年5月という時期は、両国の改革政策が分岐していく直前の時期にあたる。この時期はまた、両国がそれまで進めてきた改革政策の限界が明らかになった時期でもあった。従って、本章は中ソ国交正常化の最大の意味は、この時点で中ソ関係が「普通の」関係になったことにあるとみる。普通の関係とは、両国が既存の国際社会の共通ルールである「平等互惠」原則を受け入れ、互いの外交と内政に干渉しないような関係である。

普通の関係になることは、何ら目新しいことではなく、大きな外交的成果とは言い難い。この点で、中ソの公式見解には誇張がある。一方、ローの評価は過小に過ぎると言えよう。複雑な過去を抱えた両国が「普通の関係」になるまでには、大きな努力と時の助けが必要だった。また、両国がこの時点で普通の関係になっていたことは、両国関係の全面的破綻をくい止め、その後の両国関係の基礎となった。中ソ国交正常化は両国が嵐の中で漂流し、激突することを防ぐ、錨の役割を果たしたのである。

以下、第1節では中ソ国交正常化に向かう中国側の動きを、第2節ではソ連側の動きを辿る。第3節はこの合意が達成された時期、即ち1989年5月、というタイミングの意味を考える。第4節は「普通の関係」となった中ソ関係が実際にどのように機能したかを見ることにす

¹ 鄧小平（1993）「結束過去、開壁未来」『鄧小平文選 第三卷』北京 人民出版社 291 ページ。

² ゴルバチョフ（1996）「第39章 モスクワと北京は「過去を閉じ、未来を開く」」『ゴルバチョフ回想録 下巻』工藤精一郎・鈴木康雄訳 新潮社 498 ページ。

³ Bobo Lo（2008）*Axis Of Convenience: Moscow, Beijing, and the New Geopolitics*. London: Chatham House

⁴ Bobo Lo（2008）*Axis Of Convenience*, pp.54-55.

る。

第1節 中ソ国交正常化に向かう中国

1. 改革・開放政策から国交正常化へ

中国社会科学院の陸南泉は、訪日中の1986年に「中ソ関係発展の展望」と題する講演を行った⁵。その中で陸南泉は1980年代の中ソ関係を主導したのは中国であると主張した。何故この時期に中国は中ソ国交正常化に前向きになったのか。陸南泉の挙げる理由は以下である。

1) 中国は毛沢東の死後数年で国内改革を行った。

この記述には注意が必要である。陸南泉は国内改革の例としていわゆる「四人組」の失脚（1976年）のみを挙げ、国内改革の過程を一行で表現している。これは、中国の知識人が得意とする「史記の説法」である。この説法は、複雑な経過を端折り、結論だけを簡潔な文章で表現する。実際には、この国内改革には長い時間を要した。鄧小平らが華国鋒ら、毛沢東の「全て派」⁶を指導部から排除するには4年かかった。その後、部分的な毛沢東批判である「歴史決議」が1981年6月に公表されるまでに更に1年かかった。この歴史決議における毛沢東批判は「7割は正しく、間違いは3割」という生ぬるいものであった。

2) 中国は1982年に対外政策の調整に着手した。中ソ国交正常化はこれらの調整の一部である。

陸南泉のいう「調整」は日本語では「変更」とか「修正」を意味する。これもまた、「史記の説法」である。1982年以降、鄧小平らは毛沢東路線を以下のように修正した。

- ①戦争と平和の問題については、毛沢東の過去の誤った考えを是正する。即ち、戦争は不可避ではなく、平和は維持できると考えることにした。
- ②長期の平和を維持し、近代化を推進することにした。
- ③軍縮を支持し、自主独立政策をとり、どの大国とも戦略上の関係も連合関係も作らないことにした。
- ④社会制度とイデオロギーの相違を国家関係の処理基

準としないこととした。つまり、イデオロギーの異なる国とも敵対せず付き合うことにした。

- ⑤第三世界との関係では、ソ連方式に追随せず、西欧・日本との関係では政治的経済的関係を一層発展させると共に、幅広く国際組織に参加することにした。
- ⑥香港に対しては一国兩制、台湾に対しては平和統一の方針をとることとした。

3) 中国は中ソ両国の経済関係を発展させることを望んだ。

経済関係は双方にとって重要であり、拡大潜在力も強く、1985年以降貿易額は30-50%という高い伸び（年率）を示した。1990年には現在の米中貿易額の年60億ドルに達する、という予測もあった。中ソの貿易商品は長期にわたって相互補完的である。中ソは長い国境を持つため国境貿易に有利であり、中国は輸入品目を多様化する必要がある。貿易決済方式も共通であった⁷。

これらの「調整」の延長上に中ソ国交正常化がある、と言うのが陸南泉の分析である。陸南泉はソ連も中国側のイニシアチブに應えるに違いないと考えた。何故ならば、ゴルバチョフはブレジネフ後期の一連の失敗—アフガン侵攻・ベトナムのカンボジア侵攻支持など—を引き継いでおり、経済建て直しのために国際環境の改善をはかる必要があったからである。中国が既にアメリカとの国交回復（1979年）を成し遂げていたことも、ソ連への圧力となった。ソ連は中米ソの三国関係における不利な立場から抜け出すためにも、対中関係を改善させる必要があった⁸。

陸南泉の分析は、関係改善の見込みについては楽観的に過ぎた。この講演が1986年に行われたものであることに留意する必要がある。陸南泉は、中国の改革・開放路線と対ソ政策とは同時進行すると考えていた。1986年9月には鄧小平が政治体制改革の必要性を強調していたからである⁹。しかし、改革はそう簡単には進まなかった。1986年末に中国各地で学生たちの自由化要求デモが発生した。鄧小平らはこの運動を資産階級自由化運動であると断罪し、自由派知識人たちを弾圧した。1987年1月には総書記の胡耀邦が突然解任され、改革・開放路線は後退した。現役の総書記が法的には何の権限もないはずの党の長老たちによって「解任」されるという事態が起きたのである。この事態に憤激した学生や知識人たちは各地で胡耀邦の名誉回復を要求する運動を起こ

⁵ 陸南泉（1987）「中ソ関係発展の展望」『過渡期にたつ現代ソ連—その総合的研究Ⅱ』スラブ研究センター報告シリーズ20 1987年1月 48-52ページ。

⁶ 鄧小平らいわゆる改革派が華国鋒らの保守派を攻撃するために使った造語。毛沢東の言ったこと、毛沢東の政策の全てを実行しようとするグループという意味。

⁷ 陸南泉（1987）「中ソ関係発展の展望」48ページ。

⁸ 陸南泉（1987）「中ソ関係発展の展望」49ページ。

⁹ 鄧小平（1993）「關於政治体制改革問題」『鄧小平文選第三卷』176-178ページ。

し、これが1989年6月の天安門事件に繋がった。

関係改善への見通しが楽観的に過ぎたとはいえ、陸南泉の分析は貴重である。それは、改革・開放が進展していけば、中ソ関係にどのような変化が起きうるかを正確に予想していた。中ソは敵でもなく、かといって味方でもなく、対等な関係に立つことになる。両国で改革・開放政策が進展すれば、それは自然と両国の関係改善に結びつくと陸南泉は考えていた。中国は既に1982年の時点で、「自主独立政策をとり、どの大国とも戦略上の関係も連合関係も作らない」と宣言しているので、ソ連との関係を「正常化」することに原理的な障害はない。あとはソ連の出方次第だ。こうした認識はこの時期の中国の先進的知識人たちの共通認識であった。1986年には中国の研究者がこうした見解を外国で述べる事ができたという事実は、注目に値する。

2. 「冷戦思惟」という重荷

2000年代になると、陸南泉の楽観論に対する批判が中国の学界に現れた。北京大学国際関係学院教授の牛軍は対ソ政策の進展ではなく、停滞に着目した。中国が対ソ政策を調整するのに何故このように長い時間がかかったのか。中国がアメリカと国交を正常化したのは1978年12月である。その後、中国がソ連と国交を正常化するまでに10年が経過していた。牛軍は1979年以後の中ソ交渉を詳細に検討し、中国の指導層が永年信奉してきた「冷戦思惟」が停滞の原因であると論じた¹⁰。陸南泉が、あたかも既成事実であるかのように淡々と記述した「調整」は実は難航していた。中国の指導者たちは国家の発展のためには対外開放が必要だと知りながら、ソ連との関係改善には躊躇したと牛軍は指摘する。

事実、中ソ国交正常化は順調には進まなかった。時間の問題については、後でまた触れることにする。

1) 冷戦思惟とはなにか

牛軍によれば、冷戦思惟とは米ソ冷戦に関わる全ての戦略や政策を含む包括的な概念である。中国はソ連の対中政策が変化するまで、冷戦思惟を捨てなかった¹¹。

牛軍は、中国が国交正常化を主導したという陸南泉の主張に異を唱える。牛軍が詳述する中国の動きは主導的であるよりはむしろ受動的である。牛軍はまた、鄧小平のリーダーシップにも懐疑的である。鄧小平は中ソ関係

の正常化が必要だと認識しながらも、ゴルバチョフに3条件を突きつけ、ソ連がそれらの諸条件をクリアするのを待った。鄧小平は強い対ソ脅威認識を党の長老たちと共有していたのであり、「未来を開く」にはあまりにも消極的であった。

もう少し詳細に、牛軍の分析を辿ってみよう。牛軍によれば、中国がソ連との正常化に踏み出したのは1979年4月である。前年の12月に米中は国交を正常化し、この年の1月には鄧小平が訪米した。米中関係が大きく変化したことが対ソ関係を見直す契機となった。1979年4月の全人代常務委は1950年2月に締結された中ソ友好同盟条約の再延長をしないと決定した。同時に中国政府はソ連と正常化協議に入ることを決定し、7月にモスクワで副部長級会談を行うこととした。この時、中国は二つの重要な決定を下した：国境問題を会談の前提条件としないこと；初回会合はモスクワで行うことである¹²。この時期、中国の国内政策にも大きな変化が起きていた。経済建設を中心とする政治路線と改革開放を目指す国家発展戦略が策定された。新時期の対外政策はこの新たな国家発展戦略に対応することが必要となった。

しかし、対外政策には長期に涉って実行されてきた思考パターンの影響が残っていた、と牛軍は指摘する。改革開放戦略が有効に機能するためには、これらの思考パターンをより合理的な思想で置き換えることが必要だった。対外政策が変更されるまでには国内政策の変更に比べてより長い時間が必要である。いわゆる「文革」の10年間、中国の外交機構は機能不全に陥っていた。新たな政治路線が実行されるためには、先ず対外関係部門に残存する極左思想が一掃されねばならず、外交機構も再建されなければならなかった。対外政策における変化は緩慢で、国内政治のような劇的変化は起きなかった。思想領域における変化は更に緩慢で、中でも最も変化が緩慢だったのが対ソ政策の領域であった¹³。

牛軍によれば、70年代初期の中国の指導者たちにとって、最大の脅威はソ連が発動する侵略戦争であった。この時代を経験した人々はソ連の「狼子野心（オオカミのような闘争心）」に深い警戒感を抱かざるを得なかった。70年代初期に形成されたソ連脅威論は簡単には消滅しなかった。80年代初期まで、中国の指導者たちは対外政策を一つの手段と考えていた。即ち、対外政策の目的は経済発展に必要な時間を稼ぐことであった。従って、この時期の中国外交は以下のような二面性を持つことになった：現代化のためには長期に亘る平和な国際環境が必要である；一方、ソ連の脅威は減少しておらず、中国はソ連の侵略に晒されている。1977年8月の十一大政

¹⁰ 牛軍（2010）「告別冷戦：中国実現中ソ関係正常化的歴史涵义」沈志華 李濱（Douglas Stiffler）主編『脆弱的連盟：冷戦と中蘇关系』北京 社会科学文献出版社 538-559 ページ。

¹¹ 牛軍（2010）「告別冷戦」539 ページ。

¹² 牛軍（2010）「告別冷戦」541 ページ。

¹³ 牛軍（2010）「告別冷戦」541 ページ。

治報告（華国鋒）は「ソ連とアメリカが新世界大戦の震源地である、ソ連社会帝国主義の危険性が特に高い」と述べ、ソ連への警戒心を露わにしていた。11月1日の「人民日報」論文は毛沢東の「三個世界（区分的）理論」を引用し、毛沢東路線の正しさを強調した。三個世界（区分的）理論の意味するものは、反ソ国際統一戦線の形成である¹⁴。

毛沢東の死（1976年9月）後も、毛沢東の後継者たちはソ連の脅威が依然として存在すると確信していた。鄧小平がその代表であった。鄧小平は1980年1月の中央幹部会議で、80年代の三大任務として「反対覇権主義、実現祖国統一、経済建設」を挙げ、反覇権とは即ち反ソであると宣言した。ソ連脅威の認識は深く中国の指導者たちの心に入り込んでいた。中共中央は既に改革開放政策の実行を決定していたが、対ソ政策に関しては大きな変化は起きなかった。中国の指導者たちは、平和的な国際環境を実現するためと称して、実際には多くの外交資源をソ連の脅威への対処に注いだ¹⁵。

牛軍は、当時の中国がソ連との関係改善に踏み切れなかったもう一つの理由を指摘している。それは、改革期の中国が西側の経済モデルの採用に踏み切ったことである。非効率で生産性の低いソ連モデルは捨てなければならない。1978年7月に中国の国務院会議は「向西方学習的方向（西側諸国から学ぶ方針）」を決定した。この時点で、ソ連は学習の対象から外れた。中国の若手幹部と知識人たちは、西側諸国に留学するようになった。この時期に中国の指導者たちの注意を中ソ関係に振り向けるのは難しかった。ソ連から学ぶべきものは何もなくあったからである¹⁶。

2) 米中国交正常化の衝撃

アメリカとの国交回復後、中国の知識人たちは、西側諸国から多くのことを学び始めた。中国へも西側諸国の学生が留学するようになり、文化交流が進展した¹⁷。中国国内では総書記の胡耀邦が「真理の標準」を巡る討論を先導し、メディアでは「社会主義モデルの多様性」についての公開討論が繰り返された。社会主義を論ずる

という枠内ではあったが、中国で比較的自由な言論空間が生まれた。牛軍はこれらの討論の結論を以下の諸点にまとめている。

- ①世界には統一普遍の社会主義発展モデルなど無い
- ②中国もまた「真正的社会主義」を壟断することはできない
- ③他国を何らかの「主義」であると決めつけることもできない

牛軍はこうした認識が自然に中ソ関係の領域にも浸透していった、と分析する。こうした前提に立てば、中ソのイデオロギー論争は無意味なものとなる。胡耀邦ら当時の若手指導者たちは、ソ連とのイデオロギー論争にはもはや意味を見いださなかった。文革も否定された。中国は遂にソ連に対する「修正主義」批判を止めた。イデオロギーが中ソ関係の障害になる時代は終わった¹⁸。

しかし、イデオロギー対立が自然消滅したからといって、中国が対ソ警戒を緩めたわけではない。中国は自国の安全保障を考慮する必要があった。1979年9月に中ソ両国の外交担当者は同盟の見直しに向けた協議を開始した。しかし、協議はソ連のアフガン侵入で中断された。この時期のソ連の対アジア政策もまた中国の対ソ警戒感を高めた。中でも、ベトナムのカンボジア侵攻に対するソ連の支持を中国は強く警戒した。中国はこの時期、次々とソ連に対する対抗措置を採った。モスクワ五輪への不参加、1981年夏の華北での大規模軍事演習、中越国境での「自衛反撃戦」（中越戦争）等である¹⁹。

3) 「独立自主の対外政策」の意味

1982年9月の十二大において中国は中ソ関係を正常化することを決定した。決定の主要な要因は、経済建設のための平和的な国際環境の維持である。十二大の決議が触れなかった要因もあった。1960年代中期以降、つまり中ソ関係の緊張に伴い、中国の国防費は急速に増大し、経済を圧迫していた。1968年には軍事費が国家財政支出の26%を占めた。兵力は1975年に610万に達した。鄧小平は、1975年に軍事工作を担当すると、即座に軍縮に取り組み、1976年には兵力は13.6%減少した。1979年には軍事費は17.3%圧縮された。それでも鄧小平は1980年3月に、「軍事費が多すぎて、国家建設を妨害している」と述べた²⁰。

1977年12月の中央軍事委員会議で鄧小平は、ソ連に対する警戒を緩めてはならない、と述べる一方で、戦争の爆発を先延ばしすることは可能だと発言した。十二大が開催された1982年までに中国の指導者たちは「将来

¹⁴ 牛軍（2010）「告別冷戦」544ページ。

¹⁵ 牛軍（2010）「告別冷戦」544ページ。

¹⁶ 牛軍（2010）「告別冷戦」545ページ。

¹⁷ 当時アメリカに留学中だった筆者は1981年6月から12月まで北京大学に短期留学し、こうした文化交流を体験した。中国政府は北京大学に、アメリカからの留学生を受け入れるための「短期漢語学習班」を設置した。筆者の同級生には後にオバマ政権の財務長官となるティモシー・ガイトナー（Timothy Geithner）がいた。

¹⁸ 牛軍（2010）「告別冷戦」546ページ。

¹⁹ 牛軍（2010）「告別冷戦」546ページ。

²⁰ 牛軍（2010）「告別冷戦」547ページ。

の相当長い時間に亘って大規模な戦争は起こらない²¹という認識を持つようになっていた。つまり、1982年前後になってようやく、中国の指導者たちは、これまで自分たちは「ソ連の脅威」を過大に評価していたと気づいた。

1981年にはレーガン政権が誕生し、レーガンは台湾防衛に対するアメリカの関与を強める姿勢をみせた。中国は対抗措置を採り、中米関係は低調となった。中国の指導者たちはアメリカとは距離を置くことを決定した。十二大（1982年9月）における独立自主の対外政策には、中国の指導者たちが中米関係から学んだ教訓が反映されていた。即ち、ソ連の脅威に対抗するためにアメリカに接近するのは危険だ、という教訓である²²。

ブレジネフは、中米の緊張が高まった1982年3月にタシケントで中国の懸念に配慮するかのような演説を行った。その要旨は以下であった。

- ①ソ連は台湾の主権についての中国の主張を全面的に認める
- ②ソ連は中国の安全を脅かしたことはない
- ③ソ連は中国に対しいかなる領土要求もしたことがない²³

当時の中国の外相、銭其琛によれば、鄧小平はこの演説の2日後、ソ連に対して積極的に反応するよう指示した、という²⁴。鄧小平は、ソ連の出方を探ると同時に、中ソ関係の緩和を利用してアメリカに圧力をかけようとした。

旧来の「冷戦思惟」においては、中米関係と中ソ関係は常にゼロ・サムの関係にあった。しかし、米ソの緊張緩和（デタント）が進行し、ゼロ・サム関係に変化が生じた。今やアメリカだけでなく、ソ連も中国とのデタントを望みだしたのである。中国は中米関係の改善と同時並行して、中ソ関係の改善を図ることができよう。問題はその両関係のバランスと政策実行のタイミングである。

1982年夏、鄧小平は、中米関係と中ソ関係を同時に処理しようと動いた。レーガン政権とは5月に台湾への武器売却をめぐる交渉を開始し、8月17日には「8・17公報」に合意した。アメリカは中国の内政への不干渉を宣言し、台湾への武器供与を段階的に縮小することを約した。レーガン政権はこの公報を忠実に履行しなかった。しかし、中国の指導者たちは「8・17公報」により、中米関係の新しい枠組みができたと考えた。公報

が宣言される直前に、中国外交部のソ連局長がモスクワを訪問し、中ソ関係正常化のための協議を開始した。中国は中ソ関係正常化に向けて本格的に動き出した²⁵。

4) 「三大障害」の提起

ここで問題となるのは、鄧小平がブレジネフのタシケント演説に応じる形で提起したいいわゆる「三大障害：国境地帯からのソ連軍撤兵；アフガン撤兵；ベトナム軍のカンボジアからの撤兵」の意味である。鄧小平はソ連がこれらの具体的な行動を取ることを関係改善の条件とした。実はこの三大障害を鄧小平がいつ、どのような形でソ連側に提示したかは不明である²⁶。ただ、この三大障害の提示が意味したものは明らかである。それは以下の諸点である。

- ①今が対ソ関係改善の好機である。アフガン侵攻で消耗したソ連は対外政策を「調整」せざるを得なくなった。ブレジネフのタシケント演説は、ソ連の弱さの表明である。中米関係は改善に向かっており、これも中国の立場を有利にする。
- ②ソ連とイデオロギー論争はしない。
- ③ソ連は脅威であり続ける。ソ連がアジアで展開している軍事行動は中国に対する直接の脅威である²⁷。

牛軍が指摘するように、確かにこの三大障害にイデオロギー的な言辞はない。これは、従来の中国の対ソ方針の変更であり、一歩前進である。しかし、これら三大障害は協議の最初に持ち出す条件としては「高め」である。なかでも、第二と第三の条件、アフガン撤兵とベトナム軍のカンボジアからの撤兵は、いずれも第三国が絡んだ問題であり、早期の解決は見込めなかった。これらの条件を持ち出したということは、牛軍が指摘したように、中国が依然としてソ連を脅威と考えていたことの証左である。

中国はこの時点ではまだ、旧来の冷戦思惟の束縛から脱していなかった。ソ連のアフガン侵攻やカンボジアへの介入を中国に対する直接的脅威と見做すのは、毛沢東が晩年に提起し、周恩来が喧伝し、鄧小平が同調した「社会帝国主義論」²⁸の核心的主張である。鄧小平はソ連の

²¹ 牛軍（2010）「告別冷戦」548ページ。

²² 牛軍（2010）「告別冷戦」549ページ。

²³ 牛軍（2010）「告別冷戦」550ページ。

²⁴ 銭其琛（2003）『外交十記』北京 世界知識出版社 3-4ページ。

²⁵ 牛軍（2010）「告別冷戦」551ページ。

²⁶ 牛軍（2010）「告別冷戦」557ページ。

²⁷ 牛軍（2010）「告別冷戦」557-558ページ。

²⁸ いわゆる「三つの世界論」とその理論的根拠である「社会帝国主義論」については、中国社会科学院の楊奎松が包括的な批判を加えている。楊奎松「中美和解過程中的中方変奏：毛沢東「三個世界」理論提出的背景探析」沈志華 李濱（Douglas Stiffler）主編『脆弱的連盟：冷戦与中苏关系』北京 社会科学文献出版社 457-481ページ。

アジアにおける軍事行動を「社会帝国主義論」を持ち出して非難することはしなかった。口には出さなかったものの、鄧小平にとってソ連は脅威であり続けた。

では、牛軍が主張するように、1989年5月の国交正常化の時点で、中国は「冷戦思惟」から完全に脱却したのであろうか。国交正常化の時点でも、「冷戦思惟」からの脱却は不徹底だったのではないか。そして、その不徹底さが中ソ国交正常化後の中国を苦しめることになったのではないか。

陸南泉が関係改善の先行きに楽観的であったのとは対照的に、牛軍は抑制的である。この両者を分けるのはいわゆる「冷戦思惟」の重要性である。陸南泉の分析に「冷戦思惟」はほとんど登場しない。それは過去の遺物として既に廃棄されている。一方、牛軍は「冷戦思惟」が中国の指導層を拘束し続けたと指摘する。

では、ソ連側の事情はどうだったのであろうか。ソ連もまた中ソ関係を改善するため「冷戦思惟」からの脱却を必要としていたのであろうか？あるいはソ連の抱えていた問題は中国とは異なっていたのであろうか？次にソ連の国交正常化に向けた動きを辿ってみよう。

第2節 中ソ国交正常化に向かうソ連

ゴルバチョフは総書記に就任した直後の1985年3月、中国副首相（当時）の李鵬と会見し、北京からの「シグナル」を受け取った。同年、12月にゴルバチョフは再び李鵬と会い、「なかなか意味のある」会話をした²⁹。中ソ蜜月時代にモスクワ動力工科大学を卒業した李鵬は、1987年には首相に昇格し、中ソ関係の実務を担当することになる。

ゴルバチョフがウラジヴォストークで公開演説を行い、アジア・太平洋地域諸国との関係改善を訴えたのは1986年7月であった。この演説で、ゴルバチョフは中国との「善隣友好関係」を樹立するためにあらゆる手段を討議する用意がある、と述べた³⁰。ゴルバチョフが北京からのシグナルを受け取ってから1年半が経過していた。ゴルバチョフが次に中国に関係正常化の意思を伝えたのは、そこから2年経った1988年12月であった。そこから、正常化は急速に進展してゆく。中国からの招待を受けて、1989年2月には外相のシェワルナゼが訪中し、ゴルバチョフの公式訪問の日程を決めた。

政権に就いてから3年の間、ゴルバチョフは対中関係を改善するために、一体何をしていたのであろうか。中

国の指導者たちと同様、「冷戦思惟」から脱却すべく奮闘していたのであろうか。

1. ゴルバチョフ以前

ゴルバチョフの行動を理解するために、ゴルバチョフが登場した時点の中ソ関係がどのような状態にあったのかを確認しておこう。1980年代前半のソ連の対中政策については、コロンビア大学の魏丽莎 (Elizabeth Wishnick) の分析がある³¹。魏丽莎によれば、ソ連の対中政策は1980年代前期にゆっくりと「冷戦構造」を脱し、慎重な和解へと向かっていた。こうした変化は三つの分野で起きた。

1) 両国の境界地区が貿易再開に向けて動き出した

1982年10月にハバロフスクで開催された中ソ貿易協議が中ソ関係改善の先駆けとなった。ハバロフスクは1972年以来、辺界貿易を再開するようモスクワに働きかけていた。1982年に辺境地区を訪問した胡耀邦・総書記は現地の住民たちが辺界貿易の再開を望んでいることを知った。黒河での講演で、胡耀邦は「南深北黒、比翼齊飛（南部では深圳を北部では黒龍江省を翼の両翼とし経済発展を達成する）」と言及し、現地の住民はこの言葉を正月の対聯（正月の門飾り）に掲げた。1983年4月、黒竜江とソ連遠東、内蒙古と西シベリアの間で辺界貿易協定が結ばれた³²。

2) モスクワの指導者たちが対中政策をめぐる議論を始めた

1982年3月のブレジネフのタシケント演説は中ソ政治対話の道を開いた。以後、政権内部の中国脅威論者たちは改革派の攻撃に晒された。対外連絡部と国際部では改革派が台頭した。後にゴルバチョフの外交顧問になるチェルニャーエフ (Cherniaev) らである。しかし、中国脅威論者たちはソ連の中国学者や宣伝機構に対し絶大な影響力を持っていた。チェルニャーエフによれば、中国脅威論者たちは、ブレジネフのタシケント演説後も、公的メディアで執拗に中国を非難し続けた。彼等の職務は毛沢東主義の欠陥を暴露することであり、中ソ関係の正常化は彼等にとっては何のメリットもなかった³³。

アンドロポフの統治期間中、中国との関係改善を支持

²⁹ ゴルバチョフ (1996) 『ゴルバチョフ回想録 下巻』 498 ページ。

³⁰ ゴルバチョフ (1996) 『ゴルバチョフ回想録 下巻』 501 ページ。

³¹ 魏丽莎 (Elizabeth Wishnick) (2010) 「1980年代早期苏联对中国政策延續和变化的压力」 沈志華 李滨 (Douglas Stiffler) 主編 『脆弱的連盟：冷戦与中苏关系』 北京 社会科学文献出版社 507-524 ページ。

³² 魏丽莎 (2010) 「1980年代早期」 507-508 ページ。

³³ 魏丽莎 (2010) 「1980年代早期」 510 ページ。

するエリートたちが増えた。アンドロポフは中ソ関係が決裂する前の1960年代に中央委員に就任しており、長期に亘って中国との関係改善を主張していた。アンドロポフの顧問の一人、ボーヴィン（Bovin）は1983年2月に訪中し、正常化の趨勢は止められないと報告した。しかし、この時点でも保守派が主要な地位に就いており、彼等は中国に対して「慎重な対処」を主張し続けた。彼等は中国の改革は資本主義への回帰であり、中米協調は脅威であると訴えた³⁴。

3) 中米関係が変化し、ソ連指導部は対応に迫られた。

レーガン訪中（1984年4月）後、レーガン政権の対中政策はより積極的になった。ソ連の指導部は中米和解を強く警戒していた。ソ連中央政治局の内部文書は、米中和解の目的は軍事協力であると断言した。中国の和平工作は軍事防衛能力を高めるまでの時間稼ぎであり、見せかけである。中国の現代化は容易に軍事覇権に転化する。大多数のソ連の評論家たちは、レーガンが中国市場への進出を狙い、中国を反ソ同盟に引き込もうとしていると論じた。彼等は米中和解の結果、中国は米の「小伙伴（手下）」となると予想した³⁵。

ソ連の指導部は中国が拘る「三つの障害」を除去してもそこから得られる利益は多くないと考えていた。中国は「三つの障害」がなくなった場合、ソ連に対しどのような譲歩をするかを明言してこなかった。中国が1982年の十二大で、「独立自主の外交方針」を唱えても、ソ連の守旧派の評論家たちは中国の外交路線は不変であると主張していた。彼等は、毛沢東の遺産、中でも「反ソ・反覇権」政策とそこから派生した国際共産党運動（国際共運）の分裂工作を忘れていなかった。ソ連の守旧派は中国の「独立自主宣言」は中国の策略だと断定した³⁶。

アンドロポフは対中政策の評論を解禁した。しかし、メディアの封鎖は続いていたため、改革派の見解は極めて曖昧な形でしか表明されなかった。1983年には一部の学者が中国の対外開放政策の効果について言及し始めた。中国が開始した外資導入政策と合資企業の設立が大きな成果を挙げつつあったからである。しかし、大多数の学者は50年代以来の彼等の見方を変えなかった³⁷。

2. ゴルバチョフ以後

ゴルバチョフがトップの座に就いた（1985年3月）時点では、多くのソ連学者が1978年以来の中国の経済

発展に気付いていた。しかし、ソ連の学者にとって、気づくことと、政治的リスクを冒してその「気づき」を公表することとは別である。ゴルバチョフが認めるように、中ソ間には「ほとんど30年にわたる疎遠と対立の間に蓄積した大小さまざまな障害の山」³⁸があった。困難な問題は先送りされる。それは、国際社会において普遍的な現象である。

1) 対外政策策定・執行組織の改編

ゴルバチョフにとって、中国との国交正常化は最重要課題ではなかった。西側諸国との全面的緊張緩和（デタント）が喫緊の課題であり、冷戦を終結させるための必要条件であった。西側との全面的デタントはソ連の対外政策の大きな変更であり、そのためには大規模な対外政策策定・執行組織の改編が必要だった。ゴルバチョフは就任直後から対外政策策定・執行組織の改編に着手した。対中政策を独占していた党と政府組織もこの大規模リストラのあおりを受けて改編されていた。

ソ連において、「冷戦思惟」からの脱却は上から、短期間に、組織的に、かつ劇的に進行した。「冷戦思惟」を捨てない幹部たちは解任され、彼らに替わって「新思惟」を旗印とするゴルバチョフとその側近たちが対中政策策定・執行のイニシアチブを握った。

ノッティンガム大学のロシア研究者、ラドチェンコ（Sergey Radchenko、中国名：谢拉钦科）はソ連の政策策定・執行組織と幹部の改編が対中政策をどのように変えたのかを詳細に辿った³⁹。ラドチェンコによれば、ゴルバチョフが前任者から引き継いだのは、混乱し、複雑化していた外交機構であった。最終決定権は政治局が握っていた。チェルネンコ死去の時点で政治局員は10名、候補委が6名であった。政治局は政府よりも上位にあった。グロムイコ（Andrei Gromyko）は1957年以来外交部長であったが、政治局員になったのは1973年のことであった。ゴルバチョフが書記長に就任した時点（1985年3月）では、グロムイコが政治局で最大の影響力を持っていた⁴⁰。

中国問題を担当していたのは工入党連絡部であった。工入党連絡部第一副部長のラフマーニン（Oleg Rakhmanin）は有力な学者・官僚であり、党連絡部は

³⁸ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』498ページ。

³⁹ 谢拉钦科（Sergey Radchenko）（2010）「ソ連外交機構の幹部更替と対華政策転変 1985～1986」沈志華 李滨（Douglas Stiffler）主編『脆弱的連盟：冷戦与中苏关系』北京 社会科学文献出版社 2010年 525-537ページ。

⁴⁰ 谢拉钦科（2010）「ソ連外交機構」525ページ。

³⁴ 魏丽莎（2010）「1980年代早期」511ページ。

³⁵ 魏丽莎（2010）「1980年代早期」514-515ページ。

³⁶ 魏丽莎（2010）「1980年代早期」513ページ。

³⁷ 魏丽莎（2010）「1980年代早期」517-519ページ。

対中政策に影響を与え続けた。ラフマーニンは中ソ関係の正常化に懐疑的であった。ラフマーニンが書いた中ソ関係報告(1971)は、中国の「大国沙文主義(大国ショーヴィニズム)」と反ソ政策を厳しく批判し、ソ連における権威的参考書となった。ラフマーニンの見解は社会主義陣営が毎年開催する中国問題的官方会議(Interkit)で関係各国に伝達された。この会議は20年以上続けられた。ソ連の「不変の真理」が同盟国に伝達され、陣営内の言論を拘束した⁴¹。

2) ゴルバチョフの側近たち

1983年5月、1,000人近い職員を抱えるソ連最高のシンクタンク、ソ連科学院世界経済和国際関係研究所は新所長を迎えた。後にゴルバチョフ改革の設計者となるヤコフレフ(Aleksandr Iakovlev)である。ヤコフレフは中央宣伝部の幹部であったが、1973年に「隠れた権力闘争」に破れ、カナダ大使に左遷されていた。1983年にゴルバチョフがカナダを訪問し、ヤコフレフと意気投合した。ゴルバチョフはヤコフレフを中央に抜擢し、自己の顧問とした。ヤコフレフは1985年7月には研究所を離れ、ソ共中央書記となり、最終的に政治局委員となった⁴²。

米国・カナダ研究所長のアルバトフ(Georgii Arbatov)はブレジネフのブレインとして、タシケント演説を起草した。アルバトフはブレジネフだけでなくアンドロポフともゴルバチョフとも友好的関係を持ち、そのため1980年代には米国・カナダ研究所の影響力が増大した。

アルバトフがゴルバチョフの対中政策について、具体的にどのようなアドヴァイスをしていたかを垣間見ることの出来る資料が存在する。対外政策部でポノマレフの部下であり、アルバトフの友人でもあったチェルニャエフが詳細な日記を残していたのである。1985年4月11日の日記によれば：アルバトフはゴルバチョフと頻繁に連絡をとり、2週間に渡したメモの数は41に及んだ。メモの内容は「ソ連は米国と離れてもやっていけるが、西欧と離れることはできない；ゴルバチョフはブレジネフやチェルネンコのように大衆に媚びを売るべきではない；中国との友好は推進すべき；日本との関係を改善するために、二島は返還してもよい；アフガン戦争は終わらせなければならない；衛星国との関係は根本的に見直すべき」といったものであった⁴³。

アルバトフは1985年10月に2週間中国を訪問し、中ソ文化交流事業を行った。同時期、米の副大統領 G.W. ブッシュが訪中していた。当時、米中は台湾への武器供

与をめぐって対立を深めていた。アルバトフは帰国後、ソ連のテレビ番組に出演し、今が中ソ関係改善のチャンスだと訴えた。同時に、アルバトフはゴルバチョフに詳細な報告書を提出した。報告は中国の改革の進展を賞賛し、ソ連の改革の停滞を指摘した。中でも、アルバトフが強調したのは、当時の中国の消費生活の豊かさであった。ソ連が中国経済に参入するのは難しかった。ソ連製商品の質が劣悪だっただけでなく、ソ連側の手続きが煩瑣だったからである。アルバトフが期待をかけたのは、中国で輸入が急増していたハイテク部門であった⁴⁴。

3) 「反中分子」の排除

工人党連絡部で対中国政策の実務を取り仕切っていた第一副部長のラフマーニンはソ共中央委における「反中分子」の代表であった。1985年6月21日のブラウダにラフマーニンは仮名を使って論文を発表した。この論文は所謂民族主義趨勢(連邦共和国における独立運動)を厳しく批判するものであった。この論文は西側の注目を浴びた。ゴルバチョフの言説とあまりにも離反していたからである。ゴルバチョフは東独のホーネッカーとハンガリーのカダールに電話し、この論文はソ連を代表していないと弁解せざるを得なかった。ゴルバチョフは7月29日の政治局会議で、誰がこの論文の掲載を決定したかを問い詰めた。ポノマレフら、政治局員は責任逃れに終始した⁴⁵。

ラフマーニンは現職に留まったが、彼の上司は「整理」された。1986年2月にはルサコフが解任され、後任にはメドヴェージェフ(Vadim Medvedev)が就任した。メドヴェージェフは中央委科学教育部の出身で、外交経験は皆無であった。彼の任務は社会主義陣営にゴルバチョフの「新思惟」を広げることであった。1986年末、ラフマーニンは退任した。メドヴェージェフは回顧録で、以下のようにラフマーニンを批判した。「ラフマーニンは早い時期に中国への見方を固定させた。中国は覇権主義であり、大国ショーヴィニズムであり、反ソであり、強国になろうという野心を持っているという見方である。彼はこうした過去の観点を堅持し、幹部に教条主義を持ち込んだ。」1985年以後、ラフマーニンの部下たちは次々と解任された。ラフマーニンの弟子、チタレンコ(Mikhail Titarenko)が所長を務める遠東問題研究所には多数の中国問題専門家がいたが、彼等のほとんどが姿を消した⁴⁶。

⁴¹ 谢拉钦科(2010)「ソ連外交機構」526ページ。

⁴² 谢拉钦科(2010)「ソ連外交機構」528ページ。

⁴³ 谢拉钦科(2010)「ソ連外交機構」529ページ。

⁴⁴ 谢拉钦科(2010)「ソ連外交機構」530ページ。

⁴⁵ 谢拉钦科(2010)「ソ連外交機構」532-534ページ。

⁴⁶ 谢拉钦科(2010)「ソ連外交機構」534-535ページ。

4) 外交機構の「整頓」

ラフマーニンが去り、中ソ関係の正常化を妨げる組織的障害はなくなった。対外政策部のポノマレフも職を去り、後任には永らく駐米大使を務めたドブリニン (Anatolii Dobrynin) が就いた。ドブリニンは党務経験がなく、対外政策部が主管する第三世界での経験もなかった。しかし、ゴルバチョフにとってこの人事は重要であった。ゴルバチョフは対外政策部の地位を高め、外交部を牽制しようとしたからである。レーガン大統領らと面識があり、モスクワよりもワシントンで有名なドブリニンはまさに適役だった。

1986年初期の人事異動で、ゴルバチョフの外交顧問も替わった。ブレジネフの外交顧問だったアAGENTフ (Andrei Aleksandrov-Agentov) は、チェルニャーエフに交替した。チェルニャーエフは対外政策部でポノマレフの部下であり、アルバトフの友人でもあった。チェルニャーエフの抜擢にはアルバトフとヤコフレフが関与していた。ヤコフレフはイデオロギー担当の中央委書記に就任し、世界経済和国際関係研究所長の後任にはプリマコフ (Evgenii Primakov) が就いた。永年務めた外交顧問の地位を明け渡したアAGENTフは、こうした一連の動きを、「ゴルバチョフは自分と意気投合した連中—ヤコフレフ、メドヴェージェフ、チェルニャーエフ—とばかりつきあっている」と表現した⁴⁷。

こうした劇的変化を準備したのは1985年7月のシュワルナゼ (Eduard Shevardnadze) の外相就任であった。シュワルナゼに外交経験はなかったが、ゴルバチョフは外交部からグロムイコの影響力を一掃することを重視した。シュワルナゼは膨大な外交官僚機構の改革に取り組むことになった。

ゴルバチョフがウラジヴォストークで公開演説を行い、アジア・太平洋地域諸国との関係改善を訴えた1986年7月は、まさにこうした新体制が成立した時期であった。それでもなお、国交正常化まで更に3年を要した。その最大の原因は鄧小平が最後まで拘った「三大障害」の存在である。1989年5月の会談でこの3年という時間に言及した鄧小平に対し、ゴルバチョフは「あなたは「三つの障害」の除去という問題を提起しました。だから、三年かかったのです。言ってみれば、一つの障害を取り除くのに一年ということですね。」と皮肉を混じえて言及した⁴⁸。

このゴルバチョフの主張は一面的ではあるが、事実である。確かに、ゴルバチョフはソ連の都合で実施した諸策、即ちアフガニスタンからの撤兵 (1988.5~1989.2)、

モンゴルからの撤兵、カンブチアでの平和協議、をあたかも中国の要求への対応であるかのように脚色している。しかし、ゴルバチョフの口調には、これらの諸条件をクリアしたのは「新思维」に基づいて行動した自分であるという強い自負が漲っている。

一方、ソ連にとってもまた「冷戦思维」からの脱却は簡単にはいかなかった。それは、中国よりも難しかったかもしれない。ゴルバチョフが権力を握ったのは1985年3月であり、中ソ国交正常化にまで漕ぎ着けるには4年の時間しかなかった。ブレジネフの死 (1982年11月) は毛沢東の死 (1976年9月) の6年後であった。鄧小平ら改革派が権力を掌握したのが1980年2月であるから、ゴルバチョフにはちょうど5年の遅れがあった。鄧小平らは9年かけてようやく1989年5月に「冷戦思维」からの脱却を一応達成した。ゴルバチョフは5年遅れで改革を始め、4年間で「冷戦思维」からの脱却を一応達成した。こうした速成脱却を推進してきたソ連の対外政策新体制は、以下の2つの問題を抱えていた。

まず、新体制には「伝統的価値観」すなわち「冷戦思维」の持ち主が依然として存在していた。KGBも国防部も対外関係に組織的利害を持っていた。外交部は自己の組織的利害を守ろうとした。ゴルバチョフの組織改変は劇的で大規模なものであったが、それは組織の「整頓」であり、反対勢力の「粛清」ではなかった。グロムイコは外相のポストから体よく追い出されただけであり、彼の「冷戦思维」を捨て去ったわけではない。ゴルバチョフはこのように思想的に混乱し、組織利害が錯綜した外交機構を相手にしなければならなかった⁴⁹。

ソ連の新体制が抱えていた、より本質的な問題は「新思维」の具体的な中身である。冷戦から脱却したソ連はどこに向かうのか。どんなソ連を目指すのか。社会主義はそして共産党はどうなるのか? 「新思维」の具体的な中身について、ゴルバチョフと側近たちとの間には意見の違いがあった。時と共にその違いは拡大し、表面化した。1990年になると、政治改革の深度と速度を巡ってゴルバチョフと側近たちは対立するようになり、ソ連の対外政策新体制は内部から瓦解していった。

第3節 1989年5月の北京

1989年5月15日午前、ゴルバチョフは北京空港に到着した。飛行中に航空無線で歓迎行事は空港で行われることが通知された。天安門広場は「五・四運動」を記念するという名目で集まった学生たちによって占拠されていた。空港には楊尚昆・国家主席が出迎えた。ゴルバチョフは天安門広場の中央にある革命英雄記念碑に花輪

⁴⁷ 谢拉钦科 (2010) 「ソ連外交機構」 535-536 ページ。

⁴⁸ ゴルバチョフ (1996) 『ゴルバチョフ回想録 下巻』 504 ページ。

⁴⁹ 谢拉钦科 (2010) 「ソ連外交機構」 536-537 ページ。

を捧げることを望んでいたが、その要求は入れられなかった。「中国の指導部はどうやら、ゴルバチョフが天安門に姿を見せれば状況をいっそう煽り立てるのではないかと恐れたらしい。」⁵⁰とゴルバチョフは後に回顧している。

一連の会談は予定通りに進行した。まず、楊尚昆・国家主席との会談が行われた。楊尚昆はいわゆるソ連留学組であり、若き日のソ連との出会いを簡単なロシア語で話したという。続いて李鵬・首相との会談が行われた。李鵬とは両国が通商・経済・技術交流の分野で協同作業に取り組むことで合意した。また、中ソ国境に配備された兵力の削減についても合意した。

5月16日の朝、人民大会堂で鄧小平との会談が行われた。ゴルバチョフの回想録によれば、当時85歳の鄧小平はメモを一切見ずに、自由かつ活発に発言したという。この会談での鄧小平の発言の一部が後に公開され、それは事実上の公式見解となった。本章の冒頭に引用した、「過去を閉じ、未来を開く」がそれである⁵¹。

では、ゴルバチョフもまたこの鄧小平との会談が今回の訪中のクライマックスだと考えていたのだろうか。どうもそうではないらしい。確かに鄧小平はゴルバチョフと握手を交わし、中ソ関係の正常化を宣言した。しかし、国交正常化が国際社会に認められるためには、ゴルバチョフは正式な交渉相手である中共総書記の趙紫陽と会わなければならない⁵²。目の前にいるこの元氣な老人は、中国の最高政策決定者のようだが、一体何を考えているのか。

握手に続く鄧小平の発言をゴルバチョフは「かなり唐突な展開」と受け取った。鄧小平が突然「マルクス主義とレーニン主義について少し話したい」と言い出したからである⁵³。鄧小平が語った「過去」は以下の3点にまとめることができる。

1) 1960年代に鄧小平が繰り広げた中ソ論争は空論で

⁵⁰ ゴルバチョフ (1996)『ゴルバチョフ回想録 下巻』502 ページ。

⁵¹ 鄧小平 (1993)「結束過去、開壁未来」『鄧小平文選 第三巻』291 ページ。

⁵² 趙紫陽が失脚後に公開された非公式の談話によれば、この鄧小平・ゴルバチョフ会談を外交手続き上どう位置付けるかについて、中国側には混乱があった。当初鄧小平との会見を「低調処理」する予定であったのを、直前になって鄧小平がゴルバチョフとの会談で両党関係の回復を宣言すると言い出したという。趙紫陽 (2007)『趙紫陽軟禁中の談話』宗鳳鳴 記述 香港 開放出版社 255 ページ。

⁵³ ゴルバチョフ (1996)『ゴルバチョフ回想録 下巻』504 ページ。

あった。

2) 中国は過去に一連の大国から大きな被害を被った。それらの大国とは英国、ポルトガル、日本、帝政ロシア、そしてソ連である。

3) 過去の30年間、中国はソ連に対して不平等な立場におかれ、軽視され、圧迫されてきた。

ゴルバチョフの反応は以下のとおり。

1) 同意。

2) 遠い過去については、すでに歴史の問題である。歴史は書き換えられない。

3) あまり遠くない過去に、いくつかの点で我々は我々の側の明確な誤りと責任を感じている⁵⁴。

これらの論点のうち、鄧小平が一步踏み込んで、「結論」を引き出したのは1)の中ソ論争であった。鄧小平が言ったとされる「結論」は以下である。この「結論」は中国の公式文献には登場しない。

「われわれ両国は社会主義建設事業でそれぞれ固有の具体的な条件を考慮することを必要と認める。既成モデルは存在しない。」⁵⁵

ゴルバチョフは、「ここにわれわれは完全な相互理解を確認することができます。」と応答し、続けて鄧小平が「過去を閉じ、未来を開く」という成句を提言したとなっている。

この鄧小平の発言（それが本当にあったという前提で）は平明な言葉では以下を意味する。

①両国は相手国に対しイデオロギー批判をしない。

②両国は複数の社会主義の存在を認める。

③両国が固有の問題を抱えていることを互いに理解する。

両国がこの時点、即ち1989年5月時点で、互いの改革政策を容認したことの意味は大きい。今後ゴルバチョフがどのような政策を打ち出しても、それを中国が「資産階級自由化」と非難することはない。同様に、鄧小平らの政策をソ連が「修正主義」と批判することはない。

この合意を「未来に一步踏み出した」と表現するのはやや大袈裟である。何故なら、両者は少なくとも明示的には、未来に関しては何も話していないからである⁵⁶。しかし、ここでは暗示的な合意があったとみるべきであろう。合意のポイントは両国が「包括的な相互不干渉」を手に入れたことにある。この合意が果たした役割については次節で触れる。

⁵⁴ ゴルバチョフ (1996)『ゴルバチョフ回想録 下巻』506-508 ページ。

⁵⁵ ゴルバチョフ (1996)『ゴルバチョフ回想録 下巻』506 ページ。

⁵⁶ 鄧小平 (1993)「結束過去、開壁未来」『鄧小平文選 第三巻』295 ページ。

歴史的過去について、両者の観点はすれ違ったままである。ただ、この点に関しては鄧小平が妥協した。鄧小平は「歴史の問題に私がふれたのは、終止符を打つためです。これらの問題は風に吹き飛ばさせましょう。」⁵⁷と提案し、討論を打ち切った。

中ソ関係の「あまり遠くない過去」の諸問題については、ゴルバチョフが妥協した。ゴルバチョフは最も曖昧な形で、「いくつかの点で・・・我々の側の明確な誤り」を認めた。中ソ両国は、時々間違いを犯す「普通の国」になった。

ゴルバチョフは「過去」に拘る鄧小平に些かうんざりした形跡がある。ゴルバチョフは中ソ論争について話し出した鄧小平に対し、「私はあなたとスースロフの間で交わされた討論をよく覚えています。」⁵⁸と切り返し、遠い昔の思い出話を打ち切ろうとした。フルシチョフ時代を経験したゴルバチョフにとって、中ソ論争は不幸な歴史の一コマに過ぎない。今話すべきは現在と未来である。ゴルバチョフが念頭に置いていたのは政治的対話、経済関係、技術・文化交流、要員養成等についての協議であった。しかし、ゴルバチョフの見るところ、鄧小平にはこのような問題を具体的に討議する準備はできていないようだった。しかも、会談は既に2時間以上におよんでいた⁵⁹。

ゴルバチョフが後に「歴史的」な意味を持つと評価したのは、趙紫陽・中共総書記との会談であった。過去に終始した鄧小平との会談とは対照的に、両者は現在と未来について、即ち改革について話したという。会談が行われていた人民大会堂の外では、学生たちが国の指導者たちとの直接対話を要求していた。改革はまさに焦眉の問題であった⁶⁰。

ゴルバチョフによれば、中国側との会談はすべてテレビ・ラジオ用に収録されたという。これらの会談は結局公開されなかった。公開を意識していたせいか、ゴルバチョフの回顧録に登場する趙紫陽は終始冷静で、用心深い発言を繰り返している。ゴルバチョフの回顧録によれば、趙紫陽は会談の冒頭で、鄧小平との会談が「首脳会談」であり、今回の訪中の「頂点」であると言及した。次いで、重要問題は鄧小平の指導を仰がねばならぬという「実に重要な公式決定が（党中央委で）採択された」

と伝えたという⁶¹。

趙紫陽はこうした用心深さにも拘らず、ゴルバチョフとの会談の直後の5月20日には事実上解任されてしまった。解任が公表されたのは6月23日である。鄧小平は後に解任の理由を、胡耀邦と趙紫陽の二人の総書記は「資産階級自由化問題で躓いた」⁶²からだと説明した。では、趙紫陽とゴルバチョフとの会談にそのような「躓き」はあったのだろうか。

躓きは少なくとも三つあった。

①趙紫陽が「民主主義の条件の中で活動することを学ぶ必要」を認めたこと。ゴルバチョフによれば、趙紫陽は不意にある提案を持ち出したという。

「わが国では天安門にたくさんの民衆が集まっています。どうでしょう、シェワルナゼ同志にそこへ行って、無政府状態の広場を説得していただけませんか？」

趙はこれを冗談めかして言ったが、私にはまったく真剣なように思われた⁶³。

この提案をシェワルナゼはやんわりと拒否した、と言われる。この発言記録を目にした鄧小平ら長老たちは趙紫陽の優柔不断に憤慨したことであろう。党の長老たちは北朝鮮を訪問していた趙紫陽の留守中の4月25日に天安門での運動を「動乱」と決定していた。

②「政治改革なしには事態は動かぬこと、それに国民を広く惹きつけなければならないこと、」を強調したゴルバチョフに趙紫陽が同意したこと。

③「多党制の問題」に触れたゴルバチョフに対し、趙紫陽が理解を示したこと。

ゴルバチョフは趙紫陽の率直さに驚いたと回顧している⁶⁴。

趙紫陽との率直な会話の内容、中でも民主化の必要性、が国交正常化の合意文書に盛り込まれることはなかった。両国は1989年5月時点の二国間関係を固定することに合意した。両国の未来へのアプローチ、具体的には政治改革への取り組み、については相互の不干渉が暗黙のうちに了解された。

⁵⁷ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』508ページ。

⁵⁸ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』505ページ。

⁵⁹ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』508-509ページ。

⁶⁰ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』509ページ。

⁶¹ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』509ページ。会談で趙紫陽が鄧小平の「権威」を強調したことは、趙紫陽も認めている。趙紫陽（2007）『趙紫陽軟禁中の談話』49-50ページ。

⁶² 鄧小平（1993）『堅持社会主義、防止和平演變』鄧小平文選 第三巻』344ページ。

⁶³ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』510ページ。

⁶⁴ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』514ページ。

第4節 中ソ国交正常化の機能

中ソ国交正常化が達成したのは以下のような「関係性」である。

1) 非イデオロギーの関係

非イデオロギーの関係は両国が「過去」を封印することによってもたらされた。両国が1989年5月の時点で過去を封印することができたことは、大きな幸運であった。ゴルバチョフはその政策スタッフを改革派で固め、西側諸国とのデタントは順調に進展していた。改革を唱え、権力の頂点にあったゴルバチョフが「過去」即ちスターリン、フルシチョフ、ブレジネフを「清算」することは容易であった。

この時点の中国もまた、いわゆる改革・開放路線のピークにあった。改革派の趙紫陽が頂点に立ち、西側諸国との関係改善は順調に進んでいた。残された課題である中ソ国交正常化は事実上半ば達成されていた。「三大障害」が消滅に向かっていてからである。それでもなお、ゴルバチョフ訪中は歴史的出来事として演出されねばならなかった。両国とも首脳会談の持つ政治的効果に期待していた。中国が政治的コストをかけずに切れるカードは過去の封印であり、そのカードを切れるのは鄧小平以外にはいなかった。毛沢東に散々虐められてきた鄧小平だからこそ、毛沢東という過去を「清算」できたのである。

いわゆる天安門事件後、中国の「冷戦思惟」はいとも簡単に復活した。鄧小平は1989年11月の談話で、以下のように発言した。

「一つの冷戦は終結したが、二つの冷戦が始まった。一つは第三世界における冷戦で、もう一つは社会主義に対する冷戦だ。西側諸国は硝煙の立たない第三次世界大戦を始めた。この戦争は硝煙が立たない。それは彼らが社会主義国を平和的に転覆しようとしているからだ。(和平演変)」⁶⁵

資産階級自由化問題とは平明な言葉では民主化である。では、ソ連国内で民主化を推進し、5月の会談で趙紫陽と意気投合したゴルバチョフは、資産階級自由主義者ではないのか？

鄧小平の言い分をよく見ると、この新たな冷戦からソ連が除外されていることに気づく。鄧小平によれば、過去の冷戦は覇権主義の大国、即ちアメリカとソ連の争いであった。しかし、新たな冷戦で中国・第三世界と対立するのはG7に代表される西側諸国である⁶⁶。ここでは、ゴルバチョフがG7諸国のリーダーたちと同じような、

あるいはそれ以上の、資産階級自由思想を持っていたかもしれないことは不問に付されている。

この鄧小平の言説は、天安門事件に対するゴルバチョフの対応に呼応したものであった。事件直後の6月6日、ゴルバチョフはソ連人民代議員大会で報告を行い、北京の事件に関して遺憾の意を表し、被害者に哀悼の意を表した。同時に「英知と良識とよく考慮された対応が勝ちを制し、今の事態について偉大な中国民族にふさわしい解決策が見出されることへの期待を表明した。」⁶⁷ ソ連が天安門事件を理由に、対中制裁を課すことはなかった。ゴルバチョフは天安門事件を「悲劇」と表現したものの、中国の国内問題には干渉しないという姿勢を貫いた。

2) 相互不干渉の関係

ゴルバチョフは趙紫陽失脚のニュースを冷静に受け止めた。趙紫陽が学生たちに同情的だったことは事実であったし、党の長老たちが趙紫陽に批判的だったことも自明であった。さらにゴルバチョフが趙紫陽の失脚を知らされていた可能性もある。5月の訪中の最後に、ゴルバチョフは上海を訪問し、上海市委第一書記の江沢民と市長の朱鎔基と会っていた。ゴルバチョフによれば、江沢民が新しい波の重要な指導者の一人だという情報がモスクワに入っていたと言う⁶⁸。新しい波とは国交正常化後の新たな経済関係を意味した。1950年代にモスクワでの技術実習に参加し、党長老たちの信頼も厚い江沢民は、趙紫陽の後継者として「理に適っている」とゴルバチョフは受け取った。

1990年4月、首相の李鵬がソ連を公式訪問した。李鵬は前年のゴルバチョフ訪中時の非礼を詫びた。李鵬は当時の中国は「実に不安定な状態にあった」と認めた上で、そうした中で実現した国交正常化は「歴史的意義がある」とした⁶⁹。続けて李鵬は、今回の訪問の目的は両国関係の未来を開くことにあつたとした。会談では航空機製造の協力、軍事技術の移転、軍の交流拡大等が話されたという。この会談で李鵬は「二つの改革（経済改革と政治改革）は複合的に行わなければならぬ」と話したと言う⁷⁰。

⁶⁶ 鄧小平（1993）「堅持社会主義、防止和平演變」『鄧小平文選 第三卷』345 ページ。

⁶⁷ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』520 ページ。

⁶⁸ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』516 ページ。

⁶⁹ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』521 ページ。

⁷⁰ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』522 ページ。

⁶⁵ 鄧小平（1993）「堅持社会主義、防止和平演變」『鄧小平文選 第三卷』344 ページ。

この発言は、当時のソ連の政治状況を考えてみると、かなり踏み込んだ発言だったといえよう。李鵬は、政治改革の必要性を認めることで、中国がソ連の内政に干渉しないと言う立場を表明した。1989年5月の時点では、政治改革の必要性を力説したのはゴルバチョフであった。当時のソ連は、まだ中国ほどには「不安定な状態」にはなかった。しかし、ソ連の安定は表面的で一時的なものであった。

ゴルバチョフが訪中する直前の1989年3月には初の自由選挙となる人民代議員の選挙が実施され、エリツィン、サハロフ、ポポフらが選出された。ゴルバチョフが帰国した直後の5月末には第一回の人民代議員大会が開催された。それは、天安門の「反政府暴乱」を鎮圧した中国とは対照的であった。西側諸国はゴルバチョフのペレストロイカを歓迎し、支持した。12月にブッシュ大統領とゴルバチョフはマルタで首脳会談を行い、東西冷戦の終結を宣言した。トップの座に就いて4年でゴルバチョフはその最大の外交目標、冷戦の終結を達成した。1990年10月、ゴルバチョフはノーベル平和賞を受賞した。

一方、鉄の団結を誇っていたソ連は徐々に解体に向かっていった。1989年8月には多数の東ドイツ市民がハンガリー経由で西ドイツに脱出するという事件が発生した。11月には東ドイツが国境を開放し、東ドイツ市民は直接西ドイツに流れ込んだ。東西冷戦の象徴であった「ベルリンの壁」は崩壊した。

1990年には中ソ両国の政治状況は逆転していた。今度ソ連が「きわめて容易ならぬ時代」⁷¹を迎えていたのである。ソ連国内では民主化をめぐる左右の対立が先鋭化した。1990年2月、ゴルバチョフは遂に政治改革の頂点ともいえるべき「プロレタリア独裁」の放棄に着手した。1990年2月、ソ共中央委員会総会は一党制の憲法上の根拠となっていた第6条の修正に合意し、一党制原則を放棄した。3月のソ連人民代表大会は、第6条を修正し、ソ連は多党制の国家となった。

このような状況の中で、中国の首相が「政治改革の必要性」について言及したことは、ゴルバチョフにとっては一つの安心材料であったろう。但し、中国をはじめとした各国が干渉はしてこないものの、ソ連の政治改革の行方を注意深く見守っていたことも確かである。

1991年5月には総書記の江沢民が訪ソし、ゴルバチョフは彼を「よき知人」として迎えた。両国は中ソ関係を継続的に発展させていくことに合意した。当時、中国共産党は党内部の非公開討論で、ゴルバチョフのブルジョア自由主義を厳しく批判していた⁷²。中でも、ソ連が「プ

ロレタリア独裁」を放棄し、その結果ソ連共産党からの脱党者が激増していることに中国は危機感を募らせた。

しかし、江沢民はそのような内部討論が行われていることをおクビにも出さず、「ソ連の改革が実行され、成功するよう希望し、それこそがソ連の安定の強化と最も直接的に結びついているという自分の考えを力説した。」⁷³ 中国の内部討論が公開されることはなかった。

確かに、中ソ論争の「過去」は風に飛ばされたのである。

3) 対等な関係

中国にとって、中ソ関係の「過去」は不平等と差別に満ち溢れたものであった。鄧小平はゴルバチョフとの会談で論点の3)としてこの問題を提起した。それに対し、ゴルバチョフは「ある時期に、いくつかの問題でソ連は間違いを犯した」と回答し、この問題に決着がつけられたのは上に見てきたとおりである。

差別の解消は、それまで差別されてきた側により大きな変化を促すことになる。では、この時点(1989年5月)で解消された差別とは何か。以下の3点である。

①イデオロギーのヒエラルキー

鄧小平の年代の中国の指導者たちは、ソ連に対する劣等感を払拭できなかった。それは、彼らがソ連を社会主義思想の本家かつ、社会主義革命の先達として認めてきたからである。この劣等感を「風に吹き飛ばしてくれた」のはゴルバチョフである。ゴルバチョフはスターリン、フルシチョフ、ブレジネフという「過去」を吹き飛ばしてくれた。これで、中国が毛沢東を吹き飛ばせば、中国を思想的に拘束するものは何もない。マルクス・エンゲルスは過去の歴史的人物であるから、どうにでもなる。彼らの古典を現代的に、あるいは中国的に解釈すれば良い。

以後、中国は思想的なアクロバットを次々と演じていく。今や、社会主義にタブーはない。「社会主義市場経済」とか、「中国の特色を持つ社会主義」とか、「和諧社会」とか、「共同富裕」といったユニークではあるが、どこか既視感を伴う概念が次々と登場している現在は、社会主義思想の「百家争鳴」状態にある。

⁷¹ ゴルバチョフ (1996)『ゴルバチョフ回想録 下巻』520 ページ。

⁷² そうした批判の一端は、2000年代初頭に相次いで出版されたソ連解体についての研究書で明らかにされている。例えば、張樹華 (社会科学院政治学研究所長) (2012)「蘇共敗亡的過程、原因与教訓」李慎明 (社会科学院副院長) 主編 張樹華等譯『親歷蘇聯解体 二十年後的回憶与反思』269-283 ページ。

⁷³ ゴルバチョフ (1996)『ゴルバチョフ回想録 下巻』522 ページ。

②政治改革優先思想

ゴルバチョフが、趙紫陽と政治改革に関して語る時、そこにはソ連の「上から目線」を感じることができる。この「上から目線」の理由は以下である：鄧小平がくだくだと話した教条主義の問題を、ソ連はとっくに克服している；改革に反対する保守派は「整頓」した；いわゆる「三大障害」はいずれもクリアした；趙紫陽は民主化の必要性を理解しているようだが、無理解な老人たちを説得できないでいる；ソ連は政治の民主化に既に取り組んでいる；中国の経済発展は目覚ましいようだが、この天安門の騒ぎは何事だ。

鄧小平らとの会談を経て、ゴルバチョフは中国で政治改革を優先させるのは無理だと気づいた。まず、ゴルバチョフは改革派の代表である趙紫陽が最終決定権を握っていないらしいことに気づいた。ゴルバチョフは鄧小平と趙紫陽と二度も国交正常化を宣言せねばならなかった。次に、その趙紫陽は政治改革の初期的段階である、党と政府の機能の分離（党政分離）の実現にすら苦労していた。そして、最後に天安門である。

ゴルバチョフは中国が政治改革を「一時停止」することを認めざるを得なかった。但し、その見返りとして、ソ連の政治改革に中国が口出しすることがあってはならない。こうして、中ソ国交正常化は政治改革に関する相互の不干渉という形で、両国関係の対等性を担保した。

③経済改革優先路線

ゴルバチョフは経済改革に関しては中国がずっと先を走っていることをよく理解していた。趙紫陽が中国の農村改革を先導し、その実績を買われてトップの座に就いたことも知っていた。ゴルバチョフは回顧録で、趙紫陽が改革の方向、規模、深さ、変革のテンポについて語っている時、「私の眼前には自分の国の姿がずっと浮かんでいた。」⁷⁴と述べている。かつて、農業担当相であったゴルバチョフの眼には、最も基礎的な生産の自主権すら持っていないソ連の農民の姿が浮かんでいたことであろう。

しかし、ゴルバチョフは中国の成功経験から学ぶつもりはなかった。何故ならば、ソ連では「政治的惰性」⁷⁵が強過ぎて、経済改革の芽がことごとく摘まれてしまうからである。更に、ゴルバチョフの見るところでは、中国の経済改革は十分な広がりを見せていない。多数の北京市民が現在の生活に不満を持っている。だから彼らはその不満を表明するために天安門に集まっているではないか。

⁷⁴ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』512 ページ。

⁷⁵ ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』519 ページ。

ゴルバチョフは中国の経済改革優先路線を評価したが、それを礼賛し、後を追うことはしなかった。しかし、同時にその路線を批判することも差し控えた。中国には固有の問題があるのであるから、独自の取り組みをすることは自由であり、それをソ連は尊重する。同じように、ソ連は固有の問題に独自のやり方で取り組んでいく。ここでも、1989 年 5 月時点の両国の対等性が固定され、担保された。

1989 年 5 月を境として、中ソ両国はそれぞれ大きな混乱に巻き込まれていった。国交正常化がもたらした「普通の関係」は、そうした混乱の中で両国を繋ぎ止める「底線」として機能した。1990 年初頭の段階では、この「底線」はまだ細く、頼りないものであった。

この「底線」はやがて、太い「錨」になっていく。その過程の分析は別稿で行うこととしたい。（了）

参考文献

日本語

ゴルバチョフ（1996）『ゴルバチョフ回想録 下巻』工藤精一郎・鈴木康雄訳 新潮社
陸南泉（1987）「中ソ関係発展の展望」『過渡期にたつ現代ソ連—その総合的研究 II』スラブ研究センター報告シリーズ 20 1987 年 1 月 48-52 ページ。

中国語

鄧小平（1993）『鄧小平文選 第三卷』北京 人民出版社
牛軍（2010）「告別冷戦：中国実現中ソ関係正常化的歴史涵义」沈志華 李濱（Douglas Stiffler）主編『脆弱的連盟：冷戦与中苏关系』北京 社会科学文献出版社
錢其琛（2003）『外交十記』北京 世界知識出版社
謝拉欽科（Sergey Radchenko）（2010）「ソ連外交機構的幹部更替与对華政策転変 1985～1986」沈志華 李濱（Douglas Stiffler）主編『脆弱的連盟：冷戦与中苏关系』北京 社会科学文献出版社
魏麗莎（Elizabeth Wishnick）（2010）「1980 年代早期苏联对中国政策延續和变化的压力」沈志華 李濱（Douglas Stiffler）主編『脆弱的連盟：冷戦与中苏关系』北京 社会科学文献出版社
楊奎松「中美和解過程中的中方变奏：毛沢東「三個世界」理論提出的背景探析」沈志華 李濱（Douglas Stiffler）主編『脆弱的連盟：冷戦与中苏关系』北京 社会科学文献出版社
趙紫陽（2007）『趙紫陽軟禁中的談話』宗鳳鳴 記述 香港 開放出版社
張樹華（社会科学院政治学研究所長）（2012）「蘇共敗亡的過程、原因与教訓」李慎明（社会科学院副院長）主編 張樹華等译『親歷苏联解体 二十年后的回忆与反

思』

jing, and the New Geopolitics. London: Chatham House

英語

Bobo Lo (2008) *Axis Of Convenience : Moscow, Bei-*

執筆者一覧（掲載順）

遊川 和郎	亜細亜大学 アジア研究所 教授
大西 康雄	科学技術振興機構 特任フェロー、 JETRO アジア経済研究所 名誉研究員
大橋 英夫	専修大学 経済学部 教授
曾根 康雄	日本大学 経済学部 教授
森 路未央	大東文化大学 外国語学部 准教授
今村 弘子	富山大学 名誉教授
澤田ゆかり	東京外国語大学 総合国際学研究院 教授
塩沢 英一	共同通信社 論説委員
大嶋 英一	早稲田大学 現代中国研究所 招聘研究員
中居 良文	学習院大学 名誉教授

(2025 年 3 月 1 日現在)

(アジア研究所・アジア研究シリーズ No.115)

「習近平指導部 3 期目の試練」

2025 年 3 月 31 日 発行

発行者 亜細亜大学アジア研究所

〒180-8629 東京都武蔵野市境 5-8 ☎ 0422 (36) 3415

e-mail: ajiken@asia-u.ac.jp

印刷所 株式会社 静和堂

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 3-39-4 ☎ 03 (3370) 7181

IAS Asian Research Paper No.115

The Institute for Asian Studies
ASIA UNIVERSITY
TOKYO JAPAN